

**未定稿**

**別 冊**

# **平成 27 年度 生活保護実施要領等**

※ 内容は調整中のものを含み、今後変更することがあります。





○ 平成 27 年 4 月施行予定分

1. 生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）【改正案】	1
2. 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生省事務次官通知）【改正案】	15
3. 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）【改正案】	15
4. 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）【改正案】	15
5. 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）【改正案】	101
6. 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）【改正案】	105
7. 生活保護法による介護扶助の運営要領について（平成 12 年 3 月 31 日社援第 825 号厚生省社会・援護局長通知）【改正案】	113
8. 生活保護法の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて（平成 25 年 5 月 16 日社援保発 0516 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【改正案】	155
9. 生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】	167
10. 被保護者就労支援事業実施要領（厚生労働省社会・援護局長通知）【案】	173
11. 被保護者就労支援事業の実施について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】	177
12. 被保護者就労準備支援事業実施要領（厚生労働省社会・援護局長通知）【案】	187
13. 被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】	191

○ 平成 27 年 7 月及び 10 月施行予定分（住宅扶助・冬季加算関係）

14. 生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）【改正案】	201
15. 生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（厚生労働省社会・援護局長通知）【案】	215
16. 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）【改正案】	219
17. 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）【改正案】	219
18. 生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）【改正案】	305
19. 生活保護法による住宅扶助の認定について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】	307
20. 社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について（平成 15 年 7 月 31 日社援発第 0731008 号厚生労働省社会・援護局長通知）【改正案】	311



## **【平成 27 年 4 月施行予定分】**

### **1. 生活保護法による保護の基準 (昭和 38 年厚生省告示第 158 号)【改正案】**



# 平成27年度生活保護基準額(案)

## 1 一般生活費認定基準表

### 1級地-1 第1類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	21,510円	26,660円
3歳～5歳	27,110	29,970
6歳～11歳	35,060	34,390
12歳～19歳	43,300	39,170
20歳～40歳	41,440	38,430
41歳～59歳	39,290	39,360
60歳～69歳	37,150	38,990
70歳以上	33,280	33,830

### 第2類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		44,690円	49,460円	54,840円	56,760円	57,210円
基準額②		40,800	50,180	59,170	61,620	65,690
地区別冬季加算額 (11月から3月まで)	I区	24,260	31,410	37,490	42,510	44,140
	II区	17,340	22,460	26,810	30,400	31,570
	III区	11,520	14,910	17,790	20,170	20,950
	IV区	8,790	11,380	13,580	15,400	15,990
	V区	6,130	7,940	9,470	10,740	11,150
	VI区	3,080	3,980	4,750	5,390	5,590

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人増すごとに加算する額
基準額①		57,670円	58,120円	58,570円	59,020円	450円
基準額②		69,360	72,220	75,080	77,940	2,860
地区別冬季加算額 (11月から3月まで)	I区	45,780	47,410	49,040	50,680	1,630
	II区	32,740	33,900	35,070	36,230	1,170
	III区	21,730	22,500	23,280	24,060	780
	IV区	16,580	17,160	17,750	18,340	590
	V区	11,560	11,960	12,370	12,780	410
	VI区	5,790	5,990	6,190	6,390	200

1級地-2

第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	20,540円	25,520円
3歳～5歳	25,890	28,690
6歳～11歳	33,480	32,920
12歳～19歳	41,360	37,500
20歳～40歳	39,580	36,790
41歳～59歳	37,520	37,670
60歳～69歳	35,480	37,320
70歳以上	32,020	32,380

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		42,680円	47,240円	52,370円	54,210円	54,660円
基準額②		39,050	48,030	56,630	58,970	62,880
地区別冬季加算額 (11月から3月まで)	I区	23,160	30,000	35,800	40,600	42,230
	II区	16,570	21,460	25,600	29,040	30,210
	III区	11,000	14,250	17,000	19,270	20,040
	IV区	8,390	10,870	12,970	14,700	15,290
	V区	5,850	7,580	9,050	10,250	10,660
	VI区	2,940	3,810	4,540	5,150	5,350

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人増すごとに加算する額
基準額①		55,110円	55,570円	56,020円	56,470円	450円
基準額②		66,390	69,130	71,870	74,590	2,730
地区別冬季加算額 (11月から3月まで)	I区	43,860	45,500	47,130	48,760	1,630
	II区	31,370	32,540	33,700	34,870	1,170
	III区	20,820	21,600	22,370	23,150	780
	IV区	15,880	16,470	17,060	17,640	590
	V区	11,070	11,480	11,880	12,290	410
	VI区	5,550	5,750	5,950	6,150	200



## 2級地-1

## 第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	19,570円	24,100円
3歳～5歳	24,680	27,090
6歳～11歳	31,900	31,090
12歳～19歳	39,400	35,410
20歳～40歳	37,710	34,740
41歳～59歳	35,750	35,570
60歳～69歳	33,800	35,230
70歳以上	30,280	30,580

## 第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		40,670円	45,010円	49,900円	51,660円	52,070円
基準額②		36,880	45,360	53,480	55,690	59,370
地区別冬 季加算額 (11月から 3月まで)	I区	22,080	28,580	34,110	38,680	40,170
	II区	15,780	20,440	24,400	27,660	28,720
	III区	10,480	13,570	16,190	18,360	19,070
	IV区	8,000	10,350	12,350	14,020	14,550
	V区	5,580	7,220	8,620	9,770	10,140
	VI区	2,800	3,630	4,320	4,900	5,080

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1 人増すご とに加算 する額
基準額①		52,480円	52,890円	53,300円	53,710円	410円
基準額②		62,700	65,280	67,850	70,440	2,580
地区別冬 季加算額 (11月から 3月まで)	I区	41,650	43,140	44,620	46,100	1,480
	II区	29,780	30,830	31,890	32,940	1,060
	III区	19,770	20,480	21,190	21,900	710
	IV区	15,090	15,630	16,170	16,710	540
	V区	10,510	10,880	11,250	11,620	370
	VI区	5,260	5,440	5,620	5,800	180

## 2級地-2

## 第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	18,600円	23,540円
3歳～5歳	23,450	26,470
6歳～11歳	30,320	30,360
12歳～19歳	37,460	34,580
20歳～40歳	35,840	33,930
41歳～59歳	33,990	34,740
60歳～69歳	32,140	34,420
70歳以上	29,120	29,870

## 第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		38,660円	42,790円	47,440円	49,090円	49,510円
基準額②		36,030	44,310	52,230	54,390	57,990
地区別冬 季加算額 (11月から 3月まで)	I区	20,980	27,170	32,430	36,770	38,250
	II区	15,000	19,440	23,190	26,300	27,360
	III区	9,960	12,900	15,390	17,450	18,160
	IV区	7,600	9,840	11,750	13,320	13,860
	V区	5,300	6,860	8,200	9,280	9,650
	VI区	2,660	3,450	4,110	4,660	4,840

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1 人増すごと に加算する 額
基準額①		49,920円	50,330円	50,740円	51,150円	410円
基準額②		61,240	63,760	66,280	68,800	2,520
地区別冬 季加算額 (11月から 3月まで)	I区	39,740	41,220	42,710	44,190	1,480
	II区	28,410	29,470	30,520	31,580	1,060
	III区	18,870	19,580	20,280	20,990	710
	IV区	14,400	14,930	15,470	16,010	540
	V区	10,020	10,390	10,760	11,130	370
	VI区	5,020	5,200	5,380	5,560	180



## 3級地-1

## 第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	17,640円	22,490円
3歳～5歳	22,240	25,290
6歳～11歳	28,750	29,010
12歳～19歳	35,510	33,040
20歳～40歳	33,980	32,420
41歳～59歳	32,220	33,210
60歳～69歳	30,460	32,890
70歳以上	27,290	28,540

## 第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		36,640円	40,560円	44,970円	46,540円	46,910円
基準額②		34,420	42,340	49,920	51,970	55,420
地区別冬季加算額 (11月から3月まで)	I区	19,890	25,750	30,740	34,860	36,190
	II区	14,230	18,420	21,990	24,940	25,890
	III区	9,440	12,230	14,590	16,550	17,180
	IV区	7,200	9,320	11,140	12,630	13,110
	V区	5,020	6,520	7,770	8,810	9,150
	VI区	2,520	3,270	3,900	4,420	4,580

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人増すごとに加算する額
基準額①		47,280円	47,650円	48,020円	48,390円	370円
基準額②		58,520	60,930	63,330	65,740	2,410
地区別冬季加算額 (11月から3月まで)	I区	37,530	38,860	40,200	41,530	1,330
	II区	26,850	27,800	28,760	29,720	960
	III区	17,820	18,460	19,100	19,730	640
	IV区	13,590	14,070	14,540	15,020	480
	V区	9,480	9,820	10,160	10,500	340
	VI区	4,740	4,900	5,060	5,220	160

## 3級地—2

## 第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	16,670円	21,550円
3歳～5歳	21,010	24,220
6歳～11歳	27,170	27,790
12歳～19歳	33,560	31,650
20歳～40歳	32,120	31,060
41歳～59歳	30,450	31,810
60歳～69歳	28,790	31,510
70歳以上	26,250	27,340

## 第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		34,640円	38,330円	42,500円	43,990円	44,360円
基準額②		32,970	40,550	47,810	49,780	53,090
地区別冬季加算額 (11月から3月まで)	I区	18,800	24,350	29,050	32,940	34,280
	II区	13,440	17,410	20,780	23,560	24,520
	III区	8,930	11,560	13,790	15,630	16,270
	IV区	6,810	8,820	10,520	11,930	12,410
	V区	4,750	6,160	7,340	8,320	8,660
	VI区	2,380	3,090	3,690	4,170	4,330

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人増すごとに加算する額
基準額①		44,730円	45,100円	45,470円	45,840円	370円
基準額②		56,050	58,350	60,670	62,970	2,300
地区別冬季加算額 (11月から3月まで)	I区	35,610	36,950	38,280	39,620	1,330
	II区	25,470	26,430	27,390	28,340	960
	III区	16,910	17,540	18,180	18,820	640
	IV区	12,890	13,370	13,850	14,330	480
	V区	9,000	9,330	9,670	10,010	340
	VI区	4,490	4,650	4,810	4,970	160

### 基準生活費の算定

基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A \times 0 / 3 + B \times 3 / 3 + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に以下の逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額

B 第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に以下の逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額とする）

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

### 逓減率

第1類の表に定める個人別の基準額を合算した額に乘じる率	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
率①	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000
率②	1.0000	0.8850	0.8350	0.7675	0.7140

第1類の表に定める個人別の基準額を合算した額に乘じる率	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
率①	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
率②	0.7010	0.6865	0.6745	0.6645	0.6645

### 期末一時扶助費

級地別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
1級地—1	13,890	22,650	23,340	26,260	27,370
1級地—2	13,260	21,620	22,290	25,070	26,130
2級地—1	12,640	20,600	21,230	23,880	24,890
2級地—2	12,020	19,590	20,190	22,720	23,680
3級地—1	11,390	18,560	19,140	21,530	22,440
3級地—2	10,760	17,540	18,080	20,340	21,210

級地別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上1人増すごとに加算する額
1級地—1	31,120	33,060	35,010	36,670	1,670
1級地—2	29,710	31,570	33,420	35,020	1,590
2級地—1	28,310	30,080	31,850	33,360	1,510
2級地—2	26,920	28,610	30,280	31,730	1,450
3級地—1	25,520	27,110	28,710	30,070	1,360
3級地—2	24,110	25,610	27,120	28,410	1,290

## 2 その他の扶助基準表

### (1) 救護施設等

#### ア 基準額

級	地	別	救護施設及び これに準ずる施設	更生施設及び これに準ずる施設
			円	円
1	級	地	<u>62,940</u>	<u>66,680</u>
2	級	地	<u>59,800</u>	<u>63,340</u>
3	級	地	<u>56,650</u>	<u>60,010</u>

#### イ 地区別冬季加算額 (11月から3月まで)

級	地	別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
			円	円	円	円	円	円
1	級	地	10,600	8,130	6,400	4,740	3,020	2,270
2	級	地	9,640	7,400	5,820	4,310	2,750	2,060
3	級	地	8,690	6,660	5,240	3,890	2,470	1,860

#### ウ 期末一時扶助費

級	地	別	基準額
			円
1	級	地	4,970
2	級	地	4,520
3	級	地	4,070

### (2) 入院患者日用品費

#### ア 基準額

級	地	別	基準額
1・2・3	級	地	<u>22,680</u> 円以内

#### イ 地区別冬季加算額 (11月から3月まで)

級	地	別	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
			円	円	円
1・2・3	級	地	3,590	2,100	1,000

### (3) 介護施設入所者基本生活費

#### ア 基準額

級	地	別	基準額
1・2・3	級	地	<u>9,690</u> 円以内

#### イ 地区別冬季加算額 (11月から3月まで)

級	地	別	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
			円	円	円
1・2・3	級	地	3,590	2,100	1,000

## (4) 入学準備金

級 地 別	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校 等
1・2・3級地	40,600円以内	47,400円以内	63,200円以内

## (5) 教育扶助基準(1・2・3級地)

区 分	小 学 校	中 学 校
基準額(月額)	円 2,210	円 4,290
学習支援費(月額)	2,630	4,450

## (6) 住宅扶助基準

級 地 別	家賃、間代、地代等の額(月額)	補修費等住宅維持費の額(年額)
1・2級地	13,000円以内	119,000円以内
3級地	8,000円以内	

## (7) 出産扶助基準

級 地 別	施設分べん	居宅分べん	衛生材料費
1・2・3級地	<u>247,000</u> 円以内	249,000円以内	<u>5,600</u> 円以内

(注) 施設分べんの場合は、入院料の実費を加算

区 分	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校 等
1・2・3級地	40,600円以内	47,400円以内	63,200円以内

区 分	小 学 校	中 学 校
基準額(月額)	円 2,210	円 4,290
学習支援費(月額)	2,630	4,450

## (8) 生業扶助基準(1・2・3級地)

区 分		基 準 額 (1・2・3級地)	
生 業 費		46,000円以内	
技 能 修 得 費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)	77,000円以内	
	高等学校等就学費	基本額(月額)	5,450円
		教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
		授業料	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものを除く。)に通学する場合は、同法の施行前に当該高等学校等が所在する都道府県の条例に定められていた都道府県立の高等学校における額以内の額。
		入学料及び入学考査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費(月額)	5,150円	
就 職 支 度 費		29,000円以内	

## (9) 葬祭扶助基準

## ア 基準額

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1・2級地	206,000円以内	164,800円以内
3級地	180,300円以内	144,200円以内

## イ 別表第8の3に該当

級 地 別	金 額
1・2級地	13,710円
3級地	12,000円

### 3 加 算 関 係

(1) 妊産婦加算

級 地 別	妊 産 婦 加 算		産 婦 加 算
	妊 娠 6 か 月 未 満	妊 娠 6 か 月 以 上	
	円	円	円
1・2級地	<u>8,960</u>	<u>13,530</u>	<u>8,320</u>
3級地	<u>7,610</u>	<u>11,500</u>	<u>7,070</u>

(2) 障害者加算

ア 別表第1第2章の2の(2)のイに該当

級 地 別	加 算 額	
	在 宅	入 院 ・ 入 所
	円	円
1 級 地	<u>26,310</u>	
2 級 地	<u>24,470</u>	<u>21,890</u>
3 級 地	<u>22,630</u>	

イ 別表第1第2章の2の(2)のイに該当

級 地 別	加 算 額	
	在 宅	入 院 ・ 入 所
	円	円
1 級 地	<u>17,530</u>	
2 級 地	<u>16,310</u>	<u>14,590</u>
3 級 地	<u>15,090</u>	

ウ 別表第1第2章の2の(3)に該当

級 地 別	加 算 額
	円
1・2・3級地	14,140

(平成27年7月1日から14,480円)

エ 別表第1第2章の2の(4)に該当

級 地 別	加 算 額
	円
1・2・3級地	11,860

(平成27年7月1日から12,140円)

オ 別表第1第2章の2の(5)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	<u>69,710円以内</u>

(3) 介護施設入所者加算

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	<u>9,690円以内</u>

(4) 在宅患者加算

級 地 別	加 算 額
	円
1・2級地	<u>13,020</u>
3級地	<u>11,070</u>



## (5) 放射線障害者加算

ア 別表第1第2章の5の(1)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	42,720 円

イ 別表第1第2章の5の(2)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	21,360 円

## (6) 児童養育加算(1・2・3級地)

児童養育加算は、児童の養育にあたる者について行い、その加算額(月額)は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。

第1子及び第2子	3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。)	15,000 円
	3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。)であつて中学校修了前のもの(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	10,000
第3子以降	小学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	15,000
	小学校修了後中学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて15歳に達する以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)	10,000

## (7) 母子加算

級 地 別	児 童 1 人		児童が2人の場合 に加える額		児童が3人以上1 人を増すごとに加 える額	
	在 宅	入院・入所	在 宅	入院・入所	在 宅	入院・入所
	円	円	円	円	円	円
1 級 地	22,790		1,800		920	
2 級 地	21,200	18,990	1,690	1,530	850	750
3 級 地	19,620		1,580		780	



## 4 控除関係

### (1) 基礎控除額表

(別表)

### (2) 新規就労控除(月額)

級 地 別	控 除 額
1・2・3級地	10,700 円

### (3) 未成年者控除(月額)

級 地 別	控 除 額
1・2・3級地	11,400 円

課税所得	控除額	課税所得	控除額
000.00	000.00	000.00	000.00
000.01	000.00	000.01	000.00
000.02	000.00	000.02	000.00
000.03	000.00	000.03	000.00
000.04	000.00	000.04	000.00
000.05	000.00	000.05	000.00
000.06	000.00	000.06	000.00
000.07	000.00	000.07	000.00
000.08	000.00	000.08	000.00
000.09	000.00	000.09	000.00
000.10	000.00	000.10	000.00
000.11	000.00	000.11	000.00
000.12	000.00	000.12	000.00
000.13	000.00	000.13	000.00
000.14	000.00	000.14	000.00
000.15	000.00	000.15	000.00
000.16	000.00	000.16	000.00
000.17	000.00	000.17	000.00
000.18	000.00	000.18	000.00
000.19	000.00	000.19	000.00
000.20	000.00	000.20	000.00
000.21	000.00	000.21	000.00
000.22	000.00	000.22	000.00
000.23	000.00	000.23	000.00
000.24	000.00	000.24	000.00
000.25	000.00	000.25	000.00
000.26	000.00	000.26	000.00
000.27	000.00	000.27	000.00
000.28	000.00	000.28	000.00
000.29	000.00	000.29	000.00
000.30	000.00	000.30	000.00
000.31	000.00	000.31	000.00
000.32	000.00	000.32	000.00
000.33	000.00	000.33	000.00
000.34	000.00	000.34	000.00
000.35	000.00	000.35	000.00
000.36	000.00	000.36	000.00
000.37	000.00	000.37	000.00
000.38	000.00	000.38	000.00
000.39	000.00	000.39	000.00
000.40	000.00	000.40	000.00
000.41	000.00	000.41	000.00
000.42	000.00	000.42	000.00
000.43	000.00	000.43	000.00
000.44	000.00	000.44	000.00
000.45	000.00	000.45	000.00
000.46	000.00	000.46	000.00
000.47	000.00	000.47	000.00
000.48	000.00	000.48	000.00
000.49	000.00	000.49	000.00
000.50	000.00	000.50	000.00
000.51	000.00	000.51	000.00
000.52	000.00	000.52	000.00
000.53	000.00	000.53	000.00
000.54	000.00	000.54	000.00
000.55	000.00	000.55	000.00
000.56	000.00	000.56	000.00
000.57	000.00	000.57	000.00
000.58	000.00	000.58	000.00
000.59	000.00	000.59	000.00
000.60	000.00	000.60	000.00
000.61	000.00	000.61	000.00
000.62	000.00	000.62	000.00
000.63	000.00	000.63	000.00
000.64	000.00	000.64	000.00
000.65	000.00	000.65	000.00
000.66	000.00	000.66	000.00
000.67	000.00	000.67	000.00
000.68	000.00	000.68	000.00
000.69	000.00	000.69	000.00
000.70	000.00	000.70	000.00
000.71	000.00	000.71	000.00
000.72	000.00	000.72	000.00
000.73	000.00	000.73	000.00
000.74	000.00	000.74	000.00
000.75	000.00	000.75	000.00
000.76	000.00	000.76	000.00
000.77	000.00	000.77	000.00
000.78	000.00	000.78	000.00
000.79	000.00	000.79	000.00
000.80	000.00	000.80	000.00
000.81	000.00	000.81	000.00
000.82	000.00	000.82	000.00
000.83	000.00	000.83	000.00
000.84	000.00	000.84	000.00
000.85	000.00	000.85	000.00
000.86	000.00	000.86	000.00
000.87	000.00	000.87	000.00
000.88	000.00	000.88	000.00
000.89	000.00	000.89	000.00
000.90	000.00	000.90	000.00
000.91	000.00	000.91	000.00
000.92	000.00	000.92	000.00
000.93	000.00	000.93	000.00
000.94	000.00	000.94	000.00
000.95	000.00	000.95	000.00
000.96	000.00	000.96	000.00
000.97	000.00	000.97	000.00
000.98	000.00	000.98	000.00
000.99	000.00	000.99	000.00
001.00	000.00	001.00	000.00

## 別表

## 基礎控除額表(月額)

収入金額別区分		1人目	2人目以降
円	円	円	円
0 ~	15,000	0~15,000	0~15,000
15,001 ~	15,199	15,001~15,199	15,000
15,200 ~	18,999	15,200	15,000
19,000 ~	22,999	15,600	15,000
23,000 ~	26,999	16,000	15,000
27,000 ~	30,999	16,400	15,000
31,000 ~	34,999	16,800	15,000
35,000 ~	38,999	17,200	15,000
39,000 ~	42,999	17,600	15,000
43,000 ~	46,999	18,000	15,300
47,000 ~	50,999	18,400	15,640
51,000 ~	54,999	18,800	15,980
55,000 ~	58,999	19,200	16,320
59,000 ~	62,999	19,600	16,660
63,000 ~	66,999	20,000	17,000
67,000 ~	70,999	20,400	17,340
71,000 ~	74,999	20,800	17,680
75,000 ~	78,999	21,200	18,020
79,000 ~	82,999	21,600	18,360
83,000 ~	86,999	22,000	18,700
87,000 ~	90,999	22,400	19,040
91,000 ~	94,999	22,800	19,380
95,000 ~	98,999	23,200	19,720
99,000 ~	102,999	23,600	20,060
103,000 ~	106,999	24,000	20,400
107,000 ~	110,999	24,400	20,740
111,000 ~	114,999	24,800	21,080
115,000 ~	118,999	25,200	21,420
119,000 ~	122,999	25,600	21,760
123,000 ~	126,999	26,000	22,100
127,000 ~	130,999	26,400	22,440
131,000 ~	134,999	26,800	22,780
135,000 ~	138,999	27,200	23,120
139,000 ~	142,999	27,600	23,460
143,000 ~	146,999	28,000	23,800
147,000 ~	150,999	28,400	24,140
151,000 ~	154,999	28,800	24,480
155,000 ~	158,999	29,200	24,820
159,000 ~	162,999	29,600	25,160
163,000 ~	166,999	30,000	25,500
167,000 ~	170,999	30,400	25,840
171,000 ~	174,999	30,800	26,180
175,000 ~	178,999	31,200	26,520
179,000 ~	182,999	31,600	26,860
183,000 ~	186,999	32,000	27,200
187,000 ~	190,999	32,400	27,540
191,000 ~	194,999	32,800	27,880
195,000 ~	198,999	33,200	28,220
199,000 ~	202,999	33,600	28,560
203,000 ~	206,999	34,000	28,900
207,000 ~	210,999	34,400	29,240
211,000 ~	214,999	34,800	29,580
215,000 ~	218,999	35,200	29,920
219,000 ~	222,999	35,600	30,260
223,000 ~	226,999	36,000	30,600
227,000 ~	230,999	36,400	30,940
231,000 ~		(※)	(※)

(備考)

収入金額が231,000円以上の場合は、収入金額が4,000円増加するごとに、1人目については400円、2人目以降については340円を控除額に加算する。

**2. 生活保護法による保護の実施要領について**

**(昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生省事務次官通知)【改正案】**

**3. 生活保護法による保護の実施要領について**

**(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知)【改正案】**

**4. 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて**

**(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知)【改正案】**



## 生活保護法による保護の実施要領について

生活保護法による保護の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、この要領による。

### 第1 世帯の認定

#### ◎ 第1

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。

#### ◎ 第1

1 居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。

- (1) 出かせぎしている場合
- (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
- (3) 夫婦間又は親の未成熟の子（中学3年以下の子をいう。以下同じ。）に対する関係（以下「生活保持義務関係」という。）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
- (4) 行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
- (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。2の(5)（エを除く。）及び(6)並びに第2の1において同じ。）している場合
- (6) 職業能力開発校等に入所している場合
- (7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合

問（第1の4） 出かせぎ又は寄宿とは、生計を一にする世帯の所在地を離れて、特定又は不特定期間、他の土地で就労、事業、就学等のため仮の独立生活を営み、目的達成後その世帯に帰ることが予定されている状態をいうものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第1の5） 生計を一にする世帯から離れて、他の土地に新たな生計の本拠を構えた場合には、これを転出として取り扱ってよいか。

答 貴見のとおり取り扱って差しつかえない。

2 同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。ただし、これらのうち(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮したうえ実施すること。また、(6)又は(7)に該当する者と生活保持義務関係にある者が同一世帯内にある場合には、(6)又は(7)に該当する者とともに分離の対象として差しつかえない。

(1) 世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合

(2) 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（直系血族の世帯に転入した場合にあつては、世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る。）

(3) 保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係にない場合に限る。）

(4) 次に掲げる場合であつて、当該要保護者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

ア 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に属している場合

イ ア以外の場合であつて、要保護者に対し生活保持義務関係にある者の収入が自己の一般生活費以下の場合

(5) 次に掲げる場合であつて、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき

ア 6か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係に

ない場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

イ 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者等であって、入院又は入所期間がすでに1年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

ウ ア又はイに該当することにより世帯分離された者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の公費負担を受けて引き続き入院している場合又は引き続きその更生を目的とする施設に入所している場合

エ イ又はウに該当することにより世帯分離された者が、退院若しくは退所後6か月以内に再入院又は再入所し、長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

(6) (5)のア、イ及びエ以外の場合で、6か月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者等に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者等と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

(7) 同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合であって、結婚、転職等のため1年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められるとき

(8) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設又は児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）の入所者（障害者支援施設については、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものに限る。）と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合（保護を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

問（第1の8） 世帯分離が認められる場合については、局長通知第1の2及び5に各々その要件が示されているが、これは、世帯分離により保護継続している場合にも適用されるべきものと思う。したがって、世帯分離要件に該当しなくなった場合は、世帯分離を解除した上、改めて同一世帯として認定を行い、保護の要否判定を行うべきものとするが、どうか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に、例外的に認められる取扱いであることから、世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だけでなく、保護継続中も常に満たされていなければならないものである。

したがって、一旦世帯分離を行った場合であっても、その後の事情の変更により、世帯分離の要件を満たさなくなった場合には、世帯分離を解除し、世帯を単位として保護の要否及び程度を決定することとなる。

具体的には、世帯分離により保護を要しないこととなった世帯の収入、資産の状況や、世帯構成、地域の生活実態との均衡及び世帯分離の効果等を継続的には握し、世帯分離要件を満たしているかどうかについて、少なくとも毎年1回は検討を行う必要がある。

なお、世帯分離の解除を円滑に行うためにも、世帯分離を行うに当たっては、当該世帯に対し世帯分離の趣旨等を十分に説明しておく必要がある。

問（第1の9） 世帯分離をした場合において、分離により保護を要しないとした者（世帯）については、継続的に収入等を把握し、要件を満たしているかどうかについて少なくとも毎年1回は検討を行うこととされているが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により保護を要しないとした者の収入等が申告されず、また再三届出を求めたにもかかわらず届出がなされないため要件の確認が行えないような場合は、どのように取り扱えばよいか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則のもとで一定の要件を満たしていることを条件に保護の実施機関が適当



と判断したときに例外的な取扱いとして認められているものである。したがって、世帯分離中は継続して分離の要件を満たしており、分離が適切であるとの実施機関の判断が前提となっているものであるから、設問のように福祉事務所において分離要件を見直すことが必要であると考え調査したが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により、この確認ができない場合には当然世帯単位の原則に立ち帰り同一世帯と認定すべきものである。

以上の考え方からすれば、設問のような場合においては、実施機関は、まず、世帯分離を解除し、当該者を同一世帯と認定する変更決定を行うとともに、再度必要な資料等の提出を求め、なお指示に従わない場合は所要の手続を経て保護の廃止を検討すべきである。

問（第1の10） 世帯分離により入院若しくは入所中又は局長通知第1の2の(8)に掲げる施設に入所中の者のみを相当長期間保護している場合であって、世帯分離後の出身世帯の生計中心者が代替わりしたこと等により、同一世帯として認定することが適当でないと認められる場合には、別世帯とみなして差しつかえないか。

答 次のいずれにも該当する場合であって、社会通念上同一世帯として認定することが適当でないと認められる場合には、出身世帯と分離して保護している者を別世帯とみなして差しつかえない。

- 1 世帯分離後、入院入所期間がおおむね5年以上にわたっており、今後も引き続き長期間に及ぶこと。
- 2 世帯分離されている者に対し、出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にないこと。
- 3 世帯分離後出身世帯の生計中心者が代替わりしていること。

なお、別世帯とみなした場合にも、従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこととなる。

3 高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部専攻科、高等専門学校、専修学校又は各種学校（以下「高等学校等」

という。）に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合については、就学しながら、保護を受けることができるものとして差し支えないこと。

ただし、専修学校又は各種学校については、高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるものと認められるものであって、その者がかつて高等学校等を修了したことのない場合であること。

問（第1の7） 局長通知第1の3にいう「高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるもの」とは、どのようなものをいうか。

答 専修学校又は各種学校の修業年限が3年以上であり、かつ、普通教育科目を含む就業時間数がおおむね年800時間以上である教育課程に就学する場合であって、就学する者の意欲、能力、健康状態等から判断して、当該被保護世帯の自立助長のうへで高等学校等での就学と同程度の効果が期待されるものをいう。

4 次の各要件のいずれにも該当する者については、夜間大学等で就学しながら、保護を受けることができるものとして差しつかえないこと。

- (1) その者の能力、経歴、健康状態、世帯の事情等を総合的に勘案の上、稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること。
- (2) 就学が世帯の自立助長に効果的であること。

5 次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。

- (1) 保護開始時において、現に大学で就学している者が、その課程を修了するまでの間であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

(2) 次の貸与金を受けて大学で就学する場合

ア 独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金  
イ 国の補助を受けて行われる就学資金貸与事業による貸与金であってアに準ずるもの

ウ 地方公共団体が実施する就学資金貸与事業による貸与金（イに該当するものを除く。）であってアに準ずるもの

- (3) 生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

問(第1の6) 局長通知第1の5の(2)のイに該当するものは、どのようなものか。

答 例えば、財団法人交通遺児育英会の奨学金、文部科学省の高等学校等進学奨励費補助を受けて行われる事業による奨学金、生活福祉資金の教育支援資金のうち特に必要と認められる場合に支給されるもの、母子福祉資金又は寡婦福祉資金の修学資金のうち特別貸付けによるもの等である。

- 6 同一世帯に属していると認められるものであっても、次の者については別世帯として取り扱うこと。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第13条に定める特定中国残留邦人等(以下「特定中国残留邦人等」という。)及び同法第14条に定めるその者の配偶者(以下「その者の配偶者」という。)

## 第2 実施責任

### ◎ 第2

保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。

### ◎ 第2

1 居住地のない入院患者又は介護老人保健施設入所者については、原則としてその現在地である当該医療機関又は介護老人保健施設の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものであるが、次の場合には、それぞれ当該各項によること。

- (1) 保護を受けていなかった単身者で居住地のないものが入院又は入所した場合は、医療扶助若しくは介

護扶助又は入院若しくは入所に伴う生活扶助の適用について、保護の申請又は保護の申請権者からはじめて保護の実施機関に連絡のあった時点における、要保護者の現在地(ただし、当該単身者が急病により入院した場合であって、発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行なうことができない事情にあったことが立証され、かつ、入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった場合は、発病地とする。)を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこと。

- (2) 入院又は入所前の居住地に本人の家財等が保管され又は同地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院又は退所後必ずその地域に居住することが予定されているときは、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任(居住地保護の例による。)を負うこと。

- (3) (2)のほか、入院若しくは入所と同時に居住地を失ない、又は入院若しくは入所後(入院又は入所後において住宅費が認定されていた場合には、当該住宅費が認定されなくなった日以後)3箇月以内に入院又は入所を原因として居住地を失なった者(入院又は入所後3箇月を経過した後において保護を申請した者であって、申請時において居住地がなかったものを除く。)については、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任(現在地保護の例による。)を負うこと。

問(第2の1) 単身者たる入院患者又は介護老人保健施設入所者の入院又は入所前の居住地がなくなった場合は、他に親族等の縁故先で退院又は退所後の着き先となることが期待される場所があるとしても、当該入院又は入所が法によるものであると否とを問わず、すべて居住地として認定されないと解してよいか。

答 局長通知第2の1の(2)に該当する場合を除き、お見込みのとおりである。

問(第2の2) 世帯分離された入院患者又は介護老人保健施設入所者については、出身世帯の居住地をその居住地として認定すべきであり、出身世帯が移



転した場合も同様であると解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第2の3） 同一世帯員として認定すべき者のうち一方が病院又は療養所にあり、他方が保護施設にある場合で、入院又は入所前の居住地が消滅しているときの実施責任は、どのように判断すべきか。

答 それぞれ世帯を別にしているものとして判断すべきである。

すなわち、保護施設にある者については法第19条第3項により、入院患者については局長通知第2の1又は2により取り扱うべきである。

問（第2の4） 次の場合の要保護者にかかる実施責任はいずれにあるか。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担（結核に係るものに限る。）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けていない被保護者で居住地のないものが転院したとき。

(2) 医療扶助により入院していた者で局長通知第2の1の(3)又は2により保護を実施されていたものが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担を受ける等医療扶助の適用を要しなくなった場合で引き続き生活扶助（入院患者日用品費）を要するとき。

(3) 医療観察法による措置廃止により、居住地のない被保護者が転院したとき。

答 (1)については、局長通知第2の2は適用されず、当該被保護者の現在地である転院先の医療機関所在地の実施機関が、入院患者日用品費等の支給について実施責任を負うものである。

(2)については、同一の医療機関に入院している限り引き続き局長通知第2の1の(3)又は2により実施責任が定められるものである。

(3)については、措置廃止と同時に転院となった場合は、局長通知第2の1により転院先の医療機関所在地の実施機関が実施責任を負うものである。

問（第2の5） 局長通知第2の1の(3)にいう「入院後3箇月以内」及び「入院後3箇月を経過した後」

の「3箇月」はどのように算定すべきか。

答 いずれも入院した日の属する月を含めて4箇月目の月の入院日に相当する日の前日までをいうものである。

問（第2の7） 被保護者がケアハウスに入所した場合、ケアハウス所在地をその者の居住地とし、その者に対する保護の実施責任は、ケアハウス所在地を所管する保護の実施機関が負うこととなるのか。

答 お見込みのとおりである。

なお、同様の取扱いとしては、身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等がある。

また、平成18年4月1日以前から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居に入居している者については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。

問（第2の8） 平成18年10月以前より児童福祉法に基づく措置により児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）に入所している児童が、引き続き契約に基づき当該施設に入所する場合、その児童の入所期間中、当該施設（複数の施設に継続して入所措置された場合には最初に入所措置された施設）に入所措置する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が、当該児童に対する保護の実施責任を負うものと考えてよろしいか。

答 お見込みのとおりである。

2 居住地のない被保護者又は要保護者について、保護の実施機関が、所管区域内に適当な指定医療機関がないか、あっても満床のため、所管区域外の指定医療機関に医療を委託した場合及び治療の必要上から所管区域外の指定医療機関に委託替えした場合（生活保護法による医療扶助を適用されている患者が自発的に転院転所をした場合であって、客観的に保護の実施機関において委託替えすべきであったと認められるときを含む。）には、当該医療の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（1の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。

- 3 居住地のない介護老人保健施設又は介護療養型医療施設入所者であって、法による介護扶助を適用されている被保護者が、当該保護の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護扶助の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（1の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。）を負うこと。
- 4 単身の被保護者（入所と同時に保護を開始される者を含む。）が国立保養所又は結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。ただし、病院又は療養所から直ちに結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、病院又は療養所に入院又は入所中における保護の実施機関にあるものとする。
- 5 保護施設に入所している者が病院、介護老人保健施設若しくは療養所に入院若しくは入所した場合又は保護施設を退所し、引き続き保護施設通所事業を利用した場合には、入院若しくは入所又は通所している期間中（保護施設通所事業については1年以内に限る。）、当該施設に入所していたときの保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこと。
- 6 被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。
- 7 老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が病院、介護老人保健施設又は療養所に入院又は入所した場合で当該入所措置廃止と同時に保護を開始されるときその者に対する保護の実施責任は、当該施設に入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関にあるものとする。
- 8 保護を受けていない介護老人福祉施設入所者から保護の申請があった場合のその者に対する実施責任は、当該施設所在地を所管する保護の実施機関にあるものとする。ただし、第1の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでない。
- 9 被保護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律に規定する障害者支援施設に入所し、又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う住居に入居した場合は、その者の入所又は入居期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。

なお、当該者が入所又は入居前に属していた世帯が移転した場合でも、12の(1)の取扱いに拠らず、その世帯が従前居住していた地に居住地があるものと認定すること。

- 10 児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）に入所している者に対する保護の実施責任は、入所前の居住地又は現在地により定めること。
- 11 法第18条第2項第1号の規定に基づく死亡した被保護者の葬祭を行なう者に対する葬祭扶助の実施責任は、死亡した被保護者に対する保護の実施機関が負うものとする。
- 12 居住地又は現在地の認定は次によること。

(1) 第1の1によって同一世帯員と認定された者については、出身世帯の居住する地に居住地があるものと認定し、また、出身世帯が移転した場合には、その移転先を居住地と認定すること。

(2) (1)の場合において、出身世帯が分散している等のためその出身世帯の居住地が明らかでないときは、そのうち、生活の本拠として最も安定性のある地を居住地と認定すること。ただし、これによりがたいときは、出身世帯の生計中心者のいる地を居住地と認定すること。

なお、出身世帯員に安定した居住地がないときは、居住地がない者と認定すること。

(3) 刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放された者について帰住地がある場合であって、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときは、その帰住地を現在地とみなすこと。

(4) 次に掲げる施設に収容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、現在地保護を行うこと。

ただし、左記の施設入所者の多くが配偶者からの暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の

立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによることとして差しつかえない。

ア 売春防止法による婦人保護施設又は婦人相談所の行う一時保護の施設

イ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による婦人相談所が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設

### 第3 資産の活用

#### ◎ 第3

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分を考え、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難しいときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

- 1 その資産が現実には最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの
- 2 現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
- 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- 5 社会通念上処分させることを適当としないもの

#### ◎ 第3

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。ただし、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

また、要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。

なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行

行うこと。

#### 1 土地

##### (1) 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（生活福祉資金貸付制度要綱に基づく「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」をいう。以下同じ。）の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

ア 当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの

イ 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限度の面積のもの

##### (2) 田畑

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるものであること。

イ 当該世帯の世帯員が現に耕作しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

##### (3) 山林及び原野

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 事業用（植林事業を除く。）又は薪炭の自給用若しくは採草地用として必要なものであって、当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる面積のもの。

イ 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく



貢献するようなものであること。

## 2 家屋

### (1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合は、間貸しにより活用させること。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

### (2) その他の家屋

ア 事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる規模のものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

イ 貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世帯の要保護推定期間（おおむね3年以内とする。）における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められる場合は、保有を認め、貸家として活用させること。

## 3 事業用品

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

(1) 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であって、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであること。

(2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるが、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね1年以内（事業用設備については3年以内）に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの。

## 4 生活用品

### (1) 家具什器及び衣類寝具

当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があると認められる品目及び数量は、保有を認めること。

### (2) 趣味装飾品

処分価値の小さいものは、保有を認めること。

### (3) 貴金属及び債券

保有を認めないこと。

### (4) その他の物品

ア 処分価値の小さいものは、保有を認めること。

イ ア以外の物品については、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められるものは、保有を認めること。

## 5 判断基準

1の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び2の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋であって、当該ただし書きにいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこと。

問（第3の18）生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合はどのように取り扱ったらよいか。

答 被保護者に、預貯金等がある場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段（収入の未申告等）により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

また、被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。

さらに、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。

問（第3の18-2） 高等学校等に就学中の者がいる被保護世帯において、当該者が高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費に充てるため、保護費のやり繰りにより預貯金等をすることは認められるか。

答 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認して差しつかえない取り扱いとしている。

生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校への就学については、本来、高等学校等就学費を支給された者は卒業資格を活かして就労を目指すことが必要であるが、一方で、自立助長に効果的であると認められる等局第1-5の要件を満たす場合には世帯分離をしたうえで認めている。

また、大学への就学については、貸与金を受けて就学する場合に世帯分離をしたうえで認めているが、大学への就学によって、就労に資する資格取得が見込まれることも考えられる。

そのため、次のいずれにも該当する場合、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等は、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められるものとして、保有を容認して差しつかえない。

なお、保護の実施機関は、当該預貯金等の使用前に預貯金等の額を確認するとともに、使用後は下記3の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。

- 1 具体的な就労自立に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から卒業時の資格取得が見込めるなど特に自立助長に効果

的であると認められること。

- 2 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学すること。

- 3 当該預貯金等の使用目的が、高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学料等に限る。）に充てるものであること。

- 4 やり繰りで生じる預貯金等で対応する経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっているものであって、原則として、やり繰りを行う前に保護の実施機関の承認を得ていること。

問（第3の13） 局第3において、要保護者に資産の申告を行わせることとなっているが、保護受給中の申告の時期等について具体的に示されたい。

答 被保護者の現金、預金、動産、不動産等の資産に関する申告の時期及び回数については、少なくとも12箇月ごとに行わせることとし、申告の内容に不審がある場合には必要に応じて関係先について調査を行うこと。

この場合、不動産の保有状況については、固定資産税納税通知書がある場合は写しを提出させるとともに、必要がある場合は、更に訪問調査等により的確に把握すること。

なお、保護の実施機関において関係機関の協力等により被保護者の保有不動産の状況を的確に把握できる場合には、必ずしも被保護者から申告を行わせる必要はないこと。

おって、不動産を取得又は処分したときの申告については、予め被保護者に申告の義務があることを十分に理解させ、速やかに申告を行わせること。

問（第3の15） 局長通知第3の5にいうケース診断会議等の検討に付する目安を示されたい。

答 ケース診断会議等における検討対象ケースの選定に当たっては、当該実施機関における最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法、またはその他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額をもってケース診断会議等選定の目安額と

する。

なお、当該目安額は、あくまでも当該検討会等の検討に付するか否かの判断のための基準であり、保護の要否の決定基準ではないものである。

問（第3の16） 局長通知第3の5にいうケース診断会議等ではどのような点について検討を行うのか示されたい。

答 当該土地・家屋に居住することによって営まれる生活の内容が、最低生活の観点から、他の被保護世帯や地域住民の生活内容との比較においてバランスを失しない程度のものであるか、また、生活保護の補足性の観点からみて、居住用の不動産としてその価値が著しい不公平を生じるものではないか等について、住民意識及び世帯の事情等を十分勘案して長期的な視点で行うものとする。

具体的には、

- ① 当該土地・家屋の見込処分価値の精査
- ② 当該土地・家屋の処分の可能性
- ③ 当該世帯の移転の可能性
- ④ 当該世帯員の健康状態・生活歴
- ⑤ 当該世帯と近隣の関係
- ⑥ 当該世帯の自立の可能性
- ⑦ 当該地域の低所得者の持ち家状況、土地・家屋の平均面積、地域感情
- ⑧ その他必要な事項

について検討し、当該世帯の実情に応じた土地・家屋の保有の容認あるいは活用の方策等の総合的な援助方針について意見をまとめること。

なお、土地・家屋の活用について援助方針を樹立する際には、当該世帯に将来の生活の不安を抱かせることのないよう配慮する必要があることから、単に資産活用に係る関係諸機関との連携、活用までの間の急迫保護のあり方、指導指示の内容について検討するのみでなく、個別の世帯の事情に即した他法他施策の活用、不動産を担保とした貸付の活用、不動産の賃貸等による活用、公営住宅等への入居による活用、親族との関係など当該世帯の自立助長の観点から、全般にわたり十分な配慮を行った援助方針の樹立に努める必要があること。

また、土地・家屋の保有を容認することが適当と

判断された場合においても、検討の結果を活かして改善を図られる援助方針の樹立について留意されたいこと。

問（第3の6） 局長通知第3の4の(4)のイにいう「当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない」ことの判断基準を示されたい。

答(1) 「当該地域」とは、通常の場合、保護の実施機関の所管区域又は市町村の行政区域を単位とすることが適当であるが、実情に応じて、市の町内会、町村の集落等の区域を単位として取り扱って差しつかえない。

(2) 「一般世帯との均衡を失することにならない」場合は、当該物品の普及率をもって判断するものとし、具体的には、当該地域の全世帯の70%程度（利用の必要性において同様の状態にある世帯に限ってみた場合には90%程度）の普及率を基準として認定すること。

問（第3の17） 寝たきり老人、身体障害者等のいる世帯が、当該寝たきり老人等の身体状況又は病状からルームエアコンを利用している場合であって、その保有が社会的に適当であると認められる場合は、当該地域の普及率が低い場合であっても次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてルームエアコンの保有を認めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第3の8） 生活用品としての楽器、テレビ、カメラ及びステレオは、趣味装飾品、家具什器又はその他の物品のいずれに分類すべきか。

答 「その他の物品」として取り扱うこと。

問（第3の9） 次のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外に通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」として通勤用自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者が自動車により通勤する場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合



3 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合

4 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合

答 お見込みのとおりである。

なお、2、3及び4については、次のいずれにも該当する場合に限るものとする。

(1) 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。

(2) 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること。

(3) 自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること。

(4) 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること。

問(第3の9の2) 通勤用自動車については、現に就労中の者にしか認められていないが、保護の開始申請時においては失業や傷病により就労を中断しているが、就労を再開する際には通勤に自動車を利用することが見込まれる場合であっても、保有している自動車は処分させなくてはならないのか。

答 概ね6か月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、次官通知第3の2「現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの」に該当するものとして、処分指導を行わないものとして差し支えない。ただし、維持費の捻出が困難な場合についてはこの限りではない。

また、概ね6か月经過後、保護から脱却していない場合においても、保護の実施機関の判断により、その者に就労阻害要因がなく、自立支援プログラム又は自立活動確認書により具体的に就労による自立に向けた活動が行われている者については、保護開始から概ね1年の範囲内において、処分指導を行わないものとして差し支えない。

なお、処分指導はあくまで保留されているものであり、当該求職活動期間中に車の使用を認める趣旨ではないので、予め文書により「自動車の使用は認められない」旨を通知するなど、対象者には十分な説明・指導を行うこと。ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えない。

また、期限到来後自立に至らなかった場合については、通勤用の自動車の保有要件を満たす者が通勤用に使用している場合を除き、速やかに処分指導を行うこと。

問(第3の11) 保護申請時において保険に加入しており、解約すれば返戻金のある場合は、すべて解約させるべきか。

答 保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に解約させないで保護を適用して差しつかえない。

問(第3の19) 保護申請時において学資保険に加入している場合においても、本通知第3の間11と同様の条件を満たす場合については、解約させないで保護を適用してよいか。

答 当該学資保険が、次の条件を満たす場合には、保護適用後、満期保険金(一時金等を含む)又は解約返戻金を受領した時点で、開始時の解約返戻金相当額について法第63条を適用することを前提として、解約させないで保護を適用して差しつかえない。

1 同一世帯の構成員である子が15歳又は18歳時に、同一世帯員が満期保険金(一時金等を含む)を受け取るものであること。

2 満期保険金(一時金等を含む)又は満期前に解約した場合の返戻金の使途が世帯内の子の就学に要する費用にあててを目的としたものであること。

3 開始時点の1世帯あたりの解約返戻金の額が50万円以下であること。

問(第3の20) 保護受給中に学資保険の満期保険金

(一時金等を含む)又は解約返戻金を受領した場合について高等学校等就学費との関係も踏まえて取扱いを示されたい。

答 満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第63条を適用し返還を求めるとなるが、本通知第8の間40の(2)のオに定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差しつかえない。なお、この場合、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上しても差しつかえない。

開始時の解約返戻金相当額以外については、「保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱い」と同様に、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については、収入認定の除外対象として取り扱い、当該収入があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。なお、この取扱いは、保有を認められた他の保険についても同様である。

問(第3の12) 次のいずれかに該当する場合は自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者(児)が通院、通所及び通学(以下「通院等」という。)のために自動車を必要とする場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合

答 次のいずれかに該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてその保有を認めて差しつかえない。

- 1 障害(児)者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合
  - (1) 障害(児)者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。
  - (2) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策によ

る送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実情に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。

- (3) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの(排気量がおおむね2,000cc以下)であること。
- (4) 自動車の維持に要する費用(ガソリン代を除く。)が他からの援助(維持費に充てることを特定したものに限る。)、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。
- (5) 障害者自身が運転する場合又は専ら障害(児)者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要なとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。

2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

- (1) 当該者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。
- (2) 他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院等が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車による以外に通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最小限のもの(排気量がおおむね2,000cc以下)であること。
- (4) 自動車の維持に要する費用(ガソリン代を除く。)が他からの援助(維持費に充てることを



特定したものに限り。)等により、確実にまかなわれる見通しがあること。

(5) 当該者自身が運転する場合又は専ら当該者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

問(第3の14) ローン付住宅を保有している者から保護の申請があったが、どのように取り扱うべきか。

答 ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではない。

問(第3の21) 局長通知第3の1の(1)及び第3の2の(1)において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させることとし、その活用後に保有を認めることとされているが、当該貸付資金の利用が可能にも関わらず、その利用を拒む世帯に対しては、どのように対応するのか。

答 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能な場合には、当該貸付資金の利用が優先されるべきである。

したがって、当該貸付資金の利用を拒む世帯に対しては、資産の活用は保護の受給要件となることを説明し、その利用を勧奨するとともに、貸付期間中も相談に応じること、貸付の利用が終了した後、他の要件を満たす場合には生活保護が適用になる旨を説明することとされたい。

それでも、当該貸付資金の利用を拒む場合については、資産活用を恣意的に忌避し、法第4条に定める保護の受給要件を満たさないものと解し、

- 1 生活保護受給中の者については、所要の手続を経て、保護を廃止する
- 2 新規の保護申請者については、保護申請を却下することとされたい。

問(第3の22) 保護受給中の者が要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合、貸付日以前に支給された保護費はどのように取扱うのか。

答 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用の可

否については、社会福祉協議会による審査によって決定されることから、保護の実施機関による当該居住用不動産の保有認否の判断は、この審査結果を待って行うことになる。

したがって、この場合、貸付契約の成立をもって、当該居住用不動産が具体的に活用可能な資産になったものと判断されるべきであり、初回の貸付分が受けられる月の初日を資力発生日ととらえ、貸付日以前に支給された保護費については、法第63条による返還請求を行わないこと。

なお、この取扱いは、保護の実施機関が貸付日以前に当該居住用不動産の保有を否認していた場合も同様である。

問(第3の23) 保有が容認されていた自動車を使用に耐えない状態となった場合、自動車の更新を認めてよいか。

答 次のいずれにも該当する場合であって、自動車を購入することが真にやむを得ないと認められる場合は、自動車の更新を認めて差し支えない。

ただし、保護の実施機関による事前の承認を得ることを原則とする。その際、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等により賄う場合においては、本通知第3の18に従い、不正の手段により蓄えられたものではないこと等を確認すること。

- 1 保有が容認されていた自動車を使用に耐えない状態となったこと。
- 2 保有が容認されていた事情に変更がなく、自動車の更新後も引き続き本通知第3の9又は同第3の12に掲げる保有の容認要件に該当すること。
- 3 自動車の処分価値が小さく、通勤、通院等に必要範囲の自動車と認められるものであること。
- 4 自動車の更新にかかる費用が扶養義務者等他からの援助又は保護費のやり繰りによって生じた預貯金等により確実に賄われること。

## 第4 稼働能力の活用

◎ 第4

要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。

#### ㊦ 第4

1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。

問（第4の1） 現に就労している者の稼働能力の活用状況が十分であるか否かについては、どのように判断したら良いのか。

答 局長通知第4で示した稼働能力の活用についての判断基準は、現に就労している者についても当てはまるものである。

具体的には、その者の現在の就労状況が2により評価した本人の稼働能力から見て妥当な水準にあると認められる場合には、その者は稼働能力を活用していると判断することができるものである。

一方、本人の稼働能力から見て妥当な水準にないと認められる場合には、3及び4で示した事項を含めて1により客観的かつ総合的に判断されたい。

## 第5 扶養義務の取扱い

#### ㊦ 第5

要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。

#### ㊦ 第5

##### 1 扶養義務者の存否の確認について

(1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。

ア 絶対的扶養義務者。

イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの。

(7) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者。

(i) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者。

問（第5の1） 局長通知第5の1の(1)のイの(i)にいう「特別の事情」に該当するのは、どのような場合であるか。

答 民法第877条第2項にいう特別の事情と同様趣旨のものと考えてよく、この場合、特別の事情とは、法律上絶対的扶養義務者には一般的に扶養義務が課せられるが、その他の3親等内の親族についても、親族間に生活共同体的関係が存在する実態にあるときは、その実態に対応した扶養関係を認めるという観点から判断することが適当であるとされている。したがって、本法の運用にあたっては、この趣旨に沿って、保護の実施機関において、当事者間の関係

並びに関係親族及び当該地域における扶養に関する慣行等を勘案して特別の事情の有無を判断すべきものである。

わが国の社会実態からみて、少なくとも次の場合には、それぞれ各号に掲げる者について特別の事情があると認めることが適当である。ただし、当該判断にあたっては機械的に取り扱うことなく、原則当事者間における話し合い等によって解決するよう努めること。

- 1 その者が、過去に当該申請者又はその世帯に属する者から扶養を受けたことがある場合。
- 2 その者が、遺産相続等に関し、当該申請者又はその世帯に属する者から利益を受けたことがある場合。
- 3 当該親族間の慣行又は当該地域の慣行により、その者が当該申請者又はその世帯に属する者を扶養することが期待される立場にある場合。

(2) 扶養義務者の範囲は、次表のとおりであること。

[表略]

(3) 扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。

## 2. 扶養能力の調査について

(1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等（以下「精神的な支援」という。）の可能性についても確認するものとする。

問（第5の2） 局長通知第5の2の(1)による扶養の可能性の調査により、例えば、当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者並びに夫の暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者であって、明らか

に扶養義務の履行が期待できない場合は、その間の局長通知第5の2の(2)及び(3)の扶養能力調査の方法はいかにすべきか。

答1 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者であるときは、局長通知第5の2の(2)のアのただし書きにいう扶養義務者に対して直接照会することが真に適当でない場合として取り扱って差しつかえない。

2 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者以外であるときは、個別の慎重な検討を行い扶養の可能性が期待できないものとして取り扱って差しつかえない。

3 なお、いずれの場合も、当該検討経過及び判定については、保護台帳、ケース記録等に明確に記載する必要があるものである。

問（第5の3） 生活扶助義務関係にある者の扶養能力を判断するにあたり、所得税が課されない程度の収入を得ている者は、扶養能力がないものとして取り扱ってよいか。

答 給与所得者については、資産が特に大きい等、他に特別の事由がない限り、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。給与所得者であってもこの取扱いによることが適当でない認められる者及び給与所得者以外の者については、各種収入額、資産保有状況、事業規模等を勘案して、個別に判断すること。

(2) 次に掲げる者（以下「重点的扶養能力調査対象者」という。）については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

- ① 生活保持義務関係にある者
  - ② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者
  - ③ ①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別な事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者
- ア 重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管内に居住する場合には、実地につき調査すること。

重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関



の管外に居住する場合には、まずその者に書面により回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。ただし、重点的扶養能力調査対象者に対して直接照会することが真に適當でない認められる場合には、まず関係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。

イ 調査は、重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について行うこと。

ウ アの調査依頼を受けた保護の実施機関は、原則として3週間以内に調査の上回答すること。

エ 調査に際しては、重点的扶養能力調査対象者に要保護者の生活困窮の実情をよく伝え、形式的にわたらないよう留意すること。

(3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。なお、実施機関の判断により、重点的扶養能力調査対象者に対する調査方法を援用しても差しつかえない。

ア 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。なお、実施機関の判断により電話連絡により行うこととしても差しつかえないが、不在等により連絡が取れない場合については、再度の照会又は書面による照会を行うこと。また、電話連絡により照会した場合については、その結果及び聴取した

内容をケース記録に記載するとともに、金銭的な援助が得られる場合については、その援助の内容について書面での提出を求めること。

イ 実施機関において重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対して直接照会することが真に適當でない認められる場合には、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

ウ 照会の際には要保護者の生活困窮の実情をよく伝えるとともに、重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等の把握に努めること。

(4) 扶養の程度及び方法の認定は、実情に即し、実効のあがるように行うものとし、扶養義務者の了解を得られるよう努めること。この場合、扶養においては要保護者と扶養義務者との関係が一義的であるので、要保護者をして直接扶養義務者への依頼に努めさせるよう指導すること。

(5) 扶養の程度は、次の標準によること。

ア 生活保持義務関係（第1の2の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係を除く。）においては、扶養義務者の最低生活費を超過する部分

イ 第1の2の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係並びに直系血族（生活保持義務関係にある者を除く。）兄弟姉妹及び相対的扶養義務者の関係（以下「生活扶助義務関係」という。）においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度

問（第5の4） 局長通知第5の2の(5)のアは、生活保持義務関係にある者の同居の事実の有無又は親権の有無にかかわらず適用されるものと思うが、どうか。

答 お見込みのとおりである。

(6) 扶養の程度の認定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 扶養義務者が生計中心者であるかどうか等その世帯内における地位等を考慮すること。

イ 重点的扶養能力調査対象者以外の者が要保護者を引き取ってすでになんらかの援助を行っていた場合は、その事情を考慮すること。

### 3 扶養義務者への通知について

保護の開始の申請をした要保護者について、保護の開始の決定をしようとする場合で、要保護者の扶養義務者に対する扶養能力の調査によって、法第77条第1項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、要保護者の氏名及び保護の開始の申請があった日を記載した書面を作成し、要保護者に保護の開始の決定を通知するまでの間に通知すること。

### 4 扶養の履行について

(1) 扶養能力の調査によって、要保護者の扶養義務者のうち、法第77条第1項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、書面により履行しない理由について報告を求めること。

(2) 重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要保護者にその申立てを行わせることが適当でないと判断されるときは、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行ってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。

(3) (2)の場合において、必要があるときは、(2)の手続の進行と平行してとりあえず必要な保護を行ない、家庭裁判所の決定があった後、法第77条の規定により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内にお

いて、保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。

なお、法第77条の規定による費用徴収を行なうに当たっては、扶養権利者が保護を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。

(4) 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、すみやかに、扶養能力の調査を行い、必要に応じて(1)の報告を求めたうえ、再認定等適宜の処理を行うこと。

なお、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度は行うこと。

問 (第5の5) 局長通知第5の3及び4の(1)における「明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とはどのような者をいうか。

答 当該判断に当たっては、局長通知第5の2による扶養能力の調査の結果、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど、資力があることが明らかであること等を総合的に勘案し、扶養義務の履行を家庭裁判所へ調停又は審判の申立てを行う蓋然性が高いと認められる者をいう。

## 第6 他法他施策の活用

### ◎ 第6

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

### ◎ 第6

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

- 1 身体障害者福祉法
- 2 児童福祉法



- 3 知的障害者福祉法
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 5 老人福祉法
- 6 売春防止法
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 8 災害救助法
- 9 農業災害補償法
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 11 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 12 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- 13 公害健康被害の補償等に関する法律
- 14 特別支援学校への就学奨励に関する法律
- 15 健康保険法
- 16 厚生年金保険法
- 17 恩給法
- 18 各共済組合法
- 19 雇用保険法
- 20 労働者災害補償保険法
- 21 石綿による健康被害の救済に関する法律
- 22 国民健康保険法
- 23 国民年金法
- 24 高齢者の医療の確保に関する法律
- 25 介護保険法
- 26 児童扶養手当法
- 27 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- 28 児童手当法
- 29 戦傷病者戦没者遺族等援護法
- 30 未帰還者留守家族等援護法
- 31 引揚者給付金等支給法
- 32 自動車損害賠償保障法
- 33 墓、埋葬等に関する法律
- 34 母子及び寡婦福祉法
- 35 母子保健法
- 36 学校保健安全法
- 37 生活福祉資金
- 38 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

- 39 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

## 第7 最低生活費の認定

### ◎ 第7

最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。

#### 1 経常的最低生活費

経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。

実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。

#### 2 臨時的最低生活費（一時扶助費）

臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

- (1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要
- (2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要
- (3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

### ◎ 第7

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。

定した額に0.9を乗じて得た額とする)

## 1 級地基準の適用

### ◎ 第7

#### 1 級地基準の適用

級地基準の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地によるものであるが、2（一般生活費）に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる場合は、例外的に、それぞれ当該各項によるものとする。

(1) 葬祭扶助については、葬祭地の級地基準によること。

(2) 旅先等で急迫保護を必要とする場合は、当該要保護者の現在地の級地基準によること。

## 2 経常的一般生活費

### (1) 基準生活費

#### ◎ 別表第1 生活扶助基準 第1章

##### 1 居 宅

(1) 基準生活費の額（月額）……（略）

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A \times 0.9 \div 3 + B \times 3 \div 3 + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に以下の通減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額

B 第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に以下の通減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Aで算

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

通減率の表……（略）

期末一時扶助費の表……（略）

イ 第2類の表におけるI区からVI区までの区分は次の表に定めるところによる。

(冬期加算地域区分)

地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
都道府県名	北海道	岩手県	宮城県	石川県	栃木県	その他
	青森県	山形県	福島県	福井県	群馬県	の都府
	秋田県	新潟県	富山県		山梨県	県
			長野県		岐阜県	
					鳥取県	
					島根県	

ウ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。

### ◎ 第7

#### 2 一般生活費

##### (1) 基準生活費

ア 同一の月において入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するとき（保護受給中の者で入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を算定されていたものが、月の途中で退院又は退所する場合をいう。）における居宅基準生活費は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。

なお、保護の基準別表第1第1章の3に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するときも同様とすること。

イ 同一の月において救護施設等基準生活費（保護の基準別表第1の第一章の2に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費をいう。以下同じ。）と居宅基準生活費をあわせて計上するときにおける居宅基準生活費は、救護施設等基準生活費が計上される期間の初日又は末日を含めた日数

に応じて計上すること。

ウ 救護施設等基準生活費は、当該施設に入所した日から退所の日まで計上すること。

ただし、居宅基準生活費を算定されている者が、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知）に基づき救護施設等に一時入所する場合、当該一時入所期間中については、居宅基準生活費の変更は要しないものとする。

エ ア、イ及びウによるほか、出かせぎ等により1箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする世帯員については、所在を異にするに至った日の翌日から再び所在を一にするに至った日の前日まで他の世帯員とは別に一般生活費を計上すること。

オ 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の $\frac{3}{10}$ 及び同基準額②の $\frac{3}{10}$ の合算額の25パーセントに相当する額を計上すること。ただし、基準額②の額が基準額①に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

カ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間における期末一時扶助費又は各種加算については、その期間当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用すること。

キ エにより別に計上する一般生活費については、その者の所在する地の級地基準による額を適用すること。

ク 救護施設等基準生活費（期末一時扶助費及び各種加算を含む。）は、当該施設所在地の級地基準

により計上すること。ただし、2級地又は3級地に所在する保護施設に入所している者について、1級上の級地の基準を、特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえないこと。

ケ エにより他の世帯員と別に一般生活費を計上する場合、保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める額については、出身世帯員の人員の世帯に適用される額と世帯員1人の世帯に適用される額とを計上すること。

なお、第7の2の(4)のイにより居宅基準生活費を計上する場合も同様とする。

コ 特定中国残留邦人等及びその者の配偶者と同居している世帯に係る基準生活費は、当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者を同一世帯員とみなした場合に算出される当該基準生活費の額から当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者に係る基準生活費の額を減じた額とする。

問（第7の1） 入院患者に、付添いのため、出身世帯の世帯員がその級地を異にする地の病院又は療養所において生活する場合は、入院患者に準じ最低生活費の認定をしてよいか。

答 当該入院患者が未成熟の子、身体障害者等であって付添いが必要であると認められ、かつ、その出身世帯員が付添いを行なうときは、入院患者及び付添いを行なう世帯員の基準生活費については、局長通知第7の2の(1)により、病院等の所在地の級地基準を適用して差しつかえない。

また、住宅費についても、出身世帯員が入院患者に付添う期間中、局長通知第7の4の(1)のエ（入院患者がある場合の住宅費）を適用して差しつかえない。

問（第7の19） 最低生活費の認定にあたり、日割計算を行わなければならないときは、各月の実日数によるべきか。

答 30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行なうことが適当である場合には、実日数によること。

問（第7の28） 冬季加算を一括前渡支給してよいか。

答 生活扶助のうち冬季加算に相応する分について



も、1月分以内を限度として前渡することが原則であるが、薪炭等冬期必需物資について、当該地域の実態からみて適宜の時期に一括購入するのなければ以後の購入が著しく困難となるような状態であれば、個々の被保護世帯において、これを他の生活需要に充当するおそれの有無等を確認し、必要やむを得ないと認められる場合は必要な額を一括前渡して差しつかえない。

問（第7の37） 12月の月の途中で保護の開始又は停止若しくは廃止があった者についての期末一時扶助費の額は日割計算しなくてよいか。

答 期末一時扶助費は12月から翌年1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して越年資金として支給されるものである。

従って、12月中に保護を開始される者については日割計算を行なうことなく支給するものである。また、12月中に保護を停止又は廃止される者については支給しないものである。（この場合すでに支給済であれば、法第80条を適用すべき場合を除き、全額返還させることとなる。）

問（第7の66） 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する場合の基準生活費の算定はどうすべきか。

答 居宅から1か月を超えて短期入所生活介護又は短期入所療養介護（以下この問において「短期入所」という。）を利用する場合には、利用開始日の属する月の翌月（利用開始日が月の初日であるときは当該月）から、介護施設入所者に適用される介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

なお、利用期間が1か月以内の場合については、介護施設入所者基本生活費の算定は要しないことから、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を要しないものとする。

この場合、1か月を超えるか否かは、居宅介護支援計画により予め確認するものとし、月の途中で計画に変更があった場合は、直ちに基準生活費を計上すること。

また、医療機関に入院しており、入院患者日用品費が算定されている者が退院し、そのまま短期入所

を利用する場合には、入所日から入院患者日用品費及び加算を計上せず、介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

問（第7の71） ケアハウスは、生活保護法による指定介護機関の指定の対象とされているが、新規に被保護者が入所することは可能か。また、入所に際し支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る。）を住宅扶助から支給することとして差しつかえないか。

答 ケアハウスについては、管理費（家賃相当の利用料をいう。）が住宅扶助基準額以下であって事務費及び生活費が生活扶助費により対応可能であれば、新規に被保護者が入所することは可能であり、入所に際し支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る。）については、局長通知第7の4の(1)のケにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」であれば、敷金等に係る住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえない。

また、ケアハウス入所中の基準生活費については、居宅の生活扶助基準を適用し、生活費と事務費については生活扶助により対応し、管理費については、住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として認定することとなる。

問（第7の89） 夫婦の一方又は双方がそれぞれ別々に、認知症対応型共同生活介護等に入居した場合の最低生活費の認定方法如何。

答 生計の同一性、あるいは、夫婦としての一定の交流が継続されている場合は、引き続き同一世帯として認定することになるが、その場合であっても、局長通知第7の2の(1)のエにより、それぞれに一般生活費を計上して差し支えない。

この場合の保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める額については、局長通知第7の2の(1)のケにより、他の世帯員とは別に一人世帯に適用される額を計上するものである。

また、住宅費については、それぞれ住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。

問（第7の79） 保護の基準別表第1第1章の1の(2)のアの規定により、居宅における個人別の第1類の

額を合算した額に一定の率(以下「通減率」という。)を乗じて世帯の第1類の額を算定することとされているが、次に掲げる者の第1類の額を含めた合計額について通減率を適用するのか。

- (1) 病院又は診療所において給食を受けないため、第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に75パーセントを乗じた額が算定されている入院患者
- (2) 出かせぎ等により1箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする者で、他の世帯員とは別に一般生活費を計上している者

答 通減率の適用にあたっては、(1)及び(2)に該当する者は居宅における世帯構成員の数には含めないものとする。

したがって、(1)及び(2)に該当する者の第1類の額を除いた合計額に通減率を適用することとなる。

## ⑥ 別表第1第1章

### 2 救護施設等

#### (1) 基準生活費の額(月額)

##### ア 基準額

級地別	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設
1級地	62,940円	66,680円
2級地	59,800	63,340
3級地	56,650	60,010

##### イ 地区別冬季加算額(11月から3月まで)

地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
1級地	10,600	8,130	6,400	4,740	3,020	2,270
2級地	9,640	7,400	5,820	4,310	2,750	2,060
3級地	8,690	6,660	5,240	3,890	2,470	1,860

#### (2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費の額は、(1)に定める額とする。ただし、12月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費
1級地	4,970円
2級地	4,520

3級地 4,070

イ 表におけるI区からVI区までの区分は、1の(2)のイの表に定めるところによる。

### 3 職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例

次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者(特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。)に係る基準生活費の額は、1の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

施設	基準生活費の額	
	基準月額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設 特別支援学校に附属する寄宿舎	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	地区別冬季加算額は、2の(1)のイの表に定めるところにより、期末一時扶助費の額は、2の(2)のアの表に定めるところによる。
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。)第5条第12項に規定する障害者支援施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の合計額	
児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設 児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関	入院患者日用品費の額	

#### (2) 入院患者の基準生活費の算定

### ⑥ 別表第1第3章-1 入院患者日用品費



(1) 基準額及び加算額(月額)

基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I区及び II区	III区及び IV区	V区及び VI区
22,680円以内	3,590円	2,100円	1,000円

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

ア 病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。

以下同じ。)に1箇月以上入院する者

イ 救護施設、更生施設又は老人福祉法にいう養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームから病院又は診療所に入院する者

ウ 介護施設から病院又は診療所に入院する者

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

◎ 第7-2

(3) 入院患者の基準生活費の算定について

ア 病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助費は算定するものとする。

イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に75パーセントを乗じて得た額及び告示別表第1第1章の1の第2類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に20パーセントを乗じて得た額の合計額(12月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額)とすること。ただし、第1類の表に定める基準額②に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額②に20パーセントを乗じて得た額の合算額が、第1類の表に定める基準額①に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額①に20パーセントを

乗じて得た額の合算額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

ウ 保護受給中の者について、入院期間が1か月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を要しないものとする。

エ 保護受給中の者が月途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。

オ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に入院している場合は、その日から入院患者日用品費を計上すること。

カ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は介護施設に入所している者が入院した場合は、入院の日から入院患者日用品費を計上すること。

キ 入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割計算により行なうこと。ただし、退院と同時に介護施設に入所する場合はこの限りでない。

ク 入院患者日用品費は、原則として保護の基準別表第1第3章の1の(1)の基準額的全額(精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の85パーセントを標準として必要な額)を計上すること。

問(第7の27) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、都道府県が障害児入所施設(児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児施設に限る。)への入所措置を行った者について、入院患者日用品費を計上してよろしいか。

答 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、都道府県が入所措置を行った者については、児童福祉法の措置として日用品の給付が行われるので、当該児童にかかる日用品費支弁額の月額を収入認定することになるが、事務処理上は入院患者日用品費の基準額とその支弁額の月額との差額を計上することとして差しつかえない。

### (3) 介護施設入所者の基準生活費の算定

#### ㊦ 別表第1第3章-2 介護施設入所者基本生活費

##### (1) 基準額及び加算額(月額)

基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
9,690円以内	3,590円	2,100円	1,000円

(2) 介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

#### ㊧ 第7-2

##### (4) 介護施設入所者基本生活費の算定について

ア 介護施設入所者基本生活費が算定される者については、基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助は算定するものとする。

イ 保護受給中の者が月の途中で介護施設に入所したときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月(入所の日が月の初日のときは当該月)から計上すること。この場合、入所月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む)は要しないものとする。なお、入院患者日用品費が算定されている入院患者等が医療機関等から介護施設に入所した場合も同様であること。

ウ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に介護施設に入所している場合

は、その日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

エ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が介護施設に入所した場合には、入所の日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

オ 介護施設入所者が退所又は死亡した場合は、介護施設入所者基本生活費は退所等の日まで計上することとし、

一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む)を日割り計算により行うこと。ただし、介護施設を退所し、その日から病院又は診療所に入院する場合には、退所の日における介護施設入所者基本生活費については、計上を要しないこと。

カ 介護施設入所者基本生活費は、原則として保護の基準別表第1第3章の2の(1)の基準額の全額を計上すること。

### (4) 加算

#### ア 妊産婦加算

#### ㊦ 別表第1第2章-1 妊産婦加算

##### (1) 加算額(月額)

級地別	妊婦		産婦
	妊娠6か月未満	妊娠6か月以上	
1級地及び2級地	8,960円	13,530円	8,320円
3級地	7,610	11,500	7,070

(2) 妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。

(3) 産婦についての加算は、出産の日の属する月から行い、期間は6箇月を限度として別に定める。

(4) (3)の規定にかかわらず、保護受給中の者については、その出産の日の属する月は妊婦についての加算を行い、翌月から5箇月を限度として別に定めるところにより産婦についての加算を行う。

(5) 妊産婦加算は、病院又は診療所において給食を受けている入院患者については、行わない。

#### ㊧ 第7-2

##### (2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

ア 妊産婦加算

(7) 妊産婦加算の計上は、届出によって行なうものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は保護の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行なうこと。

(イ) 保護受給中の者につき、妊娠月数が月の中途で変わる場合にはその翌月から妊婦加算の額の変更を行なうこと。

(ロ) 産婦加算を行なう期間は、専ら母乳によって乳児を保育する産婦については6箇月間とし、その他の者については3箇月間とすること。

(ハ) (ロ)の規定にかかわらず、保護受給中の者が出産したときは、当該月は妊婦加算を行ない、翌月から5箇月間（専ら母乳によって乳児を保育する産婦以外の者については2箇月間）を限度として産婦加算を行なうこと。

(ニ) 妊娠4箇月以後において人工妊娠中絶を行なった場合及び死産（妊娠4箇月以後の死児の出産）の場合には、3箇月間（保護受給中の者については翌月から2箇月間）産婦加算を行なうこと。

(ホ) 妊婦又は産婦から保護の開始の申請があった場合には、申請月においても加算を行なうこと。

問（第7の54） 局長通知第7の2の(2)のアの(ロ)及び(ハ)にいう「専ら母乳によって」とは、どの程度の場合をいうのか。

答 「専ら母乳によって」いる場合とは、当該保育されている乳児について、人工栄養に依存する率が20%未満の場合である。

なお、人工栄養に依存する率は、乳児を養育する者の申立てを基礎として、保護の実施機関の指定する医師、助産師又は保健師の意見をきき、保護の実施機関が決定すること。また、人工栄養に依存する率の変動が予想されるときは、随時、確認を行うこと。

エ 障害者加算

⑤ 別表第1第2章一2障害者加算

(1) 加算額(月額)

		(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	1級地	26,310円	17,530円
	2級地	24,470	16,310
	3級地	22,630	15,090
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		21,890	14,590

(注) 社会福祉施設とは保護施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法(平成9年法律第123号)にいう介護保険施設をいうものであること(以下同じ)。

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く。)

については、別に14,480円を算定するものとする。

【本部分に係る改正は平成27年7月1日から適用】

- (4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,140円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

【本部分に係る改正は平成27年7月1日から適用】

- (5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、69,710円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

⑩ 第7-2-2

エ 障害者加算

(7) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(8) (イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(9) 保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。ただし、保護の基準別表第1第2章の2の(5)にいう障害者加算を行なうべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行なうこととして差しつかえないこと。

(10) 障害者加算の認定を受けている者について、月の途中で入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合には、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

(11) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であつて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、104,570円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

問(第7の58) 保護の基準別表第1第2章の2の(1)の(注)にいう社会福祉施設には、軽費老人ホーム(B型)は含まれないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問(第7の41) 障害等級表の1級、2級又は3級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている者は、障害者加算の認定に当たり「症状が固定している者」に該当するものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおりである。

問(第7の65) 局長通知第7の2の(2)の(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書(写しを含む。以下同じ。)を確認することにより行うものとする。

おつて、市町村において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えない。



問（第7の87） 告示別表第1第2章-2-(4)に定める家族介護料は、同居の特定中国残留邦人等又はその者の配偶者が被保護者を介護をしている場合にも算定できるものと考えてよいか。

答 お見込みのとおりである。

#### オ 介護施設入所者加算

##### ㊦ 別表第1第2章-3介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、加算額(月額)は、9,690円の範囲内の額とする。

##### ㊧ 第7-2-(2)

#### オ 介護施設入所者加算

月の途中で新たに介護施設入所者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときの加算の認定又は認定変更は、(4)に定める介護施設入所者基本生活費の算定の例によること。

#### カ 在宅患者加算

##### ㊦ 別表第1第2章-4在宅患者加算

#### (1) 加算額(月額)

級地別	加算額
1級地及び2級地	<u>13,020円</u>
3級地	<u>11,070</u>

(2) 在宅患者加算は、次に掲げる在宅患者であつて現に療養に専念しているものについて行う。

ア 結核患者であつて現に治療を受けているもの及び結核患者であつて現に治療を受けてはいないが、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

イ 結核患者以外の患者であつて3箇月以上の治療を必要とし、かつ、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

##### ㊧ 第7-2-(2)

#### カ 在宅患者加算

(7) 給食のない病院等に入院又は入所している患者については、在宅療養者に準じて在宅患者加算を行なつて差しつかえないこと。

(イ) 結核患者であつて現に治療を受けていない場合における加算認定更新は、最長6か月の期間ごとに行なうこと。

(ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに在宅患者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

問（第7の6） 職業能力開発校在校中の者が現に3か月以上治療を要する疾病にかかった場合、在宅患者加算を認定してよいか。

答 職業能力開発校在校中の者であっても、在宅患者加算の要件をみたす場合には在宅患者加算を加算して差しつかえない。

#### キ 放射線障害者加算

##### ㊦ 別表第1第2章-5放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額42,720円、(2)に該当する者にあつては月額21,360円とする。

(1) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの(同法第24条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。)

イ 放射線(広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射線を除く。以下(2)において同じ。)を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

(2) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者(同法第25条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて、(1)のイに該当しないものに限る。)

イ 放射線を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつた者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの



㊦ 第7-2-(2)

キ 放射線障害者加算

(7) 保護受給中の者について、月の途中で新たに放射線障害者加算を認定し、又はその認定を変更すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

(f) 保護の基準別表第1第2章の5の(1)のイ及び(2)のイに規定する厚生労働大臣の認定については、次に掲げる事項を記載した申請書に、保護の実施機関の指定する医師の意見書及び当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類並びに当該世帯の保護適用状況を示す書類を添えて、厚生労働大臣に提出すること。

- a 認定を受けようとする患者の氏名、性別、生年月日、居住地及び職業
- b (1)のイ又は(2)のイの別
- c 負傷又は疾病の名称
- d 放射線を浴びたことに起因すると思われる自覚症状の経過
- e 放射線を浴びたことに起因すると思われる負傷又は疾病について受けた医療の概要
- f 放射線を浴びた当時の状況並びに浴びた放射線の種類及び量

ク 児童養育加算

㊧ 別表第1第2章-6児童養育加算

児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額(月額)は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。

第1子及び第2子	3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。)	15,000円
	3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。)であつて中学校修了前のもの(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	10,000円
第3子以降	小学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	15,000円

小学校修了後中学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて15歳に達する以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)	10,000円
--------------------------------------------------------------------------------	---------

㊦ 第7-2-(2)

ク 児童養育加算

(7) 保護受給中の者について、月の途中で新たに児童養育加算を認定し、又はその認定を変更若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行なうこと。

(f) 児童のみで構成されている世帯において、その世帯における兄又は姉等が弟妹等の養育にあたる場合、その養育にあたる者については児童として取り扱わないこと。

問(第7の60) 転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、児童養育加算の対象とはならないと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。ただし、被保護世帯員である養育者に児童手当が支給されている場合を除く。

ケ 介護保険料加算

㊧ 別表第1第2章-7介護保険料加算

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。

㊦ 第7-2-(2)

ケ 介護保険料加算

(7) 介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。

(f) 月の途中で新たに介護保険料加算を認定し又

は認定をやめるべき事由が生じたときであっても日割り計算を行う必要はないこと。

問（第7の67） 保護開始前の滞納分に係る保険料について介護保険料加算の対象とすることは認められるか。

答 認められない。

問（第7の72） 納期が年4回等少ない市町村において、納付月の翌月以降に保護が廃止となった場合、既に支給した介護保険料加算をどう取り扱うべきか。

答 介護保険料加算は、納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する生活需要を保障するものであり、保護が廃止されたからといって、保護決定時の介護保険料加算の変更は要しない。

問（第7の73） 介護老人ホームに入所する無年金者等介護保険料を負担する収入がない者から生活保護の申請があった場合、要保護者として介護保険料分の扶助費を支給するのか。

答 介護老人ホーム入所者で費用徴収基準の第1階層に区分される者については、介護保険料加算の内容に相当する生活需要は措置を受けている限り、全て施設入所の処遇（措置費）のうちに含まれることとされている。

なお、介護老人ホーム入所者で医療扶助のみを受けている者についても、介護保険料加算を計上する必要はない。

問（第7の74） 被保護者が被保険者資格を喪失し、資格喪失の日の属する月の前月までの月割りをもって介護保険料が賦課されたため、当該年度における介護保険料の過払い分が還付された。この場合、還付金をどのように取り扱うべきか。

答 介護保険料加算は、各納期に納入すべき介護保険料の実費に相当する需要について加算を行うものである。

介護保険料の還付金が生じたときの取扱いは、還付金が被保険者の納付した介護保険料と当該年度の介護保険料額（当該被保険者の被保険者資格を有する期間に応じて賦課される介護保険料の額）との差を還付するものであり、過去に遡って各納期の介護

保険料額を変更するものではないことから、介護保険料加算についても過去に遡っての変更は必要なく、法第63条による返還の問題は生じない。したがって、支給された時点における収入として取り扱うこと。

問（第7の68） 他の市町村から転入してきた被保護者が、転入前の市町村から月割賦課による未納分（滞納したものを含まない。）の保険料を請求されている場合は、介護保険料加算を認定して差し支えないか。また、加算を行うのは転出前の保護の実施機関か、転出後の保護の実施機関か。

答 請求額のうち、転入前の生活保護受給期間に応じた額を限度として、加算を認定して差し支えない。この場合、転出後の保護の実施機関において加算すること。

なお、逆に転入前の市町村から過納分の還付金があった場合には、転出後の保護の実施機関において当該還付金を収入認定すること。

問（第7の75） 被保護者が死亡したことで、その年度の介護保険料に過払いが生じ、遺族に対して還付金が支給された場合、どう取り扱うべきか。

答 当該還付金については、遺族に対し支給されたものであり、当該遺族が保護を受給している場合には、当該世帯の収入として認定することとなるが、そうでない場合には、収入認定及び返還の問題は生じない。

問（第7の76） 介護保険料の納付月前に介護保険の第1号被保険者である被保護者が亡くなった場合、既に支払った保険料額が亡くなった月の前月までの月割りをもって賦課された保険料に満たなければ、介護保険の保険者から当該被保護者の配偶者又は当該世帯の世帯主に対し、亡くなった月の前月までの保険料を請求されることとなるが、これらの配偶者等に対し介護保険料加算を認定して差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

## コ 母子加算

### ㊦ 別表第1第2章-8母子加算

(1) 加算額(月額)

	児童1人	児童が2人の場合に加える額	児童が3人以上1人を増すごとに加える額
在宅者			
1級地	22,790円	1,800円	920円
2級地	21,200	1,690	850
3級地	19,620	1,580	780
施設若しくは介護施設の入所者	18,990	1,530	750

(2) 母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。)を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りではない。

⑤ 第7-2-(2)

コ 母子加算

(7) 保護の基準別表第1第2章の8の(2)にいう「これに準ずる状態にある」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたることができない場合をいうものであること。

- a 父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合
- b 父母の一方又は両方が引き続き1年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合
- c 父母の一方又は両方がおおむね1年以上(船舶の沈没等死亡の原因となるべき危難に遭遇したときは、その危難が去った後おおむね3箇月以上)にわたって行方不明の場合又は父母の一方又は両方が子を引き続き1年以上遺棄していると認められる場合
- d 父母の一方が配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた場合

(4) 保護受給中の者について、月の途中で新たに母子加算を認定し、又はその認定を変更し若しくははやめるべき事由が生じたときは、それら事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(7) 母子加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合においては、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

(エ) 児童のみで構成されている世帯については原則として母子加算の適用は認められないが、扶養義務者又は知人等による養育が全くなされないため、その世帯における兄又は姉等が弟等の養育に当たらなければならない場合は、その兄又は姉等につき母子加算を受ける者に準ずるものとして母子加算の額(ただし、加算をける者については、児童として取り扱わないこと)を加算して差しつかえないこと。

(4) 母子加算を受ける者が長期(おおむね1年以上)にわたって入院中の場合であっても、その者が精神疾患で入院している等のため全く児童の養育に当たることができないとき、又は他に養育に当たるものがあるときのほかは、その者につき加算を適用して差しつかえないこと。

問(第7の3) 父が障害の状態にあるため母等が児童扶養手当を受けている場合は、すべて母子加算の適用があると考えてよいか。

答 児童扶養手当法第4条第2項にいう別表に定める程度の障害の状態にある者は、局長通知第7の2の(2)のロの(7)にいう「父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者、精神障害者である場合」に該当し、又は準ずるものとして取り扱って差しつかえない。

問(第7の4) 母子加算をうけている母等が入院し、入院期間が長期になる見込みの場合であって、残存世帯に養育にあたる者があるとき、母等に対する母子加算をやめ、現に養育している者に加算してよいか。

答 母子加算をうけていた者が長期(1年以上)入院することが明らかな場合であって、出身世帯員の中に児童の養育にあたる者があるときは、その者に母子加算を加算して差しつかえない。

問(第7の59) 転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、母子加算の対象とはならないと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

ただし、障害児入所施設(児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。)に入所中の児童については、母子加算の対象として差し支えない(養育の実態がない場合を除く)。

### サ 重複調整等

#### ㊦ 別表第1第2章-9 重複調整等

障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額(同額の場合にはいずれか一方の加算額)を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし、障害者加算のうち2の(4)又は(5)に該当することにより行われる障害者加算額及び母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額は、重複調整を行わないで算定するものとする。

### 3 臨時的一般生活費

#### (1) 被服費

#### ㊦ 第7-2

##### (5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める

額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差しつかえないこと。

なお、(7)から(9)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(7) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

区 別	金 額
再生によることができる場合	1組につき12,500円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき18,200円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり 13,400円以内

問(第7の61) 局長通知第7の2の(5)のアの(イ)にいう「学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者」とはどのような場合をいうのか。

答 学齢期の児童については、活動が活発な一方、成長が著しいため、学童服等が自然消耗前に使用不能となることから、小学校第4学年に進級する児童に限り認められるものであること。

(9) 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から3月まで)
2人まで	18,800円以内	33,700円以内
4人まで	35,600円以内	57,000円以内



5人	45,900円以内	72,400円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	6,800円以内	10,000円以内

(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

49,100円以内

(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合

4,100円以内

(カ) 常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ等を必要とする場合

月額 20,100円以内

問（第7の42） 常時失禁状態にある患者等が布おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合は、その費用を月額 20,100円の範囲内で支給してよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第7の69） 短期入所者生活介護又は短期入所療養介護を利用している要介護（支援）者のおむつ代は、利用日数に応じて減額した額を認定すべきか。

答 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用が月の2分の1を超える場合には、当該月のおむつ代は基準額に利用日数の割合に応じた額を減じて算定することとし、それ以外は基準額の範囲内で実費を計上して差し支えない。

イ 布団類支給にあたっては、その世帯の世帯人員、世帯構成、世帯員の健康状態、住居の広さ、布団類保有状況及び当該地域の低所得世帯との均衡を失しない限度において最低生活の維持に必要な支給量を決定すること。なお、その者が使用していたものを再生して使用させることを第1に考慮し、みだりに新製の布団類を支給することのないように留意すること。

## (2) 家具什器費

### ◎ 第7-2

#### (6) 家具什器費

被保護者が次のアからエまでのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、27,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、43,200円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器を支給して差し支えないこと。

これらの場合においては、収入充当順位にかかわらずなく、現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でないとき認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えないこと。

ア 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ 長期入院・入所後退院・退所した単身者であつて、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

ウ 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

エ 転居の場合であつて、新旧住居の設備の相異により、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

## (3) 移送費

### ◎ 別表第1第3章-3 移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。

### ◎ 第7-2

#### (7) 移送費

ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(キ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、



宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、  
(7)若しくは(イ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(ウ)、(オ)、  
(コ)若しくは(シ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(エ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

(7) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合

(イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合

(ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

(オ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合

(コ) 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であつて、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合

(シ) (オ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(ス) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合

(セ) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合

(ケ) 被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族であつて他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。

(ク) 被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

(カ) 被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。

この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。

(キ) 被保護者が出産のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所する場合

(ク) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(ケ) アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合又は当該事業や団体の実施する2泊3日以内の宿泊研修（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合であつて、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。

(コ) 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合

イ 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者等に対し移送費を支給する場合には、面接、調査、照会等によ

り知った事情を、できるだけ詳細に、保護台帳、ケース記録等に記入し、警察官の証明書等を参考書類として添付する等、保護の経緯を明らかにしておくように留意し、その保護台帳の写を目的の保護の実施機関にすみやかに送付すること。

#### (4) 入学準備金

##### ◎ 第7-2

##### (8) 入学準備金

小学校又は中学校に入学する児童、生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

小学校入学時 40,600円以内

中学校入学時 47,400円以内

問(第7の43) 児童が、児童発達支援センターに入所するときは、当該児童を小学校に入学する児童とみなして入学準備金を認定して差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問(第7の90) 児童が転校する場合、新たに転入する学校において、校則等により制服や靴等が定められているため、当該学校の児童の全員が制服や靴等を着用しており、従前の被服では規格等が異なるため、新たに制服や靴等を購入する必要があると認められる児童に限り、入学準備金を支給して差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

ただし、小中学校入学時と異なり、転校による特別な事情に対応するものであるため、一律に給付するのではなく、購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

#### (5) 就労活動促進費

##### ◎ 第7-2

ア 次の(7)及び(4)のいずれにも該当する場合については、イに定める額を認定して差し支えない。

(7) 早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者

問(第7の92) 局長通知第7の2の(5)のアの(7)にいう「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」とはどのような者をいうか。

答 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)の2に定める対象者のうち、現に就労している被保護者及び保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる者を除いた者をいう。

(4) 次に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。

a 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「自立活動確認書」(以下「確認書」という。)に基づき、以下のbからdに定める求職活動を行っていること。

なお、bからdに定める活動要件を超える活動内容を確認書で計画している場合には、実際の求職活動がbからdの要件を満たしていれば支給要件を満たしているものとして取り扱って差し支えない。

b 原則、月1回以上求職先の面接を受けている又は月3回以上求職先に応募していること(地域の求人状況等のやむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。)

c 原則、月1回以上保護の実施機関の面接を受けること(保護の実施機関との面接予定日に求職先の面接を受けることとなった場合など、求職活動上やむを得ない理由で保護の実施機関の面接を受けることができない場合はこの限りでない。)

d 確認書に基づく求職活動として、(a)から(c)までを組み合わせ原則週1回以上の活動を

月6回以上行っていること（求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等やむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。）。

(a) 公共職業安定所における求職活動

公共職業安定所への求職申し込みを行ったうえで、以下の活動を行うこと。なお、1日に複数回行った場合でも1回として算定すること。

- ・ 公共職業安定所での職業相談及び職業紹介（紹介状が発行されているにもかかわらず、正当な理由なく書類提出や面接を行わなかった場合は、求職活動は行わなかったものとして取り扱う。）
- ・ 求職活動に必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加。なお、公共職業安定所以外の機関が実施するセミナーは保護の実施機関が事前に認めたものに限ることとする。（同内容のセミナーは1回に限り対象とする。）

(b) 「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加（本支援の中で（a）の活動を行った場合には当該活動は重複算定しない。）

(c) 「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成25年3月29日雇児発032930号、社援発0329第77号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」）に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

イ 就労活動促進費は、月額5,000円とする。

ウ 支給対象期間は、原則6か月以内とする。ただし、保護の実施機関が必要と認めた場合には、3か月以内の支給対象期間を2回まで（最長1年まで）延長できるものとする。

問（第7の93）局長通知第7の2の(5)のウにいう支給期間はどのように定めるのか。

答 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という。）において定めた原則6か月以内の活動期間とする。なお、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、その確認書の活動延長期間（最長3か月間）まで支給期間として差し支えない。

さらに、その延長期間経過時点で、3か月以内で就労に至る蓋然性が特に高いと認められ、確認書に定める活動期間を延長（最長3か月間）された場合には当該期間も、支給対象期間として差し支えない。（最長1年間）

エ 支給は、本人の申請に基づき、局第7の2の(5)のアに定める要件を確認の上、行うこと。

オ 支給を開始した者については、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「求職活動状況・収入申告書」により毎月、求職活動の実績について報告させること。また、アの(イ)のcにおける原則月1回以上の面接においても活動状況を確認すること。

カ 支給にあたっては、支給前1か月間の活動実績を確認することとし、原則としてその活動実績が支給要件を満たす場合に限り、支給すること。

キ 就労が決定した場合には、就労が決定した月まで支給対象とする。

問（第7の94）局長通知第7の2の(5)のオにいう求職活動実績の報告が、正当な理由なく行われない場合には、支給しないこととして取り扱ってよろ

しいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第7の95）月の途中から求職活動を開始した場合、その月の活動が支給要件を満たす内容かどうかの確認はどのようにするのか。

答 求職活動を月の途中から開始した場合には、活動開始から局長通知第7の2の（5）のオでいう求職活動の報告までの間の活動実績を確認し、この活動を1か月間継続するとすれば、支給要件を満たすことが見込まれる場合には、支給要件を満たしているものとみなして差し支えない。

問（第7の96）支給要件を超える日数（回数）があらかじめ計画されているセミナー等のプログラムに参加する場合に、局長通知第7の2の（5）のアの（イ）のdの支給要件を満たす回数を出席した後、特段の理由なくプログラムの残りの回数を欠席するなど参加状況が適切でないと考えられる場合には、支給しないこととして差し支えないか。

答 日数（回数）があらかじめ計画されているセミナー等は、その全ての日数（回数）に参加することで効果が期待できるものとして設定されていることから、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第7の97）傷病等のやむを得ない理由により、求職活動の継続が困難となった場合には、就労活動促進費の支給についてどのように取り扱うのか。

答 傷病等のやむを得ない理由により求職活動を継続することが困難であると保護の実施機関が判断した場合には、その翌月から支給対象外とする。なお、支給要件を満たす活動を再開できるようになった場合には、再開後の求職活動の実績を確認した上で、確認書において定めた活動期間のうち、既に支給された期間を除く残りの期間について支給することとして差し支えない。

ク 過去に支給した者は対象としない。ただし、保護廃止後、再度、保護開始となった場合であって、支給から5年が経過している場合にはこの限りでない。

## (6) その他

### ◎ 第7-2

#### (9) その他

##### ア 配電設備費

(7) 被保護者が現に居住する家屋に配電設備が全くない場合には、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、配電設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(イ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けよう指導すること。

##### イ 水道、井戸又は下水道設備費

(7) 被保護者が最低限度の生活の維持のために水道若しくは井戸を設備することが真に必要であると認められ、かつ、その地域の殆んど世帯が水道若しくは井戸を設けているとき又は被保護者が市街地の中心部等に居住している場合であって、現在の下水（尿尿を除く。）処理の方法では当該世帯又は近隣の衛生を著しく損うことが認められ、かつ、下水道設備によるほか適当な処理方法がないときに限り、保護の基準別表第3の1補修費等住宅維持費の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして水道、井戸又は下水道設備の新設に必要な額を認定して差しつかえない。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

また、水道又は井戸の設備に係る特別基準の設定に当たっては水道又は井戸の設備費のそれぞれを比較して廉価なものを設備すること。



- (イ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。
- (ロ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては極力これを受けるように指導すること。

問（第7の20） 官有地等における無許可建築物に居住する被保護者に対し、配電設備費又は水道設備費の支給が認められるか。

答 配電設備費等の支給は、要保護者の居住する家屋が適法な所有又は占有関係にあることを前提として決定されるべきものであり、不法に占拠された土地に建築された家屋について配電設備費等を支給することは適当でない。

ただし、当該土地の所有者又は権限ある管理者が当該配電設備等を行なうことを了承している場合は、例外として支給して差しつかえない。

#### ウ 液化石油ガス設備費

- (7) 被保護者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合に限り、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして液化石油ガス設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

- (イ) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。
- (ロ) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けるように指導すること。

#### エ 家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額13,000円の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

なお、入院又は入所後において保護の実施要領第7の4の(1)のエの(7)により住宅費が認定されている場合には、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲において認定すること。

#### オ 家財処分料

借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院若しくは入所し、又は有料老人ホーム若しくはサービス付き高齢者向け住宅に入居し、入院若しくは入所又は入居見込期間（入院又は入所後に被保護者となったときは、被保護者になった時から）が6か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができないものについては、家財の処分に必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえない。

#### カ 妊婦定期検診料

妊娠した被保護者が、妊娠期間中（妊娠後に被保護者となったときは、被保護者になった以降）市町村において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関において定期検診を受ける場合は、公費負担により受診する場合を除き、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。



キ 不動産鑑定費用等

保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用（社会福祉協議会による貸付審査により、貸付の利用に至らなかった場合も含む。）することに伴って必要となる不動産鑑定費用（社会福祉協議会が単位期間ごとに行う再評価に要する費用を除く。）、抵当権等の設定登記費用及びその他必要となる費用については、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

4 教育費

㊦ 別表第2 教育扶助基準

学校別 区分	小学校	中学校
基準額(月額)	2,210円	4,290円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費(月額)	2,630円	4,450円

㊦ 第7

3 教育費

(1) 基準額の算定

教育扶助基準額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

小学校 月額 700円以内

中学校 月額 790円以内

(3) 教材代

正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものについて、教育費のうちの教科書代を計上する場合には、学校長又は教育委員会の指定証明を徴すること。

なお、正規の教材の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本の図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(4) 通学のための交通費

児童又は生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(5) 校外活動参加費

小学校、中学校又は教育委員会が行う校外活動（修学旅行を除く。）に、当該学年の児童又は生徒の全員が参加する場合は、その参加のために必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。

(6) 災害時等の学用品等の再支給

災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

小学校 11,400円以内

中学校 22,300円以内

(7) 学習支援費

学習参考書等（(3)に含まれるものを除く。）の購入費及び課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費であり、その計上に当たっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても月額全額を計上すること。

問（第7の23） 教育扶助の基準額及び学習支援費の額は月額で表示されているが、被保護者が学用品、通学用品、課外のクラブ活動において用いられる用具類等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数か月分の教育扶助費を一括交付することと

してよいか。

答 教育費の需要の実態にかんがみ、教育扶助費の支給額のある児童生徒の場合に限り、月額で表示された教育扶助の基準額又は学習支援費の額に当該学期の月数（学期の途中で保護を開始された児童の場合は、開始月以後当該学期内の月数）を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品費等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問（第7の24） 特別支援学校への就学奨励に関する法律により学用品費及び通学用品費が給付されている児童生徒について教育扶助の基準額及び学習支援費を認定する場合はどうするか。

また、障害児入所施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合、教育扶助はどう認定するのか。

答 教育扶助の基準額及び交通費については、当該法律により給付される学用品費及び通学用品費の額と教育扶助の基準額との差額を計上し、学習支援費については、同法による給付がある場合においても、その全額を認定することとされたい。

また、障害児入所施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合の教育扶助の認定についても同様に取り扱うこととされたい。

なお、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の適用により支給される学用品費及び通学用品費がある場合も同様に取り扱われたい。

問（第7の12） 学童が通学に際し、交通機関がなく、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。また、自転車による通学に伴って、ヘルメットを必要とする場合は、ヘルメット購入費を認めてよいか。

答 その地域の殆んどすべての学童が自転車を利用している場合には、自転車の購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。また、学校の指導により、自転車を利用して通学している学童の全員がヘルメットをかぶっている実態にあると認められる場合には、ヘルメットの購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。

なお、通学のため交通費を要する場合には、年間

を通じて最も経済的な通学方法をとらせることが適当であるので、他に交通機関がある場合には、それとの比較において考慮すること。

問（第7の13） 給食費を学校長に直接交付する場合であって前渡の必要があるとき、当該給食費の認定の取り扱いはいかにしたらよいか。

答 前渡の必要があると認定される給食費の概算額を毎月計上し、毎学年おおむね2回程度、適宜な時期に、精算を行なうようにされたい。

なお、保護を停止し、又は廃止するときは、そのときに精算を行なわれたい。

問（第7の45） 特別支援学校の小学部若しくは中学部に通学する児童若しくは生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は小学校若しくは中学校に通学する児童若しくは生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第5の3の(4)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、特別支援学校に通学する児童又は生徒のうち、その一部については、特別支援学校への就学奨励に関する法律により付添に要する交通費が支給されるので留意すること。

## 5 住宅費

### (1) 家賃・間代・地代等

#### ◎ 別表第3 住宅扶助基準

##### 1 基準額

級地別	区分	家賃、間代、地代等の額(月額)	補修費等住宅維持費の額(年額)
	1級地及び2級地		13,000円以内
3級地		8,000円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の2

2第1項の中核市(以下「中核市」という。)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

◎ 第7

4 住宅費

(1) 家賃、間代、地代等

ア 保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。

イ 月の中途で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、1か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 被保護者が真に必要なやむを得ない事情により月の中途で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。

エ 入院患者がある場合等の住宅費の取扱い

(7) 単身の者が、医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院入所期間中も従来通り住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所(入院入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下この項において同じ。)後6か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後6か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこと。

なお、入院入所後における病状の変化等により6か月を超えて入院入所することが明らかとなった場合であっても、その時から3か月以内に確実に退院退所できる見込みがあると認められる場合には、更に3か月を限度として引き続き当該住宅費を認定して差し支えないこと。

(イ) (7)以外の場合であって、保護受給中の單身

者が月の中途で病院等に入院若しくは入所し、又は病院等から退院若しくは退所した場合において、日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を計上して差しつかえないこと。

なお、地域の住宅事情等により、退院又は退所する月において住居を確保することが困難であるため、当該月の前月分の家賃、間代を必要とするときは、退院又は退所した日以前1箇月を限度として1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を日割計算により計上して差しつかえないこと。

オ 保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額(以下「限度額」という。)によりがたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1.3を乗じて得た額(7人以上の世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額)の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

カ 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない。

キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができることと認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、オに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。(住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認められた場



合を除く。)

ク 被保護者が居住する借家、借間の契約更新等の際、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

問（第7の64） 局長通知第7の4の(1)のエの(7)により住宅費が認定される場合の施設にはどのようなものがあるか。

答 次のような施設に入所した場合が考えられる。

- (1) 職業能力開発促進法にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設
- (2) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉施設等であって指導又は訓練を目的としているもの

問（第7の56） 局長通知第7の4の(1)のオにいう「世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」には原則として単身者の場合の家賃、間代等は該当しないものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおりである。したがって、単身者が転居する場合又は単身者の従来の住居が地域との均衡を著しく失っている場合には、保護の基準別表第3の2の限度額の範囲内の住居へ入居するよう十分指導されたい。

ただし、当該単身者が車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において前記限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合は前記限度額に1・3を乗じて得た額の範囲内において必要な家賃、間代等を認定して差しつかえない。

問（第7の55） 住宅扶助の家賃、間代、地代等の額は月額で表示されているが、被保護者が数か月分の地代を一括して支払う必要があるときは数か月分の住宅扶助費を一括交付することとしてよいか。

答 地代については、その支払いの実態にかんがみ住宅扶助費の家賃、間代、地代等の額を1・2か月の範囲内において必要な月分を地代支払いの時期に支給して差しつかえない。

ただし、新たに、保護を開始した者については、保護を開始した日以降、次期地代支払い時期までの額を認定すること。

問（第7の34） 家賃又は間代の中に電灯料又は水道料が含まれている場合の住宅費はどのように認定すればよいか。

答 電灯料又は水道料に相当する額を控除した額を住宅費として認定すること。

問（第7の52） 局長通知第7の4の(1)のオによる特別基準の適用について、世帯員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとし、世帯員の減少により7人を下回ることとなった場合又は単身世帯になった場合にはその翌月から当該特別基準は適用されなくなるものと解してよいか。

また、世帯員が入院又は介護老人保健施設へ入所した場合で1年以内に退院が見込まれるときは、1年間に限り、その者も含めた人員によることを認めてよいか。

答 いずれもお見込みのとおりである。

なお、引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き当該特別基準を適用して差しつかえない。

問（第7の30） 局長通知第7の4の(1)のカにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。

- 1 入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合
- 2 実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合
- 3 土地収用法、都市計画法等の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合
- 4 退職等により社宅等から転居する場合
- 5 法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合（当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に

限る。)

- 6 宿所提供施設、無料低額宿泊所（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。以下同じ。）等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合
- 7 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合
- 8 火災等の災害により現住居が消滅し、又は居住にたえない状態になったと認められる場合
- 9 老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合
- 10 居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であって、明らかに居住にたえないと認められる場合
- 11 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合
- 12 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合
- 13 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合
- 14 離婚（事実婚の解消を含む。）により新たに住居を必要とする場合
- 15 高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近隣に転居する場合  
または、双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合
- 16 被保護者の状態等を考慮の上、適切な法定施設（グループホームや有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定されている施設をいう。）に入居する場合であって、やむを得ない場合
- 17 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある

## 場合

問（第7の31） 転居等により、保護継続中の者に対し、敷金が返還される場合、この返還金をどう取り扱うべきか。

答 当該返還金は当該月以降の収入として認定すべきものである。ただし、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差しつかえない。

なお、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、敷金等の経費について住宅扶助を行う必要はないものである。

問（第7の35） 敷金等として、権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証人がいない場合の保証料を認定してよいか。

答 必要やむを得ない場合は、転居に際して必要なものとして認定して差しつかえない。

なお、保証料については扶養義務者が全くいないか、長期間交流がないなどの場合に限って認められるものである。

問（第7の77） 局長通知第7の4の(1)のキにいう「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。

- 1 居宅生活ができることと認められること。
- 2 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。
- 3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。
- 4 保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6か月を超えて居住することが見込まれること。

問（第7の78） 局長通知第7の4の(1)のキの「居宅生活ができることと認められる者」の判断方法を示されたい。

答 居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管



理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等)を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。

なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。

問(第7の88) 契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証人がいない場合の保証料を認定してよいか。

答 必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。なお、保証料については扶養義務者が全くいないか、長期間交流がないなどの場合に限って認められるものである。

## (2) 住宅維持費

### ◎ 第7-4

#### (2) 住宅維持費

ア 保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。

なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。

イ 家屋の修理又は補修その他維持に要する費用(エにより認定された額を除く。)が保護の基準別表第3の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、すでに認定した補修費等住宅維持費にかかわ

りなく被災の時点から新たに補修費等住宅維持費を認定することとして差しつかえないこと。

エ 豪雪地帯において、雪囲い、雪下ろし等を行なえば家屋が損壊するおそれがある場合には、当該雪囲い雪下ろし等に要する費用について、一冬期間につき保護の基準別表第3の1に定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

問(第7の14) 風呂桶が破損した場合、この修理を家屋補修費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。

なお、重度の心身障害者、歩行困難な老人等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の敷設に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。

問(第7の38) 現に居住する家屋に便所がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問(第7の8) 下水道法第11条の3により水洗便所への改造義務を負う被保護者が、市町村又は扶養義務者等の助成又は援助により便所を改造する場合であって、当該改造にあたり家屋の一部を補修しなければならない真にやむを得ない事情があるときは、当該家屋の補修に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 市町村又は扶養義務者等から家屋の補修に要する費用の助成又は援助が期待できない場合は、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問(第7の48) 白ありの食害により家屋の損傷が進んでいる場合であって、放置すれば、明らかに当該家屋が損壊すると認められるときは、白ありの駆除のために要する必要最小限度の費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問(第7の62) 現に居住する家屋に網戸がない場合

には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいが。

答 設置の必要が認められるときは、最低限度の生活にふさわしい程度において、住宅維持費の範囲内で網戸の設置に要する費用を支給して差し支えない。

## 6 医療費

### ㊦ 別表第4 医療扶助基準

1 指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2 薬剤又は治療材料に係る費用(1の費用に含まれる場合を除く。)	25,000円以内の額
3 施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
4 移送費	移送に必要な最小限度の額

### ㊦ 第7

#### 5 医療費

指定医療機関等において診療を受ける場合の医療費は、医療関係法令通達等に示すところにより診療に必要な最小限度の実費の額を計上すること。

## 7 介護費

### ㊦ 別表第5 介護扶助基準

1 居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2 移送費	移送に必要な最小限度の額

### ㊦ 第7

#### 6 介護費

指定介護機関において介護サービスを受ける場合の介護費は、介護関係法令通知等に示すところにより、介護サービスを受けるために必要な最少限度の実費の額を計上すること。

## 8 出産費

### ㊦ 別表第6 出産扶助基準

#### 1 基準額

区 分	基 準 額
施設分べんの場合の額	247,000円以内
居宅分べんの場合の額	249,000円以内

2 病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最少限度の額を基準額に加算する。

3 衛生材料費を必要とする場合は、5,600円の範囲内の額を基準額に加算する。

### ㊦ 第7

#### 7 出産費

(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用が保護の基準別表第6により難しいこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、293,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額((1)の要件を満たす場合は、293,000円)の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(3) 病院、診療所、助産所その他の者であつて、健康保険法施行令第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保護の実施機関が認めるときは、保護の基準別表第6の1又は本通知第7の7の(1)に定める額に加え、30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして、同条第1号に規定する保険契約に関し被保護者が追加的に必要となる費用の額を

認定して差し支えないこと。

問（第7の46） 保護の基準別表第6の2にいう入院に要する必要最小限度の額の範囲及び程度を示されたい。

答 医療扶助において認められる入院に係る費用（入院基本料等）について8日以内の実入院日数に基づき算定した額の範囲内の必要最小限度の額とすること。

問（第7の47） 局長通知第7の7の(1)にいう「真にやむを得ない事情」とは、どのような場合をいうか。

答 次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

- 1 出産予定日の急変等により、予定していた施設において出産するいとまがない場合又は予定していた施設が満床等で利用できない場合
- 2 予約していた医師又は助産師の都合により、その介助が受けられない場合
- 3 傷病により入院している間に出産した場合

問（第7の51） 出産扶助の入院料については、医療扶助において認められる費目、単価により算定した額を限度とすることになっているが、局長通知第7の7の(1)の特別基準を適用すべき場合、当該施設における出産に係る看護等の実態、当該地域における出産に係る入院費用の実態からみて真にやむを得ないと認められるときは、同程度の看護体制にある医療機関に入院した場合に医療扶助において認められる入院料の範囲内において必要な額を認定することは認められないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

## 9 生業費、技能修得費及び就職支度費

### ◎ 別表第7 生業扶助基準

#### 1 基準額

区 分		基 準 額
生業費		46,000円以内
技能修得費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)	77,000円以内

高等学校等就学費	基本額(月額)	5,450円
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
	授業料	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものを除く。)に通学する場合は、同法の施行前に当該高等学校等が所在する都道府県の条例に定められていた都道府県立の高等学校における額以内の額。
	入学料及び入学考査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費(月額)	5,150円
就職支度費		29,000円以内

- 2 技能修得費(高等学校等就学費を除く。以下同じ。)は、技能修得(高等学校等への就学を除く。以下同じ。)の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき77,000円以内の額を2年を限度として算定する。
- 3 技能修得のため交通費を必要とする場合は、1又は2

に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。

## ⑧ 第7

### 8 生業費、技能修得費及び就職支度費

#### (1) 生業費

ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であつてやむを得ない事情があると認められるときは、77,000円の範囲内において、特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえない。

イ 同一世帯に属する2人以上の者から同時に別個の生業計画により2件以上の申請があつた場合には、世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

ウ 世帯を異にする2人以上の者から共同の出資事業につき申請がそれぞれ別個になされた場合には、生業計画について企業責任の所在、経営利潤の配分、資材及び労力の提供、製品の販路等を詳細に検討したうえ、個々の世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

エ 支給品目の品質及び価格は、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

#### (2) 技能修得費

ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

(ア) 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

(イ) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゅう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき77,000円の範囲内で特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定すること。

(ロ) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であつてやむを得ない事情があると認められるときは、127,000円の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(ハ) 前記(ア)に定めるところにかかわらず、(平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる)自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であつて、1年間のうちに複数回の技能修得費を必



要とする場合については、年額204,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(イ) 当分の間、次のいずれかに該当する技能習得手当等を受けている被保護者については、その実額に相当する額を技能修得費として計上すること。この場合、その者の収入のうち当該計上額は収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。

なお、bに該当するものとして取り扱う場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

a 雇用対策法等に基づき支給される技能習得手当又は求職者支援制度に基づき支給される通所手当

b 職業能力開発促進法にいう公共職業能力開発施設に準ずる施設において職業訓練を受ける者が地方公共団体又はその長から支給されるaに準ずる技能習得手当

(ロ) 被保護者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、市町村が実施する地域生活支援事業の更生訓練費給付事業により、更生訓練費又は物品の支給が行われた場合は、当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額を技能修得費として計上するとともに、その者の収入のうち当該計上額は、収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。ただし、技能修得費を当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額をこえて認定する必要があるとき、又は技能修得費として計上した額を各月に分割して支給することが適当でない認められるときは、前記の取扱いによらず、一般基準額又は(イ)若しくは(ロ)による特別基準額として認められる額の範囲内において必要と認められる額を技能修得費として計上し、更生訓練費等は収入として認定すること。

(キ) (ロ)による限度額を超えて費用を必要とする場合であって、次のいずれかに該当するときは、380,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえないこと。

この場合、給付にあたっては、必要と認められる最小限度の額を確認の上、その都度分割して給付するものとする。

a 生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合

b 自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。）

c 雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座（原則として当該講座修了によって当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られるものに限る。）を受講する場合であって、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合

問（第7の70） 局長通知第7の8の(2)のアの(キ)のcにいう公的資格とは具体的にどのようなものか。また、受講修了によって公的資格が得られる講座以外では、どのようなものが対象となり得るか。

答 公的資格とは、国家資格又は地方公共団体によって認定されている資格をいうものである。

また、受講修了によって公的資格の受験資格を得られるもの、又はいわゆる民間資格であって、当該講座が目標とする職種の雇用環境及び当該講座修了により得られる技能の優位性並びに申請者の職歴、当該職種への適合性及び就職意欲等について、総合的に判断し、目標とする職業への就職の可能性が高いと見込まれるものについては適用して差しつかえない。

問（第7の40） 告示別表第7の2若しくは局長通知第7の8の(2)のアの(イ)により技能修得の期間の延長が認められている期間、必要があればその年額に



ついて局長通知第7の8の(2)のアの(ウ)に規定する技能修得費の特別基準額127,000円が適用され1年につき127,000円ずつ認定して差しつかえないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問(第7の80) 局長通知第7の8の(2)のアの(エ)において、「実施機関が特に必要と認めた場合」の技能修得費については、どのようなものが対象となるか。また認定にあたって留意する点は何か。

答 技能修得費は、生業に必要な技能の修得を目的とするものであるから、対象としては、稼働能力を有する者が、段階的であっても就労を目指して行う取組である必要がある。そのような取組であれば、就職に有利な一般的技能や就労に必要な基礎的能力の修得以外であっても、職場の適応訓練や就労意欲の喚起を目的としたセミナーの受講等に必要な経費についても支給の対象として差しつかえない。

費用の支給にあたっては、本人の状況及び取組の内容や程度を勘案するとともに、実施機関と被保護者の間で、当該取組によって達成すべき目標や達成の期限を設定した自立計画書を策定するなど、効果的な取組が行われるよう努められたい。

なお、自立支援に資するものであっても、健康管理や家事などの生活指導など、日常生活の質の向上を主な目的とした取組については、技能修得費の対象としては認められないので留意されたい。

#### イ 高等学校等就学費

(7) 高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。

なお、保護開始時に既に高等学校等に就学している場合には、原則として、正規の就学年限から既に就学した期間を減じた期間に限り認められるものであること。

(イ) 高等学校等就学費基本額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(ウ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額1,960円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

(エ) 教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(オ) 高等専門学校に就学している場合であって、第4学年及び第5学年に該当する場合は、年額297,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(カ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、63,200円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

(キ) 生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(ク) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、27,250円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等

を消失し、再度購入することが必要な場合には、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。

(イ) 学習支援費は、学習参考書等（(エ)に含まれるものを除く。）の購入費及び課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費であり、その計上に当たっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても月額全額を計上すること。

問（第7の81） 高等学校等就学費の基本額及び学習支援費の額は月額で表示されているが、被保護者が学用品、通学用品、課外のクラブ活動において用いられる用具類等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数箇月分の高等学校等就学費を一括交付することとしてよいか。

答 就学費用の需要の実態にかんがみ、高等学校等就学費の支給額のある生徒の場合に限り、月額で表示された高等学校等就学費の基本額又は学習支援費の額に当該学期の月数（学期の途中で保護を開始された生徒の場合は、開始月以後当該学期内の月数）を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問（第7の82） 通学のため通学定期券を購入する必要がある場合、通学定期券は原則として6か月単位で購入させることとしてよいか。また、生徒が通学に際し、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。

答 通学のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通学定期券を購入するよう指導されたい。

なお、給付の際については、通学定期券の写しを提出させるなど購入実績を確認されたい。

また、自転車の購入費についても、必要最小限度の額を、高等学校等就学費の交通費の実費として認めて差しつかえない。

問（第7の83） 特別支援学校の高等部に通学する生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は高等学校等に通学する生徒のうち、身体的事情等により一定期間付

添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第7の8の(2)のイの(カ)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の84） 高等学校等就学費のうち授業料を受給している場合であって、地方自治体や私立学校等により高等学校等の授業料の減免措置が講じられている場合、高等学校等就学費による授業料の計上はどのように行ったらよいか。

答 自治体等による授業料の減免については、金銭として直接被保護者が受け取るものではないが、本来課される授業料について、他から間接的にその費用が賄われるものであることから、恵与金の一形態として見なすことができる。

恵与金等が高等学校等の就学費にあてられる場合については、被保護世帯の自立更生にあてられるものとして収入として認定しないこととするともに、高等学校等就学費で賄いきれない費用に優先的に充当することを認める取扱いとしており、自治体等による授業料の減免についても、同様に取り扱うことが適当である。

したがって、減免措置が講じられている場合の高等学校等就学費の計上については、授業料の支払いが免除される場合には、当該免除措置により授業料の需要が満たされることから、保護費により授業料を給付する必要はなくなり、授業料の一部が減額される場合には、当該減額は保護の基準額では賄いきれない授業料に優先的に充当するものとし、減額後、実際に被保護世帯が支払う授業料について、保護の基準額を上限として給付して差しつかえない。

### (3) 就職支度費

就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。

また、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り当該費用については、特別基準の設定があったものとして交通費実費分を計上すること。

問（第7の18） 新規中卒者等で就職の確定した者が就職地に赴くために要する交通費又は荷物の荷造費及び運賃について、生活扶助の移送費を適用してよいか。

答 就職することにより、生計の本拠を構える場合にかぎり、局長通知第7の2の(7)の(イ)として生活扶助の移送費を計上して差しつかえない。

問（第7の18の2） 就職の確定した者が初任給が支給されるまでに通勤費を必要とした場合、就職支度費として交通費実費分を支給して差し支えないか。

答 当座の資金がない場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

なお、通勤のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通勤定期券等を購入するよう指導し、支給後は通勤定期券等の写しを提出するなど購入実績及び通勤実態を確認されたい。

また、初任給支給後は、すでに支給した交通費分は必要経費として控除はせず、収入認定すること。

問（第7の22） 同一人に生業費と就職支度費を計上してよいか。

答 同一人の就職について生業費と就職支度費とを重複して計上することは認められない。

なお、大工、植木職等通常その職業に必要な道具類を自弁することとなっている職業につく者については、当該道具類の購入に要する経費と就職支度に要する経費とを生業費の基準額の範囲内で計上して差しつかえない。この場合、就職の支度に要する経費は就職支度費の基準額の範囲内で計上すること。

## 10 葬 祭 費

### ◎ 別表第8 葬祭扶助基準

#### 1 基準額

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1級地及び2級地	206,000円以内	164,800円以内
3 級 地	180,300円以内	144,200円以内

2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

級 地 別	大 人	小 人
1級地及び2級地	600円	500円
3 級 地	480円	400円

3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、20,300円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級 地 別	金 額
1級地及び2級地	13,710円
3 級 地	12,000円

### ◎ 第7

#### 9 葬祭費

(1) 小人の葬祭に要する費用が保護の基準別表第8の

1の小人の基準額をこえる場合であつて、当該地域の葬祭の実態が大人と同様であると認められるときは、保護の基準別表第8の1の基準額について大人の基準を特別基準の設定があつたものとして適用して差しつかえない。

(2) 法第18条第2項第1号に該当する死者に対し葬祭を行なう場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算及び(1)により特別基準の設定があつた場合を含む。）に1,000円を加算した額を特別基準の設定があつたものとして、計上して、差しつかえないこと。

(3) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が5,250円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があつた場合を含む。）に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があつたものとして、計上して差しつかえないこと。

(4) 火葬又は埋葬を行なうまでの間、死体を保存するために特別な費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を特別基準の設定があつたものとして計上して差しつかえないこと。



(5) 妊娠4箇月以上で死産した場合には、葬祭費を認定して差しつかえないこと。

(6) 身元が判明しない自殺者等に対して市町村長が葬祭を行なった場合には、葬祭扶助の適用は、認められないこと。

問(第7の15) 葬祭費の大人、小人の別は、何を基準とするか。

答 火葬料等について市町村条例に区別の定めのある場合は当該条例により、条例のない場合はその地域の慣行による。

問(第7の16) 民生委員が葬祭を行なった場合には、葬祭扶助を適用してよいか。

答 死亡者の近隣の民生委員が個人的に行なった場合には、適用して差しつかえない。ただし、自殺者等があった場合において、その地の民生委員が市町村長等の依頼により行なったときは、市町村等が葬祭を行なったものとして、葬祭扶助の適用は認められない。

問(第7の17) 自殺者等について市町村長が埋葬を行なった場合において、埋葬の時より後に葬祭扶助の申請があったときは、これを適用してよいか。

答 当該埋葬後に必要とされる範囲内で、葬祭扶助の適用を行なうことは差しつかえない。

問(第7の21) 葬祭地において、火葬に要する費用の額を定めた条例のない場合の取扱いはどうするか。

答 葬祭地に隣接する市町村の条例に定めるところによらるたい。

問(第7の49) 健康保険法等医療保険制度により葬祭扶助基準を若干上回る埋葬料、葬祭費又は葬祭料が支給される場合であって、当該被保険者の職場における交際等から判断して真にやむを得ないと認められるときは、当該埋葬料等のうち実際に葬祭に当てられた額を収入認定の対象としないこととし、かつ、葬祭に係る需要はこれによって消滅したのものとして取り扱って差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問(第13の1) 施行規則第22条第2項の規定による相続財産管理人の選任の請求は、保護の実施機関

が民法第952条第1項にいう利害関係人として行なうものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問(第13の2) 葬祭を行なう扶養義務者がいないため葬祭扶助を行なった場合において、死者名義の郵便貯金通帳があるときは、どのように処分したらよいか。

答 郵便貯金通帳は、法第76条第1項にいう死者の遺留物品と解すべきであるが、とくに債権の証拠物件であることにかんがみ、別紙1郵政省貯金局長通知の手續に準じて郵便局から払いもどしを受けるのが適当である。(別紙1…略)

## 11 特別基準の設定による費用

### ⑤ 第2

要保護者に特別の事由があつて、前項の基準〔各扶助の基準〕によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。

#### 10 特別基準の設定による費用

(1) 特別基準の設定があつたときは、その額のとおり計上すること。

(2) 特別基準の設定があつたものとして取り扱う費用の認定については、各費目に関する告示及び本職通知の規定に従い、かつ、次のアからオまでによって、必要な額を認定すること。なお、実施手續等については、(3)によること。

##### ア 特別基準設定による費用の認定と援助方針

実施機関は、当該被保護世帯の援助方針に基づいて判断した結果、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定できるものであること。

##### イ 特別需要額の認定

需要額の認定については、必要最小限度の額を認定すること。

##### ウ 他法他施策の活用

生活福祉資金その他の他法他施策による給付等であつて当該特別需要をみたすべきものについて



は、事前にその有無を検討し、その活用をはかるべきものであること。

#### エ 扶養義務者その他からの援助

特別基準は、臨時又は特殊な需要に対応して設定されるものであるから、通常の扶養義務履行の有無とは別に、当該特殊需要に対する、扶養義務者その他からの臨時の援助の有無について、あらためて調査すること。

#### オ 迅速な事務処理

特別基準による費用の設定が事務処理にならないよう厳に留意すること。

- (3) 特別基準が設定されたものとして取り扱う費用等の認定にあたっては、次に掲げる資料を審査して認定すること。

#### ア 保護台帳

#### イ 保護決定調書

ウ その他生活の現況、今後の自立更生等援助方針、特別基準設定の必要性、計画及び費用等の妥当性、他法他施策の活用の可能性、扶養義務者等他からの援助の可能性等を判断するために必要な資料

#### エ 計画書、見積書等

(7) 障害者加算障害名、障害等級、障害の状況が確認できる書面、介護計画書（標準的な週における介護内容が確認できる書面）、領収書（更新時）

(4) 配電、水道、井戸または下水道設備費設備計画書、関係図面、経費見積書、水質検査書、代替措置の検討

(5) 敷金等転居指導等のケース記録の写、敷金等の契約内容が確認できる書面

(6) 住宅維持費補修計画書、図面、写真、経費見積書

(7) 生業費、技能修得費生業（技能修得）計画書、経費見積書

(8) 扶助費の重複支給理由申立書、関係官署の証明書

(9) 治療材料医師の診断書、医師の意見書、経費見積書

- (4) 各費目に関する告示及び本職通知の規定による基準によりがたい特別の事情がある場合には、厚生労働

大臣に情報提供すること。

## 第8 収入の認定

### 1 収入に関する申告及び調査

#### ◎ 第8

収入の認定は、次により行うこと。

#### 1 収入に関する申告及び調査

- (1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行なわせること。

ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行なおうとするとき。

イ 当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想されるとき。

- (2) 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。

- (3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行なわせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行なわせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。

- (4) 収入の認定にあたっては、(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行ない、必要に応じて関係先につき調査を行なう等収入源について直接に把握すること。

問（第8の55） 収入認定の取り扱いに当たっては、次官通知第8の1において、要保護者に申告を行わせることとなっているが、申告の時期等について具体的に示されたい。

答 収入に関する申告は、法第6.1条により被保護者の届出義務とされていることから、次官通知第8の1の(2)により、つとめて自主的な申告を励行させ

る必要がある。

また、収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月、実施機関において就労困難と判断される者には、少なくとも12箇月ごとに行わせること。

なお、被保護者が常用雇用されている等各月毎の収入の増減が少ない場合の収入申告書の提出は、3箇月ごとで差しつかえないこと。

さらに、前記のほか、保護の決定実施に必要がある場合は、その都度申告を行わせること。

## 2 収入額の認定の原則

### ◎ 第8

#### 2 収入額の認定の原則

収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。

## 3 認定指針

### (1) 就労に伴う収入

#### ア 勤労（被用）収入

### ◎ 第8

#### 3 認定指針

##### (1) 就労に伴う収入

###### ア 勤労（被用）収入

(7) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。

(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。

### ◎ 第8

## 1 収入の取扱い

### (1) 勤労（被用）収入

#### ア 常用収入

(7) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3か月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差しつかえないこと。

(イ) 給与証明書の内容に不審のある場合又は証明額が同種の被用者の通常収入額と考えられる額より相当程度低いと判断される場合には、直接事業主について具体的内容を調査確認すること。

(9) 社会保険の被保険者については、10月又は11月に社会保険官署、健康保険組合等につき標準報酬との照会を行なうこと。

(ニ) 昇給及び賞与の時期については、給与先につきあらかじめ調査を行ない記録しておくこと。

(イ) 就職月、昇給月及び賞与の支給月には、本人から申告させるとともに、給与証明書を徴すること。

(ウ) 賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、支給月から引続く6か月以内の期間にわたって分割して認定するものとする。

#### イ 日雇収入

(7) 日雇で就労する者の収入については、本人から申告させるほか、前3箇月分の就労日数に関して公共職業安定所の証明書を徴すること。この場合において、公共職業安定所から証明を徴することが困難な場合には、直接同所におもむいて開取調査を行うこと。

(イ) 本人から申告された就労日数が当該地域の平均就労日数以上である場合は、申告された日数により収入総額を認定すること。

(9) 申告された就労日数が当該地域の平均就労日数未満である場合は、就労できない理由を確か

め、正当な理由がないときは、就労日数を平均就労日数まで増加するように文書で指示したうえ、その実際の就労日数による収入総額を認定すること。

(イ) 本人の申告する賃金に不審のある場合は、直接事業主から証明書を徴するか又は事業主につき聞取調査を行ない、確認すること。

(ロ) 夏季手当及び年末手当については(1)のアの(イ)及び(ロ)によること。

#### ウ 臨時又は不特定就労収入

(イ) 臨時又は不特定な就労による収入については、その地域における同様の就労状況にある者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等を調査したうえ、収入総額を認定すること。

(ロ) 申告された就労日数又は賃金に不審のある場合は、雇主の全部又は一部について具体的内容を聞取調査し、確認すること。

#### エ 必要経費として控除すべき労働組合費の範囲

次官通知第8の3の(1)のイにいう「労働組合費」は、当該労働組合の組合員の全員が、各月において徴収される組合費の実費をいうものであり、臨時に徴収されるものを含まないものであること。

問(第8の1) 勤労収入の経費として職場の親睦会費は認められないか。

答 勤労控除の基礎控除額には、職場の慶弔等交際費が含まれているから、重ねて親睦会費を控除することは認められない。

問(第8の25) 被保護者から申告があった収入額に不審がある場合の取扱いをどうするか。

答 申告のあった収入が、被保護者の稼働能力、就労状況、当該地域の同種の業務についての賃金水準等の客観的事実にてらし不審があり、当該申告による収入額を基礎として認定を行なうことは適当でないと判断される場合であって、当該被保護者及び関係先についてさらに調査を行なった結果、なお、不審を解くに足る正当な理由及び立証に欠けると認められるときは、当該地域の同種の業務及び技能に対して支払われている賃金その他について綿密な調査を

行ない、これを基礎に推定した収入額をもって認定して差しつかえない。

問(第8の46) 給食付(給食費を徴されていない場合に限る。)で稼働収入を得ている場合の給食の取扱いをいかに。

答 告示別表第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に75パーセントを乗じて得た額にその者の総食数に占める就労先で受ける給食数の割合(以下「給食の割合」という。)を乗じて得た額を収入に加算すること。ただし、基準額②の額が基準額①に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

ただし、給食の割合が3分の1(1日1食)程度以下である場合は、この限りでない。

#### イ 農業収入

##### ◎ 第8-3-(1)

##### イ 農業収入

(イ) 農業により収入を得ている者については、すべての農作物につき調査し、その収穫量に基づいて認定すること。

(ロ) 農業収入を得るための必要経費としては、(イ)によるほか、生産必要経費として小作料、農業災害補償法による掛金、雇人費、農機具の修理費、少額農具の購入費、納屋の修理費、水利組合費、肥料代、種苗代、薬剤費等についてその実際必要額を認定すること。

##### ◎ 第8-1

##### (2) 農業収入

ア 農作物の収穫量は、本人の申立て、市町村の調査又は意見及び品目別作付面積に町村別等級地別平均反収を乗じたものを勘案して決定するものとし、3者の数字に著しく相違がある場合は、さらに農業協同組合、集荷組合、実行組合、農業改良普及員、民生委員等について調査のうえ、決定すること。

イ 保護開始月における保有農作物は、収穫量と同様の取扱いを行なうこと。

ウ 農業収入を得るための生産必要経費のうち、肥料代、種苗代及び薬剤費については、次に掲げる比率（農林水産省農産物生産費調査による。）に準拠して各福祉事務所ごとに比率を認定したうえで、これをエによる収穫高に乗じて認定すること。

玄米（水稲） 9% 小麦 23%  
玄米（陸稲） 26% その他の農作物 20%

エ 農業収入は、次の算式により認定すること。

(7) 主食（米、小麦、裸麦、大麦、そば等当該地域の食生活の実態によること。）

収穫高＝販売価格×収穫量

収穫高－生産必要経費＝収入

(4) 野菜

販売価格×売却量＋自給量を金銭換算した額（別表「金銭換算表」の野菜の額に自給割合を乗じて得た額をいう。）－必要経費＝収入

オ 各福祉事務所ごとに管内の町村別、品目別、等級別平均反収及び町村別、品目別農作物販売価格を調査し、調整又は補正しておくこと。

カ 余剰野菜について、その地域に需要がなくこれを売却することができないときは、今後の耕作において穀類等換金の途の広い農作物を作付するよう指導するとともに、その作の収穫に限り自家消費を認めても差しつかえないこと。

キ 農業収入は、収入があった時から将来に向い、原則として、12分の1ずつの額を認定すること。

問（第8の3） 農業災害補償法による共済金については、一般の農業収入と同様に必要経費を控除できないか。

答 同法による共済金のうち、農作物、蚕繭及び農作物にかかるものは、当該共済目的から得られた農業収入とみなし、認定額の月割及び必要経費の認定を行なって差しつかえない。

問（第8の4） 農作物の必要経費中肥料費、種苗代

及び薬剤費は、必ず率により認定しなければならないか。また、逆に右以外の必要経費については、率を用いてはいけないか。

答 前段については、保護の実施機関ごとに客観的資料に基づき定められた必要経费率によることを原則とするが、この率によるよりも正確かつ便宜な方法があれば、必ずしも率によらなくてもよい。後段については、実費によることを原則とするが、地域ごとに正確かつ妥当な率を設定しうる場合には、率によっても差しつかえない。

問（第8の5） 農業用噴霧器（比較的高額のもの）を近隣で共同購入する場合においてその世帯負担額が少額であるときは、農業収入を得るための必要経費として認めてよいか。

答 世帯の負担額が、少額農具の購入費程度の少額のものである場合には必要として認めて差しつかえない。

問（第8の6） 農業収入を得るための必要経費としての納屋の修理費又は農業以外の自営収入を得るための必要経費としての店舗の修理費については、どの程度まで認めてよいか。

答 納屋の修理費又は店舗の修理費は、生業扶助の額の範囲内において必要最小限度の額を認定すること。



別表

金銭換算表

	1級地-1		1級地-2		2級地-1		2級地-2		3級地-1		3級地-2	
	魚介	野菜	魚介	野菜	魚介	野菜	魚介	野菜	魚介	野菜	魚介	野菜
0歳~2歳	4,470	3,890	4,260	3,710	4,070	3,540	3,860	3,360	3,660	3,190	3,460	3,020
3歳~5歳	7,430	6,330	7,090	6,050	6,760	5,760	6,430	5,480	6,090	5,190	5,750	4,910
6歳~11歳	9,690	8,240	9,250	7,870	8,820	7,500	8,380	7,120	7,950	6,760	7,510	6,390
12歳~19歳	12,150	10,350	11,600	9,880	11,050	9,420	10,510	8,950	9,960	8,490	9,420	8,010
20歳~40歳	10,230	8,700	9,770	8,310	9,310	7,920	8,850	7,520	8,390	7,130	7,930	6,740
41歳~59歳	9,590	8,180	9,160	7,810	8,730	7,450	8,300	7,070	7,870	6,710	7,440	6,340
60歳~69歳	9,280	7,910	8,860	7,550	8,450	7,190	8,020	6,840	7,610	6,490	7,190	6,120
70歳~	8,250	7,010	7,880	6,690	7,510	6,380	7,130	6,060	6,760	5,740	6,400	5,430

ウ 農業以外の事業（自営）収入

㊦ 第8-3-1)

ウ 農業以外の事業（自営）収入

(7) 農業以外の事業（いわゆる固定的な内職を含む。）により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行なうこと。

(イ) 農業以外の事業収入を得るための必要経費は、(4)によるほか、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定すること。ただし、前記家賃、地代等の額に住宅費を含めて処理する場合においては、住宅費にこれらの費用を重ねて計上してはならないこと。また、下宿間貸業であって家屋が自己の所有でなく、家賃を必要とする場合には、下宿間貸代の範囲内において実際家賃を認定して差し支えないこと。

㊦ 第8-1

(3) 農業以外の事業（自営）収入

ア 農業以外の事業収入については、前3箇月分及び当該月の見込みにつき、本人から申告させるほか、物品販売業（店売り、行商又は露店）、製造業及び加工業については、会計簿、商品又は原材料の仕入先、製品の販売先等について、運搬業（小運送）、修理（自転車修理、いかげ業、桶屋）及びサービス業（理髪業、靴磨等）については、正確なものがある場合は会計簿について、建築造園業（大工、左官、植木職等）については、一定した仕事先がある場合はその仕事先について、それぞれの実際の収入の状況を書面又は聞き取りにより調査し、さらに市町村等税務関係機関の調査又は意見をも参考とすること。

イ 魚介による収入は、次の算式により認定すること。

売却量×販売価格＋自給量を金銭に換算した額（別表1「金銭換算表」の魚介の額に自給割合を乗じて得た額をいう。）－必要経費＝収入

ウ 養殖漁業等で年間の一時期のみの収穫で収入を

得ている場合は、収入があった時から将来に向かい、原則として12分の1ずつの額を認定すること。

問（第8の2） 125cc以下のオートバイ、原動機付自転車又は通勤用・事業用自動車の保有の認められた者については、通勤又は事業の利用に伴う燃料費、修理費、車検に要する費用、自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び任意保険料、自動車重量税・自動車税・軽自動車税、自動車運転免許の更新費用等を必要経費として勤労・事業収入から控除してよいか。

答 必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえない。

なお、任意保険料については対人・対物賠償に係る保険料に限るものである。

また、自動車税及び軽自動車税については、身体障害者等の場合、減免されることがあるので留意されたい。

エ その他不安定な就労による収入

㊦ 第8-3-1)

エ その他不安定な就労による収入

知己、近隣等よりの臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額（受領するために交通費等を必要とする場合はその必要経費の額を控除した額とする。）が月額15,000円をこえるときは、そのこえる額を収入として認定すること。

問（第8の19） 少額かつ不安定の稼働収入は合算額15,000円まで控除されるが、この合算額は世帯単位か、又は個人単位であるか。

答 15,000円の限度額は、個人ごとに算定される額である。

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

㊦ 第8-3

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(7) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

(イ) (7)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

⑤ 第8-1

(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

問（第8の51） 恩給、年金等の額が改定され、当該改定時期が支払期月と一致せず、1期月における支給額に、改定前の額と改定後の額が含まれる場合は、順を追って充当していくこととして差しつかえないか。

答 恩給、年金等の額の改定時期と支払期月が一致しない場合は、局長通知第8の1の(4)により収入認定することにより保護の停止又は廃止となる場合を除き、お見込みのとおりに取り扱って差しつかえないこと。

イ 仕送り、贈与等による収入

⑤ 第8-3-(2)

イ 仕送り、贈与等による収入

(7) 他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。

(イ) 他からの仕送り、贈与等による主食、野菜又

は魚介は、その仕送り、贈与等を受けた量について、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を認定すること。

(ウ) (7)又は(イ)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。

ウ 財産収入

⑤ 第8-3-(2)

ウ 財産収入

(7) 田畑、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、その実際の収入額を認定すること。

(イ) 家屋の補修費、地代、機械器具等の修理費、その他(7)の収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定すること。

エ その他の収入

⑤ 第8-3-(2)

エ その他の収入

(7) 地方公共団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭（ア又は(3)のエ、ケ、コ若しくはサに該当するものを除く。）については、その額が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

(イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（(3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

⑤ 第8-1

(5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。

ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6箇月以内の期間にわたって分割認定するものとする。

(3) 収入として認定しないものの取扱い

◎ 第8-3

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であつて、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であつて、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当するものを除く。）

(7) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であつて、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

問（第8の58） 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不

足分、修学旅行費、又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第8の58の2）次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いを具体的に示されたい。

答 高等学校等で就学しながら保護を受けることが出来る者ものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが、次のいずれにも該当する場合には、次官通知第8の3の(3)のクの(イ)に該当するものとして、当該者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入から控除して認定して差しつかえない。

また、経費の内容や金額によって、一定期間同様の認定を行う必要がある場合には、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理するなどにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該経費が他の目的に使用されていないことを確認すること。

なお、当該金銭を使用した場合には、下記2の目的のために使用されたことを証する書類等により、用途を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外の用途に消費していた場合には、収入から控除した額に相当する額について法第63条を適用し返還を求めると。ただし、当初承認した目的以外であっても、その用途が本取扱いの範囲内であることが認められる場合にあつては、この限りではない。

I 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認



められること。

2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。

(1) 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費（技能修得費の給付対象となるものを除く）

(2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学科等に限る。）

(3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用

(4) 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金

3 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認していること。

ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8,000円以内の額（月額）

コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金

サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭

シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの

ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金

セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につきスを受けることができる者がある場合を除く。）

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち36,300円並び

に同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金

チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額

(7) 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は一級に該当する者に支給される場合 34,020円

障害の程度が公害障害等級表の二級に該当する者に支給される場合 17,010円

障害の程度が公害障害等級表の三級に該当する者に支給される場合 10,220円

【本部分に係る改正は平成27年6月1日から適用】

(イ) 遺族補償費 34,020円

【本部分に係る改正は平成27年6月1日から適用】

## ◎ 第8

### 2 収入として認定しないものの取扱い

(1) 社会事業団体その他が被保護者に対して支給する金銭であって、当該給付の資金が、地方公共団体の予算措置によりまかなわれているものは、次官通知第8の3の(3)のアとして取り扱うことは認められないこと。

(2) 被保護者に対して現物が給与された場合は、被贈与資産として取扱い、処分すべきものがあれば売却させてその収入を認定すること。ただし、就労の対価として現物が給与されたときは、その物品の処分価値により金銭換算のうえ、500円を控除した額を就労収入として認定すること。

問（第8の39） 局長通知第8の2の(2)のただし書きに関し、就労先から主食、野菜又は魚介を支給された場合はどのように取り扱うべきか。

答 局長通知第8の2の(2)のただし書きにより取り扱うことは認められず、主食、野菜又は魚介については、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を就労収入として認定する。

こととされたい。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ 就学資金（高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

ウ 医療費又は介護等費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの

(7) 住宅資金又は転宅資金

(イ) 老人又は身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金

(ロ) 配電設備又は給排水設備

(ハ) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

(ニ) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金

問（第13の3） 国若しくは地方公共団体により貸付けられる住宅資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として貸付けられる住宅資金と本法による住宅扶助との関係をどう取扱うべきか。

答 設問にかかる住宅資金の貸付けを受けるについての承認は、本法による扶助の対象とはなりがたい需要について行なうものであり、貸付金をもって本法の給付に代替させる趣旨のものではない。

問（第8の61） 局長通知第8の2の(3)のオの(ハ)にいう「日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入する」として貸付資金を収入認定除外することができる場合を具体的に示されたい。

答 保護受給中の日常生活に必要な物品については、経常的最低生活費の範囲内で計画的に購入することが原則であるが、次のいずれにも該当し、かつ、経常的最低生活費のやり繰りにより当該貸付資金の償還が可能と認められる者については、当該貸付資金を収入として認定しないものとする。

なお、保護の実施機関は、当該貸付資金の償還が適切に行われるよう、貸付制度を所管する関係機関と十分に調整を図り、適切な償還金の納付指導及び代理納付の活用を行うこと。

(1) 健康の保持や日常生活に著しい支障を来す恐れがあり、必要性が高いと認められる生活用品がないか若しくは全く使用に耐えない状態であること。

(2) 保護開始から概ね6か月経過していない場合や家計管理上特段の問題なく他に急な出費を要した場合など、計画的に購入資金を蓄えることができなかったことに真にやむを得ない事情が認められること。

(3) 購入予定品目、購入予定金額が社会通念上妥当と判断されるものであり、また必要最小限度の貸付であるとともに、償還計画がその後の最低生活の維持に支障を来さないものであると認められること。

(4) 貸付を受けることについて、当該被保護者は自立更生計画を提出するとともに、購入予定品目及び償還方法について保護の実施機関の事前の承認があること。

問（第8の11） 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく福祉資金のうち、災害を受けたことにより臨時に必要な経費及び災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金は、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものとして取り扱って差しつかえないか。

答 局長通知第8（収入の認定）の2及び同通知第8の4の(3)に該当する場合には、それぞれ収入として認定せず、又は償還金を収入から控除する取扱いを行なって差しつかえない。

問（第8の59） 保護開始時点で既に就学資金の貸付を受けていた場合、高等学校の就学に関する需要は満たされているものとして、高等学校等就学費は支給しないこととしてよいか。

答 高等学校等就学費については、被保護世帯の自立を支援する観点から、貸付を受けなくとも高等学校への就学が可能となるよう、生活保護において積極的に給付を行うものである。

したがって、既に就学資金の貸付を受けている場合であっても、保護開始時点において貸付内容の変更が可能であれば、高等学校等就学費の基準額の範囲内で就学に必要な経費が賄える場合については貸付の停止を、高等学校等就学費で賄いきれない経費が必要な場合については当該経費にあてられる必要最小限度の額に貸付額を変更し、その上で高等学校等就学費を給付することとされたい。

また、保護開始時点において貸付内容の変更が困難な場合であって、保護開始後に貸付金を受領する場合は、当該貸付金のうち高等学校等就学費により賄われる部分について、貸付金の受領後直ちに償還し、その上で高等学校等就学費を給付するとともに、実際に償還が行われているか確認を行うこと。

なお、貸付契約の内容等により、貸付内容の変更や貸付期間中の償還が困難な場合については、当該貸付金は高等学校等の就学にあてられるものとして収入として認定しないとともに、高等学校等就学費の支給を行わないこととして取り扱って差しつかえない。

問(第8の21) 義務教育以外の教育を行う学校で就学する者がいる世帯で世帯員以外の絶対的扶養義務者から当該就学者の教育費にあてられるべきものとして仕送りを受けている場合は、その仕送りを、当該就学者の収入として取り扱ってよいか。局長通知第1の3の関連でお尋ねする。

答 設例の場合、就学する者に優先して扶養を受けるべき事情があると明らかに認められる者(たとえば当該扶養義務者と生活保持義務関係にある者)が同一世帯内にいるときを除き、当該仕送りのうち教育費にあてられる部分を就学者の収入として取り扱って差しつかえない。

問(第8の10) 引揚者給付金等支給法、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律又は引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による国債の政府買上げにより償還金収入を得たものが、その収入を自立更生のための資金として活用すると申し立てた場合これを収入として認定しないてよい

か。

答 保護の実施機関が具体的な自立更生計画を根拠として現実に自立更生資金として活用されることを確認した場合に限り差しつかえない。

(4) 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてられることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。

また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。

(5) (3)の承認又は(4)の収入として認定しない取扱いを行なうに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴すること。

問(第8の40) 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を



考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額

ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額

(イ) 当該経費が義務教育就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額

(ロ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額（貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額

キ 当該経費が弔慰に当てられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額

ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあ

てられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額

ケ 当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額

コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額

問（第8の60） 恵与金等の収入が、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上することとしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

ただし、恵与金等の収入を当該経費にあてた上で、なお余剰金が生じた場合については、当該余剰金は収入充当順位に関係なく高等学校等就学費に充当することとし、高等学校等就学費の基準額と当該余剰金の差額を、保護費の高等学校等就学費として計上されたい。

問（第8の41） 扶養義務者からの援助金はすべて「他から恵与される金銭」として取り扱うことは認められないか。

答 扶養義務者からの援助金はその援助が当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてべきことを明示してなされた場合に限り、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差しつかえない。

問（第8の42） 雇用保険法第57条により支給される常用就職支度金は「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」として取り扱ってよいか。

答 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)により収入として認定すること。

問（第8の43） 地方公共団体が条例又は予算措置によって被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、どのようなものが次官通知第8の3の(3)のエ



にいう「自立更生を目的として恵与される金銭」に該当するか。

答 地方公共団体が条例又は予算措置によって、被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、局長通知第8の2の(4)にいう自立更生のための用途に供すべきものであることが支出の目的として明示されているものが、自立更生を目的として恵与される金銭に該当するものであり、かかる金銭のうち、実際に自立更生のための用途にあてられる額を、収入として認定しないものとする。

この場合、支出目的として明示されている用途及びその用途に供される額の認定にあたっては、問40の答に示す基準によるものである。

したがって、地方公共団体又はその長が年末、盆、期末等の時期に支給する金銭は、次官通知第8の3の(3)のエによる取扱いは行なわず同(2)のエの(7)によって取り扱うこととなる。

問(第8の34) 局長通知第8の2の(4)のただし書きにいう「適当な者」とは、どのような者をいうか。

答 社会福祉法人、新聞社、当該被保護世帯の自立更生を援助するために特に設立された団体等金融機関以外の者であって、当該金銭を安全に管理しうると認められるものをいう。

問(第8の26) 市町村又は扶養義務者等が水洗便所設備費等の全部又は一部を助成又は援助する場合は、その助成費又は援助費をどのように取り扱うべきか。

答 当該助成費又は援助費については、これを局長通知第8の2の(4)に準じて収入として認定しないこととして差しつかえない。

なお、これらの費用は法による扶助の対象とはならないものである。

問(第8の53) 保護開始前に臨時的に受けた災害等による補償金、保険金、見舞金又は死亡による保険金の全部又は一部を当該災害等による損失の原状回復等当該世帯の自主更生の用途にあてるべく保有している場合についても、次官通知第8の3の(3)のオ又はキに準じ収入として認定しない取扱いとすることは認められないか。

答 その目的とする自立更生の用途が世帯員の将来の就学等保護開始後でなければ実現し得ないものと認められる場合には、被保護世帯が補償金等を受けた

場合と同様に取り扱って差しつかえない。

(6) 次官通知第8の3の(3)のケに掲げる金銭の取扱いについては、次によること。

ア 社会生活を営むうえで特に社会的な障害のある者の福祉を図るため地方公共団体又はその長が支給する金銭に該当するものは、次に掲げる金銭であること。

(7) 心身障害児(者)の福祉を図るために支給される金銭

(4) 老人の福祉を図るために支給される金銭

(9) 母子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(5) 多子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(4) 災害等によって保護者を失った児童の福祉を図るために支給される金銭

(8) (7)から(4)までに掲げる金銭に準ずるもの

イ アの(4)に該当するものとして取り扱う場合又は同一人に対しアの(7)から(4)までに掲げる金銭が重複して支給される等特別な事由があり、特別な取扱いを必要とする認められる場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に情報提供すること。

#### (4) 勤労に伴う必要経費

##### ア 基礎控除

#### ◎ 第8-3-(4) 勤労に伴う必要経費

(1)のアからウ(勤労収入・農業収入・農業以外の事業収入)までに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。

#### ◎ 第8-3 勤労控除の取扱い

##### (1) 基礎控除

ア 基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額(賞与その他の臨時的な収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれの認定月の収入金額に加算して算定するものとする。)に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

イ 基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第8の3の(1)のアによる勤労(被用)収入については、

通勤費等の実費を控除する前の収入額により、同一による農業収入又は同ウによる農業以外の事業（自営）収入については、生産必要経費又は事業必要経費を控除した後の収入額によること。

ウ 世帯員が2人以上就労している場合には、イによる収入額の最も多い者については、次官通知別表の基礎控除額表の1人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ同表の2人目以降の欄を適用すること。

問（第8の49） 在宅患者加算を認定されている者が、勤労収入を得ている場合には、勤労控除を適用してよいか。

答 真に栄養補給を必要とする者が社会生活適応のため実施機関の指定する医師の指導に基づき就労して勤労収入を得ている場合は、6か月間に限り、療養に専念しているものとみなしてお見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第8の50） 雇用対策法等に基づく技能修得手当を受給しながら技能修得している者については、あわせて支給される基本手当又は寄宿手当に対し、勤労収入に準じて基礎控除を適用してよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第8の20） 勤労控除の基礎控除と少額かつ不安定の収入控除とは重複して差し支えないか。

答 次官通知第8の3の(1)のエにいう「その他不安定な就労による収入」は、同(1)のアからウまでの収入を得ていない者が得る収入をいうものである。

したがって、勤労者が内職等により少額の収入を得ている場合は、少額不安定収入としての控除を行わず、勤労収入と当該内職等による収入を合算して基礎控除を適用すべきである。

問（第8の32） 局長通知第8の1の(2)のキにより認定された収入が同一月において重なった場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。また、同通知によって認定された農業収入が1以上あり、かつ、当該月において次官通知第8の3の(1)のア又はウに該当する収入（勤労（被用）収入又は農業以外の事業収入）がある場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。

答 御照会の場合には、いずれも局長通知第8の3の(1)のイによる収入額を合算し、当該合算額につき

各月ごとに基礎控除を適用すること。

問（第8の18） 各種勤労控除の適用に当たり、農業又は農業以外の事業（自営業）を営んでいる場合であって、その事業に専ら従事する者が世帯内に2人以上いること等により、控除対象者の収入を明確に把握できないときは、これらの控除の適用は認められないと解してよいか。

答 同一の事業に従事する者が、世帯内に2人以上いてそれぞれの収入を明確に把握できない場合であっても、当該者の申立てにより事業に従事する各稼働者の事業に対する寄与の割合が推定できるときは、世帯の収入額に推定した寄与率を乗じて得た額を、また、事業に対する寄与の割合が推定できないときは、世帯の収入額を事業に従事する稼働人員で除して得た額を、それぞれの稼働者の収入として取り扱うこととし、各種勤労控除を適用するようにされたい。

基礎控除額表……（略）

#### イ 新規就労控除

##### ◎ 第8-3-（4）勤労に伴う必要経費

新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、別に定めるところにより、月額10,700円をその者の収入から控除すること。

##### ◎ 第8-3

##### （2）新規就労控除

ア 新規就労控除を適用する場合は、次の場合であること。

(7) 中学校等を卒業した者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

(イ) 入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

イ 控除は、当該職業によって得られる収入につき、はじめて継続性のある職業についた月（当該新規就労に伴う収入を翌月から認定することとするときは当該初回認定月）から6箇月間に限り行うものとする。

ウ 未成年者控除

㊦ 第8-3-(4) 勤労に伴う必要経費

未成年者については、別に定めるところにより、月額11,400円をその者の収入から控除すること。

㊧ 第8-3

(3) 未成年者控除

ア 未成年者（20歳未満の者をいう。）については、その者の収入から月額11,400円を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。

(7) 単身者

(イ) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）又は自己の未成熟の子とのみで独立した世帯を営んでいる場合

(ロ) 配偶者と自己の未成熟の子のみで独立した世帯を営んでいる場合

イ 未成年者控除の適用をうけていた者が月の途中で成年に達したときは、その翌月から認定の変更を行なうこと。

(5) その他の必要経費

㊦ 第8-3

(5) その他の必要経費

次の経費については、真に必要やむを得ないものに限る。必要な最小限度の額を認定して差し支えないこと。

ア 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費

イ 就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費

ウ 他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金

エ 住宅金融公庫の貸付金の償還金

オ 地方税等の公租公課

カ 健康保険の任意継続保険料

キ 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料

㊧ 第8

4 その他の控除

(1) 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する費用

につき控除を行なう場合は、一般生活費又は住宅費の実際必要額から、当該者の最低生活費として認定された一般生活費の額を差し引いて得た額を必要経費として認定すること。

(2) 就労に伴う子の託児費については、その実費の額を収入から控除して認定すること。この場合において、委託された児童に対して受託者が提供する飲食物は、収入認定の対象としないこと。

問（第8の48） 次官通知第8の3の(5)のイにいう就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び市町村が実施する児童クラブに要する費用を含むものと解して差しつかえないか。

また、これが認められる場合、当該費用を入所月の収入から一括控除することができない場合には、月割にして控除して差しつかえないか。

答 いずれもお見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、児童クラブについては、「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月20日18文科生第587号文部科学省生涯学習政策局長、雇児発第0330039号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の別紙「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」に基づき実施されるものに限られるものである。

問（第8の57） 国民年金に任意加入する場合の保険料の控除が認められる場合はどのような場合か。

答 年金の受給権を得るためのものに限って認められるものであり、将来の年金額を増やすためのものは認められない。

なお、任意加入しても過去の未納分を納付しないと年金受給権を得られない場合には、年金受給権を得るために必要な限度で未納分の保険料についても控除して差し支えない。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行なわれることを確認したうえで、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入（修学資金又は奨学資金については、当該貸付を受けた者の収入、結婚資金については、当該貸付けを受けた者



又は当該貸付資金により結婚した者の収入、医療費又は介護費貸付資金、住宅資金、転宅資金、老人又は身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金、配電設備又は給排水設備のための貸付資金並びに国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金については、当該世帯の全収入から控除して認定すること。

ア 国若しくは、地方公共団体により行なわれるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、医療費又は介護費貸付資金については、保護の実施機関の承認があったものに限ること。

イ ア以外の法人又は私人（絶対的扶養義務者を除く。）により貸し付けられたもののうち、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、事前の承認を受けなかったことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付資金が現にその者の自立助長に役立っていると認められ、事後において承認することが適当なものについても、同様とする。

ウ アに該当する技能修得資金とともに、当該技能修得期間中、貸付けを受けた生活資金については、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。

(4) 住宅金融公庫法による貸付資金の償還については、当該貸付資金によって建築した住宅の一部を活用して収入を得ている場合に限り、当該収入の範囲内において、当該償還金を控除して認定すること。

(5) 次に掲げる貸付資金は、国若しくは地方公共団体により行なわれるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものに該当するものとして取り扱うこと。ただし、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものに限る。

(7) 母子及び寡婦福祉法による貸付資金

(8) 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金

(9) 婦人更生資金制度要綱に基づく貸付資金

(10) 引揚者給付金等支給法に基づく国債を担保と

して、国民金融公庫から貸し付けられる生業資金

(11) 自作農維持資金通法に基づく農林漁業金融公庫の各種貸付資金

(12) 開拓者資金通法に基づく政府（地方農地事務局）の貸付資金

(13) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく農業協同組合、森林組合又は金融機関の貸付資金

(14) 農業近代化資金助成法に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の貸付資金

(15) 国民金融公庫からの低所得者に対する更生貸付資金

(16) 住宅資金又は転宅資金であって国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金

(6) 生業資金の貸付けをうけた後、事業の失敗等により他の事業を営んでいる場合であって、その事業の資金の全部、または一部が、当該貸付金によりまかなわれているときは、変更した事業によって得られる収入から償還金を控除して認定して差しつかえないこと。

問（第8の23） 被保護者が就労に必要な自転車又は原動機付自転車を購入する場合、その購入額を月割にして、その収入から必要経費として控除して差しつかえないか。

答 当該職業に必要不可欠な場合であって、社会通念上ふさわしい程度の購入費であり、かつ、その購入によって収入が増加すると認められるときは、通常、交通費、運搬費等として計上されるべき額の範囲内で必要経費として認定して差しつかえない。また、通勤用に使用する場合においても、通常、交通費等として計上される程度の額の範囲内で認定して差しつかえない。

## 第9 保護の開始申請等

### ◎ 第9



生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も現に慎むこと。

## ◎ 第9

### 1 保護の相談における開始申請の取扱い

生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続についての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。

なお、申請者が申請書及び同意書の書面での提出が困難である場合には、申請者の口頭によって必要事項に関する陳述を聴取し、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し署名捺印を求めるなど、申請があったことを明らかにするための対応を行うこと。

### 2 要保護者の発見・把握

要保護者を発見し適切な保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が保護の実施機関の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、保健福祉関係係部局や社会保険・水道・住宅担当部局等の関係機関及び民生委員・児童委員との連絡・連携を図ること。

問（第9の1） 生活保護の面接相談においては、保護の申請意思はいかなる場合にも確認しなくてはならないのか。

答 相談者の保護の申請意思は、例えば、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き確認すべきものである。なお、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付すること。

問（第9の2） 相談段階で扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取することは申請権の侵害に当たるか。

答 扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取す

ること自体は申請権の侵害に当たるものではないが、「扶養義務者と相談してからではないと申請を受け付けない」などの対応は申請権の侵害に当たるおそれがある。

また、相談者に対して扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので留意されたい。

問（第9の3） 相談段階で相談者の困窮の状態等を確認するために必要な資料の提出を求めることは申請権の侵害にあたるか。

答 相談段階で、資産及び収入の状況等が確認できる資料の提出を求めること自体は申請権の侵害に当たるものではない。ただし、「資料が提出されてからでない」と申請を受け付けない」などの対応は適切ではない。

なお、申請段階では、速やかかつ正確な保護の決定を行うために、申請日以降できる限り早期に必要な資料を提出するよう求めることは認められるが、書面等の提出は申請から保護決定までの間でも差し支えない。これに関し、当該申請者の事情や状況から必要となる資料の提出が困難と認められる場合には、保護の実施機関において調査等を実施し、要件の確認の審査を徹底することが必要となる。

## 第10 保護の決定

### 1 年齢改定

## ◎ 第10

### 1 年齢改定

- (1) 保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができること。
- (2) 4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なうこと。

問（第10の13） 局長通知第10の1の(2)により年齢改定を行う場合、4月1日生れの者についてはどう取り扱うのか。

答 4月1日生れの者については、年齢計算に関する

法律（明治35年法律第50号）及び民法（明治29年法律第89号）第143条の規定により、前日である3月31日をもって満年齢に達した者として取り扱うこととなる。

## 2 保護の要否及び程度の決定

### ㊦ 第10

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。

### ㊧ 第10

#### 2 保護の要否及び程度の決定

(1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。

ただし、常用勤労者について労働協約等の実態から賞与等を含む年間収入が確実に推定できる場合であって、次官通知第8の2の「長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするとき」に該当するときは保護の申請月以降1年間において確実に得られると推定される総収入（収入を得るための必要経費の実費及び勤労に伴う必要経費として別表2に定める額を控除した額）の平均月割額をその月の収入充当額と定め保護の要否を判定すること。この取扱いにより保護を要すると判定された者に係る保護の程度の決定は常用収入について第8の1の(1)のオに定める取扱いにより行なうこと。

問（第10の4） 保護開始時の要否判定を行なう際、次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目を指すのか。

答 次に掲げる費目を指すものであること。

ア 告示別表第1生活扶助基準（ただし、同第一

章の1の(2)の期末一時扶助及び同第三章の4の移送費であって局長通知第7の2の(7)のオの(ウ)以下の場合のものを除く。）並びに局長通知第7の2の(6)のオの(カ)（ただし、紙おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合に限る。）

イ 告示別表第2教育扶助基準及び局長通知第7の3の(2)

ウ 告示別表第3住宅扶助基準並びに局長通知第7の4の(1)のオ（ただし、敷金、契約更新料及び住宅維持費を除く。）

エ 告示別表第4医療扶助基準

オ 告示別表第5介護扶助基準（住宅改修を除く。）

カ 告示別表第6出産扶助基準並びに局長通知第7の7の(1)及び(2)

キ 告示別表第8葬祭扶助基準並びに局長通知第7の9の(1)、(2)、(3)及び(4)

問（第10の5） 保護開始時の要否判定を行なう際、次官通知第10にいう「第8によって認定した収入」を算定するときには、いかなる経費を必要経費として認定すべきか。

答 次官通知第8の3により、勤労（被用）収入、農業収入、恩給年金等の収入等収入の種類ごとに定められた当該収入を得るための必要経費の実費及び同第8の3の(5)その他の必要経費のうち、ア、イ、オに掲げる費用の実費並びに勤労に伴う必要経費として局長通知第10の2の(1)に定める別表2に定める額を認定するものであること。

問（第10の6） 保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用いるべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行なうものであるか。

答 保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費としては、局長通知第10の2の(1)に定める別表2の額を認定する）との対比によって判定するものであること。

問（第10の7） 局長通知第10の2の(1)のただし書きにいう「常用勤労者」とは如何なる勤労形態に

あるものをいうか。

答 「常用勤労者」とは期間を定めず、又は1か月をこえる期間をきめて雇われ、かつ、月月一定の給与が支給されている者をいう。したがって、勤労日に対応して賃金が支払われている者は常用勤労者には該当しないものである。常用勤労者であるかないかの判断にあたっては、日雇健康保険を除く各種被用者保険加入の有無を一応の目安とすることも考えられる。

問(第10の8) 局長通知第10の2の(1)のただし書きにいう「労働協約等の実態」には給与、賃金、期末手当、賞与等の額及び支払方法が、法律、条例、労使間の覚書等によって定められている場合、又は明文のとりきめはないが、雇用慣習上確定していると認められる場合も含まれるものと解してよいか。

また、賞与等を含む年間収入には定期昇給分、勤勉手当等、確実に予測できるものは、含めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問(第10の9) 他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行なって差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

ただし、この取扱いは、当該転入した要保護者の保護の継続の要否について審査を要しないことを意味すると解してはならないので、念のため。

問(第10の10) 恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定及び本職通知第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行なうこととし、また保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給、年金等の額は保護の開始時に現に所有する当該恩給、年金等の残額によることとして差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

問(第10の10-2) 保護開始時に保有する手持金は全て収入認定しなければならないか。

答 一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越

金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある。

したがって、健全な家計運営ひいては自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。

なお、この取扱いは要否判定の結果保護要とされた世帯についての開始月における程度の決定上の配慮であり、要否判定、資産・収入の調査についての取扱いを変える趣旨のものではない。

#### 1 手持金の認定

保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費(医療扶助及び介護扶助を除く。)の5割を超える額とする。

#### 2 月の中途で開始する場合における当該月の程度の決定方式

##### (1) 勤労収入

最低生活費と収入の対比により、1か月分の扶助額又は本人支払額を算定した後、月末までの保護受給日数により扶助別に日割りする。

ただし、一時扶助、教育扶助等については日割りしない。

$$\frac{(\text{最低生活費} - \text{平均収入}) \times \text{月末までの日数} (\times \text{日})}{30 \text{日}} - \text{程度の決定にあたり認定すべき額} = \text{開始月扶助額}$$

$$\text{程度の決定にあたり認定すべき額} = \text{手持金総額} - \left[ \text{給与の残額} + \text{家計上の繰越金として保有を容認する額} \alpha \text{円} \right]$$

給与の残額については、平均収入として既に評価済みであるから、開始月において給与の残額たる現金を保有していても再度資産として評価しない。

どれが給与の残額であるか判然としないときは、次の算式により推計する。

$$\text{給与総額} \times \left[ 1 - \frac{\text{給与日からの経過日数}}{30 \text{日}} \right] = \text{給与残額推計額}$$





別表2

勤労に伴う必要経費として定める額

収入金額別区分		1級地		2級地		3級地	
		1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
円	円	円	円	円	円	円	円
0	8,000	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600
8,001 ~	8,339	5,601 ~ 5,837	5,600	5,601 ~ 5,837	5,600	5,601 ~ 5,837	5,600
8,340 ~	11,999	5,840	5,600	5,840	5,600	5,840	5,600
12,000 ~	15,999	6,320	5,600	6,320	5,600	6,320	5,600
16,000 ~	19,999	6,800	5,780	6,800	5,780	6,800	5,780
20,000 ~	23,999	7,290	6,200	7,290	6,200	7,290	6,200
24,000 ~	27,999	7,770	6,610	7,770	6,610	7,770	6,610
28,000 ~	31,999	8,250	7,010	8,250	7,010	8,250	7,010
32,000 ~	35,999	8,730	7,420	8,730	7,420	8,730	7,420
36,000 ~	39,999	9,210	7,830	9,210	7,830	9,210	7,830
40,000 ~	43,999	9,700	8,240	9,700	8,240	9,700	8,240
44,000 ~	47,999	10,180	8,650	10,180	8,650	10,180	8,650
48,000 ~	51,999	10,650	9,060	10,650	9,060	10,650	9,060
52,000 ~	55,999	11,140	9,460	11,140	9,460	11,140	9,460
56,000 ~	59,999	11,620	9,880	11,620	9,880	11,620	9,880
60,000 ~	63,999	12,100	10,290	12,100	10,290	12,100	10,290
64,000 ~	67,999	12,590	10,700	12,590	10,700	12,590	10,700
68,000 ~	71,999	13,060	11,100	13,060	11,100	13,060	11,100
72,000 ~	75,999	13,550	11,520	13,550	11,520	13,550	11,520
76,000 ~	79,999	14,030	11,920	14,030	11,920	14,030	11,920
80,000 ~	83,999	14,510	12,330	14,510	12,330	14,510	12,330
84,000 ~	87,999	14,990	12,750	14,990	12,750	14,990	12,750
88,000 ~	91,999	15,470	13,150	15,470	13,150	15,470	13,150
92,000 ~	95,999	15,800	13,430	15,800	13,430	15,800	13,430
96,000 ~	99,999	16,060	13,650	16,060	13,650	16,060	13,650
100,000 ~	103,999	16,250	13,820	16,250	13,820	16,250	13,820
104,000 ~	107,999	16,460	13,990	16,460	13,990	16,460	13,990
108,000 ~	111,999	16,660	14,160	16,660	14,160	16,660	14,160
112,000 ~	115,999	16,860	14,330	16,860	14,330	16,860	14,330
116,000 ~	119,999	17,060	14,500	17,060	14,500	17,060	14,500
120,000 ~	123,999	17,260	14,670	17,260	14,670	17,260	14,670
124,000 ~	127,999	17,460	14,840	17,460	14,840	17,460	14,840
128,000 ~	131,999	17,660	15,020	17,660	15,020	17,660	15,020
132,000 ~	135,999	17,860	15,180	17,860	15,180	17,860	15,180
136,000 ~	139,999	18,060	15,350	18,060	15,350	18,060	15,350
140,000 ~	143,999	18,260	15,530	18,260	15,530	18,260	15,530
144,000 ~	147,999	18,460	15,690	18,460	15,690	18,460	15,690
148,000 ~	151,999	18,660	15,860	18,660	15,860	18,660	15,860
152,000 ~	155,999	18,870	16,040	18,870	16,040	18,870	15,870
156,000 ~	159,999	19,100	16,230	19,100	16,230	18,670	15,870
160,000 ~	163,999	19,290	16,390	19,290	16,390	18,670	15,870
164,000 ~	167,999	19,520	16,600	19,520	16,600	18,670	15,870
168,000 ~	171,999	19,660	16,720	19,660	16,720	18,670	15,870
172,000 ~	175,999	19,870	16,880	19,870	16,880	18,670	15,870
176,000 ~	179,999	20,130	17,110	20,130	17,110	18,670	15,870
180,000 ~	183,999	20,270	17,230	20,270	17,230	18,670	15,870
184,000 ~	187,999	20,470	17,400	20,470	17,400	18,670	15,870
188,000 ~	191,999	20,670	17,570	20,670	17,570	18,670	15,870
192,000 ~	195,999	20,870	17,740	20,710	17,610	18,670	15,870
196,000 ~	199,999	21,170	17,990	20,710	17,610	18,670	15,870
200,000 ~	203,999	21,270	18,070	20,710	17,610	18,670	15,870
204,000 ~	207,999	21,470	18,250	20,710	17,610	18,670	15,870
208,000 ~	211,999	21,700	18,450	20,710	17,610	18,670	15,870
212,000 ~	215,999	21,870	18,590	20,710	17,610	18,670	15,870
216,000 ~	219,999	22,070	18,760	20,710	17,610	18,670	15,870
220,000 ~	223,999	22,270	18,940	20,710	17,610	18,670	15,870
224,000 ~	227,999	22,470	19,100	20,710	17,610	18,670	15,870
228,000 ~	231,999	22,670	19,270	20,710	17,610	18,670	15,870
232,000 ~		22,760	19,350	20,710	17,610	18,670	15,870

(備考) 級地区分は、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第9「級地区分」による。  
 ・収入金額が0~8,000円の1人目及び2人目以降、8,001~8,339円の1人目の場合の必要経費として定める額は、収入金額に0.7を乗じた額(1円未満の端数は四捨五入)とする。

(2) 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入のある世帯については、保護の申請月以後1箇年間における収穫予想高(前年における収穫高を基とし、平年作の程度、災害の有無、豊凶予想等収穫高の予想増減を勘案したもの)の平均月割額をその月の収入充当額として認定して保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、現在の収入について第8(収入の認定)により認定した額に基づいて、保護の程度を決定すること。ただし、これによりがたい場合は、次の収穫を認定する時期まで、一般の要否判定の要領により、その要否及び程度を決定して差しつかえないこと。

(3) 医療予定期間が4箇月未満の短期傷病を理由として医療扶助のための保護の申請があった場合には、医療予定期間に2箇月を加えた月数の間における最低生活費と収入充当額(農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、(2)による平均月割額、(1)のただし書により収入を推定するべき常用勤労者の収入については、同ただし書により推定された総収入の平均月割額を基礎として算定した額(4)において同じ。)との対比によって、保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、第8により認定した収入によって保護の程度を決定すること。

なお、傷病の医療予定期間が4箇月以上6箇月未満である場合において6箇月間における最低生活費と収入充当額との対比により、同様に扱うこと。

問(第10の1) ある世帯につき、世帯員の疾病(医療期間2か月)による医療扶助の要否を局長通知の特例により判定した結果、否と決定され、その後1か月経過したときに別に世帯員が疾病(医療期間2か月)にかかった場合においては、要否判定のための収支認定は、どのようにしたらよいか。

答 設例の場合においては、最初の疾病に関する要否判定において医療費を4か月に分割して支出の認定をしてあるから、最初の疾病につき2人目の申請時までに支払われるべきであった医療費の額をこえる額は、2人目の疾病の医療費の額に加算してこの疾病の医療扶助の要否を判定する。

たとえば、世帯の収入月13,000円、同最低生活費(医療費を除く。)月8,000円、最初の疾病の医療費

計18,000円、2人目の疾病の医療費計15,000円の場合には、最初の疾病については、収入13,000円× $\frac{\text{医療期間}}{\text{医療期間}}(2+2) > \text{支出}8,000円 \times (2+2) + \text{医療費総計}18,000円$ となり、医療扶助は否と決定するものであり、2人目の疾病については、収入は13,000円× $\frac{\text{医療期間}}{\text{医療期間}}(2+2)$ と計算し、支出は、8,000円×(2+2)+医療費総計15,000円+18,000円-(13,000円-8,000円)× $\frac{\text{支払済期間}}{1}$ と計算する。したがって、2人目の疾病については、医療扶助は要と決定される。

なお、前記の例において、保護の程度を決定するに際しては、最初の疾病の医療費については、18,000円-(13,000円-8,000円)× $\frac{\text{支払済期間}}{1}$ を支出として認定するものとする。

(4) 保護の要否判定を行う際に算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス及び自立支援医療に要する費用は、概算障害福祉サービス所要額及び概算自立支援医療所要額によるものとし、次により算定すること。

#### ア 障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用に係る負担上限月額(個別減免等を受けている者については、個別減免等が適用された後における負担上限月額)と食費等実費負担月額(入所施設利用の場合に限る。補足給付等を受けている者については、補足給付等を適用した後における食費等実費負担月額。)の合計額を上限として算定した1か月あたりの平均負担額

#### イ 自立支援医療

自立支援医療の利用に係る負担上限月額と食費の実費負担額(入院の場合に限る。)を上限とした1か月あたりの平均負担額

(5) 保護の要否判定を行う際に算定する介護費は、概算介護所要額によるものとし、概算介護所要額は次により算定すること。

なお、介護保険の被保険者については、アからカまでにつき、それぞれのサービスに係る介護保険給付の利用者負担分を限度とする。

#### ア 居宅介護(イを除く。)

居宅介護支援計画に基づき、当該者の要介護状態区分に応じた介護保険の居宅介護サービス費等

区分支給限度基準額を上限として算定した1か月あたりの平均介護費用

イ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅介護

当該者の要介護状態区分に応じた1か月あたりの介護費用

ウ 施設介護

当該者の要介護状

態区分に応じた1か月あたりの施設介護費用（食事の提供に要する費用を含む。）

エ 介護予防（オを除く。）

介護予防支援計画に基づき、当該者の要支援状態区分に応じた介護保険の介護予防サービス費等区分支給限度基準額を上限として算定した1か月あたりの平均介護費用

オ 介護予防特定施設入居者生活

介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る介護予防当該者の要支援状態区分に応じた1か月あたりの介護費用

カ 福祉用具購入及び介護予防福祉用具購入

介護扶助の対象となる福祉用具であって、当該者の心身の状況から必要となると判断されるものの購入費について、介護保険の居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給限度基準額を12で除して得た額を上限として算定した1か月あたりの費用

問（第10の15） 居宅療養管理指導に係る居宅介護については、概算介護所要額をどのように算定すべきか。

答 原則として、申請日以降の利用に係る本人からの申し立てを基に、利用する予定の指定介護機関及び主治医の意見を確認し、必要と認められる場合には、必要な額を算定すべきである。

ただし、過去の利用実績等から利用の必要性を判断できる場合には、介護保険の1か月あたり上限回数を基に介護費用を算定し、主治医の意見を省略して差し支えない。

#### (6) 保護施設等の取扱い

ア 救護施設・更生施設及び宿所提供施設

救護施設、更生施設又は宿所提供施設に入所す

ることを必要とする者の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合又はその者の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、その者を被保護者と決定し又は被保護者とみなして、最低生活費認定額と保護施設事務費との合算額から収入充当額を差し引いた額を保護費及び保護施設事務費支出額として決定すること。

イ 救護施設及び更生施設の行う通所事業

救護施設及び更生施設が行う通所事業を利用する者に係る保護施設事務費支出額の決定は次により行うこと。

(7) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合、その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(イ) (7)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、当分の間、その者を被保護者とみなして、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

また、前記に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費の2倍に相当する額を加えた額以下であるときは、当分の間、その者を被保護者とみなして、最低生活費認定額に保護施設事務費の2倍に相当する額を加えた額と収入充当額との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

ウ 授産施設

授産施設を利用する者の生業扶助の決定は次により行なうこと。

(7) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額と保護施設事務費（家庭授産を利用する場合は、家庭授産の事務費の額）の合算額以下の場合、その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(イ) (7)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事



務費（家庭授産を利用する場合であっても施設授産の事務費の額とする。）の2倍に相当する額を加えた額（以下「限度額」という。）以下であるときは、当該世帯の自立助長を考慮してその者を被保護者とみなし、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

また、現に授産施設を効果的に利用している者については、収入充当額が限度額をこえる場合であっても、当分の間、その者を被保護者とみなし、そのこえる額と当該月の保護施設事務費との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差しつかえないこと。

エ アからウの場合の保護施設事務費は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで月を単位として算定し、支出決定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後3箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の中途で入退所する者の保護施設事務費は、入退所の日を含めた入所日数に応じ日割計算により算定すること。

オ アからウの場合において最低生活費認定額をこえる収入充当額があるため保護施設事務費の範囲内で生ずる本人支払額は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで、月を単位として算定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後3箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の中途で入退所する者の本人支払額は、当該月の収入充当額に基づき算定すること。

(7) 扶助費支給額又は本人支払額の算定（以下「支給額の算定」という。）は、次により行なうこと。

ア 収入額が月により変動しない定期的収入については、その月額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

イ 収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、3箇月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

ウ 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、原則として12分の1相当額をもって支給額の算定を行なうこととするが、これによることが適当でないと認められる場合は、イにより支給額の算定を行なうこと。

エ 賞与、期末手当等については、その収入月及び収入額が確実に把握できるときは、その収入額を認定のうえ、これを基礎として支給額の算定を行なうこと。この場合、当該算定にかかる収入の額と、扶助費支給後に認定された収入額とに差を生じたときは、収入月以降の収入額に加減して支給額の算定を行なうこと。

オ アからエまでによることが適当でないと認められるときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

なお、保護継続中の者が新たに就職した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不適当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行なうこと。また、この取扱いの適用を受けた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであること。

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月及びその前月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。（この場合、最低生活費の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）

問（第10の11） 局長通知第10の2の(8)では、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合の被保護者からの返納額の取扱いを示しているが、実施機関からの追加支給を行うべき場合においても同様に考えて、次回支給月以後の収入充当額を減額することによって



調整して差しつかえないが。

答 次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行なって追加支給すること。

この場合、扶助費支給額の変更決定を行なうべき時点は、保護の基準、次官通知、局長通知に定めるところのほか、次に掲げるところを基準とされたい。

1 予測し得ない事情の変化により、当該月の収入認定額よりも実際の収入額が著しく過少となり、かつ、当該月内において以後必要な追加収入額が得られないと認められる等、扶助費追加支給の必要があると認められる場合は、その事実を確認した日に直ちに所要の変更手続をとること。

2 収入額の変動があった場合であって1以外のときは、法第61条により被保護者から当該月の収入に変動があった旨の届出があった場合であって、当該月の実収入総額を確認したう次官通知第8の2に示す収入額の認定の原則並びに局長通知第8及び第10等に示すところによって認定した収入額と比較し、かつ、その他の事情をも勘案した結果、当該世帯の最低生活の維持に著しい支障をきたす事実を確認したときに所要の変更手続をとること。

(9) 特定中国残留邦人等及びその者の配偶者と同居している場合であって、特定中国残留邦人等及びその者の配偶者が支援給付を受給しない場合における保護の要否の判定は、まず、当該要保護世帯と当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者とを同一世帯とみなした場合に算出される当該最低生活費の額と、収入充当額との対比により行うこと。

この場合、当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者の収入充当額の算定については、支援給付の実施要額の定めるところにより行い、当該要保護世帯の収入充当額の算定については、本通知の定めるところにより行うこと。なお、要否の判定に当たり、特定中国残留邦人等とその者の配偶者の資産については考慮する必要がないものであること。

この判定の結果要となった場合には、さらに局長通知第7-2-(1)による当該要保護世帯の最低生活費と、当該要保護世帯の収入充当額との対比

により保護の要否判定及び程度の決定を行うこと。

この場合、当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者の収入のうち支援給付の最低生活費を超える額については、収入として認定しないこと。

なお、要否の判定は保護の開始申請時のほか、年1回6月に行うこと。

### 3 保護の開始時期

㉞ 第10

#### 3 保護の開始時期

保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。

なお、町村長経由の申請の場合には、町村長が申請書を受領した日、また管轄違いの申請があった場合には、最初の保護の実施機関が申請を受理した日を、それぞれ申請のあった日として取り扱うこと。

問(第10の2) 土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。

答 医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。

### 4 扶助費の再支給

㉞ 第10

#### 4 扶助費の再支給

前渡された保護金品又は収入として認定された金品(以下「前渡保護金品等」という。)を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。

(1) 災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合

(2) 盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合

問（第10の16） 扶助費の再支給を行うにあたり、留意すべき事項を示されたい。

答 次の点に留意すること。

1 盗難、強奪その他不可抗力の認定

(1) 盗難、強奪

金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。

(2) その他不可抗力

その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。

2 調査及び指導等

(1) 事実の調査

被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。

(2) 扶養義務者に対する扶養依頼等の指導

盗難等により保護金品を失ったという特別な事情があるので、通常の扶養は期待できない者も含め援助を受けることを指導し、扶養依頼を行うこと。

3 金品管理等生活指導

一般に、保護費を紛失し再支給を申請するケースは、保護費の大部分を携帯し金銭管理に注意を欠く例が多いので、生活上の指導を十分に行い、必要以上の金品を携帯することのないよう配慮すること。

4 預貯金の活用

被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。

問（第10の3） 保護台帳、収支認定表等について、一般住民より閲覧の申出があったが、これを認めて差しつかえないか。

答 認めるべきではない。

保護の決定実施に際しては、その事務の性質上

保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査することがあるが、これらの事項につきその秘密を厳守することは、国民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえから欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある（地方公務員法第34条参照。なお、国家公務員法第100条、民生委員法第15条及び刑事訴訟法第144条に同趣旨の規定がある。）。したがって、これらの事項を記録した保護台帳等の閲覧は許されない。

ただし、保護の実施機関が、当該地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、自己を本人とする保護台帳、収支認定表等の個人情報の開示を請求された場合は、同条例の定めるところにより適切に対応されたい。

なお、保護について不服があれば不服申立てによるべきであり、また一般住民が保護の実施機関の法律執行につき疑義をもつときは、監査請求（地方自治法第75条）によるべきである。

## 5 保護の停廃止

問（第10の12） 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

1 保護を停止すべき場合

(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間（原則として日を単位とする。）をあらかじめ定めること。

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、

最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

## 2 保護を廃止すべき場合

(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。

ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の前々月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から前々月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。

問(第10の12の2) 保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合には、必ず保護の廃止によらなければならないか。生活実態の把握が必要な場合等世帯の状況によっては停止とすることも可能か。

答 生活福祉資金の要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合には、当該貸付資金が貸付を利用しなければ要保護状態となる世帯を対象としていることから、貸付の利用が終了した後は生活保護の適用となる可能性が高い世帯であることを踏まえ、当該貸付資金の利用者については、保護の廃止ではなく、保護の停止を行うこととしても差しつかえない。

問(第10の12-3) 保護受給中の者から「保護を辞退する」旨の意思を示した書面(以下「辞退届」という。)が提出された場合には、これに基づき保護を廃止しても差し支えないか。

答 被保護者から提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない。

ただし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないものである。

また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の目途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続についても助言指導すること。

問(第10の19) 被保護者が海外に渡航した場合には、生活保護の取扱いはどうなるか。

答 被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を停廃止することはできないものである。

しかしながら、当該被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものである。したがって、それが単なる遊興を目的とした海外旅行等に充てられた場合には、その交通費及び宿泊費に充てられる額について収入認定を行うこととされたい。ただし、この場合、個々の世帯の状況等を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない。

また、次のような目的で概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その用途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないことから、保護費のやりくりによる預貯金等で賄う場合には、本通知第3の108により、他からの援助等



で賄う場合には次官通知第8の3の(3)のニに該当するものとして、当該渡航に要する費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。

- 1 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- 2 修学旅行
- 3 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る。）

## 第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

### 1 保護申請時における助言指導

#### ⑤ 第11

##### 1 保護申請時における助言指導

(1) 要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行なうこと。

(2) 要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。

なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。

問（第10の17） 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことのある者が再度借入をし、保護申請を行った場合、資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下してよろしいか。

答 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給し、その後に保護廃止となった者が、再度年金担保貸付制度を利用し、その借入金を例えばギャンブルや借金返済等に費消した後、本来受給できるはずの年金が受給できなくなった場合は、実質的に保護費を借金返済等に充てることを目的として年金

担保貸付を利用していることになる。

生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（生活保護法第4条）ものであることから、老後の基礎的な生活費等として活用すべき年金を担保に貸付を受けて、これを先に述べたような用途に充てるために費消するような場合には、資産活用（月々の年金受給）を恣意的に忌避しているため、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないと解されることになる。

したがって、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合には、

- ・ 当該申請者が急迫状況にあるかどうか
- ・ 保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか

といった事情を勘案した上で、原則として、保護の実施機関は資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下して差し支えない。

なお、被保護者に対しては、生活保護受給中には年金担保貸付を受けることができないこと、年金担保貸付を受けている場合には生活保護を受けることができないことを周知しておかれない。

問（第10の17-2） 稼働能力に応じた求職活動を行っていないことを理由に保護を廃止された者が、その後同様の状況下で求職活動に取り組むことを確認した上で再度保護を受給するに至った際、やはり能力に応じた求職活動を行わないため保護を再び廃止され、その後再度保護の申請を行った場合には、どのように保護の要否の判断を行えばよいか。

答 設問のような場合には、保護の廃止等を通じて、稼働能力の活用が保護の要件であって、その能力に応じた求職活動を行うことの必要性を十分に理解していることは、より明らかであり、保護再廃止時までの再三の就労指導に従わなかったのであるから、再廃止後間もなくされた申請においては、仮に、求職活動を十分に行うと申請者が申立てたととしても、稼働能力を活用することは期待できず、恣意的に稼働能力の活用を忌避し、資産要件を満たさないと考えられる。



したがって、保護の実施機関は、稼働能力がありながらその能力に応じた求職活動を行っていないことを理由に保護廃止となった者が、その後、同じ理由で保護廃止となり、再々度の申請を行う場合には、

- ① 当該申請者が、急迫の状況にないこと
- ② 申請の段階で身体的に稼働する能力があること
- ③ 保護廃止から間もない申請であること
- ④ 保護廃止から申請までの間に真摯に求職活動を行ったことが立証されていないこと
- ⑤ 社会通念上、真にやむを得ない事情がないこと

を確認した上で、より厳密に稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を行い、保護の適否を判断することになる。

なお、被保護者に対しては、稼働能力がありながらその能力に応じた求職活動を行っていないことを理由に保護廃止となった者が、その後、同じ理由で保護廃止になり再々度の申請をした場合には、より厳密に稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を行い、保護の適否を判断する取扱いとなることを事前に周知しておかれない。

また、本取扱いの実施にあたっては、稼働能力を活用しないことを理由とした過去二回の廃止の事実だけをもって判断するというだけでなく、上記の①から⑤に該当するか否かについて、保護の実施機関において組織的に検討すること。

## 2 保護受給中における指導指示

### ⑤ 第11

#### 2 保護受給中における指導指示

(1) 保護受給中の者については、随時、1と同様の助言、指導を行なうほか、特に次のような場合には必要に応じて法第27条による指導指示を行なうこと。

ア 傷病その他の理由により離職し、又は就職していなかった者が傷病の回復等により就労（そのために必要な訓練等につくことを含む。）を可能とするに至ったとき。

イ 義務教育の終了又は傷病者の介護もしくは乳児

等の養育にあたることを要しなくなったため就労が可能となったとき。

ウ 現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき。

エ 内職等により少額かつ不安定な収入を得ている者について、健康状態の回復、世帯の事情の改善等により転職等が可能なき。

オ 就労中であった者が労働争議参加等のため現に就労収入を得ていないとき。

カ アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。

キ 次官通知第7のIによる収入に関する申告を行わないとき。

ク 世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。

ケ 主治医の意見に基づき、入院、転院又は退院が必要であると認められるとき。

コ 施設に入所させ、又は退所させる必要があると認められるとき。

サ 施設入所者が施設の管理規程に従わないため、施設運営上困難を生じている旨当該施設長から届出があったとき。

シ キからサまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。

ス その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。

(2) (1)のアからオまでによる指導指示を行うにあたっては、本人又は親族、知己による求職活動をうながし、これに適切な助言、指導又はあつせんを行うこととするが、これによることが適当でない場合は、公共職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を行うものとする。

なお、被保護者の就労又は収入の増加を図るために必要があると認められるときは、生業扶助の適用等の措置について配慮すること。

(3) 指導指示を行なうにあたっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行ない状況の把握に努め

るとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。

- (4) 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。

### 3 保護停止中における助言指導等

#### ⑤ 第11

#### 3 保護停止中における助言指導等

保護停止中の被保護者についても、その生活状況の経過を把握し、必要と認められる場合は、生活の維持向上に関し適切な助言指導を行なう等、所要の措置を講ずること。

### 4 検診命令

#### ⑤ 第11

#### 4 検診命令

##### (1) 検診を命ずべき場合

次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁（指定都市及び中核市にあつては市本庁とする。）の技術的な助言を求めること。

ア 保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。

イ 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。

ウ 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。

エ 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。

オ 介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。

カ 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行なうにつき、検診が必要と認められるとき。

キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。

ク その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

##### (2) 医師又は歯科医師の選定及び連絡

検診を行なう医師又は歯科医師は、要保護者の当該疾病につき、正確かつ適切な診断を行ない得ると判断されるものの中から指定すること。この場合、指定しようとする医師または歯科医師に対して、検診すべき要保護者の氏名、期日、場所、方法、報酬等をあらかじめ連絡し、その了解を得ること。了解を得た場合は検診書及び検診料請求書を発行して交付すること。

##### (3) 検診命令書の発行

(1)により検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行なうものとする。

この場合、原則として検診命令書は検診を受ける者に直接交付するものとし、交付にあたっては、検診命令について詳細に説明するとともに、これに従わないときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることがある旨伝えること。

##### (4) 検診書の検討および受理

検診を行なった医師等から検診書の送付を受けたときは、その記載内容について検討し、不明な点があればその検診を行なった医師または歯科医師に照会して(1)の各号の疑いを明らかにしたうえ、これを受理すること。

##### (5) 検診料の支払

検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。

なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料の

ほかに4,630円の範囲内（ただし、障害認定に係るものについては5,970円の範囲内）で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

(6) 検診命令に従わない場合の取扱い

検診命令に従わない場合において必要があると認められるときは、法第28条第5項に定めるところにより当該保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行なうこと。

問（第11の1） 被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待される場合は、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。

1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行なうこと。

2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないている場合には、さらに書面による指導指示を行なうこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(3) 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

なお、1から3に掲げる保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行なうことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行なった場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

問（第11の2） 要保護者が法第28条による検診命令に従わなかった場合の取扱いの基準を示されたい。

答 設問のような場合にはその必要があると認められるときは法第28条第5項により保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は、保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。

なお、法第28条第5項により処分を行なう場合は、次によること。

1 保護の開始申請に伴い、保護の要否を判定するため必要な検診である場合には、当該開始申請を却下すること。

2 保護の変更申請に伴い必要な検診である場合には当該変更申請を却下すること。

3 要保護者が検診を受けなかったため、特定の費用について必要性の有無が判断できないときは、最低生活費の算定に際し、当該費用を計上しないこと。

4 2又は3によりがたい場合は保護を停止することとし、当該被保護者が検診を受け、かつ、その結果保護を要することが明らかになったとき、又は検診を受けさせる必要がなくなったときには停止を解除すること。

なお、保護を停止した後、再度検診命令を行ない、なおこの命令にも従わないときは、法第28条第5項により保護を廃止すること。

5 4にかかわらず、最近1年以内において当該検診命令違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき、又は停止によっては、当該要保護者をして検診命令に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止すること。

なお、4及び5に掲げる保護の変更、停止又は廃止は処分を行なうことを決定した日から適用す



ることを原則とするが、あらかじめ期日を定めて  
検診命令を行なった場合にはその指定期日の翌日  
まで遡及して適用して差しつかえない。

## 第12 調査及び援助方針等

### 1 訪問調査

#### ◎ 第12

##### 1 訪問調査

要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。

##### (1) 申請時等の訪問

保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実際に調査すること。

##### (2) 訪問計画に基づく訪問

訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。

##### ア 家庭訪問

少なくとも1年に2回以上訪問すること。

ただし、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に1年に1回以上訪問することとして差しつかえない。

また、被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。

##### イ 入院入所者訪問

(7) 入院している患者については、少なくとも1年に1回以上、本人及び担当主治医等に面接して、その病状等を確認すること。

(4) 生活扶助を目的とする施設若しくは介護施設に入所している者又は保護施設通所事業を利用している者については、1年に1回以上訪問すること。

##### (3) 臨時訪問

次に掲げる場合については、臨時訪問を行うこと。

ア 申請により保護の変更を行う場合

イ 生業扶助により就労助成を行った場合

ウ 水道設備、電灯設備又は家屋補修に要する経費を認定した場合（事後確認）

エ 保護が停止されている場合

オ その他指導若しくは、助成又は調査の必要のある場合

問（第12の1） 実施機関において、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成し、それに基づいて訪問計画を策定することとして差しつかえないか。

答 訪問調査については、①生活状況の把握、②保護の要否及び程度の確認、③自立助長のための助言指導などを目的として実施することが考えられるところであるが、これらの訪問目的を達成するために考慮された訪問基準であれば、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、前記の訪問基準の設定を行った場合であっても、被保護者の個々の状況に応じて、適宜、必要な訪問調査の実施に留意されたい。

問（第12の2） 無料低額宿泊所に入所中の者に対し、訪問調査を行う場合、居宅の場合と同様、局長通知第12の1(2)に基づき、少なくとも1年に2回以上訪問するべきか。

答 お見込みのとおり。

なお、個々の援助方針に沿った支援等を行うことを目的として、「住宅手当緊急特別措置事業実施要領の一部改正について」（平成25年3月1日社援発0301第1号厚生労働省社会・援護局長通知）に規定する「住宅確保・就労支援員」等を活用して必要



な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の訪問とみなすこととして差し支えない。

また、訪問調査を行うにあたっては、居宅生活への移行が可能か検証する等、自立に向けた支援の検討を行うこと。

## 2 関係機関調査

◎ 第12

### 2 関係機関調査

保護の決定実施上必要があるときは、年金事務所、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査すること。

## 3 課税調査

◎ 第12

### 3 課税調査

被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、毎年6月以降、課税資料の閲覧が可能となる時期に速やかに、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査し、収入申告額との突合作業を実施すること。

## 4 援助方針

◎ 第12

### 4 援助方針

#### (1) 援助方針の策定

訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。また、策定した援助方針については、原則として要保護者本人に説明し、理解を得るよう努めること。

#### (2) 援助方針の評価と見直し

被保護世帯に対する指導援助の結果を適宜適切な時期に評価し、援助方針の見直しを行うこと。

援助方針の見直しは、世帯の状況等の変動にあわせて行うほか、世帯の状況等に変動がない場合であっても少なくとも年に1回以上行うこと。

## 5 関係機関との連携

◎ 第12

### 5 関係機関との連携

被保護世帯への指導援助にあたっては、関係部局、民生委員・児童委員、保健所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業者、学校、警察等の関係機関と必要な連携を図ること。

## 第13 その他

### 1 国民年金保険料の取扱い

◎ 第13

#### 1 国民年金保険料の取扱い（別紙参照）

国民年金保険料の取扱いは、次のとおりであるので、これを踏まえ、被保護者の自立助長を図りたい。

- (1) 生活扶助を受ける者については、国民年金法第89条の規定により、生活扶助を受けるに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものであること。
- (2) 生活扶助以外の扶助を受けるものについては、国民年金法第90条の規定により、社会保険庁長官は、その指定する期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものとするができること。この場合において、被保護者から申請があったときは、直ちに免除の認定が行われるべきであるとされていること。なお、社会保険庁長官の指定する期間とは、申請のあった日の属する月の直前の7月からその翌年の6月までの期間において必要と認める期間である。

### 2 放送受信料

◎ 第13

#### 2 放送受信料

被保護者が受信機を設置して締結する受信契約については、日本放送協会受信料免除基準により、放送受信料は免除されるものであること。

なお、受信料免除申請書については、日本放送協会において用紙を印刷し、各放送局に配付することとき

れているので、もよりの放送局と連絡のうえこれを受領し、あらかじめ福祉事務所に備えておくこと。また受信料を免除されている者に係る保護の継続如何に関する連絡等について、日本放送協会の受信料免除に関する事務に協力すること。

### 3 国民年金（福祉年金）及び児童扶養手当の取扱い

#### ⑤ 第13

#### 3 国民年金（福祉年金）及び児童扶養手当の取扱い

(1) 福祉年金受給権の裁定請求に必要な費用及び児童扶養手当受給資格の認定請求に必要な費用については、次官通知第8の3の(2)のアの(イ)によって、年金又は手当収入を得るために必要な経費として、その実際必要額を当該収入から控除するものであること。

(2) 福祉年金（児童扶養手当）裁定（認定）請求に必要な添付書類で費用を伴うものは次に掲げる表の上欄のとおりであるが、これらは同表の下欄に記載するとおり処理することによってその費用を無料又は低額にすることができるのであるから、十分理解したうえで細部は関係機関に連絡し、手続に要する経費は最小限度に止めるとともに、手続が煩雑である等の理由により受給を期待しうる要保護者が裁定（認定）の申請を行なわないことのないよう指導すること。

子等の相互の身分関係を明らかにする書類等	
児童扶養手当において身分関係又は生計関係を明らかにすることができる書類	戸籍の謄抄本又は住民票の写しを必要とするときは前記による。また、民生委員、社会福祉主事等の証明書によるときは費用を要しない。
福祉年金診断書	次の施設を利用するときは、無料又は低額料金にすることができる。 1 無料交付施設 (1) 身体障害者福祉法による身体障害者更生相談所及びその巡回相談 (2) 児童福祉法による障害児福祉施設 2 無料又は低額料金による交付施設 (1) 国立病院、国立療養所、社会保険関係病院、日本赤十字病院、社会福祉法人経営の無料又は低額診療施設 (2) 保健所のうち肢体不自由児療育指定保健所
児童扶養手当障害認定診断書	福祉年金診断書と同様であるが、次の2点に留意すること。 1 国民年金法による障害等級の1級に該当し、障害(福祉)年金を受けている者については省略できる。 2 知的障害者福祉法による知的障害者更生相談所及びその巡回相談においても無料で交付を受けることができる。

## 第14 施行期日等

(省 略)

戸籍の謄抄本又は住民票の写し	戸籍又は住民票の記載事項に関する証明書をもって代えた場合は費用を要しない。
受給権者(受給資格者)配偶者又は扶養義務者の所得証明書	裁定(認定)請求書を提出しようとする市町村長から福祉年金所得状況届(児童扶養手当所得状況届)に審査した旨の記載を受けることによって省略することができるが、この場合は費用を要しない。また、他の市町村長から同様の記載を受ける場合においても費用を免除されることがある。
母子福祉年金又は準母子福祉年金において夫等の死亡の日を明らかにすることができる書類、夫等の死亡の当時に於ける夫、受給権者及び	戸籍若しくは除籍の抄本又は住民票の写しを必要とするときは上記による。また死亡した夫との関係が内縁関係であったため戸籍抄本等を添えることができないときは、医師、民生委員、社会福祉主事等の証明書で差しつかえなく、したがって費用を要しない。



## **5. 生活保護問答集について**

**(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援  
護局保護課長事務連絡)**

**【改正案】**





## 新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p>問7-7〔義務教育中の者が寄宿舍等に入所している場合〕</p> <p>義務教育を受けている者が、寄宿舍等に入所している場合の最低生活費の認定は如何に取り扱うべきか。</p> <p>（答）遠距離又は積雪等により通学が不可能であって、当該地域の学童、生徒が全部寄宿舍に入所して義務教育を受けている場合は、国の補助事業として、食費及び日用品費（個人的経費を除く。）の給与並びに寝具の現物貸与の措置がとられることになっている。したがって、当該措置のとられている者についての最低生活費は基準生活費の第1類のその他の経費相当分の額（告別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の<u>3分の0</u>及び同基準額②の<u>3分の3</u>の合算額に25パーセントを乗じて得た額）のみを計上することとなる。ただし、基準額②の額が基準額①に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、市町村において前記措置が採られていない場合には、一般の例により居室における最低生活費を計上することになる。</p>	<p>問7-7〔義務教育中の者が寄宿舍等に入所している場合〕</p> <p>義務教育を受けている者が、寄宿舍等に入所している場合の最低生活費の認定は如何に取り扱うべきか。</p> <p>（答）遠距離又は積雪等により通学が不可能であって、当該地域の学童、生徒が全部寄宿舍に入所して義務教育を受けている場合は、国の補助事業として、食費及び日用品費（個人的経費を除く。）の給与並びに寝具の現物貸与の措置がとられることになっている。したがって、当該措置のとられている者についての最低生活費は基準生活費の第1類のその他の経費相当分の額（告別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の<u>3分の1</u>及び同基準額②の<u>3分の2</u>の合算額に25パーセントを乗じて得た額）のみを計上することとなる。ただし、基準額②の額が基準額①に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。</p> <p>なお、市町村において前記措置が採られていない場合には、一般の例により居室における最低生活費を計上することになる。</p>
<p>問7-33〔入院患者が外泊した場合の飲食物費の支給〕</p> <p>医療扶助による入院患者が外泊した場合の取扱い如何。</p> <p>（答）外泊期間中の生活費は、局第7-2-（3）-イの規定に基づき、入院患者日用品費とは別に、居室基準生活費の飲食費相当分の額</p>	<p>問7-33〔入院患者が外泊した場合の飲食物費の支給〕</p> <p>医療扶助による入院患者が外泊した場合の取扱い如何。</p> <p>（答）外泊期間中の生活費は、局第7-2-（3）-イの規定に基づき、入院患者日用品費とは別に、居室基準生活費の飲食費相当分の額</p>

(告別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に75パーセントを乗じて得た額)のほか、居宅基準生活費の燃料費相当分の額(告別表第1第1章の1の第2類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に20パーセントを乗じて得た額)を外泊日数に応じ日割で生活扶助として支給すること。ただし、第1類の表に定める基準額②に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額②に20パーセントを乗じて得た額の合算額が、第1類の表に定める基準額①に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額①に20パーセントを乗じて得た額の合算額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

(告別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の1及び同基準額②の3分の2の合算額に75パーセントを乗じて得た額)のほか、居宅基準生活費の燃料費相当分の額(告別表第1第1章の1の第2類の表に定める基準額①の3分の1及び同基準額②の3分の2の合算額に20パーセントを乗じて得た額)を外泊日数に応じ日割で生活扶助として支給すること。ただし、第1類の表に定める基準額②に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額②に20パーセントを乗じて得た額の合算額が、第1類の表に定める基準額①に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額①に20パーセントを乗じて得た額の合算額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

問7-34〔入院・入所中の者が体験入所した場合の取扱い〕

入院・入所中の被保護者が施設やグループホーム等に体験入所(試験入所)する場合の取扱い如何。

(答)局第7の2の(3)のイの規定に基づき、入院患者日用品費とは別に、居宅基準生活費の飲食費相当分の額(告別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に75パーセントを乗じて得た額)のほか、居宅基準生活費の燃料費相当分の額(告別表第1第1章の1の第2類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に20パーセントを乗じて得た額)を外泊日数に応じ日割で生活扶助として支給して差し支えない。ただし、第1類の表に定める基

問7-34〔入院・入所中の者が体験入所した場合の取扱い〕

入院・入所中の被保護者が施設やグループホーム等に体験入所(試験入所)する場合の取扱い如何。

(答)局第7の2の(3)のイの規定に基づき、入院患者日用品費とは別に、居宅基準生活費の飲食費相当分の額(告別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の1及び同基準額②の3分の2の合算額に75パーセントを乗じて得た額)のほか、居宅基準生活費の燃料費相当分の額(告別表第1第1章の1の第2類の表に定める基準額①の3分の1及び同基準額②の3分の2の合算額に20パーセントを乗じて得た額)を外泊日数に応じ日割で生活扶助として支給して差し支えない。ただし、第1類の表に定める基

準額②に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額②に20パーセントを乗じて得た額の合算額が、第1類の表に定める基準額①に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額①に20パーセントを乗じて得た額の合算額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

また、体験入所の際に、利用料（室料と同等の内容のものに限る。）をグループホーム等（住宅扶助の対象となる住居に限る。）に支払う必要がある場合には、住宅扶助限度額を外泊日数に応じて日割りした額の範囲内で必要な額を計上して差し支えない。

問7-58 [依存症を有する者の社会復帰を目的とする事業等への参加]

アルコールやその他薬物などの依存症を有する者が病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動に参加する際の移送費の支給はどのように認定すればよいか。

（答）設問の移送費の支給を行うか否かは、個別に判断すべきものであるが、精神保健福祉センター、保健所及び市町村が行う精神保健福祉相談事業及びデイ・ケア事業のほか、民間活動として行われるものであっても、病状改善や社会復帰に効果が期待できると認められるときは対象として差し支えない。

その際、病状改善及び社会復帰に効果が期待できるかどうかについて、嘱託医や主治医からの意見を参考にするとともに、当該事業

準額②に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額②に20パーセントを乗じて得た額の合算額が、第1類の表に定める基準額①に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額①に20パーセントを乗じて得た額の合算額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

また、体験入所の際に、利用料（室料と同等の内容のものに限る。）をグループホーム等（住宅扶助の対象となる住居に限る。）に支払う必要がある場合には、住宅扶助限度額を外泊日数に応じて日割りした額の範囲内で必要な額を計上して差し支えない。

問7-58 [精神障害者等の社会復帰対策事業への参加]

局第7の2の(7)のアの(セ)にいう「精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等」とはどのようなものがあるか。また、薬物依存・中毒者がいわゆる民間リハビリテーション施設に通う場合は含まれるか。

（答）精神保健福祉センター、保健所及び市町村が行う精神保健福祉相談事業及びデイ・ケア事業のほか、薬物依存・中毒者に対する事業も含め民間活動として行われるものであっても、国若しくは地方公共団体から当該事業に対し補助が行われている場合、又は、保健所もしくは精神保健福祉センター等が後援する場合で、いずれも社会復帰に効果が期待できると認められるときは対象として差し支えない。



を実施している自治体や団体が活動する地域の自治体に協力を求め、活動状況等について聴取するなどにより実態を把握した上で判断すること。

また、集団でバス移動等している場合について、バス等の運行に必要な最小限度の経費（燃料費等）を、実際の人数で除して得た額を目安とする。

また、移送費の認定にあたっては、集団でバス移動等している場合について、バス等の運行に必要な最小限度の経費（燃料費等）を、実際の人数で除して得た額を目安とする。

また、移送費の認定にあたっては、集団でバス移動等している場合について、バス等の運行に必要な最小限度の経費（燃料費等）を、実際の人数で除して得た額を目安とする。

なお、認定に必要な判断については、施設所在自治体と協力の上こと。

施設所在自治体と協力を求め、活動状況等について聴取するなどにより実態を把握した上で判断すること。

また、移送費の認定にあたっては、集団でバス移動等している場合について、バス等の運行に必要な最小限度の経費（燃料費等）を、実際の人数で除して得た額を目安とする。

**6 . 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）【改正案】**



改正後

- 第1～2 (略)
- 第3 医療扶助実施方式
- 1 医療扶助の申請  
 医療扶助の申請は次によるものとする事。  
 (1)～(4) (略)
- (5) 診察料、検査料の支払  
 福祉事務所長は、被保護者を診察した医療機関が、医療を必要としない旨の意見を述べた場合及び被保護者を診察した医療機関と異なる医療機関に被保護者の医療を委託した場合は、当該医療機関の請求に基づき診察料(初診、再診、往診)又は検査料(診断書料)については、4,630円の範囲内で特別基準の設定があつたものとして、必要な額を認定して差しつかえない。)について直接当該医療機関に支払うこと。  
 ただし、すでに医療券を発行したときは、診察料、検査料は当該医療券に基づき請求されるので福祉事務所においては支払わないこと。  
 なお、この場合の診察または検査は被保護者に対し医療を行なう必要の有無並びに必要な場合にその期間および費用を予測するに必要と認められる限度に止められるべきものであるので、この点あらかじめ医療機関に周知徹底を図っておくこと。
- 2 医療扶助の決定  
 (1) 決定の際の留意事項  
 福祉事務所長は、医療扶助に関する決定をしようとするときは、一般的事項とともに次の事項について留意すること。  
 ア～エ (略)
- オ 訪問看護要否判定基準  
 訪問看護は、疾病又は負傷により居宅において看護師等が行う療養上の世話又は診療のある者に対し、その者の居宅において看護婦等が行う療養上の世話又は診療の補助を必要とする場合に限り認められること。  
 なお、要介護者又は要支援者に対する訪問看護は、介護保険又は介護扶助による給付が優先されるため、医療扶助による給付は、急性増悪時の訪問看護及び末期がん・難病等に対する訪問看護及び精神疾患を有する患者(認知症が主傷病である者を除く。)であり、精神科訪問看護指示書が交付された場合の精神科訪問看護に限られるものであること。
- 力 (略)
- (2)～(5) (略)
- 3 (略)
- 4 一般診療に関する診療方針および診療報酬並びに指定医療機関の請求

改正前

- 第1～2 (略)
- 第3 医療扶助実施方式
- 1 医療扶助の申請  
 医療扶助の申請は次によるものとする事。  
 (1)～(4) (略)
- (5) 診察料、検査料の支払  
 福祉事務所長は、被保護者を診察した医療機関が、医療を必要としない旨の意見を述べた場合及び被保護者を診察した医療機関と異なる医療機関に被保護者の医療を委託した場合は、当該医療機関の請求に基づき診察料(初診、再診、往診)又は検査料(診断書料)については、4,500円の範囲内で特別基準の設定があつたものとして、必要な額を認定して差しつかえない。)について直接当該医療機関に支払うこと。  
 ただし、すでに医療券を発行したときは、診察料、検査料は当該医療券に基づき請求されるので福祉事務所においては支払わないこと。  
 なお、この場合の診察または検査は被保護者に対し医療を行なう必要の有無並びに必要な場合にその期間および費用を予測するに必要と認められる限度に止められるべきものであるので、この点あらかじめ医療機関に周知徹底を図っておくこと。
- 2 医療扶助の決定  
 (1) 決定の際の留意事項  
 福祉事務所長は、医療扶助に関する決定をしようとするときは、一般的事項とともに次の事項について留意すること。  
 ア～エ (略)
- オ 訪問看護要否判定基準  
 訪問看護は、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対し、その者の居宅において看護婦等が行う療養上の世話又は診療の補助を必要とする場合に限り認められること。  
 なお、要介護者又は要支援者に対する訪問看護は、介護保険又は介護扶助による給付が優先されるため、医療扶助による給付は、急性増悪時の訪問看護及び末期がん・難病等に対する訪問看護に限られるものであること。
- 力 (略)
- (2)～(5) (略)
- 3 (略)
- 4 一般診療に関する診療方針および診療報酬並びに指定医療機関の請求



一般診療に関する診療方針及び診療報酬は、法第52条、指定医療機関医療担当規程（昭和25年8月厚生省告示第222号）及び生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和34年5月厚生省告示第125号）によること。

なお、別紙第3号に留意するほか、次の点に留意すること。

(1)～(3) (略)

(4) 通算対象入院料（一般病棟入院基本料（特別入院基本料及び後期高齢者特定入院基本料を含む。）、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）及び専門病院入院基本料をいう。）を算定する病棟に180日を超えて入院している患者で厚生労働大臣が別に定める患者に該当しない者のうち、いかなる方法によっても退院後の

受入先が確保できない者であって真にやむを得ないと判断される者については、別に定めるところにより、受入先が確保されるまでの間、当該患者が180日経過するまでに保険給付の対象とされていた入院基本料等の範囲内において必要な額を認定して差し支えないこと。

(5)、(6) (略)

5～8 (略)

9 移送の給付

(1)～(2) (略)

(3) 給付手続き

ア 給付手続きの周知

(略)

イ 給付決定に関する審査

被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。

ただし、医療要否意見書等により、移送を要することが明らかなる場合であり、かつ、移送に要する交通費等が確実に確認できる場合は、給付要否意見書（移送）の提出を求めめる必要はないこと。

また、都道府県域を超える受診に係る移送や、管内で同一病態にある他の被保護者の受診に係る交通費と比較して高額である場合等、給付決定に関する審査において、被保護者の健康状態について確認する必要がある場合には、検診を受けるべき旨を命ずることができること。

なお、移送の際に利用する交通機関については、地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定すること。

また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならない

一般診療に関する診療方針及び診療報酬は、法第52条、指定医療機関医療担当規程（昭和25年8月厚生省告示第222号）及び生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和34年5月厚生省告示第125号）によること。

なお、別紙第3号に留意するほか、次の点に留意すること。

(1)～(3) (略)

(4) 通算対象入院料（一般病棟入院基本料（特別入院基本料及び後期高齢者特定入院基本料を含む。）、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）及び専門病院入院基本料をいう。）を算定する病棟に180日を超えて入院している患者で厚生労働大臣が別に定める患者に該当しない者のうち、いかなる方法によっても退院後の

受入先が確保できない者であって真にやむを得ないと判断される者については、別に定めるところにより、受入先が確保されるまでの間、当該患者が180日経過するまでに保険給付の対象とされていた入院基本料の範囲内において必要な額を認定して差し支えないこと。

(5)、(6) (略)

5～8 (略)

9 移送の給付

(1)～(2) (略)

(3) 給付手続き

ア 給付手続きの周知

(略)

イ 給付決定に関する審査

被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。

ただし、医療要否意見書等により、移送を要することが明らかなる場合であり、かつ、移送に要する交通費等が確実に確認できる場合は、給付要否意見書（移送）の提出を求めめる必要はないこと。

なお、移送の際に利用する交通機関については、地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定すること。

また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。

ものであること。

ウ～エ (略)  
(4) 略  
10～13 (略)  
第4～8 (略)

様式第1号 (略)  
様式第2号 (略)  
様式第10号 (略)  
様式第11号 (略)  
様式第12号 (略)  
様式第13号 (略)  
様式第16号 (略)  
様式第17号 (略)  
様式第18号の1 (略)  
様式第18号の1の2 (略)  
様式第18号の1の3 (略)  
様式第18号の2 (略)  
様式第19号 (略)  
様式第23号 (略)  
様式第23号の7 (略)  
様式第23号の8 (略)  
様式第25号 (略)  
様式第26号の1 (略)  
様式第26号の2 (略)  
様式第26号の3 (略)  
様式第37号 (略)

別紙第1号 (略)  
別紙第2号  
他法関係

(1)～(10) (略)

(11) 難病の患者に対する医療等に関する法律関係

7 福祉事務所長は、生活保護法による医療扶助の申請があった場合において、当該要保護者が、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条に規定する特定医療費(以下「特定医療費」という。)の対象となる医療を必要とする指定難病の患者であると思われるときは、直ちに難病指定医による診断を受けるよう指導すること。ただし、現に特定医療費の支給認定を受けているものについては所定の手続により医療扶助の要否を決定すること。

ウ～エ (略)  
(4) 略  
10～13 (略)  
第4～8 (略)

様式第1号 (略)  
様式第2号 (略)  
様式第10号 (略)  
様式第11号 (略)  
様式第12号 (略)  
様式第13号 (略)  
様式第16号 (略)  
様式第17号 (略)  
様式第18号の1 (略)  
様式第18号の1の2 (略)  
様式第18号の1の3 (略)  
様式第18号の2 (略)  
様式第19号 (略)  
様式第23号 (略)  
様式第23号の7 (略)  
様式第23号の8 (略)  
様式第25号 (略)  
様式第26号の1 (略)  
様式第26号の2 (略)  
様式第26号の3 (略)  
様式第37号 (略)

別紙第1号 (略)  
別紙第2号  
他法関係  
(1)～(10) (略)

イ 特定医療費の支給認定に係る申請（以下「特定医療費申請」という。）に要する診断書（臨床調査個人票）の作成及び手続協力のための費用については、5,000円以内の額を、医療機関の請求に基づき、福祉事務所払いの医療扶助費として支払って差し支えないこと。なお、診断書（臨床調査個人票）の添付書類における、複写フィルムや電磁的記録媒体（CD-R等）にかかる費用については、それぞれ1,000円以内の額を医療機関の請求に基づき、福祉事務所払いの医療扶助費として支払って差し支えないこと。

ウ 難病指定医による診断後、特定医療費の支給認定の申請手続を行うよう指導すること。その際、所定の申請書に診断書（臨床調査個人票）、住民票、生活保護受給者であることを証明する書類等を添付して、都道府県特定医療費担当課に対して提出させること。

エ 特定医療費申請が行われ、都道府県特定医療費担当課において、軽症であることと理由に如 downsaidされた者については、指定難病に係る医療費が軽症高額該当基準に該当する場合（指定難病に係る医療費（指定難病の発症月以降のものに限る。）が33,330円を超えた月数が申請月の属する月以前の12月以内に3月以上ある場合）には、都道府県特定医療費担当課に対し、医療費を証明する書類を添付して再申請させること。

なお、医療費の証明方法については、申請者が作成した医療費申告書とともに、医療費の額を証明する領収書又は実施機関が診療報酬明細書等により確認した医療費を証明する書面等を添付して証明を行うが、要保護者に対して診療報酬明細書等を交付する場合には、「診療報酬明細書等の被保護者への開示について」（平成9年8月15日社保保第151号厚生省社会・援護局長通知）における取扱いに留意すること。また、当該特定医療費申請前に難病の医療費助成に係る支給認定を受けたことのある者については、都道府県特定医療費担当課から医療受給者証とともに、自己負担上限額管理票が交付されていることから、当該支給認定期間に係る医療費については、これにより証明が行われること。

オ 要保護者が特定医療費申請を行った場合で、福祉事務所長の交付した医療要否意見書等があるときは、その意見書に特定医療費の申請をしたこと及び所要の医療費概算額のみを記入して、福祉事務所長に提出するよう指導すること。

カ 申請を行った要保護者に関する特定医療費の支給認定については、都道府県特定医療費担当課から次の資料をもって申請者に通知があるので、認定結果について申請者である当該要保護者に確認の上、当該資料の写し及び医療要否意見書等を審査し、医療扶助の要否を決定すること。

なお、特定医療費の支給認定却下通知を受けた者については、特に当該要保護者の病状について慎重に審査し、必要なときは指定医療機関に照会したうえ、医療扶助の要否を決定すること。

（ア）特定医療費の支給認定が行われたとき

医療受給者証（及び診断書）

（イ）特定医療費の支給認定が却下されたとき

却下通知書（及び診断書）

キ 福祉事務所長は、特定医療費に係る支給認定を受けた被保護者に対して、特定医療費の支給認定の有効期間においては、特定医療費の支給対象となる医療について、医療扶助を行わないものであること。なお、支給認定が行われた被保護者に特定医療費の対象とならない併発疾病のある場合には、医療要否意見書の「主要症状」欄には難病に関する病状を記載することは必要ないものであること。

別紙第3号 (略)  
 別紙第4号の1 (略)  
 別紙第4号の2 (略)  
 別紙第4号の3 (略)  
 別紙第4号の4 (略)

別紙第3号 (略)  
 別紙第4号の1 (略)  
 別紙第4号の2 (略)  
 別紙第4号の3 (略)  
 別紙第4号の4 (略)

氏名	性別	生年月日	住所	電話番号	医療機関	医師の氏名	医師の住所	医師の電話番号	医師の所属機関

氏名	性別	生年月日	住所	電話番号	医療機関	医師の氏名	医師の住所	医師の電話番号	医師の所属機関

氏名	性別	生年月日	住所	電話番号	医療機関	医師の氏名	医師の住所	医師の電話番号	医師の所属機関



(表 面)

施術券及び施術報酬請求明細書 (はり・きゅう)

( 年 月分)

(地区担当員印)

(取扱担当者印)

(福祉事務所長印)

生活 保護 法 施 術 券	交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日 年 月	1. 単 給 2. 併 給
	患者氏名	( 歳) 男 女	居住地	
	傷病名	1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他 ( )	はり・きゅう師氏名	

施術報酬請求明細書 (はり・きゅう)

○初回施術 年月日	年 月 日	実日数	日	既施術回数	回	転 帰	治療・中止	
①初 検 料 1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用							円	
②施 術 料	はり			円×	回=	円	摘 要	
	きゅう			円×	回=	円		
	はり、きゅう併用			円×	回=	円		
	電療料 1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具			円×	回=	円		
③ 往 療 料 2kmまで 加 算 ( km)				円×	回=	円		
施術日 通院○ 往療◎	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31						
④ 合 計 金 額 (①+②+③)				請 求		円	※ 決 定 円	
※ ⑤ 社 保 負 担 (健・共) 有 ・ 無 割						円	円	
※ ⑥ 本 人 支 払 額				円		円	円	
⑦ 差 引 請 求 (支 払) 金 額 (④-⑤-⑥)						円	円	

請求書	(患者氏名) にかがる上記明細書による施術料を請求します。 平成 年 月 日 住所 福祉事務所長 殿 はり・きゅう師 氏 名 ⑩
委任状	上記の金額の受領を 平成 年 月 日 師会(理事)長(氏名) に委任します。 (はり・きゅう師名) 氏 名 ⑩

(裏 面)

はり・きゅう師へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書左側下欄の「本人支払額」欄記入の金額です。窓口で徴収してください。
- 2 施術券の有効期間の延長を必要と認めるときは、ただちに福祉事務所に連絡のうえ補正をうけて下さい。この場合連絡がないと減額されることがありますから注意してください。
- 3 施術券の所定事項及び請求明細書の「本人支払額」、「社保負担」欄に必要事項の記入のないもの及び施術券に福祉事務所長印のないものは無効ですから福祉事務所に返送して下さい。
- 4 「初回施術年月日」欄には、費用負担関係の如何にかかわらず、その傷病についての初回施術年月日を記入して下さい。また「①初検料」の施術内容欄には、該当する項目を○で囲んで下さい。
- 5 「摘要」欄には往療を必要とした理由等を付記して下さい。
- 6 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから注意してください。
  - (1) 請求書の氏名および捺印もれ
  - (2) 初回施術年月日、既施術回数記入もれ
  - (3) 往療距離記入もれ
  - (4) その他

(記入上の注意)

※印の欄には記入しないで下さい。

患者へのお知らせ

- 1 併給の場合で、別に保護変更決定通知書を交付しないときは、本券をもってこれに代えます。
- 2 この施術券で施術を受けることのできる期間は施術券の「有効期間」欄に記入された日数です。
- 3 あなたが直接支払う額は、表面「本人支払額」欄に記入された金額ですから窓口で支払って下さい。なお、本人支払額が支払われていない場合には、保護の変更、停止又は廃止が行われることもあります。
- 4 施術者および福祉事務所長の指示、指導に従って療養に専念して下さい。
- 5 施術を受けている期間は、その疾病については、指定医療機関の医療を受けることはできませんから注意してください。
- 6 施術が終わったとき、又は施術を中止したときは、すみやかにその旨を福祉事務所長に届け出て下さい。
- 7 施術券は、他人に譲ったり又は使用させてはいけません。



## **7. 生活保護法による介護扶助の運営要領について**

**(平成 12 年 3 月 31 日社援第 825 号厚生省  
社会・援護局長通知)【改正案】**





改正後

改正前

介護扶助運営要領

第1 介護扶助運営方針

この運営要領は、生活保護法(以下「法」という。)による介護扶助の適正な実施を図るため、都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。)の行う介護機関の指定、介護の報酬の決定等事務並びに保護の実施機関の行う介護扶助の決定及び実施に関する事務の処理の要領を示したものであって、都道府県知事及び保護の実施機関は、介護扶助に関する事務の実施に際して、生活保護に関する法令、告示及び通知に基づき、この運営要領によって事務を処理し、もって適正かつ円滑な実施を期すること。

1 要保護者に対する助言・指導

介護保険制度は、社会連帯の理念に基づき、利用者の選択により保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用することを保障する社会保険制度であり、被保護者についても被保険者とし、介護扶助とあいまって保険給付の対象となる介護サービスの利用を権利として保障するものである。

このため、在宅又は入院若しくは入所中で現に介護サービスを利用している要保護者、要介護若しくは要支援の状態にある者又は基本チェックリストに該当する者であつて、介護サービスの利用により生活の向上を図ることができると思われる要保護者に対しては、その利用を勧めること。

また、運用に当たっては、法の趣旨から一定の制約と福祉事務所の関与が必要であるとともに、要介護認定を受けて居宅介護支援計画を作成することが必要であるなど医療扶助と利用の仕組みが大きく異なることから、利用の手続きについて適切な助言・指導を行うこと。

2 関係機関等との連携

介護扶助の円滑かつ適切な実施については、保護の実施機関や被保護者をはじめ、都道府県の介護保険担当部局、都道府県・市町村自立支援給付等担当部局、市町村、指定介護機関、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)、民生委員、介護支援専門員(ケアマネジャー)等の関係機関が、この制度趣旨を十分に理解して事務を実施することが、その目的を達成するために不可欠であるので、関係機関等との密接な連携を図り、その協力が得られる体制を確保すること。

(1) 指定介護機関

指定介護機関に対し、指定介護機関介護担当規程(平成12年3月厚生省告示第191号)に規定する福祉事務所への協力義務について周知するとともに、福祉事務所への協力を要請すること。

(2) 民生委員

民生委員協議会等を通じて、介護扶助制度について十分な理解を求め、要

介護扶助運営要領

第1 介護扶助運営方針

この運営要領は、生活保護法(以下「法」という。)による介護扶助の適正な実施を図るため、都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。以下同じ。)の行う介護機関の指定、介護の報酬の決定等事務並びに保護の実施機関の行う介護扶助の決定及び実施に関する事務の処理の要領を示したものであって、都道府県知事及び保護の実施機関は、介護扶助に関する事務の実施に際して、生活保護に関する法令、告示及び通知に基づき、この運営要領によって事務を処理し、もって適正かつ円滑な実施を期すること。

1 要保護者に対する助言・指導

介護保険制度は、社会連帯の理念に基づき、利用者の選択により保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用することを保障する社会保険制度であり、被保護者についても被保険者とし、介護扶助とあいまって保険給付の対象となる介護サービスの利用を権利として保障するものである。

このため、在宅又は入院若しくは入所中で現に介護サービスを利用している要保護者や、要介護又は要支援の状態にあり、介護サービスの利用により生活の向上を図ることができると思われる要保護者に対しては、その利用を勧めること。

また、運用に当たっては、法の趣旨から一定の制約と福祉事務所の関与が必要であるとともに、要介護認定を受けて居宅介護支援計画を作成することが必要であるなど医療扶助と利用の仕組みが大きく異なることから、利用の手続きについて適切な助言・指導を行うこと。

2 関係機関等との連携

介護扶助の円滑かつ適切な実施については、保護の実施機関や被保護者をはじめ、都道府県の介護保険担当部局、都道府県・市町村自立支援給付等担当部局、市町村、指定介護機関、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)、民生委員、指定介護機関、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)、民生委員、介護支援専門員(ケアマネジャー)等の関係機関が、この制度趣旨を十分に理解して事務を実施することが、その目的を達成するために不可欠であるので、関係機関等との密接な連携を図り、その協力が得られる体制を確保すること。

(1) 指定介護機関

指定介護機関に対し、指定介護機関介護担当規程(平成12年3月厚生省告示第191号)に規定する福祉事務所への協力義務について周知するとともに、福祉事務所への協力を要請すること。

(2) 民生委員

民生委員協議会等を通じて、介護扶助制度について十分な理解を求め、要

保護者に対する周知について協力を得ること。

- (3) 市町村及び国民健康保険団体連合会  
介護保険者である市町村（広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）及び審査・支払機関である国保連に対して、次の保険者事務が円滑に行われるよう協力すること。

ア 介護保険料の賦課及び高額介護サービス費等の支給に関して被保護者に適用される所得区分の適用のための情報提供

イ 救護施設入所者の介護保険適用除外のための情報提供  
また、市町村に対し、福祉事務所が被保険者以外の者に係る介護扶助のための要介護状態等の審査判定を委託して行うことについて協力を要請すること。

(4) 都道府県介護保険担当部局

都道府県介護保険担当部局に対して、生活保護の指定介護機関に係る指定に関し、次の依頼を行い、必要な協力を得ること。

ア 都道府県又は市町村の介護保険担当部局は、介護保険の指定又は開設許可の申請があった介護機関に対して、以下の事項について周知すること。

(ア) 介護保険法の規定による指定又は開設許可があったときは、生活保護法第54条の2第2項の規定により、当該介護機関は、生活保護の指定介護機関として指定を受けたものとしてみなされること。

(イ) 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く介護機関が、生活保護の介護機関に係る指定を不要とする場合には、介護保険法の指定又は開設許可申請の際、生活保護の介護機関に係る指定を不要とする旨と併せて、当該介護機関の名称及び所在地、開設者及び管理者の氏名及び住所並びに当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類を記載した申出書を当該介護機関の所在地を所管する都道府県（指定都市及び中核市を含む。）の生活保護担当部局（国の開設した介護老人保健施設にあっては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出すること。

イ 生活保護の指定介護機関の指定の状況把握等のために、介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関（市町村が指定した地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者を含む。）に関する情報を提供すること。

(5) 都道府県・市町村自立支援給付等担当部局

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援給付及び地域生活支援事業（以下「自立支援給付等」という。）による障害福祉サービス等の決定自体は障害者自立支援給付等担当部局が行うものであるが、介護扶助と自立支援給付等との適用関係に当たり、障害福祉サービスを受けるための身体障害者手帳の取得、自立支援給付等の適用関係に関する障害者自立支援給付等担当部局への照会及び協議並びに自立支援給付等の支給決定等を受けけるための申請等、障害者自立支援給付等担当部局との

保護者に対する周知について協力を得ること。

- (3) 市町村及び国民健康保険団体連合会  
介護保険者である市町村（広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）及び審査・支払機関である国保連に対して、次の保険者事務が円滑に行われるよう協力すること。

ア 介護保険料の賦課及び高額介護サービス費等の支給に関して被保護者に適用される所得区分の適用のための情報提供

イ 救護施設入所者の介護保険適用除外のための情報提供  
また、市町村に対し、福祉事務所が被保険者以外の者に係る介護扶助のための要介護状態等の審査判定を委託して行うことについて協力を要請すること。

(4) 都道府県介護保険担当部局

都道府県介護保険担当部局に対して、生活保護の指定介護機関に係る指定に関し、次の依頼を行い、必要な協力を得ること。

ア 都道府県又は市町村の介護保険担当部局は、介護保険の指定又は開設許可の申請があった介護機関に対して、以下の事項について周知すること。

(ア) 介護保険法の規定による指定又は開設許可があったときは、生活保護法第54条の2第2項の規定により、当該介護機関は、生活保護の指定介護機関として指定を受けたものとしてみなされること。

(イ) 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く介護機関が、生活保護の介護機関に係る指定を不要とする場合には、介護保険法の指定又は開設許可申請の際、生活保護の介護機関に係る指定を不要とする旨と併せて、当該介護機関の名称及び所在地、開設者及び管理者の氏名及び住所並びに当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類を記載した申出書を当該介護機関の所在地を所管する都道府県（指定都市及び中核市を含む。）の生活保護担当部局（国の開設した介護老人保健施設にあっては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出すること。

イ 生活保護の指定介護機関の指定の状況把握等のために、介護保険の指定又は開設許可を行った介護機関（市町村が指定した地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者を含む。）に関する情報を提供すること。

(5) 都道府県・市町村自立支援給付等担当部局

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援給付及び地域生活支援事業（以下「自立支援給付等」という。）による障害福祉サービス等の決定自体は障害者自立支援給付等担当部局が行うものであるが、介護扶助と自立支援給付等との適用関係に当たり、障害福祉サービスを受けるための身体障害者手帳の取得、自立支援給付等の適用関係に関する障害者自立支援給付等担当部局への照会及び協議並びに自立支援給付等の支給決定等を受けけるための申請等、障害者自立支援給付等担当部局との



連携が不可欠であることから、その協力が得られる体制を確保すること。

(6) 介護支援専門員（ケアマネジャー）  
介護扶助と自立支援給付等との適用関係について、要保護者の居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員に対しても周知を行うことは、適用関係事務を適切に行うとともに、適切な居宅サービス計画等を策定するためには有効であるため、介護扶助と自立支援給付等との適用関係について正しく理解してもらうよう適切に周知を行うこと。

第2 介護扶助運営体制

介護扶助関係事務を円滑かつ適切に実施できるよう、次の運営体制を標準として、その事務処理体制を整備すること。

1 都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係

(1) 介護係等

都道府県本庁（指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。イを除き以下同じ。）主管課に、可能な限り専任で介護扶助事務を担当する介護係又は介護扶助事務主任者（以下「介護係等」という。）を置くこと。  
介護係等の行うべき事務は、おおむね次のとおりであるが、医療係、技術吏員及び介護保険担当部局と密接な連携を図り、介護扶助の実施に遺漏のないよう留意すること。

ア 管内福祉事務所の介護扶助運営体制の整備及び実施に関する必要事項の

助言及び連絡調整

イ 介護扶助の事務監査（都道府県及び指定都市本庁に限る。）

ウ 指定介護機関の指定

エ 指定介護機関の指定に関する告示並びに管内福祉事務所、審査・支払機関

及び指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者及び第1号介護予防

支援を実施する者に対する通知

オ 指定介護機関に対する指導及び検査

カ 国保連との契約締結及び連絡調整

キ 都道府県知事による介護の報酬の決定

ク 介護扶助関係統計分析

ケ その他介護扶助の実施に関する事項

(2) 医系職員

医系職員（医師等、医療に関する専門的な知識を有する職員をいう。以下同じ。）の行うべき主な事務は次のとおりである。

ア 介護機関の指定・取消に当たっての医学的判断

イ 介護扶助の給付の要否につき本庁に対する協議があった場合の医学的判

断

ウ その他介護扶助運営上必要な医学的判断

(3) 手続き書類及び運営台帳

都道府県本庁においては、次に掲げる書類を整備すること。

ア 生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第22号。以下「規則」という。）

連携が不可欠であることから、その協力が得られる体制を確保すること。

(6) 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護扶助と自立支援給付等との適用関係について、要保護者の居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員に対しても周知を行うことは、適用関係事務を適切に行うとともに、適切な居宅サービス計画等を策定するためには有効であるため、介護扶助と自立支援給付等との適用関係について正しく理解してもらうよう適切に周知を行うこと。

第2 介護扶助運営体制

介護扶助関係事務を円滑かつ適切に実施できるよう、次の運営体制を標準として、その事務処理体制を整備すること。

1 都道府県、指定都市及び中核市の本庁関係

(1) 介護係等

都道府県本庁（指定都市及び中核市にあっては市本庁とする。イを除き以下同じ。）主管課に、可能な限り専任で介護扶助事務を担当する介護係又は介護扶助事務主任者（以下「介護係等」という。）を置くこと。

介護係等の行うべき事務は、おおむね次のとおりであるが、医療係、技術吏員及び介護保険担当部局と密接な連携を図り、介護扶助の実施に遺漏のないよう留意すること。

ア 管内福祉事務所の介護扶助運営体制の整備及び実施に関する必要事項の

助言及び連絡調整

イ 介護扶助の事務監査（都道府県及び指定都市本庁に限る。）

ウ 指定介護機関の指定

エ 指定介護機関の指定に関する告示並びに管内福祉事務所、審査・支払機関

及び指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者に対する通知

オ 指定介護機関に対する指導及び検査

カ 国保連との契約締結及び連絡調整

キ 都道府県知事による介護の報酬の決定

ク 介護扶助関係統計分析

ケ その他介護扶助の実施に関する事項

(2) 医系職員

医系職員（医師等、医療に関する専門的な知識を有する職員をいう。以下同じ。）の行うべき主な事務は次のとおりである。

ア 介護機関の指定・取消に当たっての医学的判断

イ 介護扶助の給付の要否につき本庁に対する協議があった場合の医学的判

断

ウ その他介護扶助運営上必要な医学的判断

(3) 手続き書類及び運営台帳

都道府県本庁においては、次に掲げる書類を整備すること。

ア 生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第22号。以下「規則」という。）



第10条の6に規定する指定介護機関指定申請書及び第14条、第15条に規定する変更等届出書

- イ 指定介護機関名簿（福祉事務所別、サービスの種類別）（様式第1号）
- ウ 指定申請書（変更届書、休止・廃止届書、再開届書、処分届書、指定辞退届書）受理簿（様式第2号）

2 福祉事務所関係

(1) 査察指導員

査察指導員は、次の業務を行い、介護扶助の現状を常に把握するとともに、査察指導について計画を策定するなど計画的に実施し、地区担当員、嘱託医等との組織的連携に努める等介護扶助適正実施の推進を図ること。

- ア 管内の介護扶助の現状把握と問題点分析
- イ 地区担当員の指導とその効果の確認
- ウ 指定介護機関、介護保険者等に対する連絡調整の総括
- エ 地区担当員等が記載する自立支援給付等該当可能性確認台帳について、記載に関する指導及び当該台帳の管理

(2) 地区担当員

地区担当員は、査察指導員、嘱託医等との組織的な連携のもとに次の事務にあたること。

- ア 65歳以上の被保険者である被保護者に対する介護保険料納付に係る指導
- イ 40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者でない要保護者（以下「被保険者以外の者」という。）に係る要介護状態等の審査判定の市町村への委託業務

ウ 要保護者に対する指定介護機関の紹介その他指定介護機関の選択に関わる相談に応じる業務

- エ 介護扶助の要否判定、程度の決定
- オ 被保険者以外の者に係る介護扶助適用に関して、介護扶助事務担当者と連携し、他法他施策の適用関係の確認及び自立支援給付等該当可能性確認台帳への記載

- カ 介護施設を訪問して行う生活指導
- キ 居宅介護支援計画又は介護予防支援計画等に基づくサービス提供実績の確認

- ク 介護報酬請求明細書の内容検討
- ケ 指定介護機関、介護保険者、障害者自立支援給付等担当部局、介護支援専門員等との連絡調整

(3) 嘱託医

嘱託医は、査察指導員、地区担当員等からの要請に基づき、次の事項について、専門的判断及び必要な助言指導を行なうこと。

- ア 40歳以上65歳未満の要保護者が特定疾病に該当するか否かの判断
- イ 要保護者についての調査、指導又は検診

第10条の6に規定する指定介護機関指定申請書及び第14条、第15条に規定する変更等届出書

- イ 指定介護機関名簿（福祉事務所別、サービスの種類別）（様式第1号）
- ウ 指定申請書（変更届書、休止・廃止届書、再開届書、処分届書、指定辞退届書）受理簿（様式第2号）

2 福祉事務所関係

(1) 査察指導員

査察指導員は、次の業務を行い、介護扶助の現状を常に把握するとともに、査察指導について計画を策定するなど計画的に実施し、地区担当員、嘱託医等との組織的連携に努める等介護扶助適正実施の推進を図ること。

- ア 管内の介護扶助の現状把握と問題点分析
- イ 地区担当員の指導とその効果の確認
- ウ 指定介護機関、介護保険者等に対する連絡調整の総括
- エ 地区担当員等が記載する自立支援給付等該当可能性確認台帳について、記載に関する指導及び当該台帳の管理

(2) 地区担当員

地区担当員は、査察指導員、嘱託医等との組織的な連携のもとに次の事務にあたること。

- ア 65歳以上の被保険者である被保護者に対する介護保険料納付に係る指導
- イ 40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者でない要保護者（以下「被保険者以外の者」という。）に係る要介護状態等の審査判定の市町村への委託業務

ウ 要保護者に対する指定介護機関の紹介その他指定介護機関の選択に関わる相談に応じる業務

- エ 介護扶助の要否判定、程度の決定
- オ 被保険者以外の者に係る介護扶助適用に関して、介護扶助事務担当者と連携し、他法他施策の適用関係の確認及び自立支援給付等該当可能性確認台帳への記載

- カ 介護施設を訪問して行う生活指導
- キ 居宅介護支援計画又は介護予防支援計画に基づくサービス提供実績の確認

- ク 介護報酬請求明細書の内容検討
- ケ 指定介護機関、介護保険者、障害者自立支援給付等担当部局、介護支援専門員等との連絡調整

(3) 嘱託医

嘱託医は、査察指導員、地区担当員等からの要請に基づき、次の事項について、専門的判断及び必要な助言指導を行なうこと。

- ア 40歳以上65歳未満の要保護者が特定疾病に該当するか否かの判断
- イ 要保護者についての調査、指導又は検診

ウ 長期入院患者の介護扶助への移行の適否についての療養上の検討

エ その他介護扶助に関する医学的判断

(4) 介護扶助事務担当者

介護扶助事務担当者は、介護扶助の円滑な実施を図るため必要な次の事務を処理すること。

ア 介護券の発行事務

イ 介護給付費公費受給者別一覧表と介護券交付処理簿との照合

ウ 地区担当員と連携し、被保険者以外の者に係る介護扶助適用に関する自立支援給付等該当可能性確認台帳への記載及び管理

エ 被保険者である被保護者（第2号被保険者については、現に介護サービスを受給する被保護者に限る。）及び救護施設入所者に関する市町村への連絡事務

オ 被保険者以外の介護扶助受給者に関する国保連への連絡事務

(5) 介護券交付処理簿等及び手続書類

福祉事務所においては、介護券交付処理簿及び被保険者以外の者に関する自立支援給付等該当可能性確認台帳を作成するほか、次に掲げる手続書類用紙を印刷し、常備すること。

ア 介護券（様式第3号）

イ 被保護者情報連絡表（保険者用）（様式第4号の1）

ウ 介護扶助受給者情報連絡表（保険者用）（様式第4号の2）

エ 被保護者異動連絡票（国保連用）（様式第5号）

オ 被保護者異動訂正連絡票（国保連用）（様式第6号）

(6) 本省に対する情報提供

保護の実施機関は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬により難しいものについては、介護扶助の特別基準の設定につき情報提供すること。なお、その際には次の事項に関する書類を添付すること。

ア 特別基準を必要とする理由

イ 特別基準の申請額およびこれが最低限度の額であることを証する書類

ウ 関係専門医等の意見

エ その他アに関連して参考となる資料

(7) 都道府県本庁に対する技術的助言の求め

福祉事務所長は、都道府県知事に対し、次の点について必要に応じて連絡し又は技術的な助言を求めること。

ア 介護機関等の指定に関する事項

イ 介護扶助の要否の判定又は保護の決定実施上の判断に関し疑義があると福祉事務所長が認めた事項

ウ 他法他施設関係について必要とされる事項

エ その他特に求められた事項

被保険者である被保護者等に関する市町村への連絡

第3

1

基本的考え方

ウ 長期入院患者の介護扶助への移行の適否についての療養上の検討

エ その他介護扶助に関する医学的判断

(4) 介護扶助事務担当者

介護扶助事務担当者は、介護扶助の円滑な実施を図るため必要な次の事務を処理すること。

ア 介護券の発行事務

イ 介護給付費公費受給者別一覧表と介護券交付処理簿との照合

ウ 地区担当員と連携し、被保険者以外の者に係る介護扶助適用に関する自立支援給付等該当可能性確認台帳への記載及び管理

エ 被保険者である被保護者（第2号被保険者については、現に介護サービスを受給する被保護者に限る。）及び救護施設入所者に関する市町村への連絡事務

オ 被保険者以外の介護扶助受給者に関する国保連への連絡事務

(5) 介護券交付処理簿等及び手続書類

福祉事務所においては、介護券交付処理簿及び被保険者以外の者に関する自立支援給付等該当可能性確認台帳を作成するほか、次に掲げる手続書類用紙を印刷し、常備すること。

ア 介護券（様式第3号）

イ 被保護者情報連絡表（保険者用）（様式第4号の1）

ウ 介護扶助受給者情報連絡表（保険者用）（様式第4号の2）

エ 被保護者異動連絡票（国保連用）（様式第5号）

オ 被保護者異動訂正連絡票（国保連用）（様式第6号）

(6) 本省に対する情報提供

保護の実施機関は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬により難しいものについては、介護扶助の特別基準の設定につき情報提供すること。なお、その際には次の事項に関する書類を添付すること。

ア 特別基準を必要とする理由

イ 特別基準の申請額およびこれが最低限度の額であることを証する書類

ウ 関係専門医等の意見

エ その他アに関連して参考となる資料

(7) 都道府県本庁に対する技術的助言の求め

福祉事務所長は、都道府県知事に対し、次の点について必要に応じて連絡し又は技術的な助言を求めること。

ア 介護機関等の指定に関する事項

イ 介護扶助の要否の判定又は保護の決定実施上の判断に関し疑義があると福祉事務所長が認めた事項

ウ 他法他施設関係について必要とされる事項

エ その他特に求められた事項

被保険者である被保護者等に関する市町村への連絡

第3

1

基本的考え方



介護保険制度においては、被保護者について最も低い段階の介護保険料及び高額介護サービス費等に係る自己負担上限額が適用されることがとされている。

そこで、扶助額の適正な決定や被保護者による介護サービスの適切な利用、さらには保護の目的を達成する等のため、保険者において、被保護者である被保険者を適切に把握する必要がある、この把握に遺漏のないよう、福祉事務所において65歳以上の被保険者である被保護者、40歳以上65歳未満の被保険者である被保護者（現に介護サービスを利用する者に限る。）及び介護保険の適用除外者に関する市町村への連絡事務を一括して行う必要があるものである。

## 2 被保護者である被保護者に係る情報提供

(1) 65歳以上の被保護者である被保護者に係る情報提供

ア 福祉事務所は、毎年度当初、被保護者情報連絡表により、次に掲げる者についてそれぞれの保険者へ情報提供を行うこと。

(ア) 4月1日現在の被保護者のうち65歳以上の者

(イ) 当該年度において65歳に到達する被保護者

イ 福祉事務所は、アによる情報提供のほか、65歳以上の者について保護の開始、停止又は廃止の処分（4月1日付けの処分を除く。）を行ったときは、任意の様式により、それぞれの保険者へ随時情報提供を行うこと。

(2) 介護扶助の開始、停止又は廃止に伴う介護扶助受給者に係る情報提供について福祉事務所は、65歳以上の被保険者である被保護者及び40歳以上65歳未満の被保険者である被保護者について介護扶助の開始、停止又は廃止の処分を行ったときは、様式第4号の2の介護扶助受給者情報連絡表により保険者へ情報提供を行うこと。

## 3 適用除外施設入所者に係る情報提供

福祉事務所は、別に定めるところにより、介護保険の適用除外者（救護施設入所者）に係る情報提供を行うこと。

## 第4 要介護認定等及び居宅介護支援計画等の作成について

### 1 基本的考え方

介護扶助については、介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同等のサービスを、介護保険制度とあいまって、要保護者に対し保障するものである。

そこで、要保護者は、原則的には、介護保険制度の被保険者として介護保険法及び関係法令の規定に基づき要介護認定、要支援認定又は基本チェックリストの要介護認定（以下「要介護認定等」という。）を受け、要介護状態、要支援状態又は基本チェックリストに該当する状態（以下「要介護状態等」という。）に応じ介護保険給付及び介護扶助を受けることとなる。

また、介護保険制度の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者で介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護状態等にあるものについては、自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図った上で、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、介護扶助の要否判定に当たり被保険者と同様に要介護状態等の

介護保険制度においては、被保護者について最も低い段階の介護保険料及び高額介護サービス費等に係る自己負担上限額が適用されることがとされている。

そこで、扶助額の適正な決定や被保護者による介護サービスの適切な利用、さらには保護の目的を達成する等のため、保険者において、被保護者である被保険者を適切に把握する必要がある、この把握に遺漏のないよう、福祉事務所において65歳以上の被保険者である被保護者、40歳以上65歳未満の被保険者である被保護者（現に介護サービスを利用する者に限る。）及び介護保険の適用除外者に関する市町村への連絡事務を一括して行う必要があるものである。

## 2 被保護者である被保護者に係る情報提供

(1) 65歳以上の被保護者である被保護者に係る情報提供

ア 福祉事務所は、毎年度当初、被保護者情報連絡表により、次に掲げる者についてそれぞれの保険者へ情報提供を行うこと。

(ア) 4月1日現在の被保護者のうち65歳以上の者

(イ) 当該年度において65歳に到達する被保護者

イ 福祉事務所は、アによる情報提供のほか、65歳以上の者について保護の開始、停止又は廃止の処分（4月1日付けの処分を除く。）を行ったときは、任意の様式により、それぞれの保険者へ随時情報提供を行うこと。

(2) 介護扶助の開始、停止又は廃止に伴う介護扶助受給者に係る情報提供について福祉事務所は、65歳以上の被保険者である被保護者及び40歳以上65歳未満の被保険者である被保護者について介護扶助の開始、停止又は廃止の処分を行ったときは、様式第4号の2の介護扶助受給者情報連絡表により保険者へ情報提供を行うこと。

## 3 適用除外施設入所者に係る情報提供

福祉事務所は、別に定めるところにより、介護保険の適用除外者（救護施設入所者）に係る情報提供を行うこと。

## 第4 要介護認定等及び居宅介護支援計画等の作成について

### 1 基本的考え方

介護扶助については、介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同等のサービスを、介護保険制度とあいまって、要保護者に対し保障するものである。

そこで、要保護者は、原則的には、介護保険制度の被保険者として介護保険法の規定に基づき要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受け、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に応じ介護保険給付及び介護扶助を受けることとなる。

また、介護保険制度の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者で介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護状態等にあるものについては、自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図った上で、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、介護扶助の要否判定に当たり被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受け、要介護状態等に応じ介護扶助を受けることとするものである。

審査判定を受け、要介護状態等に応じ介護扶助を受けることとするものである。  
なお、介護扶助の居宅介護の範囲は、居宅介護支援計画に基づいて行うものに限られており、介護予防の範囲は、介護予防支援計画に基づいて行うものに限られており、また、介護予防・日常生活支援は、介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに基づいて行うものに限られていることから、被保険者については介護扶助として、介護扶助の指定介護機関である居宅介護支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）から居宅介護支援を実施する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）から居宅介護支援計画、介護予防支援計画、介護予防ケアマネジメントに基づくプラン又は介護予防ケアマネジメントの内容がわかるもの（以下「居宅介護支援計画等」という。）の策定を受け、当該計画に基づき介護扶助の指定介護機関から居宅介護又は介護予防（以下「居宅介護等」という。）を受けるとなる。

## 2 要介護認定等

(1) 介護保険の被保険者である要保護者

ア 65歳以上の者

介護保険法の規定に基づき、被保険者として要介護認定等を受けるものである。

したがって、保護の実施機関においては、介護扶助を必要とすると認める場合においては、適切に要介護認定等が行われるよう、要保護者に対して助言及び指導を行われない。

イ 40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護状態等にあるもの

65歳以上の者と同様に、被保険者として要介護認定等を受けるものである。なお、要介護認定等に当たり特定疾病の該当性については、主治医の意見書の記載内容に基づき、市町村等に置かれる介護認定審査会が確認するものである。

したがって、保護の実施機関においては、アと同様に、要保護者に対して助言及び指導を行われない。

ウ 主治医の意見書について

(ア) 文書料

要介護認定等（基本チェックリストに該当する者を除く。）に必要な主治医の意見書の記載に係る経費は、介護保険の被保険者が負担する。

(イ) 診察及び検査に要する費用

意見書は、主治医が、それまでの診療等によって得られている情報に基づいて記載するものである。

ただし、主治医がいない場合には、保険者の指定する医師が診断を行い、意見書を記載することとされていることから、その際に必要な診察及び検査に係る費用又は医療保険の自己負担分については、医療扶助を適用して差し支えない。なお、本人の主訴等がないため、医療保険及び医療扶助の対象とならない場合には、初診料相当分及び検査費用について保険者が負担することとされているので留意すること。

なお、介護扶助の居宅介護の範囲は、居宅介護支援計画に基づいて行うものに限られており、また、介護予防の範囲は、介護予防支援計画に基づいて行うものに限られていることから、被保険者については介護保険法の規定に基づき、被保険者でない者については介護扶助として、介護扶助の指定介護機関である居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）から居宅介護支援計画又は介護予防支援計画（以下「居宅介護支援計画等」という。）の策定を受け、当該計画に基づき介護扶助の指定介護機関から居宅介護又は介護予防（以下「居宅介護等」という。）を受けるとなる。

## 2 要介護認定等

(1) 介護保険の被保険者である要保護者

ア 65歳以上の者

介護保険法の規定に基づき、被保険者として要介護認定等を受けるものである。

したがって、保護の実施機関においては、介護扶助を必要とすると認める場合においては、適切に要介護認定等が行われるよう、要保護者に対して助言及び指導を行われない。

イ 40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護状態等にあるもの

65歳以上の者と同様に、被保険者として要介護認定等を受けるものである。なお、要介護認定等に当たり特定疾病の該当性については、主治医の意見書の記載内容に基づき、市町村等に置かれる介護認定審査会が確認するものである。

したがって、保護の実施機関においては、アと同様に、要保護者に対して助言及び指導を行われない。

ウ 主治医の意見書について

(ア) 文書料

要介護認定等に必要な主治医の意見書の記載に係る経費は、介護保険の被保険者が負担する。

(イ) 診察及び検査に要する費用

意見書は、主治医が、それまでの診療等によって得られている情報に基づいて記載するものである。

ただし、主治医がいない場合には、保険者の指定する医師が診断を行い、意見書を記載することとされていることから、その際に必要な診察及び検査に係る費用又は医療保険の自己負担分については、医療扶助を適用して差し支えない。なお、本人の主訴等がないため、医療保険及び医療扶助の対象とならない場合には、初診料相当分及び検査費用について保険者が負担することとされているので留意すること。



(2) 介護保険の被保険者でない要保護者

ア 概要

介護保険制度の被保険者でないことから、要介護認定等については、介護扶助の要否判定の一環として生活保護制度で独自に行うこととなる。この場合の要介護状態等（基本チェックリストに該当する者を除く。イにおいて同じ。）の判定区分、継続期間、療養上の留意事項等について、被保険者とそれ以外の者との間で統一を図る等のため、市町村に設置される介護認定審査会に審査判定を委託して行う。

イ 要介護状態等の審査判定の町村への委託等

郡部福祉事務所（都道府県介護認定審査会が設置される都道府県の福祉事務所を除く。）においては、介護扶助の実施のための要介護状態等の審査判定について、別に定めるところにより、その所管区域内の町村長（要介護認定等業務を行う広域連合の長又は一部事務組合の管理者を含む。）と委託契約を締結するとともに、覚書を交わすこと。

市町村福祉事務所においては、その設置する介護認定審査会に、介護扶助の実施のための要介護状態等の審査判定を依頼して行うこと。

ウ 主治医の意見書について

町村長等との委託契約を締結するに当たり、主治医の意見書記載に係る費用については、介護保険の額の例によること。また、診察及び検査費用の取扱いについては、(1)のウの(イ)（なお書きを除く。）と同様であること。

なお、主治医意見書の徴収を町村長等へ委託せず、福祉事務所において検診命令により行い、意見書記載に係る費用について当該医師に直接支払うことも福祉事務所の判断により可能である。この場合の基準額については「障害認定に係るもの」として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月社発第246号本職通知）の第11の4の(5)の規定に基づき、当該規定のかつこ書きに定める金額の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

(3) 長期入院患者等の処遇の見直しについて

介護保険制度は、社会的入院の解消がその創設の趣旨の一つであるが、医療扶助を受けている長期入院患者のうち、単身で身寄りがいないなど社会的入院を余儀なくされている要保護者については、介護保険及び介護扶助の導入によって、身体及び精神の状況に応じた適切な介護サービスが提供される体制が確保されることとなる。

このため、医療扶助を受けている長期入院患者等について、主治医訪問や囁託医協議を行うことにより、療養の継続の必要性、介護扶助への移行の適否等について検討し、介護扶助がその身体及び精神状況に照らし適当と判断される場合には、要介護認定等を受けよう指導すること。

3 居宅介護支援計画等について

(1) 共通事項

(2) 介護保険の被保険者でない要保護者

ア 概要

介護保険制度の被保険者でないことから、要介護認定等については、介護扶助の要否判定の一環として生活保護制度で独自に行うこととなる。この場合の要介護状態等の判定区分、継続期間、療養上の留意事項等について、被保険者とそれ以外の者との間で統一を図る等のため、市町村に設置される介護認定審査会に審査判定を委託して行う。

イ 要介護状態等の審査判定の町村への委託等

郡部福祉事務所（都道府県介護認定審査会が設置される都道府県の福祉事務所を除く。）においては、介護扶助の実施のための要介護状態等の審査判定について、別に定めるところにより、その所管区域内の町村長（要介護認定等業務を行う広域連合の長又は一部事務組合の管理者を含む。）と委託契約を締結するとともに、覚書を交わすこと。

市町村福祉事務所においては、その設置する介護認定審査会に、介護扶助の実施のための要介護状態等の審査判定を依頼して行うこと。

ウ 主治医の意見書について

町村長等との委託契約を締結するに当たり、主治医の意見書記載に係る費用については、介護保険の額の例によること。また、診察及び検査費用の取扱いについては、(1)のウの(イ)（なお書きを除く。）と同様であること。

なお、主治医意見書の徴収を町村長等へ委託せず、福祉事務所において検診命令により行い、意見書記載に係る費用について当該医師に直接支払うことも福祉事務所の判断により可能である。この場合の基準額については「障害認定に係るもの」として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月社発第246号本職通知）の第11の4の(5)の規定に基づき、当該規定のかつこ書きに定める金額の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

(3) 長期入院患者等の処遇の見直しについて

介護保険制度は、社会的入院の解消がその創設の趣旨の一つであるが、医療扶助を受けている長期入院患者のうち、単身で身寄りがいないなど社会的入院を余儀なくされている要保護者については、介護保険及び介護扶助の導入によって、身体及び精神の状況に応じた適切な介護サービスが提供される体制が確保されることとなる。

このため、医療扶助を受けている長期入院患者等について、主治医訪問や囁託医協議を行うことにより、療養の継続の必要性、介護扶助への移行の適否等について検討し、介護扶助がその身体及び精神状況に照らし適当と判断される場合には、要介護認定等を受けよう指導すること。

3 居宅介護支援計画等について

(1) 共通事項

居宅介護等に係る介護扶助の申請は、居宅介護支援計画等の写しを添付して行うこととされている（ただし、被保険者以外の者については、申請時における居宅介護支援計画等の添付は要しない。）が、この居宅介護支援計画等は、原則として本法による指定介護機関の指定を受けた居宅介護支援事業者等が作成した介護保険法に規定する居宅サービス計画、介護予防サービス計画、介護予防ケアマネジメントに基づくプラン又は介護予防ケアマネジメントの内容がわかるもの（以下「居宅サービス計画等」という。）であること。

なお、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を利用する場合には、当該事業者の職員である介護支援専門員が居宅サービス計画等を作成することとされているが、その場合、当該計画を居宅介護支援計画等として取扱うものであること。

(2) 被保険者

ア 被保険者に対し、介護サービスを受けようとする場合は、居宅介護支援計画等の作成に先立ち、担当する福祉事務所に相談するよう指導すること。

イ 居宅介護支援計画等の作成を行っていない要保護者が介護扶助を申請する場合には、福祉事務所は指定居宅介護支援事業者等の一覧を提示し、要保護者の意思により選択して作成するよう助言すること。

ウ 申請者が非指定介護機関による居宅介護支援計画等の作成を希望する場合には、計画を作成し又は変更したときは直ちに福祉事務所に連絡すること及び連絡がなかった場合には介護扶助の決定が行われない場合があり得ることを十分周知すること。

エ 要保護者が、既に非指定介護機関において居宅介護支援計画等の作成を受けている場合には、介護扶助の決定に当たり当該計画の介護扶助の基準該当性を審査し、不適切な場合は再度計画を作成するよう指示すること。ただし、保険給付が償還払いとなる場合を除き、非指定介護機関であることを理由として居宅介護支援事業者等の変更を指導する必要はないこと。

オ 介護扶助の申請は、要保護者が居宅介護支援計画等の写しを提出して行うことが原則であるが、要保護者が希望する場合、及び要保護者からの提出を待っては保護の迅速かつ的確な決定に支障が生ずるおそれがある場合には、別に定めるところにより、本人の同意を得たうえで、直接指定居宅介護支援事業者等から居宅介護支援計画等の写しの交付を求めるとして差し支えないこと。

(3) 被保険者以外の者

ア 被保険者以外の者については、管内の指定居宅介護支援事業者等の一覧を要保護者に提示し、要保護者本人の意思により指定居宅介護支援事業者等を選択させた上で、介護券を発行し、居宅介護支援計画等の作成を委託して行うこと。

イ 居宅介護支援計画作成等に係る報酬については、介護保険の居宅介護サービス計画費、介護予防サービス計画費又は介護予防ケアマネジメントに係る報酬の例によることとし、国保連へ審査支払いを委託して行うものであること。

居宅介護等に係る介護扶助の申請は、居宅介護支援計画等の写しを添付して行うこととされている（ただし、被保険者以外の者については、申請時における居宅介護支援計画等の添付は要しない。）が、この居宅介護支援計画等は、原則として本法による指定介護機関の指定を受けた居宅介護支援事業者等が作成した介護保険法に規定する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）であること。

なお、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を利用する場合には、当該事業者の職員である介護支援専門員が居宅サービス計画等を作成することとされているが、その場合、当該計画を居宅介護支援計画等として取扱うものであること。

(2) 被保険者

ア 被保険者に対し、介護サービスを受けようとする場合は、居宅介護支援計画等の作成に先立ち、担当する福祉事務所に相談するよう指導すること。

イ 居宅介護支援計画等の作成を行っていない要保護者が介護扶助を申請する場合には、福祉事務所は指定居宅介護支援事業者等の一覧を提示し、要保護者の意思により選択して作成するよう助言すること。

ウ 申請者が非指定介護機関による居宅介護支援計画等の作成を希望する場合には、計画を作成し又は変更したときは直ちに福祉事務所に連絡すること及び連絡がなかった場合には介護扶助の決定が行われない場合があり得ることを十分周知すること。

エ 要保護者が、既に非指定介護機関において居宅介護支援計画等の作成を受けている場合には、介護扶助の決定に当たり当該計画の介護扶助の基準該当性を審査し、不適切な場合は再度計画を作成するよう指示すること。ただし、保険給付が償還払いとなる場合を除き、非指定介護機関であることを理由として居宅介護支援事業者等の変更を指導する必要はないこと。

オ 介護扶助の申請は、要保護者が居宅介護支援計画等の写しを提出して行うことが原則であるが、要保護者が希望する場合、及び要保護者からの提出を待っては保護の迅速かつ的確な決定に支障が生ずるおそれがある場合には、別に定めるところにより、本人の同意を得たうえで、直接指定居宅介護支援事業者等から居宅介護支援計画等の写しの交付を求めるとして差し支えないこと。

(3) 被保険者以外の者

ア 被保険者以外の者については、管内の指定居宅介護支援事業者等の一覧を要保護者に提示し、要保護者本人の意思により指定居宅介護支援事業者等を選択させた上で、介護券を発行し、居宅介護支援計画等の作成を委託して行うこと。

イ 居宅介護支援計画作成等に係る報酬については、介護保険の居宅介護サービス計画費又は介護予防サービス計画費の例によることとし、国保連へ審査支払いを委託して行うものであること。



と。  
 ウ 被保険者以外の者の介護扶助については、自立支援給付等の活用が可能であり、その優先的な活用を図った上で、なお必要とする介護サービスがある場合に行われるものであることから、居宅介護支援計画等の作成に当たっては、要保護者が自立支援給付等において利用するサービスの種類及び利用額等につき、自立支援給付等担当部局及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定相談支援事業者と連携して把握するとともに、指定居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行うこと。

第5 介護扶助実施方式

1 介護扶助の申請

介護扶助を申請する場合には、保護申請書の一般的記載事項のほか、介護保険の被保険者たる資格の有無、その他参考事項を記載したうえ、第4の3に規定する居宅介護支援計画等の写し（被保険者が居宅介護等を申請する場合に限る。）を添付し、福祉事務所長に提出させること。

2 介護扶助の決定

要保護者から介護扶助の申請を受けた場合において、その決定に当たっては、第2に規定する介護扶助運営体制に則って事務手続及び体制を整備した上で、以下の点に留意すること。

(1) 決定の際の留意事項

ア 居宅介護等に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額、介護予防サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防・生活支援サービスにおける支給限度額（以下「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額等」という。）の範囲内であること。したがって、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額等を超える介護サービスについては、全額自己負担となることから利用を止めるよう指導すべきであること。

イ 介護扶助の適用すべき期日は、原則として、保護申請書または保護変更申請書の提出の日以降において介護扶助を適用すると認められた日とすること。

ウ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額に限られるものであること。

エ 他市町村の地域密着型サービス等（居宅介護のうちの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護、介護予防のうちの介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護、施設介護のうちの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びに介護予防・生活支援サービスをいう。以下において同じ。）の介護

ウ 被保険者以外の者の介護扶助については、自立支援給付等の活用が可能であり、その優先的な活用を図った上で、なお必要とする介護サービスがある場合に行われるものであることから、居宅介護支援計画等の作成に当たっては、要保護者が自立支援給付等において利用するサービスの種類及び利用額等につき、自立支援給付等担当部局及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定相談支援事業者と連携して把握するとともに、指定居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行うこと。

第5 介護扶助実施方式

1 介護扶助の申請

介護扶助を申請する場合には、保護申請書の一般的記載事項のほか、介護保険の被保険者たる資格の有無、その他参考事項を記載したうえ、第4の3に規定する居宅介護支援計画等の写し（被保険者が居宅介護等を申請する場合に限る。）を添付し、福祉事務所長に提出させること。

2 介護扶助の決定

要保護者から介護扶助の申請を受けた場合において、その決定に当たっては、第2に規定する介護扶助運営体制に則って事務手続及び体制を整備した上で、以下の点に留意すること。

(1) 決定の際の留意事項

ア 居宅介護等に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防サービス費等区分支給限度基準額の範囲内であること。したがって、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防サービス費等区分支給限度基準額を超える介護サービスについては、全額自己負担となることから利用を止めるよう指導すべきであること。

イ 介護扶助の適用すべき期日は、原則として、保護申請書または保護変更申請書の提出の日以降において介護扶助を適用すると認められた日とすること。

ウ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額に限られるものであること。

エ 他市町村の地域密着型サービス等（居宅介護のうちの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護、介護予防のうちの介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護、施設介護のうちの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護並びに施設介護のうちの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下において同じ。）の介護

保険被保険者の利用は、当該地域密着型サービス等を行う事業者について、当該被保護者を被保険者とする市町村の指定を受けている場合に限り、住所特例により他市町村の地域密着型サービス等を利用する場合は、当該サービス事業者が住所特例対象施設に所在する市町村の指定を受けていることとサービス利用が可能であること。なお、その際の介護の報酬の額については、住所特例対象施設に所在する市町村が定める報酬単位によること。

また、被保険者以外の者についても被保険者に準じた範囲とするものであること。

(2) 他法他施策との関係  
(介護保険の被保険者)

介護保険の被保険者に係る介護扶助（法第15条の2第1項に規定する居宅介護のうち、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護並びに法第15条の2第5項に規定する介護予防のうち、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下同じ。）と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援給付のうち介護給付費等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）との適用関係については、同法第7条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知）の規定による介護保険給付と介護給付費等との適用関係に、介護保険給付及び介護扶助が介護給付費等に優先する。

ただし、介護保険制度における居宅介護サービスのうち、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション（医療機関により行われるものに限る。）並びに介護予防サービスのうち、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（医療機関により行われるものに限る。）に係る自己負担相当額について、自立支援医療（更生医療）の給付を受けることができる場合は、自立支援医療（更生医療）が介護扶助に優先して給付されることに留意すること。

(介護保険の被保険者)  
ア 基本的な考え方

要保護者の介護につき、介護扶助に優先して活用されるべき他法他施策による給付の有無を調査確認し、優先活用が可能な他法他施策があると判断される場合は当該要保護者に対して他法他施策による給付を活用すべきことを指導するとともに、当該他法他施策の運営実施を管理する機関に連絡して、当該要保護者に対する処遇が適正かつ円滑に行われるよう配慮すること。

サービス等を行う事業者について、当該被保護者を被保険者とする市町村の指定を受けている場合に限り、当該被保護者を被保険者とする市町村の指定を受けている場合に限り、住所特例により他市町村の地域密着型サービス等を利用する場合は、当該サービス事業者が住所特例対象施設に所在する市町村の指定を受けていることとサービス利用が可能であること。

また、被保険者以外の者についても被保険者に準じた範囲とするものであること。

(2) 他法他施策との関係  
(介護保険の被保険者)

介護保険の被保険者に係る介護扶助（法第15条の2第1項に規定する居宅介護のうち、居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護並びに法第15条の2第5項に規定する介護予防のうち、介護予防居宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下同じ。）と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援給付のうち介護給付費等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）との適用関係については、同法第7条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知）の規定による介護保険給付と介護給付費等との適用関係に、介護保険給付及び介護扶助が介護給付費等に優先する。

ただし、介護保険制度における居宅介護サービスのうち、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション（医療機関により行われるものに限る。）並びに介護予防サービスのうち、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（医療機関により行われるものに限る。）に係る自己負担相当額について、自立支援医療（更生医療）の給付を受けることができる場合は、自立支援医療（更生医療）が介護扶助に優先して給付されることに留意すること。

(介護保険の被保険者)  
ア 基本的な考え方

要保護者の介護につき、介護扶助に優先して活用されるべき他法他施策による給付の有無を調査確認し、優先活用が可能な他法他施策があると判断される場合は当該要保護者に対して他法他施策による給付を活用すべきことを指導するとともに、当該他法他施策の運営実施を管理する機関に連絡して、当該要保護者に対する処遇が適正かつ円滑に行われるよう配慮すること。



イ 自立支援給付等との適用関係における留意点

被保険者以外の者は、介護保険法施行令第2条各号に規定する特定疾病により、要介護、要支援又は基本チェックリストに該当する状態にあるものとして、介護扶助の適用対象となるが、他法他施策の活用、特に自立支援給付等と介護扶助との適用関係において、自立支援給付等が介護扶助に優先することから、福祉事務所において、介護扶助の決定に際して以下の点について留意すること。

(ア) 要保護者が身体障害者手帳を取得していない場合

身体障害の場合、自立支援給付等を受けるためには身体障害者手帳の取得が必要となることから、身体障害者手帳を取得していない者については、まず手帳の取得の可否を判断する必要があるため、下記のいずれかの方法により、判断を行うこと。

- a 要保護者の病状調査票等に基づき、その病状を把握し、身体障害者手帳の取得が可能と考えられる障害を有していると見込まれる場合は、障害担当課へ照会を行うこと
  - b 病状調査等が未実施の場合は、要保護者の主治医に対して病状調査を行い、当該要保護者の病状等に関する照会を行うこと
- 上記の照会を行った上で、身体障害者手帳の取得が可能であれば、自立支援給付等の優先適用について検討すること。

(イ) 要保護者が身体障害者手帳を取得している場合

自立支援給付等の優先適用について検討すること

(ウ) 要保護者が身体障害でない場合

初老期における認知症等ではあるが、要保護者が身体障害でない場合は、個々の病状を病状調査等により把握した上で自立支援給付等の優先適用について検討すること。なお、脳血管疾患等脳に関する特定疾病については、器質性精神障害により、精神障害に該当することもあるので、その観点からの自立支援給付等の適用も検討すること。

また、特定疾病になる以前から、既に障害支援区分認定を受け、障害福祉サービスを利用している者が特定疾病に罹患した場合には、障害支援区分の認定を再度行うことにより、特定疾病を罹患したことに伴い必要となる障害福祉サービスを受けられることが可能となる場合がある点に留意し、可能となる場合には自立支援給付等の優先適用を検討すること。

身体障害者手帳の取得の可否、自立支援給付等の適用の可否に関する障害者自立支援給付等担当部局への照会及び協議並びに自立支援給付等の支給決定等を受けるための申請等、障害者自立支援給付等担当部局との連携が不可欠であることから、この点についても留意した上で適切な執行に努めること。

現在は自立支援給付等を活用せず、その一方で、介護扶助が継続されているケースについても、上記(2)イ(ア)～(ウ)までを参考に自立支援給付等が適用することができる場合は優先的に適用すること。

イ 自立支援給付等との適用関係における留意点

被保険者以外の者は、介護保険法施行令第2条各号に規定する特定疾病により、要介護又は要支援の状態にあるものとして、介護扶助の適用対象となるが、他法他施策の活用、特に自立支援給付等と介護扶助との適用関係においては、自立支援給付等が介護扶助に優先することから、福祉事務所において、介護扶助の決定に際して以下の点について留意すること。

(ア) 要保護者が身体障害者手帳を取得していない場合

身体障害の場合、自立支援給付等を受けるためには身体障害者手帳の取得が必要となることから、身体障害者手帳を取得していない者については、まず手帳の取得の可否を判断する必要があるため、下記のいずれかの方法により、判断を行うこと。

- a 要保護者の病状調査票等に基づき、その病状を把握し、身体障害者手帳の取得が可能と考えられる障害を有していると見込まれる場合は、障害担当課へ照会を行うこと
  - b 病状調査等が未実施の場合は、要保護者の主治医に対して病状調査を行い、当該要保護者の病状等に関する照会を行うこと
- 上記の照会を行った上で、身体障害者手帳の取得が可能であれば、自立支援給付等の優先適用について検討すること。

(イ) 要保護者が身体障害者手帳を取得している場合

自立支援給付等の優先適用について検討すること

(ウ) 要保護者が身体障害でない場合

初老期における認知症等ではあるが、要保護者が身体障害でない場合は、個々の病状を病状調査等により把握した上で自立支援給付等の優先適用について検討すること。なお、脳血管疾患等脳に関する特定疾病については、器質性精神障害により、精神障害に該当することもあるので、その観点からの自立支援給付等の適用も検討すること。

また、特定疾病になる以前から、既に障害支援区分認定を受け、障害福祉サービスを利用している者が特定疾病に罹患した場合には、障害支援区分の認定を再度行うことにより、特定疾病を罹患したことに伴い必要となる障害福祉サービスを受けられることが可能となる場合がある点に留意し、可能となる場合には自立支援給付等の優先適用を検討すること。

身体障害者手帳の取得の可否、自立支援給付等の適用の可否に関する障害者自立支援給付等担当部局への照会及び協議並びに自立支援給付等の支給決定等を受けるための申請等、障害者自立支援給付等担当部局との連携が不可欠であることから、この点についても留意した上で適切な執行に努めること。

現在は自立支援給付等を活用せず、その一方で、介護扶助が継続されているケースについても、上記(2)イ(ア)～(ウ)までを参考に自立支援給付等が適用することができる場合は優先的に適用すること。

なお、上記継続ケースへの自立支援給付等の優先適用に当たっては、指定介護機関等と連携して要保護者に係る居宅サービス計画等のサービス給付の内容を主体的に把握し、次表「介護扶助（生活保護法）による介護サービスの自立支援給付（障害福祉サービス等との対応関係表）」を参考の上、介護サービスの活用が可能な場合に必ず検討を行い、活用可能な障害福祉サービスの活用については優先的に活用し、一律に介護扶助を適用することのしないよう、留意すること。

○介護扶助（生活保護法）による介護サービスと自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による障害福祉サービス等との対応関係表

1 在宅の要介護者への介護給付

介護サービス	介護サービス内容	介護サービスと同等の自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
訪問介護	居宅要介護者が、介護福祉士・養成研修修了者から受ける、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言その他必要な日常生活上の世話	居宅介護（ホームヘルプ）重度訪問介護	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が対象となる。重度訪問介護は障害支援区分が4以上であって、「二肢以上に麻痺等があること」等の要件を満たす肢体不自由者が対象となる。
訪問入浴介護	居宅要介護者が、浴槽を提供されて受ける入浴の介護	地域生活支援事業の訪問入浴サービス（市町村事業）	本事業を実施している場合は、当該市町村が定める要件に該当する者は原則対象となる。

なお、上記継続ケースへの自立支援給付等の優先適用に当たっては、指定介護機関等と連携して要保護者に係る居宅サービス計画等のサービス給付の内容を主体的に把握し、次表「介護扶助（生活保護法）による介護サービスの自立支援給付（障害福祉サービス等との対応関係表）」を参考の上、介護サービスの活用が可能な場合に必ず検討を行い、活用可能な障害福祉サービスの活用については優先的に活用し、一律に介護扶助を適用することのしないよう、留意すること。

○介護扶助（生活保護法）による介護サービスと自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による障害福祉サービス等との対応関係表

1 在宅の要介護者への介護給付

介護サービス	介護サービス内容	介護サービスと同等の自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
訪問介護	居宅要介護者が、介護福祉士・養成研修修了者から受ける、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言その他必要な日常生活上の世話	居宅介護（ホームヘルプ）重度訪問介護	居宅介護は障害程度区分が1以上の障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が対象となる。重度訪問介護は障害程度区分が4以上であって、「二肢以上に麻痺等があること」等の要件を満たす肢体不自由者が対象となる。
訪問入浴介護	居宅要介護者が、浴槽を提供されて受ける入浴の介護	地域生活支援事業の訪問入浴サービス（市町村事業）	本事業を実施している場合は、当該市町村が定める要件に該当する者は原則対象となる。

	訪問リハビリテーション	居宅要介護者（主治医が、病状が安定期の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法その他リハビリテーションを必要とすると認めた人）が受ける訪問のリハビリテーション（医療機関／介護老人保健施設）	自立訓練（機能訓練）	利用希望者は原則対象となる。
通所サービス	通所介護	居宅要介護者が、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・老人福祉センター・老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要なか であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等）に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害者支援施設等に区入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。
	訪問リハビリテーション	居宅要介護者（主治医が、病状が安定期の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法その他リハビリテーションを必要とすると認めた人）が受ける訪問のリハビリテーション（医療機関／介護老人保健施設）	自立訓練（機能訓練）	利用希望者は原則対象となる。
通所サービス	通所介護	居宅要介護者が、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・老人福祉センター・老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要なか であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等）に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害者支援施設等に区入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。
	訪問リハビリテーション	居宅要介護者（主治医が、病状が安定期の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法その他リハビリテーションを必要とすると認めた人）が受ける訪問のリハビリテーション（医療機関／介護老人保健施設）	自立訓練（機能訓練）	利用希望者は原則対象となる。



<p>短期入所サービス</p>	<p>短期入所生活介護</p>	<p>法・作業療法その他のリハビリテーションを必要とする者（認められた入所）が施設に通って受けるリハビリテーション</p>	<p>短期入所（シヨートステイ）</p>	<p>短期入所は、居室においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要なる者で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 福祉型（障害者支援施設等）において実施可能）</li> <li>・ 障害程度区分1以上である障害者</li> <li>・ 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分1以上になる区分1以上に該当する障害児が対象となる。</li> </ul>
<p>短期入所サービス</p>	<p>短期入所生活介護</p>	<p>法・作業療法その他のリハビリテーションを必要とする者（認められた入所）が施設に通って受けるリハビリテーション</p>	<p>短期入所（シヨートステイ）</p>	<p>居室要介護者が、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の施設や老人短期間の施設に短期間入所して受ける、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練</p>
<p>短期入所サービス</p>	<p>短期入所療養介護</p>	<p>居室要介護者（病状が安定期にあり、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・医療療養病床・診療所に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護と機能訓練その他の医療を必要とする人）が受ける看護その他の必要な医療と日常生活上の世話</p>	<p>短期入所（シヨートステイ）</p>	<p>居室要介護者（病状が安定期にあり、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・医療療養病床・診療所に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護と機能訓練その他の医療を必要とする人）が受ける看護その他の必要な医療と日常生活上の世話</p>



<p>疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等が対象となる。</p>	<p>日常生活用具給付等事業による給付については、事業の実施主体である市町村において、告示で定められた用具の要件、用途及び形状を給付するのかが判断し、支給決定を行うものである。</p>	<p>日常生活用具給付等事業は、事業の実施主体である市町村において、告示で定められた用具の要件、用途及び形状を給付するのかが判断し、支給決定を行うものである。</p>	<p>日常生活用具給付等事業は、事業の実施主体である市町村において、告示で定められた用具の要件、用途及び形状を給付するのかが判断し、支給決定を行うものである。</p>	<p>日常生活用具給付等事業は、事業の実施主体である市町村において、告示で定められた用具の要件、用途及び形状を給付するのかが判断し、支給決定を行うものである。</p>	<p>日常生活用具給付等事業は、事業の実施主体である市町村において、告示で定められた用具の要件、用途及び形状を給付するのかが判断し、支給決定を行うものである。</p>
<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>
<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>
<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>
<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>
<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>
<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>
<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>
<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>	<p>福祉用具</p>

	<p>生活の上の世話を看 行うとともに養上 護師等が療養上 の世話又は必要 な診療の補助を 行うもの</p> <p>二 居宅要介護者に 定期的な巡回又 は通報により、訪 問看護を行う事 業所と連携しつ つ、居宅で介護福 祉士等が入浴・排 せつ・食事等の介 護、その他の日常 生活の上の世話を 行うもの</p>	<p>夜間対応型訪問 介護</p>	<p>居宅介護は障害程度区 分が1以上の障害者等 (身体障害、知的障害、 精神障害)が対象とな る。</p>	<p>居宅介護 (ホームヘルプ)</p>	<p>居宅介護は障害程度区 分が1以上の障害者等 (身体障害、知的障害、 精神障害)が対象とな る。</p>
	<p>生活の上の世話を看 行うとともに養上 護師等が療養上 の世話又は必要 な診療の補助を 行うもの</p> <p>二 居宅要介護者に 定期的な巡回又 は通報により、訪 問看護を行う事 業所と連携しつ つ、居宅で介護福 祉士等が入浴・排 せつ・食事等の介 護、その他の日常 生活の上の世話を 行うもの</p>	<p>夜間対応型訪問 介護</p>	<p>居宅介護は障害程度区 分が1以上の障害者等 (身体障害、知的障害、 精神障害)が対象とな る。</p>	<p>居宅介護 (ホームヘルプ)</p>	<p>生活介護は、地域や入所 施設において、安定した 生活を営むため、常時介 護等の支援が必要な者 であって、 ① 障害程度区分が区分 3 (障害者支援施設等 に入所する場合は区 分4) 以上である者 ② 年齢が50歳以上の 場合は、障害程度区分</p>
	<p>生活の上の世話を看 行うとともに養上 護師等が療養上 の世話又は必要 な診療の補助を 行うもの</p> <p>二 居宅要介護者に 定期的な巡回又 は通報により、訪 問看護を行う事 業所と連携しつ つ、居宅で介護福 祉士等が入浴・排 せつ・食事等の介 護、その他の日常 生活の上の世話を 行うもの</p>	<p>認知症対応型通 所介護 【認知症専用デ イサービス】</p>	<p>居宅介護は障害程度区 分が1以上の障害者等 (身体障害、知的障害、 精神障害)が対象とな る。</p>	<p>生活介護</p>	<p>認知症の居宅要介 護者が、できるだけ 居宅で能力に応じ 自立した日常生活 を営めるように、老 人デイサービス事 業を行う施設又は 老人デイサービス センターに通り、そ の施設で受ける入 浴・排せつ・食事等</p>

<p>の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練</p>	<p>小規模多機能型居宅介護</p>	<p>が区分2（障害者支援施設等）に入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。</p>
<p>居宅要介護者が、心身の状況や環境等に応じ、その者の選択に基づいて、居宅又は機能訓練と日常生活上の世話を適切に行うことができるサ一ビス提供期間宿泊して受ける入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練</p>	<p>居宅介護（ホームヘルプ）生活介護短期入所（ショートステイ）</p>	<p>居宅介護は「訪問介護」参照生活介護は「通所介護」参照短期入所生活介護参照</p>
<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【小規模（定員29人以下）介護老人福祉施設】</p>	<p>生活介護</p>	<p>生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害者支援区分が区分3（障害者支援施設等）に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害者支援区分が区分2（障害者支援施設等）に入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。</p>
<p>小規模多機能型居宅介護</p>	<p>の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練</p>	<p>が区分2（障害者支援施設等）に入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。</p>
<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【小規模（定員29人以下）介護老人福祉施設】</p>	<p>地域密着型介護老人福祉施設（入所定員29人以下の特別養護老人ホーム）に入所する要介護者が、地域密着型施設サ一ビス計画に基づいて受ける入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話</p>	<p>生活介護</p>
<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【小規模（定員29人以下）介護老人福祉施設】</p>	<p>生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害者支援区分が区分3（障害者支援施設等）に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害者支援区分が区分2（障害者支援施設等）に入所する場合は区分3）以上である者が対象となる。</p>	<p>生活介護</p>

<p>看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>居宅介護は「訪問介護」参照 生活介護は「通所介護」参照 短期入所生活介護は「短期入所生活介護」参照</p>	<p>（居宅要介護者へのその他の給付） 居宅介護支援</p> <p>障害福祉サービスを利用するための計画作成のため、事業者等と連絡調整を行う場合は、計画相談支援サービスを利用</p>
<p>複合型サービス</p>	<p>居宅要介護者が、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を2種類以上組み合わせて受け、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の一体的に受けることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せによるもの</p>	<p>（居宅要介護者へのその他の給付） 居宅介護支援</p> <p>障害福祉サービスを利用するための計画作成のため、事業者等と連絡調整を行う場合は、計画相談支援サービスを利用</p>
<p>居宅介護</p>	<p>居宅介護は「訪問介護」参照 生活介護は「通所介護」参照 短期入所生活介護は「短期入所生活介護」参照</p>	<p>（居宅要介護者へのその他の給付） 居宅介護支援</p> <p>障害福祉サービスを利用するための計画作成のため、事業者等と連絡調整を行う場合は、計画相談支援サービスを利用</p>



	<p>生活上の問題点と 解決すべき課題・目標 と達成時期・留意事項 ・負担額の計画を 作成し、サービス提 供確保のため事業 者等と連絡調整等 を行うとともに、必 要な場合は施設へ の紹介等を行う</p>	<p>手すり等の取付 け・段差の解消・滑 り防止と移動の材 料の変更・引き戸等 への扉の取替え・洋 式便器等への便器 の取替えやこれら の住宅改修に付帯 して必要となる住 宅改修</p>	<p>日常生活用具給付等事 業による給付につい ては、事業の実施主体 である市町村におい て、告示 で定められた用具の 要件、用途及び形状 を給付するかどうか 判断し、支給決定 を行うものである。</p>
<p>日常生活用具給付等事 業による給付につい ては、事業の実施主体 である市町村におい て、告示 で定められた用具の 要件、用途及び形状 を給付するかどうか 判断し、支給決定 を行うものである。</p>	<p>日常生活用具 支援事業（日 常生活用具 等給付費）</p>	<p>住宅改修</p>	<p>日常生活用具給付等事 業による給付につい ては、事業の実施主体 である市町村におい て、告示 で定められた用具の 要件、用途及び形状 を給付するかどうか 判断し、支給決定 を行うものである。</p>
<p>2 要支援者への予防給付 介護扶助による 介護サービス</p>	<p>介護サービス内容 介護サービス内容 介護サービス内容</p>	<p>介護サービスと同等の自立支援給付による障害福祉サービス等</p>	<p>障害福祉サービス等の 利用可能となる状態</p>
<p>介護予防サービス 訪問サービス</p>	<p>居宅要支援者が、居 宅で介護福祉士・養 成研修修了者から 介護予防サービス 計画で定める期間 にわたり受ける、入 浴・排せつ・食事等</p>	<p>居宅介護</p>	<p>居宅介護は障害程度区 分が1以上の障害者等 （身体障害者、知的障害 者、精神障害者）が対象 となる。</p>



通所サービス	介護予防ハ 通所リテ ション	居宅要支援者(主治 の医師が、病状が安 定期にあり心身の 機能の維持回復と 日常生活上の自立 を図るために診療 に基づく計画的な 医学的管理の下に おける理学療法・作 業療法その他リハ ビリテーションを 必要とすると認め た人)が介護老人保 健施設・病院・診療 所に通い、介護予防 サービス計画で定 める期間にわたり 受ける必要なりハ ビリテーション	介護予防ハ 通所リテ ション	通所サービス	介護予防ハ 通所リテ ション	居宅要支援者(主治 の医師が、病状が安 定期にあり心身の 機能の維持回復と 日常生活上の自立 を図るために診療 に基づく計画的な 医学的管理の下に おける理学療法・作 業療法その他リハ ビリテーションを 必要とすると認め た人)が介護老人保 健施設・病院・診療 所に通い、介護予防 サービス計画で定 める期間にわたり 受ける必要なりハ ビリテーション	自立訓練 (機能訓 練・生活訓 練)	生活を営むため、常時介 護等の支援が必要な者 であって、 ① 障害程度区分が 区分3(障害者支援 施設等)に入所する 場合は区分4)以上 である者 ② 年齢が50歳以 上の場合、障害程 度区分が区分2(障 害者支援施設等に 入所する場合は区 分3)以上である者 が対象となる。
通所サービス	介護予防ハ 通所リテ ション	居宅要支援者(主治 の医師が、病状が安 定期にあり心身の 機能の維持回復と 日常生活上の自立 を図るために診療 に基づく計画的な 医学的管理の下に おける理学療法・作 業療法その他リハ ビリテーションを 必要とすると認め た人)が介護老人保 健施設・病院・診療 所に通い、介護予防 サービス計画で定 める期間にわたり 受ける必要なりハ ビリテーション	介護予防ハ 通所リテ ション	通所サービス	介護予防ハ 通所リテ ション	居宅要支援者(主治 の医師が、病状が安 定期にあり心身の 機能の維持回復と 日常生活上の自立 を図るために診療 に基づく計画的な 医学的管理の下に おける理学療法・作 業療法その他リハ ビリテーションを 必要とすると認め た人)が介護老人保 健施設・病院・診療 所に通い、介護予防 サービス計画で定 める期間にわたり 受ける必要なりハ ビリテーション	自立訓練 (機能訓 練・生活訓 練)	生活を営むため、常時介 護等の支援が必要な者 であって、 ① 障害程度区分が 区分3(障害者支援 施設等)に入所する 場合は区分4)以上 である者 ② 年齢が50歳以 上の場合、障害程 度区分が区分2(障 害者支援施設等に 入所する場合は区 分3)以上である者 が対象となる。
通所サービス	介護予防ハ 通所リテ ション	居宅要支援者(主治 の医師が、病状が安 定期にあり心身の 機能の維持回復と 日常生活上の自立 を図るために診療 に基づく計画的な 医学的管理の下に おける理学療法・作 業療法その他リハ ビリテーションを 必要とすると認め た人)が介護老人保 健施設・病院・診療 所に通い、介護予防 サービス計画で定 める期間にわたり 受ける必要なりハ ビリテーション	介護予防ハ 通所リテ ション	通所サービス	介護予防ハ 通所リテ ション	居宅要支援者(主治 の医師が、病状が安 定期にあり心身の 機能の維持回復と 日常生活上の自立 を図るために診療 に基づく計画的な 医学的管理の下に おける理学療法・作 業療法その他リハ ビリテーションを 必要とすると認め た人)が介護老人保 健施設・病院・診療 所に通い、介護予防 サービス計画で定 める期間にわたり 受ける必要なりハ ビリテーション	自立訓練 (機能訓 練・生活訓 練)	生活を営むため、常時介 護等の支援が必要な者 であって、 ① 障害程度区分が 区分3(障害者支援 施設等)に入所する 場合は区分4)以上 である者 ② 年齢が50歳以 上の場合、障害程 度区分が区分2(障 害者支援施設等に 入所する場合は区 分3)以上である者 が対象となる。
通所サービス	介護予防ハ 通所リテ ション	居宅要支援者(主治 の医師が、病状が安 定期にあり心身の 機能の維持回復と 日常生活上の自立 を図るために診療 に基づく計画的な 医学的管理の下に おける理学療法・作 業療法その他リハ ビリテーションを 必要とすると認め た人)が介護老人保 健施設・病院・診療 所に通い、介護予防 サービス計画で定 める期間にわたり 受ける必要なりハ ビリテーション	介護予防ハ 通所リテ ション	通所サービス	介護予防ハ 通所リテ ション	居宅要支援者(主治 の医師が、病状が安 定期にあり心身の 機能の維持回復と 日常生活上の自立 を図るために診療 に基づく計画的な 医学的管理の下に おける理学療法・作 業療法その他リハ ビリテーションを 必要とすると認め た人)が介護老人保 健施設・病院・診療 所に通い、介護予防 サービス計画で定 める期間にわたり 受ける必要なりハ ビリテーション	自立訓練 (機能訓 練・生活訓 練)	生活を営むため、常時介 護等の支援が必要な者 であって、 ① 障害程度区分が 区分3(障害者支援 施設等)に入所する 場合は区分4)以上 である者 ② 年齢が50歳以 上の場合、障害程 度区分が区分2(障 害者支援施設等に 入所する場合は区 分3)以上である者 が対象となる。

<p>短期入所サービス</p>	<p>一・二・三計画で定める期間にわたり受ける入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練</p>	<p>介護予防短期入所療養介護</p>	<p>短期入所サービス</p>
<p>期間の入所が必要な者</p>	<p>■ 福祉型（障害者支援施設等において実施可能） ・ 障害程度区分1以上である障害者 ・ 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児が対象となる。</p>	<p>生活介護</p>	<p>生活介護</p>
<p>一・二・三計画で定める期間にわたり受ける入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練</p>	<p>居宅要支援者（病状が安定期にあり看護・医学的管理の下における介護と機能訓練その他の医療を必要とする人）が、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・療養病床・診療所に短期入所し、介護予防サービス計画で定める期間にわたり受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の支援</p>	<p>介護予防福祉用具貸与</p>	<p>福祉用具</p>
<p>期間の入所が必要な者</p>	<p>■ 福祉型（障害者支援施設等において実施可能） ・ 障害程度区分1以上である障害者 ・ 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児が対象となる。</p>	<p>生活介護</p>	<p>生活介護</p>
<p>一・二・三計画で定める期間にわたり受ける入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練</p>	<p>居宅要支援者（病状が安定期にあり看護・医学的管理の下における介護と機能訓練その他の医療を必要とする人）が、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・療養病床・診療所に短期入所し、介護予防サービス計画で定める期間にわたり受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の支援</p>	<p>介護予防福祉用具貸与</p>	<p>福祉用具</p>
<p>期間の入所が必要な者</p>	<p>■ 福祉型（障害者支援施設等において実施可能） ・ 障害程度区分1以上である障害者 ・ 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児が対象となる。</p>	<p>生活介護</p>	<p>生活介護</p>
<p>一・二・三計画で定める期間にわたり受ける入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練</p>	<p>居宅要支援者（病状が安定期にあり看護・医学的管理の下における介護と機能訓練その他の医療を必要とする人）が、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・療養病床・診療所に短期入所し、介護予防サービス計画で定める期間にわたり受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の支援</p>	<p>介護予防福祉用具貸与</p>	<p>福祉用具</p>



	<p>どうか判断し、支給決定を行うものである。</p> <p>日常生活用具給付等事業は同上。補装費の支給については、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替することによって日常生活や社会参加を支援することとを目的としており、実施主体である市町村において必要に応じ適所に依頼し、最終的に支給決定を行うものである。</p>	<p>日常生活用具給付等事業は同上。補装費の支給については、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替することによって日常生活や社会参加を支援することとを目的としており、実施主体である市町村において必要に応じ適所に依頼し、最終的に支給決定を行うものである。</p>	<p>日常生活用具給付等事業は同上。補装費の支給については、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替することによって日常生活や社会参加を支援することとを目的としており、実施主体である市町村において必要に応じ適所に依頼し、最終的に支給決定を行うものである。</p>	<p>日常生活用具給付等事業は同上。補装費の支給については、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替することによって日常生活や社会参加を支援することとを目的としており、実施主体である市町村において必要に応じ適所に依頼し、最終的に支給決定を行うものである。</p>	<p>日常生活用具給付等事業は同上。補装費の支給については、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替することによって日常生活や社会参加を支援することとを目的としており、実施主体である市町村において必要に応じ適所に依頼し、最終的に支給決定を行うものである。</p>	<p>日常生活用具給付等事業は同上。補装費の支給については、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替することによって日常生活や社会参加を支援することとを目的としており、実施主体である市町村において必要に応じ適所に依頼し、最終的に支給決定を行うものである。</p>	<p>日常生活用具給付等事業は同上。補装費の支給については、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替することによって日常生活や社会参加を支援することとを目的としており、実施主体である市町村において必要に応じ適所に依頼し、最終的に支給決定を行うものである。</p>	<p>日常生活用具給付等事業は同上。補装費の支給については、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替することによって日常生活や社会参加を支援することとを目的としており、実施主体である市町村において必要に応じ適所に依頼し、最終的に支給決定を行うものである。</p>
<p>特定介護予防福祉用具販売</p>	<p>居宅要支援者に對する、特定介護予防福祉用具(福祉用具のうち介護予防に資する入浴・排せつのための用具等で厚生労働大臣が定めるもの)の福祉用具専門相談員による販売</p>	<p>地域生活事業着支援助具等給付(日常生活用具)補装費</p>	<p>地域生活事業着支援助具等給付(日常生活用具)補装費</p>	<p>地域生活事業着支援助具等給付(日常生活用具)補装費</p>	<p>地域生活事業着支援助具等給付(日常生活用具)補装費</p>	<p>地域生活事業着支援助具等給付(日常生活用具)補装費</p>	<p>地域生活事業着支援助具等給付(日常生活用具)補装費</p>	<p>地域生活事業着支援助具等給付(日常生活用具)補装費</p>
	<p>どうか判断し、支給決定を行うものである。</p>	<p>どうか判断し、支給決定を行うものである。</p>	<p>どうか判断し、支給決定を行うものである。</p>	<p>どうか判断し、支給決定を行うものである。</p>	<p>どうか判断し、支給決定を行うものである。</p>	<p>どうか判断し、支給決定を行うものである。</p>	<p>どうか判断し、支給決定を行うものである。</p>	<p>どうか判断し、支給決定を行うものである。</p>

<p>他の介護予防に資する保健医療サービスを提供できるように、地域包括支援センターの介護予防支援に関する知識をもつ者が、居室や家族の心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用する介護予防サービス等の種類や内容・担当者・本人や家族の生活に対する意向・総合的な援助方針・健康上や生活上の問題点と解決すべき課題・目標と達成時期・提供する日時・留意事項・負担額の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行う</p>	<p>住宅改修</p>
<p>他の介護予防に資する保健医療サービスを提供できるように、地域包括支援センターの介護予防支援に関する知識をもつ者が、居室や家族の心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用する介護予防サービス等の種類や内容・担当者・本人や家族の生活に対する意向・総合的な援助方針・健康上や生活上の問題点と解決すべき課題・目標と達成時期・提供する日時・留意事項・負担額の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行う</p>	<p>住宅改修</p>
<p>他の介護予防に資する保健医療サービスを提供できるように、地域包括支援センターの介護予防支援に関する知識をもつ者が、居室や家族の心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用する介護予防サービス等の種類や内容・担当者・本人や家族の生活に対する意向・総合的な援助方針・健康上や生活上の問題点と解決すべき課題・目標と達成時期・提供する日時・留意事項・負担額の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行う</p>	<p>住宅改修</p>
<p>他の介護予防に資する保健医療サービスを提供できるように、地域包括支援センターの介護予防支援に関する知識をもつ者が、居室や家族の心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用する介護予防サービス等の種類や内容・担当者・本人や家族の生活に対する意向・総合的な援助方針・健康上や生活上の問題点と解決すべき課題・目標と達成時期・提供する日時・留意事項・負担額の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行う</p>	<p>住宅改修</p>

3. 要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者への給付

<p>介護扶助による 介護サービス</p>	<p>介護サービス内容</p>	<p>介護サービスと同等の自立支援給付による障害福祉サービス等</p>	<p>障害福祉サービス等の利用可能となる状態</p>
<p>(介護予防・生活支援サービス)</p>			
<p>訪問型サービス</p>	<p>要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供</p>	<p>居宅介護</p>	<p>居宅介護は障害程度区分が1以上の障害者等(身体障害者、知的障害者、精神障害者)が対象となる。</p>
<p>通所型サービス</p>	<p>要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供</p>	<p>生活介護</p>	<p>生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合(区分4)以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合(区分3))以上である者が対象となる。</p>
<p>(要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者へのその他の給付)</p>			
<p>介護予防ケアマネジメント</p>	<p>要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う</p>	<p>障害福祉サービスを利用するための計画作成のため、事業者等と連絡調整を行う場合</p>	<p>-</p>

<p>要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者への給付</p>	<p>介護扶助による介護サービス</p>	<p>介護サービス内容</p>	<p>障害福祉サービス等の利用可能となる状態</p>
<p>(介護予防・生活支援サービス)</p>			
<p>訪問型サービス</p>	<p>要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供</p>	<p>居宅介護</p>	<p>居宅介護は障害程度区分が1以上の障害者等(身体障害者、知的障害者、精神障害者)が対象となる。</p>
<p>通所型サービス</p>	<p>要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供</p>	<p>生活介護</p>	<p>生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合(区分4)以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合(区分3))以上である者が対象となる。</p>
<p>(要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者へのその他の給付)</p>			
<p>介護予防ケアマネジメント</p>	<p>要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う</p>	<p>障害福祉サービスを利用するための計画作成のため、事業者等と連絡調整を行う場合</p>	<p>-</p>

計画相談支援  
※介護サービスを利用する場合は、介護予防ケアマネジメント

※この表は介護サービスと同等の内容のサービスが提供される障害福祉サービス等について周知を行うものであり、該当するサービスがあったとしても必ず障害福祉サービス等が利用できるものでないことに留意すること。

上記の確認に当たっては、「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」（平成22年3月24日付け社援保発0324第1号）別紙様式（別紙様式2-1、2-2）を参考にして自立支援給付等該当可能性確認台帳の整備を行い、組織的な取組の推進を図ること。

その他、都道府県、指定都市及び中核市の本庁における介護係は、福祉事務所における査察指導員、地区担当員、介護扶助事務担当者及び居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）に對して適用関係に関する周知を行うことも重要であり、そのための担当職員、ケアマネジャー等に対する研修等の方法を通じて周知し、適切な執行に努めること。

ウ 適用関係の例外

上記ア、イにおいて述べたとおり介護扶助と自立支援給付等との適用関係については自立支援給付等が介護扶助に優先して適用することとなっているが、

- (1) 給付を受けられる最大限まで障害者施策を活用しても、要保護者が必要とするサービスのすべてを賅うことができないうために、同内容の介護サービスにより、その不足分を補う場合
  - (2) 障害者施策のうち活用できる全ての種類のサービスについて最大限（本人が必要とする水準まで）活用している場合において、障害者施策では提供されない内容の介護サービスを利用する場合
- については、介護扶助の適用は可能なので留意すること。

エ 居宅介護等の支給限度額についての留意点

被保険者以外の者の介護扶助（居宅介護及び介護予防）の給付に係る給付上限額は、介護保険法に定める支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額とする。

ただし、常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障害者などの場

※この表は介護サービスと同等の内容のサービスが提供される障害福祉サービス等について周知を行うものであり、該当するサービスがあったとしても必ず障害福祉サービス等が利用できるものでないことに留意すること。

上記の確認に当たっては、「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」（平成22年3月24日付け社援保発0324第1号）別紙様式（別紙様式2-1、2-2）を参考にして自立支援給付等該当可能性確認台帳の整備を行い、組織的な取組の推進を図ること。

その他、都道府県、指定都市及び中核市の本庁における介護係は、福祉事務所における査察指導員、地区担当員、介護扶助事務担当者及び居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）に對して適用関係に関する周知を行うことも重要であり、そのための担当職員、ケアマネジャー等に対する研修等の方法を通じて周知し、適切な執行に努めること。

ウ 適用関係の例外

上記ア、イにおいて述べたとおり介護扶助と自立支援給付等との適用関係については自立支援給付等が介護扶助に優先して適用することとなっているが、

- (1) 給付を受けられる最大限まで障害者施策を活用しても、要保護者が必要とするサービスのすべてを賅うことができないうために、同内容の介護サービスにより、その不足分を補う場合
  - (2) 障害者施策のうち活用できる全ての種類のサービスについて最大限（本人が必要とする水準まで）活用している場合において、障害者施策では提供されない内容の介護サービスを利用する場合
- については、介護扶助の適用は可能なので留意すること。

エ 居宅介護等の支給限度額についての留意点

被保険者以外の者の介護扶助（居宅介護及び介護予防）の給付に係る給付上限額は、介護保険法に定める支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額とする。

ただし、常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障害者などの場



合で、介護扶助の支給限度額から自立支援給付等自立支の給付額を控除した額の範囲内では、必要な量の介護サービス（自立支援給付等によるサービスには同等の内容のものがない介護サービス（訪問看護等）を確保できないと認められるときは、例外的に、介護扶助の支給限度額の範囲内を上限として、介護扶助により必要最小限度のサービス給付を行うことは差し支えない。

なお、介護予防・生活支援サービスにおける支給限度額についても上記に準じて取り扱うこと。

(3) 本人支払額の決定

本人支払額は、次により決定すること。

ア 要保護者が介護扶助のみ又は介護扶助及び医療扶助の適用を受けるものである場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費及び介護費を除く最低生活費を差し引いた額をもって介護費又は医療費の本人支払額とすること。

イ 世帯で介護扶助と医療扶助を併せて受給する場合の本人支払額は、当該世帯が介護保険の被保険者である場合には、居宅介護等は月額1万5000円、施設介護は月額1万5000円及び施設入所日数に日額3000円を乗じて得た額の合計額を上限として、また、介護保険の被保険者以外の世帯である場合には、介護費の全額を上限として、まず介護費に充当し、当該上限額を超える額について医療扶助運営要領第3の2の(2)に定めるところにより医療費に充当すること。

ただし、介護扶助と併用で、次表の左欄に掲げる介護保険優先の公費負担医療等が適用となる者については、前記の上限額とその公費負担医療等の負担分を除いた自己負担額のうちいれずれか低い額を上限額とすること。

公費負担医療等	対象サービス	負担割合
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（精神通院医療）	訪問看護、介護予防訪問看護	100%
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（更生医療）	訪問看護、医療機関による訪問リハビリテーション、医療機関による通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、医療機関による介護予防訪問リハビリテーション、医療機関による介護予防通所リハビリテーション、介護療養型医療施設（食費及び居住費を除く。）	100%
原爆被爆者援護法（一般疾病医療費の給付）	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（食費及び居住費を除く）	100%

合で、介護扶助の支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額の範囲内では、必要な量の介護サービス（自立支援給付等によるサービスには同等の内容のものがない介護サービス（訪問看護等）を確保できないと認められるときは、例外的に、介護扶助の支給限度額の範囲内を上限として、介護扶助により必要最小限度のサービス給付を行うことは差し支えない。

(3) 本人支払額の決定

本人支払額は、次により決定すること。

ア 要保護者が介護扶助のみ又は介護扶助及び医療扶助の適用を受けるものである場合には、保護の実施要領についての通知の定めるところにより当該要保護者の属する世帯の収入充当額から当該世帯の医療費及び介護費を除く最低生活費を差し引いた額をもって介護費又は医療費の本人支払額とすること。

イ 世帯で介護扶助と医療扶助を併せて受給する場合の本人支払額は、当該世帯が介護保険の被保険者である場合には、居宅介護等は月額1万5000円、施設介護は月額1万5000円及び施設入所日数に日額3000円を乗じて得た額の合計額を上限として、また、介護保険の被保険者以外の世帯である場合には、介護費の全額を上限として、まず介護費に充当し、当該上限額を超える額について医療扶助運営要領第3の2の(2)に定めるところにより医療費に充当すること。

ただし、介護扶助と併用で、次表の左欄に掲げる介護保険優先の公費負担医療等が適用となる者については、前記の上限額とその公費負担医療等の負担分を除いた自己負担額のうちいれずれか低い額を上限額とすること。

公費負担医療等	対象サービス	負担割合
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（精神通院医療）	訪問看護、介護予防訪問看護	100%
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（更生医療）	訪問看護、医療機関による訪問リハビリテーション、医療機関による通所リハビリテーション、介護予防訪問看護、医療機関による介護予防訪問リハビリテーション、医療機関による介護予防通所リハビリテーション、介護療養型医療施設（食費及び居住費を除く。）	100%
原爆被爆者援護法（一般疾病医療費の給付）	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（食費及び居住費を除く）	100%





(4) 介護扶助の変更に関する決定

福祉事務所長は、現に介護扶助を受けている者が次に該当すると認められたときは、介護扶助の変更に関する決定（保護の変更の決定）を行うこと。

- ア 本人支払額を変更すべきことを確認したとき。
- イ 指定介護機関を変更すべきことを確認したとき。
- ウ 居宅介護から施設介護に、又は施設介護から居宅介護に変更すべきことを確認したとき。

エ 居宅介護、施設介護、介護予防又は介護予防・生活支援サービス間で、サービスを変更すべきことを確認したとき。

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等他法が適用されたことにより介護扶助の基準額を変更すべきことを確認したとき。

カ 福祉用具等、住宅改修等若しくは移送の給付を必要とすることを確認したとき、又はこれらの給付につき変更すべきことを確認したとき。

(5) 月の途中で保護を開始又は廃止した場合の取り扱い

月の途中で保護を開始又は廃止された場合、介護の報酬が1日又は1回単位とされているサービスについては、保護適用期間中について介護扶助を決定することとし、介護券に有効期間を記載すること。

また、介護の報酬が月単位とされているサービス（福祉用具貸与及び介護予防訪問介護等）については、開始日からその月の末日まで又は廃止月の初日から廃止日までの日数に応じて日割りにより介護扶助を決定すること。

なお、居宅介護支援計画等作成に係る介護扶助費（被保険者以外の場合に限る。）については日割りは行わないものとする。

(6) 被保護者に対する通知

福祉事務所長は、要保護者について介護扶助の開始、変更、停止又は廃止（他法他施策の活用に伴い保護を変更、停止又は廃止する場合を含む。）に関する決定をしたときは、一般の例に従い、保護決定通知書又は保護停止、廃止決定通知書により、申請者又は被保護者に対して通知すること。

なお、被保険者以外の者に係る保護決定通知には、その決定理由欄に、当該決定の前提となった要介護状態等の区分を記載すること。

(7) 介護券の発行

介護扶助は、福祉用具等、住宅改修等、指定事業者以外により提供される介護予防・生活支援サービス及び移送を除き、介護券を発行して行うものとする。

福祉事務所は、介護扶助を決定した指定介護機関へ介護券を送付すること。介護券の種類は、生活保護単独又は介護保険若しくは他の公費負担医療等との併用の別、介護サービスの種類を問わず1種類とすること。

ア 介護券の発行単位

介護券は暦月を単位として発行するものとし、介護の給付が月の中途を始期又は終期とする場合は、それによる有効期間を記載した介護券を発行するものとする。

(4) 介護扶助の変更に関する決定

福祉事務所長は、現に介護扶助を受けている者が次に該当すると認められたときは、介護扶助の変更に関する決定（保護の変更の決定）を行うこと。

- ア 本人支払額を変更すべきことを確認したとき。
- イ 指定介護機関を変更すべきことを確認したとき。
- ウ 居宅介護から施設介護に、又は施設介護から居宅介護に変更すべきことを確認したとき。

エ 居宅介護から介護予防に、又は介護予防から居宅介護若しくは施設介護に変更すべきことを確認したとき。

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等他法が適用されたことにより介護扶助の基準額を変更すべきことを確認したとき。

カ 福祉用具等、住宅改修等若しくは移送の給付を必要とすることを確認したとき、又はこれらの給付につき変更すべきことを確認したとき。

(5) 月の途中で保護を開始又は廃止した場合の取り扱い

月の途中で保護を開始又は廃止された場合、介護の報酬が1日又は1回単位とされているサービスについては、保護適用期間中について介護扶助を決定することとし、介護券に有効期間を記載すること。

また、介護の報酬が月単位とされているサービス（福祉用具貸与及び介護予防訪問介護等）については、開始日からその月の末日まで又は廃止月の初日から廃止日までの日数に応じて日割りにより介護扶助を決定すること。

なお、居宅介護支援計画等作成に係る介護扶助費（被保険者以外の場合に限る。）については日割りは行わないものとする。

(6) 被保護者に対する通知

福祉事務所長は、要保護者について介護扶助の開始、変更、停止又は廃止（他法他施策の活用に伴い保護を変更、停止又は廃止する場合を含む。）に関する決定をしたときは、一般の例に従い、保護決定通知書又は保護停止、廃止決定通知書により、申請者又は被保護者に対して通知すること。

なお、被保険者以外の者に係る保護決定通知には、その決定理由欄に、当該決定の前提となった要介護状態等の区分を記載すること。

(7) 介護券の発行

介護扶助は、福祉用具等、住宅改修等及び移送を除き、介護券を発行して行うものとする。

福祉事務所は、介護扶助を決定した指定介護機関へ介護券を送付すること。介護券の種類は、生活保護単独又は介護保険若しくは他の公費負担医療等との併用の別、介護サービスの種類を問わず1種類とすること。

ア 介護券の発行単位

介護券は暦月を単位として発行するものとし、介護の給付が月の中途を始期又は終期とする場合は、それによる有効期間を記載した介護券を発行するものとする。





定介護機関の責任の下、処分すること。

なお、指定介護機関における介護券の保管期間については、管内福祉事務所におけるレセプトの点検期間を考慮し、各都道府県市において定めることとする。

(8) 基準該当事業者及び離島等における相当サービスの取扱い

ア 基準該当居宅サービス若しくは基準該当介護予防サービス又は基準該当居宅介護支援若しくは基準該当介護予防支援  
基準該当事業者は、介護扶助を委託する指定介護機関の指定対象とならないが、当該地域において指定介護機関を利用することが困難な場合など、やむを得ないと認められる場合には介護扶助を適用して差し支えないこと。

イ 離島等における相当サービス

指定介護機関に委託することが困難な場合には、非指定介護機関に対する委託とするか又は金銭給付によること。

(9) 被保護者異動連絡票及び被保護者異動訂正連絡票の作成及び送付

ア 被保険者以外の被保護者に係る介護の報酬の審査及び支払業務について  
国保連に委託した場合で当該被保護者について次に掲げる異動があったときには、その都度、別に定めるところにより被保護者異動連絡票を作成し、国保連へ送付すること。

(ア) 介護扶助の開始（広域連合又は福祉事務所を複数設置する市の区域内における転居により、保護の実施機関が替わったことに伴う開始を除く。）  
(イ) 様式第5号に記載する事項に変更が生じたとき。  
(ウ) 介護扶助の廃止（広域連合又は福祉事務所を複数設置する市の区域における転居により、保護の実施機関が替わったことに伴う廃止を除く。）又は介護保険の被保険者資格を取得したとき。

イ アの被保護者異動連絡票の記載に誤りがあった場合には、被保護者異動連絡票の再発行ではなく、別に定めるところにより、被保護者異動訂正連絡票を作成し、国保連に送付すること。

3 福祉用具等

(1) 福祉用具等の給付方針

ア 原則として指定特定福祉用具販売事業者又は指定特定介護予防販売事業者から購入する福祉用具であること。

イ 福祉用具等の種目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年3月厚生省告示第94号）に規定する種類の福祉用具であること。

ウ 介護保険の被保険者以外の者にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第2号の規定に基づき日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与を受けることができない場合であること。

(2) 費用

定介護機関の責任の下、処分すること。

なお、指定介護機関における介護券の保管期間については、管内福祉事務所におけるレセプトの点検期間を考慮し、各都道府県市において定めることとする。

(8) 基準該当事業者及び離島等における相当サービスの取扱い

ア 基準該当居宅サービス若しくは基準該当介護予防サービス又は基準該当居宅介護支援若しくは基準該当介護予防支援  
基準該当事業者は、介護扶助を委託する指定介護機関の指定対象とならないが、当該地域において指定介護機関を利用することが困難な場合など、やむを得ないと認められる場合には介護扶助を適用して差し支えないこと。

イ 離島等における相当サービス

指定介護機関に委託することが困難な場合には、非指定介護機関に対する委託とするか又は金銭給付によること。

(9) 被保護者異動連絡票及び被保護者異動訂正連絡票の作成及び送付

ア 被保険者以外の被保護者に係る介護の報酬の審査及び支払業務について  
国保連に委託した場合で当該被保護者について次に掲げる異動があったときには、その都度、別に定めるところにより被保護者異動連絡票を作成し、国保連へ送付すること。

(ア) 介護扶助の開始（広域連合又は福祉事務所を複数設置する市の区域内における転居により、保護の実施機関が替わったことに伴う開始を除く。）  
(イ) 様式第5号に記載する事項に変更が生じたとき。  
(ウ) 介護扶助の廃止（広域連合又は福祉事務所を複数設置する市の区域における転居により、保護の実施機関が替わったことに伴う廃止を除く。）又は介護保険の被保険者資格を取得したとき。

イ アの被保護者異動連絡票の記載に誤りがあった場合には、被保護者異動連絡票の再発行ではなく、別に定めるところにより、被保護者異動訂正連絡票を作成し、国保連に送付すること。

3 福祉用具等

(1) 福祉用具等の給付方針

ア 原則として指定特定福祉用具販売事業者又は指定特定介護予防販売事業者から購入する福祉用具であること。

イ 福祉用具等の種目は、厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年3月厚生省告示第94号）に規定する種類の福祉用具であること。

ウ 介護保険の被保険者以外の者にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第2号の規定に基づき日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与を受けることができない場合であること。

(2) 費用

福祉用具等の費用は、当該被保護者の保険者たる市町村（被保険者以外の者については居住する市町村）における、介護保険法に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額又は介護予防福祉用具購入費支給限度基準額（以下「限度額」という。）の範囲内において必要な最小限度の額とすること。

(3) 福祉用具等の給付方法

ア 被保護者の申請に基づき、購入予定の福祉用具が(1)の対象か否かをカタログ等により種目を確認のうえ、給付を決定し、原則として金銭給付の方法により支給すること。また、購入後、領収書等により購入を確認すること。

イ 介護保険の被保険者については、領収書等により保険給付の申請をするよう指導し、償還払いによる保険給付があったときはこれを法第63条の規定により返還させること。

ウ 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額の管理期間は4月から翌年の3月までの1年間とされており、同一種目で用途及び機能が異なる場合、破損した場合並びに介護の程度が著しく高くなった場合を除いて、同一種目について支給することができないなどにより、福祉事務所において給付実績を記録、管理し、管理期間において限度額を超えないよう留意する必要があることから、給付実績の記録方法等につき配慮されたこと。

なお、やむを得ない理由により、限度額を超えて給付が必要と認められる場合には、特別基準の設定について厚生労働大臣に情報提供すること。

4 住宅改修等

(1) 住宅改修等の範囲

住宅改修等の範囲は、厚生労働大臣の定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成11年3月厚生省告示第95号）に規定する種類の住宅改修であること。

(2) 住宅改修等の程度

住宅改修等の程度は、当該被保護者の保険者たる市町村（被保険者以外の者については居住する市町村）における介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は介護予防住宅改修費支給限度基準額の範囲内において必要最小限度の額とすること。なお、これにより難しい場合には、特別基準の設定について厚生労働大臣に情報提供すること。

(3) 住宅改修等の給付方法

ア 被保護者の申請に基づき、着工予定の住宅改修の費用が(1)の対象か否かを工事費見積書等により確認のうえ、給付を決定し、原則として金銭給付の方法により支給すること。また、完成後、領収書等により住宅改修が行われたことを確認すること。

イ 介護保険の被保険者については、介護保険の事前申請が必要な場合には、事前申請手続きを行った上で介護扶助の申請を行うものであること。また、改修が行われた後、領収書等により保険給付の申請手続きをするよう指導し、償還払いによる保険給付があったときはこれを法第63条の規定によ

福祉用具等の費用は、当該被保護者の保険者たる市町村（被保険者以外の者については居住する市町村）における、介護保険法に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額又は介護予防福祉用具購入費支給限度基準額（以下「限度額」という。）の範囲内において必要な最小限度の額とすること。

(3) 福祉用具等の給付方法

ア 被保護者の申請に基づき、購入予定の福祉用具が(1)の対象か否かをカタログ等により種目を確認のうえ、給付を決定し、原則として金銭給付の方法により支給すること。また、購入後、領収書等により購入を確認すること。

イ 介護保険の被保険者については、領収書等により保険給付の申請をするよう指導し、償還払いによる保険給付があったときはこれを法第63条の規定により返還させること。

ウ 居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び介護予防福祉用具購入費支給限度基準額の管理期間は4月から翌年の3月までの1年間とされており、同一種目で用途及び機能が異なる場合、破損した場合並びに介護の程度が著しく高くなった場合を除いて、同一種目について支給することができないなどにより、福祉事務所において給付実績を記録、管理し、管理期間において限度額を超えないよう留意する必要があることから、給付実績の記録方法等につき配慮されたこと。

なお、やむを得ない理由により、限度額を超えて給付が必要と認められる場合には、特別基準の設定について厚生労働大臣に情報提供すること。

4 住宅改修等

(1) 住宅改修等の範囲

住宅改修等の範囲は、厚生労働大臣の定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成11年3月厚生省告示第95号）に規定する種類の住宅改修であること。

(2) 住宅改修等の程度

住宅改修等の程度は、当該被保護者の保険者たる市町村（被保険者以外の者については居住する市町村）における介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は介護予防住宅改修費支給限度基準額の範囲内において必要最小限度の額とすること。なお、これにより難しい場合には、特別基準の設定について厚生労働大臣に情報提供すること。

(3) 住宅改修等の給付方法

ア 被保護者の申請に基づき、着工予定の住宅改修の費用が(1)の対象か否かを工事費見積書等により確認のうえ、給付を決定し、原則として金銭給付の方法により支給すること。また、完成後、領収書等により住宅改修が行われたことを確認すること。

イ 介護保険の被保険者については、介護保険の事前申請が必要な場合には、事前申請手続きを行った上で介護扶助の申請を行うものであること。また、改修が行われた後、領収書等により保険給付の申請手続きをするよう指導し、償還払いによる保険給付があったときはこれを法第63条の規定によ



り返還させること。  
 ウ 居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額の管理は、介護保険の例により行うものであるが、転居した場合又は介護の必要の程度が著しく高くなった場合を除いて、改めて給付は行われないなどにより、福祉事務所において給付実績を記録、管理し、限度額を超えないよう留意する必要があることから、給付実績の記録方法等につき配慮されたいこと。

5 指定事業者以外から提供される介護予防・生活支援サービス  
 指定事業者以外から提供される介護予防・生活支援サービスについては、介護予防ケアマネジメント又はこれに基づくプランに基づく介護予防・生活支援サービス事業者がサービスを提供し、利用者負担額については、領収書等に基づき、福祉事務所が被保護者に対して介護扶助の給付を行うこと。なお、この場合、被保護者の金銭払いにかかる負担の観点から、代理納付にすることが望ましい。

6 移送  
 移送費の支給は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、その費用は最小限度の実費とすること。なお、エについては、なるべく現物給付の方法で行うこと。

ア 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に伴う交通費又は送迎費（要保護者の居宅が当該事業所の通常の事業の実施地域以外である事業者により行われる場合であって、隣に適當な事業者がない等真にやむを得ないと認められる場合に限る。）

イ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用に伴う送迎費  
 ウ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導のための交通費  
 エ 介護施設へ入所、退所に伴う移送のための交通費

第6 介護扶助指定介護機関  
 1 指定介護機関の指定の際の留意事項  
 (1) 都道府県知事は、法第54条の2第1項の規定による指定介護機関の指定に当たっては、管内の事業者について、その事業所毎に次の基準により行うこと。  
 ア 法による介護扶助のための居宅介護等若しくは居宅介護支援計画等の作成、福祉用具若しくは介護予防福祉用具の給付又は施設介護を担当する法第49条の2第2項第2号から第9号までのいずれにも該当せず、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項、第

り返還させること。  
 ウ 居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額の管理は、介護保険の例により行うものであるが、転居した場合又は介護の必要の程度が著しく高くなった場合を除いて、改めて給付は行われないなどにより、福祉事務所において給付実績を記録、管理し、限度額を超えないよう留意する必要があることから、給付実績の記録方法等につき配慮されたいこと。

5 移送  
 移送費の支給は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、その費用は最小限度の実費とすること。なお、エについては、なるべく現物給付の方法で行うこと。

ア 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の利用に伴う交通費又は送迎費（要保護者の居宅が当該事業所の通常の事業の実施地域以外である事業者により行われる場合であって、隣に適當な事業者がない等真にやむを得ないと認められる場合に限る。）

イ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用に伴う送迎費  
 ウ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導のための交通費  
 エ 介護施設へ入所、退所に伴う移送のための交通費

第6 介護扶助指定介護機関  
 1 指定介護機関の指定の際の留意事項  
 (1) 都道府県知事は、法第54条の2第1項の規定による指定介護機関の指定に当たっては、管内の事業者について、その事業所毎に次の基準により行うこと。  
 ア 法による介護扶助のための居宅介護等若しくは居宅介護支援計画等の作成、福祉用具若しくは介護予防福祉用具の給付又は施設介護を担当する法第49条の2第2項第2号から第9号までのいずれにも該当せず、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項、第

4 6 条第 1 項、第 5 3 条第 1 項本文、第 5 4 条の 2 第 1 項本文若しくは第 5 8 条第 1 項の規定による指定又は同法第 9 4 条第 1 項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有している

イ 指定介護機関介護担当規程及び「生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 2 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」(平成 1 2 年 4 月厚生省告示第 2 1 4 号。以下「介護方針告示」という。))に従って、適切に介護サービスを提供できると認められることを条件として指定を行うものであること。

ウ 法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する法第 4 9 条の 2 第 3 項の規定に該当する介護機関については、指定しないことができるものであること。

(2) 法別表第 2 の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、当該介護機関は、法第 5 4 条の 2 第 1 項の指定を受けたものとみなされるものであること。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、あらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りでないこと。

2 選定サービスの取扱

指定介護機関は、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号)第 4 8 条第 3 項第 2 号に規定する特別な浴槽水等の提供その他の介護サービスの提供において利用者の選定により提供される特別なサービス(以下「選定サービス」という。))については、介護方針告示に掲げるものを除くほか、被保護者の選択に基づき提供し、当該選定サービスに係る費用を被保護者から徴収することができるものであること。

なお、被保護者がこれらの選定サービスの提供を受ける場合には、保護の実施機関は、第 5 の 5 により移送費を支給する場合を除くほか、当該選定サービスに係る費用について生活扶助若しくは介護扶助の加算を行い又は収入認定除外を行ってはならないこと。

3 その他

(1) 要保護者のサービス事業者の選択権を尊重しつつ、介護扶助を適切に実施するためには、生活保護に理解を有する指定介護機関を十分確保することが重要であるため、介護保険担当部局と十分に連携の上、法による指定を受けていない介護機関に対して説明会を開催したり、指定申請書を送付し申請を要請するなど、制度の周知及びその確保に努められたいこと。

特にケアマネジメントを行う居宅介護支援事業者等については、居宅介護等に係る介護扶助を実施する際のその役割の重要性にかんがみ、十分な数の指定事業者確保に努めること。

また、介護保険法による指定又は開設許可があつたことにより指定介護機関の指定を受けたものとみなされた介護機関に対しては、指定介護機関介護担当規程及び介護方針告示に従って、適切に介護サービスを提供するよう十分に周知すること。

4 6 条第 1 項、第 5 3 条第 1 項本文、第 5 4 条の 2 第 1 項本文若しくは第 5 8 条第 1 項の規定による指定又は同法第 9 4 条第 1 項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有している

イ 指定介護機関介護担当規程及び「生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 2 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」(平成 1 2 年 4 月厚生省告示第 2 1 4 号。以下「介護方針告示」という。))に従って、適切に介護サービスを提供できると認められることを条件として指定を行うものであること。

ウ 法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する法第 4 9 条の 2 第 3 項の規定に該当する介護機関については、指定しないことができるものであること。

(2) 法別表第 2 の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、当該介護機関は、法第 5 4 条の 2 第 1 項の指定を受けたものとみなされるものであること。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、あらかじめ、別段の申出をしたときはこの限りでないこと。

2 選定サービスの取扱

指定介護機関は、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号)第 4 8 条第 3 項第 2 号に規定する特別な浴槽水等の提供その他の介護サービスの提供において利用者の選定により提供される特別なサービス(以下「選定サービス」という。))については、介護方針告示に掲げるものを除くほか、被保護者の選択に基づき提供し、当該選定サービスに係る費用を被保護者から徴収することができるものであること。

なお、被保護者がこれらの選定サービスの提供を受ける場合には、保護の実施機関は、第 5 の 5 により移送費を支給する場合を除くほか、当該選定サービスに係る費用について生活扶助若しくは介護扶助の加算を行い又は収入認定除外を行ってはならないこと。

3 その他

(1) 要保護者のサービスの事業者の選択権を尊重しつつ、介護扶助を適切に実施するためには、生活保護に理解を有する指定介護機関を十分確保することが重要であるため、介護保険担当部局と十分に連携の上、法による指定を受けていない介護機関に対して説明会を開催したり、指定申請書を送付し申請を要請するなど、制度の周知及びその確保に努められたいこと。

特にケアマネジメントを行う居宅介護支援事業者等については、居宅介護等に係る介護扶助を実施する際のその役割の重要性にかんがみ、十分な数の指定事業者確保に努めること。

また、介護保険法による指定又は開設許可があつたことにより指定介護機関の指定を受けたものとみなされた介護機関に対しては、指定介護機関介護担当規程及び介護方針告示に従って、適切に介護サービスを提供するよう十分に周知すること。



(2) 介護保険法による指定又は開設許可があった介護機関については、別段の申出がない限り、指定介護機関の指定を受けたものとみなされることから、介護保険部局と連携し、介護保険法による指定又は開設許可の状況が都道府県（指定都市及び中核市を含む。）の生活保護担当部局に情報提供されるよう体制を整備するとともに、指定介護機関名簿の更新を行うこと。

(3) 都道府県知事が、本法による指定介護機関の指定を行ったとき（法第54条の2第2項により指定を受けたものとみなされる場合を含む。）は、当該都道府県の生活保護担当部局は、介護保険担当部局を通じ、その旨国保連へ通知すること（指定都市及び中核市の指定分を含む。）。

指定都市又は中核市にあっては、指定介護機関の指定が行われたときは、当該介護機関所在地を所管する都道府県の生活保護担当部局へその旨通知すること。

(4) 地域密着型サービス等を行う介護機関については、介護保険と異なり、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の指定のみを受けるものであること。

なお、被保護者に係る居宅介護等の委託の範囲については、第5の2・エによるものであるもので、事業者に対して介護扶助における指定とサービス提供との関係について、指定手続き等の際に十分に説明すること。

(5) 保険者からの委託、補助（助成）又は保険者による直接実施による介護予防・生活支援サービス事業者については、介護機関の指定は行わないこと。

第7 介護の報酬の審査及び支払

1 介護の報酬の審査及び支払

(1) 審査、支払機関

介護の報酬の審査機関は、国保連に設けられた介護給付費審査委員会（以下単に「審査委員会」という。）とし、支払機関は国保連とする。

(2) 委託契約

審査及び支払に関する事務の委託につき、都道府県知事及び市町村長は国保連理事長と別に定めるところにより契約を締結し、覚書を交換すること。

(3) 審査及び支払の事務処理

都道府県知事及び市町村長は、国保連から送付された介護給付費等請求額通知書及び介護給付費公費受給者別一覧表を、介護券を発行した福祉事務所に送付すること。

2 介護の報酬の決定

(1) 都道府県知事は、国保連における審査の終了した明細書等について検討し、介護の報酬の額を決定することができるものである。ただし、介護の報酬の額の適否について審査委員会の審査を経ることになっていないので、都道府県知事における介護の報酬の額の決定の際には、特に、被保護者の本人支払額との関係等介護扶助における特異な点につき審査を行ったうえで、介護の報酬の額を決定すれば良いこと。

(2) 都道府県知事は介護の報酬の額の決定に際して、減額査定を行った場合には査定内容を記録した審査録を作成すること。また、国保連の再審査に附された

(2) 介護保険法による指定又は開設許可があった介護機関については、別段の申出がない限り、指定介護機関の指定を受けたものとみなされることから、介護保険部局と連携し、介護保険法による指定又は開設許可の状況が都道府県（指定都市及び中核市を含む。）の生活保護担当部局に情報提供されるよう体制を整備するとともに、指定介護機関名簿の更新を行うこと。

(3) 都道府県知事が、本法による指定介護機関の指定を行ったとき（法第54条の2第2項により指定を受けたものとみなされる場合を含む。）は、当該都道府県の生活保護担当部局は、介護保険担当部局を通じ、その旨国保連へ通知すること（指定都市及び中核市の指定分を含む。）。

指定都市又は中核市にあっては、指定介護機関の指定が行われたときは、当該介護機関所在地を所管する都道府県の生活保護担当部局へその旨通知すること。

(4) 地域密着型サービス等を行う介護機関については、介護保険と異なり、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の指定のみを受けるものであること。

なお、被保護者に係る居宅介護等の委託の範囲については、第5の2・エによるものであるもので、事業者に対して介護扶助における指定とサービス提供との関係について、指定手続き等の際に十分に説明すること。

第7 介護の報酬の審査及び支払

1 介護の報酬の審査及び支払

(1) 審査、支払機関

介護の報酬の審査機関は、国保連に設けられた介護給付費審査委員会（以下単に「審査委員会」という。）とし、支払機関は国保連とする。

(2) 委託契約

審査及び支払に関する事務の委託につき、都道府県知事及び市町村長は国保連理事長と別に定めるところにより契約を締結し、覚書を交換すること。

(3) 審査及び支払の事務処理

都道府県知事及び市町村長は、国保連から送付された介護給付費等請求額通知書及び介護給付費公費受給者別一覧表を、介護券を発行した福祉事務所に送付すること。

2 介護の報酬の決定

(1) 都道府県知事は、国保連における審査の終了した明細書等について検討し、介護の報酬の額を決定することができるものである。ただし、介護の報酬の額の適否について審査委員会の審査を経ることになっていないので、都道府県知事における介護の報酬の額の決定の際には、特に、被保護者の本人支払額との関係等介護扶助における特異な点につき審査を行ったうえで、介護の報酬の額を決定すれば良いこと。

(2) 都道府県知事は介護の報酬の額の決定に際して、減額査定を行った場合には査定内容を記録した審査録を作成すること。また、国保連の再審査に附された

<p>ものについては、再審査の結果を確認すること。</p> <p>3 審査及び決定に関する注意事項 介護の報酬の額について過誤払いがあったときは、国保連に通知し、翌月以降において支払うべき介護の報酬の額からこれを控除するよう措置すること。この場合、当該返還額について都道府県知事の決定手続を行うこと。ただし、過誤払いがあった当該介護機関に翌月以降において控除すべき介護の報酬がない場合は、これを返還させるよう措置すること。</p> <p>第8 指導及び検査 1 指定介護機関に対する指導 (1) 目的 指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するた め、法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する 事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とすること。</p> <p>(2) 対象 指導は、すべての指定介護機関とすること。</p> <p>(3) 内容及び方法 指導の形態は、一般指導と個別指導の2種類とすること。</p> <p>ア 一般指導 一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項につ いて、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により 行うものとする。</p> <p>イ 個別指導 (ア) 個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定 介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サ ービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳 簿書類等を閲覧し、懇談指導を行うものとする。</p> <p>なお、個別指導を行った上、特に必要があると認められるときは、被保 護者についてその介護サービスの受給状況等を調査することができるも のとすること。</p> <p>(イ) 個別指導は原則として実地に行うものとする。ただし、新たに介護 扶助を行う指定介護機関のうち実地に指導を行うことを要さないものに ついては、複数の指定介護機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所 に集合させて行っても差し支えない。また、前年度の個別指導の結果を踏 まえ、実地に指導を行うことを要さない指定介護機関のうち引き続き指導 の必要があるものについては、書面の提出を受けた上で、指定介護機関の 管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行って差し支えな いこと。</p> <p>(4) 実施上の留意点 ア 指導の実施に際しては、極力、指定介護機関の業務に支障のない日時を選 び、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知するものとする</p>	<p>ものについては、再審査の結果を確認すること。</p> <p>3 審査及び決定に関する注意事項 介護の報酬の額について過誤払いがあったときは、国保連に通知し、翌月以降 において支払うべき介護の報酬の額からこれを控除するよう措置すること。この 場合、当該返還額について都道府県知事の決定手続を行うこと。ただし、過 誤払いがあった当該介護機関に翌月以降において控除すべき介護の報酬が ない場合は、これを返還させるよう措置すること。</p> <p>第8 指導及び検査 1 指定介護機関に対する指導 (1) 目的 指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するた め、法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する 事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とすること。</p> <p>(2) 対象 指導は、すべての指定介護機関とすること。</p> <p>(3) 内容及び方法 指導の形態は、一般指導と個別指導の2種類とすること。</p> <p>ア 一般指導 一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項につ いて、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により 行うものとする。</p> <p>イ 個別指導 (ア) 個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定 介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サ ービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳 簿書類等を閲覧し、懇談指導を行うものとする。</p> <p>なお、個別指導を行った上、特に必要があると認められるときは、被保 護者についてその介護サービスの受給状況等を調査することができるも のとすること。</p> <p>(イ) 個別指導は原則として実地に行うものとする。ただし、新たに介護 扶助を行う指定介護機関のうち実地に指導を行うことを要さないものに ついては、複数の指定介護機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所 に集合させて行っても差し支えない。また、前年度の個別指導の結果を踏 まえ、実地に指導を行うことを要さない指定介護機関のうち引き続き指導 の必要があるものについては、書面の提出を受けた上で、指定介護機関の 管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行って差し支えな いこと。</p> <p>(4) 実施上の留意点 ア 指導の実施に際しては、極力、指定介護機関の業務に支障のない日時を選 び、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知するものとする</p>	<p>ものについては、再審査の結果を確認すること。</p> <p>3 審査及び決定に関する注意事項 介護の報酬の額について過誤払いがあったときは、国保連に通知し、翌月以降 において支払うべき介護の報酬の額からこれを控除するよう措置すること。この 場合、当該返還額について都道府県知事の決定手続を行うこと。ただし、過 誤払いがあった当該介護機関に翌月以降において控除すべき介護の報酬が ない場合は、これを返還させるよう措置すること。</p> <p>第8 指導及び検査 1 指定介護機関に対する指導 (1) 目的 指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するた め、法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する 事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とすること。</p> <p>(2) 対象 指導は、すべての指定介護機関とすること。</p> <p>(3) 内容及び方法 指導の形態は、一般指導と個別指導の2種類とすること。</p> <p>ア 一般指導 一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項につ いて、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により 行うものとする。</p> <p>イ 個別指導 (ア) 個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定 介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サ ービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳 簿書類等を閲覧し、懇談指導を行うものとする。</p> <p>なお、個別指導を行った上、特に必要があると認められるときは、被保 護者についてその介護サービスの受給状況等を調査することができるも のとすること。</p> <p>(イ) 個別指導は原則として実地に行うものとする。ただし、新たに介護 扶助を行う指定介護機関のうち実地に指導を行うことを要さないものに ついては、複数の指定介護機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所 に集合させて行っても差し支えない。また、前年度の個別指導の結果を踏 まえ、実地に指導を行うことを要さない指定介護機関のうち引き続き指導 の必要があるものについては、書面の提出を受けた上で、指定介護機関の 管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行って差し支えな いこと。</p> <p>(4) 実施上の留意点 ア 指導の実施に際しては、極力、指定介護機関の業務に支障のない日時を選 び、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知するものとする</p>	<p>ものについては、再審査の結果を確認すること。</p> <p>3 審査及び決定に関する注意事項 介護の報酬の額について過誤払いがあったときは、国保連に通知し、翌月以降 において支払うべき介護の報酬の額からこれを控除するよう措置すること。この 場合、当該返還額について都道府県知事の決定手続を行うこと。ただし、過 誤払いがあった当該介護機関に翌月以降において控除すべき介護の報酬が ない場合は、これを返還させるよう措置すること。</p> <p>第8 指導及び検査 1 指定介護機関に対する指導 (1) 目的 指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するた め、法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する 事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とすること。</p> <p>(2) 対象 指導は、すべての指定介護機関とすること。</p> <p>(3) 内容及び方法 指導の形態は、一般指導と個別指導の2種類とすること。</p> <p>ア 一般指導 一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項につ いて、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により 行うものとする。</p> <p>イ 個別指導 (ア) 個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定 介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サ ービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳 簿書類等を閲覧し、懇談指導を行うものとする。</p> <p>なお、個別指導を行った上、特に必要があると認められるときは、被保 護者についてその介護サービスの受給状況等を調査することができるも のとすること。</p> <p>(イ) 個別指導は原則として実地に行うものとする。ただし、新たに介護 扶助を行う指定介護機関のうち実地に指導を行うことを要さないものに ついては、複数の指定介護機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所 に集合させて行っても差し支えない。また、前年度の個別指導の結果を踏 まえ、実地に指導を行うことを要さない指定介護機関のうち引き続き指導 の必要があるものについては、書面の提出を受けた上で、指定介護機関の 管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行って差し支えな いこと。</p> <p>(4) 実施上の留意点 ア 指導の実施に際しては、極力、指定介護機関の業務に支障のない日時を選 び、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知するものとする</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



こと。

なお、この場合関係団体との連絡調整を行い運営の円滑を期すること。  
イ 実施時期の決定に当たっては、極力、介護保険担当部局等の行う指導の計画等と調整を図ること。

## 2 指定介護機関に対する検査

### (1) 目的

指定介護機関に対する検査は、被保護者に係る介護サービスの内容及び介護報酬の請求の適否を調査して介護の方針を徹底させ、介護扶助の適正な実施を図ることを目的とすること。

### (2) 対象

検査は、個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関及び個別指導を受けることを拒否する指定介護機関とすること。ただし、上記以外の指定介護機関であって、介護サービスの内容及び介護報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足りる理由があつて直ちに検査を行う必要がある場合は、この限りでないこと。

### (3) 内容及び方法

検査は、被保護者に係る介護サービスの内容及び介護報酬の請求の適否について、介護給付費公費受給者別一覧表等と、介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実施を行うものとする。

なお、必要に応じ要介護者等についての調査を合わせて行うこととすること。  
(4) 実施上の留意点

ア 検査の実施に際しては、極力、指定介護機関の業務に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知するものとする。

なお、この場合関係団体との連絡調整を行い運営の円滑を期すること。

イ 実施時期の決定に当たっては介護保険担当部局等の行う監査の計画等の調整を図るものとする。

## 3 検査後の措置

### (1) 行政上の措置

行政上の措置は、介護サービスの内容及び報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消、指定の全部又は一部の効力停止、戒告、注意とする。

### (2) 聴聞等

検査の結果、当該指定介護機関が指定の取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分に該当すると認められる場合には、検査後、指定の取消等の処分予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならないこと。

### (3) 経済上の措置

ア 都道府県知事は、検査の結果、介護サービス及び介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、すみやかに国保連に連絡し、当該指定介護機関に支払う予定の介護報酬の額が

こと。

なお、この場合関係団体との連絡調整を行い運営の円滑を期すること。  
イ 実施時期の決定に当たっては、極力、介護保険担当部局等の行う指導の計画等と調整を図ること。

## 2 指定介護機関に対する検査

### (1) 目的

指定介護機関に対する検査は、被保護者に係る介護サービスの内容及び介護報酬の請求の適否を調査して介護の方針を徹底させ、介護扶助の適正な実施を図ることを目的とすること。

### (2) 対象

検査は、個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関及び個別指導を受けることを拒否する指定介護機関とすること。ただし、上記以外の指定介護機関であって、介護サービスの内容及び介護報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足りる理由があつて直ちに検査を行う必要がある場合は、この限りでないこと。

### (3) 内容及び方法

検査は、被保護者に係る介護サービスの内容及び介護報酬の請求の適否について、介護給付費公費受給者別一覧表等と、介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実施を行うものとする。

なお、必要に応じ要介護者等についての調査を合わせて行うこととすること。  
(4) 実施上の留意点

ア 検査の実施に際しては、極力、指定介護機関の業務に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知するものとする。

なお、この場合関係団体との連絡調整を行い運営の円滑を期すること。

イ 実施時期の決定に当たっては介護保険担当部局等の行う監査の計画等の調整を図るものとする。

## 3 検査後の措置

### (1) 行政上の措置

行政上の措置は、介護サービスの内容及び報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消、指定の全部又は一部の効力停止、戒告、注意とする。

### (2) 聴聞等

検査の結果、当該指定介護機関が指定の取消又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分に該当すると認められる場合には、検査後、指定の取消等の処分予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならないこと。

### (3) 経済上の措置

ア 都道府県知事は、検査の結果、介護サービス及び介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、すみやかに国保連に連絡し、当該指定介護機関に支払う予定の介護報酬の額が

らこれを控除させるよう措置すること。ただし、当該介護機関に翌月以降に  
おいて控除すべき介護の報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返  
還させるよう措置すること。

イ 不正又は不当な介護サービス及び介護の報酬の請求があったが、未だその  
介護の報酬の支払いが行われていないときは、都道府県知事は、すみやかに  
国保連に連絡し、当該指定介護機関に支払うべき介護の報酬の額からこれを  
控除させるよう措置すること。

ウ 指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若し  
くは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第78条第2  
項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も保護の実施機関  
に支払わせるよう措置すること。

#### (4) 行政上の措置の公表等

都道府県知事は、検査の結果、指定の取消を行ったときには、法第55条の  
3の規定に基づきすみやかにその旨を告示するとともに、その介護機関の事業  
活動区域を所管する保護の実施機関及び国保連に情報提供を行うこと。

#### 第9 施行期日

- 1 この通知は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年11月16日社援第2703号本職通知「平成11年度における  
介護扶助の施行準備事務の実施について」は廃止する。ただし、同通知に基づ  
いて調製された各様式等は、当分の間、これを取り繕って使用して差し支えな  
い。

#### 附則（第8次改正）

- 1 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号、以下「改正法」  
という。）附則第18条第1項の規定により介護予防に係る介護扶助を行わない保  
護の実施機関においては、その期間における要支援者に対する介護扶助は要介護者  
とみなして行うものであること。
- 2 改正法附則第20条により要介護者とみなされた者については、介護保険の被保  
険者となった場合を除き、平成20年3月31日までの間、介護扶助の居宅介護等  
の対象者となるが、介護扶助による介護サービスは、生活保護法の原則どおり「最  
低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえない」もの  
である必要があるため、居宅介護支援事業者等に対して居宅介護支援計画等の作成  
において留意することを十分に周知するとともに、福祉事務所において介護サービ  
スの必要性を十分に審査したうえ、介護扶助の決定を行うこと。
- 3 改正前の本通知に基づいて調製された各様式等は、当分の間、これを取り繕って  
使用して差し支えない。

（様式第1号）（略）

（様式第2号）（略）

（様式第3号）

（様式第4号の1）（略）

らこれを控除させるよう措置すること。ただし、当該介護機関に翌月以降に  
おいて控除すべき介護の報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返  
還させるよう措置すること。

イ 不正又は不当な介護サービス及び介護の報酬の請求があったが、未だその  
介護の報酬の支払いが行われていないときは、都道府県知事は、すみやかに  
国保連に連絡し、当該指定介護機関に支払うべき介護の報酬の額からこれを  
控除させるよう措置すること。

ウ 指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若し  
くは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第78条第2  
項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も保護の実施機関  
に支払わせるよう措置すること。

#### (4) 行政上の措置の公表等

都道府県知事は、検査の結果、指定の取消を行ったときには、法第55条の  
3の規定に基づきすみやかにその旨を告示するとともに、その介護機関の事業  
活動区域を所管する保護の実施機関及び国保連に情報提供を行うこと。

#### 第9 施行期日

- 1 この通知は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年11月16日社援第2703号本職通知「平成11年度における  
介護扶助の施行準備事務の実施について」は廃止する。ただし、同通知に基づ  
いて調製された各様式等は、当分の間、これを取り繕って使用して差し支えな  
い。

#### 附則（第8次改正）

- 1 介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号、以下「改正法」  
という。）附則第18条第1項の規定により介護予防に係る介護扶助を行わない保  
護の実施機関においては、その期間における要支援者に対する介護扶助は要介護者  
とみなして行うものであること。
- 2 改正法附則第20条により要介護者とみなされた者については、介護保険の被保  
険者となった場合を除き、平成20年3月31日までの間、介護扶助の居宅介護等  
の対象者となるが、介護扶助による介護サービスは、生活保護法の原則どおり「最  
低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえない」もの  
である必要があるため、居宅介護支援事業者等に対して居宅介護支援計画等の作成  
において留意することを十分に周知するとともに、福祉事務所において介護サービ  
スの必要性を十分に審査したうえ、介護扶助の決定を行うこと。
- 3 改正前の本通知に基づいて調製された各様式等は、当分の間、これを取り繕って  
使用して差し支えない。

（様式第1号）（略）

（様式第2号）（略）

（様式第3号）

（様式第4号の1）（略）





様式第3号

生活保護法介護券（ 年 月分）

公費負担者番号	有効期間	日から	日まで
受給者番号	単独・併用別	単 独 ・ 併 用	
保険者番号	被保険者番号		
(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	
	1.明・2.大・3.昭 年 月 日生	1.男 2.女	
要介護状態等区分	事業対象者・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5		
認定有効期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	
居 住 地			
指定居宅介護支援事業者・ 指定介護予防支援事業者・ 地域包括支援センター名	事業所番号		
指定介護機関名	事業所番号		
居 宅 介 護 介 護 予 防 介護予防・日常生活支援	<input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問入浴介護 <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハ <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハ <input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所療養介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 <input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護	居 宅 介 護 介 護 予 防	<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護
		施 設 介 護	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設 <input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設
		居宅介護支援 介護予防支援 <small>介護予防・日常生活支援</small>	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 介護予防支援
		本人支払額	円
地区担当員名	取扱担当者名		
	福祉事務所長 印		
備 考	介 護 保 険	あ り な し	
	そ の 他		

備考 この用紙は、A列4番白色紙黒色刷りとすること。



**8 . 生活保護法の医療扶助における後発医薬品  
に関する取扱いについて**

**(平成 25 年 5 月 16 日社援保発 0516 第 1  
号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)**

**【改正案】**





改正後

改正前

<p>1 後発医薬品の使用促進について</p> <p>(1) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及は、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資すること等から、厚生労働省では、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月)を策定し、総合的な取組を行っている。また、平成25年4月5日には、使用促進策に係る課題を明らかにするとともに、新たな目標を設定して、今後、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取組む施策として「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品のさらなる使用促進に取り組んでいる。</p> <p>さらに、平成26年4月の診療報酬改定においては、引き続き後発医薬品の使用促進のための環境整備を行っているところである。</p> <p>(2) 行政や各医療保険者など国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、これまで、生活保護における後発医薬品の使用割合は医療保険と比較して低率にとどまっていたが、平成25年5月に開始した処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であった後発医薬品への変更を不可としない場合には、後発医薬品の数量シェアは、61.0%(平成26年医療扶助実態調査・平成26年6月審査分)となり、医療全体の後発医薬品の数量シェア54.5%(最近の調剤医療費(電算処理分)の動向・平成26年5月診療分)に対し6.5%上回る状況まで進んでいる。</p> <p>しかし、一方で地方自治体別の状況に着目すると、後発医薬品の数量シェアについて地域差が見られ、低率にとどまっている地方自治体については、後発医薬品の使用促進について更に取組を進める必要がある。</p>	<p>記</p>
<p>2 院外処方に関する後発医薬品に関する取組</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>ア 後発医薬品は、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であると認められた医薬品であり、国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる。</p> <p>イ 上記1(1)及び(2)並びに上記ア等を総合的に勘案し、生活保護制度においては、処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であった後発医薬品への変更を不可としない場合には、後発医薬品を原則として使用するこ</p>	<p>記</p>

<p>1 後発医薬品の使用促進について</p> <p>(1) 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及は、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資すること等から、厚生労働省では、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月)を策定し、総合的な取組を行っている。また、平成24年4月の診療報酬改定においては、引き続き後発医薬品の使用促進のための環境整備を行っているところである。</p> <p>さらに、本年4月5日には、現在の使用促進策に係る課題を明らかにするとともに、新たな目標を設定して、今後、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取組む施策として「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品のさらなる使用促進することとしている。</p> <p>(2) 行政や各医療保険者など国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、生活保護における後発医薬品の使用割合は、医療保険の後発医薬品の金額シェア8.5%(平成23年社会医療診療行為別調査・平成23年6月審査分)に対し、生活保護分は7.5%(平成23年医療扶助実態調査・平成23年6月審査分)にとどまっている。このため、今後、生活保護の医療扶助においても、国全体で後発医薬品の普及に取り組む一環として下記2に掲げる取組を行うことにより、生活保護受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品のさらなる使用促進を図ることとしたものである。</p>	<p>記</p>
<p>2 後発医薬品に関する取組</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>ア 後発医薬品は、先発医薬品と品質、有効性及び安全性が同等であると認められた医薬品であり、国全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる。</p> <p>イ 上記1(1)及び(2)並びに上記ア等を総合的に勘案し、生活保護制度においては、処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であった後発医薬品への変更を不可としない場合には、後発医薬品を原則として使用するこ</p>	<p>記</p>

ととする。

ウ 処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない場合にもかかわらず、先発医薬品の使用を希望する者に対しては、薬局において、先発医薬品を希望する事情等を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤し、その先発医薬品を希望する事情等を福祉事務所に伝達するものとする。

エ 福祉事務所は、上記ウの先発医薬品を希望する事情等を勸業し、明らかにその理由に妥当性がないと判断される場合には、福祉事務所が行う服薬指導を含む健康管理指導の対象にする。

(2) 生活保護受給者に対する周知

福祉事務所は、生活保護受給者に対して、別添1の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、上記(1)アないしエについて周知徹底を図ること。

(3) 指定医療機関に対する取組

生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)の指定を受けている病院、診療所(以下「指定医療機関」という。)に対して、本取扱について理解を求めること。

(4) 指定薬局に対する取組

生活保護法の指定を受けている薬局(以下「指定薬局」という。)に対して、別添2の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、本取組及び以下の事項について理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。

ア 指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤することとする。

生活保護受給者が先発医薬品を希望する場合には、本取組内容について理解を促すものとするが、引き続き希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤する。この場合に、指定薬局はその事情等を確認するとともに、別添3の様式を参考にこれを記録すること。

イ 指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、薬剤師の専門的な知見やその時点の在庫の都合等により、先発医薬品を調剤することはありません。なお、指定薬局の在庫の都合によりやむを得ず先発医薬品を一旦調剤した場合は、以後は、後発医薬品を調剤できるような体制整備に努めるものとする。

こうした場合においても別添3の様式を参考に先発医薬品を調剤した事情等を記録すること。

ウ 指定薬局は、上記アまたはイで記録した先発医薬品を調剤した事情等について

ととする。

ウ 処方医が一般名処方を行っている場合または銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない場合にもかかわらず、先発医薬品の使用を希望する者に対しては、薬局において、先発医薬品を希望する事情等を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤し、その先発医薬品を希望する事情等を福祉事務所に伝達するものとする。

エ 福祉事務所は、上記ウの先発医薬品を希望する事情等を勸業し、明らかにその理由に妥当性がないと判断される場合には、福祉事務所が行う服薬指導を含む健康管理指導の対象にする。

(2) 生活保護受給者に対する周知

福祉事務所は、生活保護受給者に対して、別添1の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、上記(1)アないしエについて周知徹底を図ること。

(3) 指定医療機関に対する取組

生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)の指定を受けている病院、診療所(以下「指定医療機関」という。)に対して、本取扱について理解を求めること。

(4) 指定薬局に対する取組

生活保護法の指定を受けている薬局(以下「指定薬局」という。)に対して、別添2の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、本取組及び以下の事項について理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。

ア 指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、原則として後発医薬品を調剤することとする。

生活保護受給者が先発医薬品を希望する場合には、本取組内容について理解を促すものとするが、引き続き希望する者については、一旦は先発医薬品を調剤する。この場合に、指定薬局はその事情等を確認するとともに、別添3の様式を参考にこれを記録すること。

イ 指定薬局は、一般名処方による処方せんまたは銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としない処方せんを持参した生活保護受給者に対して、薬剤師の専門的な知見やその時点の在庫の都合等により、先発医薬品を調剤することはありません。なお、指定薬局の在庫の都合によりやむを得ず先発医薬品を一旦調剤した場合は、以後は、後発医薬品を調剤できるような体制整備に努めるものとする。

こうした場合においても別添3の様式を参考に先発医薬品を調剤した事情等を記録すること。

ウ 指定薬局は、上記アまたはイで記録した先発医薬品を調剤した事情等について

て、定期的に福祉事務所へ送付すること。なお、平成26年度診療報酬改定により、一般処方が行われた医薬品について後発医薬品を調剤しなかった場合は、その理由について、「患者の意向」、「保険薬局の備蓄」、「後発医薬品なし」又は「その他」から最も当てはまる理由を調剤報酬細書の摘要欄に記載することとされていることから、福祉事務所においてこれを確認し、先発医薬品を調剤した事情等について把握することは差し支えないこと。また、この場合、指定薬局による別添3の福祉事務所への送付は必要ないこと。

(5) 後発医薬品を使用していない者への対応

上記(4)ウにより、指定薬局から送付された先発医薬品を調剤した理由の記録等について、明らかに先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断される場合には、福祉事務所は、当該生活保護受給者を服薬指導を含む健康管理指導の対象とする。

また、それ以外の場合であっても、直接、当該生活保護受給者へ面会する等により、後発医薬品の使用について理解を促すこと。その結果、先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断される場合には、服薬指導を含む健康管理指導の対象とする。

(6) 後発医薬品使用促進計画の策定

後発医薬品の使用割合が一定以下である都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）においては、取組を計画的に進めるため、別添4の様式例を参考として、後発医薬品の使用促進が低調である原因の分析や、対応方針の検討を行い、後発医薬品使用促進計画の策定を行うこと。

ア 原因分析については、2の(4)のウに定める先発医薬品を調剤した事情を活用する等、実態把握を行った上で対応すること。

イ 対応方針については、都道府県の本庁（以下「都道府県本庁」という。）において、管内自治体（指定都市及び中核市を除く。）の策定した後発医薬品使用促進計画を確認し、必要に応じて助言を行うこと。

ウ 後発医薬品使用促進計画については、定期的に取組の結果を確認し、適直計画の見直しを行うこと。

エ 後発医薬品の使用促進について、都道府県等の取組状況を踏まえ、一定の基準を満たす都道府県等に対しては、医療扶助適正化等事業の補助に際し取組の評価を行うものであること。

オ 後発医薬品使用促進計画の策定を行うものとする後発医薬品の使用割合の水準、自治体ごとの使用割合及びエに定める評価の基準については、別に定めるとともに、自治体における後発医薬品の使用促進に係る取組事例について情報提供を行うので、参考とされたい。

3 院内処方に関する後発医薬品に関する取組

て、定期的に福祉事務所へ送付すること。

(5) 後発医薬品を使用していない者への対応

上記(4)ウにより、指定薬局から送付された先発医薬品を調剤した理由の記録等について、明らかに先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断される場合には、福祉事務所は、当該生活保護受給者を服薬指導を含む健康管理指導の対象とする。

また、それ以外の場合であっても、直接、当該生活保護受給者へ面会する等により、後発医薬品の使用について理解を促すこと。その結果、先発医薬品を希望する理由に妥当性がないと判断される場合には、服薬指導を含む健康管理指導の対象とする。



(1) 院内処方（医科入院・入院外）における後発医薬品の使用促進の状況

平成25年6月診療分においては、院外処方における後発医薬品の数量シェアは47.8%に対し、院内処方は49.2%と、若干上回っている状況であったが、平成26年6月診療分においては、院外処方が61.0%に達する一方、院内処方については、51.6%にとどまっております。9.4%の差が生じているところである。

(2) 院内処方を行う指定医療機関に対する取組

都道府県、指定都市及び中核市の本庁（以下「都道府県等本庁」という。）は、院内処方を行う指定医療機関に対し、当該指定医療機関の後発医薬品の使用状況、全国における後発医薬品の使用状況等について、別添5の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、以下の事項について理解・協力を求めること。  
ア 生活保護法の改正により、平成26年1月から、医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができるものと認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことにより医療の給付を行うよう努めるものとされているが、これは院外処方に限らず、院内処方についても同様であること。

（参考）生活保護法抜粋

第34条第3項 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

イ 生活保護受給者は、医師又は歯科医師から後発医薬品の使用を促された場合には、原則として後発医薬品を使用すること。

(3) 指定医療機関に対する要請

原則として、院内処方における後発医薬品の数量シェアが別に定める割合に満たない指定医療機関を説明の対象とするが、説明の方法については、例えば、一定割合以上の指定医療機関に対しては、講習会、広報、文書等の一般指導等において説明を行い、特に低率の指定医療機関について個別に訪問の上で説明を行う、規模の大きい医療機関から説明を行うなど、後発医薬品の使用促進の要請について、数量シェア等に応じた計画を立て、順次実施すること。

実施に当たっては、効率的な要請を行うため、計画について予め地域の職能団体に協議することが望ましい。

なお、院内処方を行う指定医療機関ごとの後発医薬品の数量シェアについては、別に連絡する。

(4) 職能団体に対する説明

都道府県等本庁は、本取組について、地域の職能団体に対し、説明を行い、協力を依頼すること。また、その際、要請の計画について予め協議することが望ましい。なお、管内自治体（指定都市及び中核市を除く。）については、必要に応じて都道府県等本庁と連携すること。

(5) 都道府県協議会の活用

国全体での後発医薬品の使用促進においては、各都道府県で後発医薬品安心使用促進協議会（以下「都道府県協議会」という。）が設置されており、(3)、(4)に定める説明について、都道府県協議会の場の活用が可能であること。

(6) 生活保護受給者に対する周知

生活保護受給者は、医師又は歯科医師から後発医薬品の使用を促された場合には、原則として後発医薬品を使用することとするので、福祉事務所は生活保護受給者に対し、別添1の文書例を参考にして作成したリーフレットを用いる等により、周知徹底を図ること。

(7) その他

指定医療機関へ個別に説明する場合には、当該指定医療機関における後発医薬品の使用に関する考え方を聴取するなど、低率となつている要因を十分に確認した上で、理解・協力を求めること。

4. 留意事項

(1) 後発医薬品の使用促進への取組は、国全体で後発医薬品の普及に取り組み一環として実施するものであること。

このため、生活保護受給者に対する周知は、現に医療扶助が適用されているか否かにかかわらず広く行うこと。

また、周知にあたっては、リーフレット等を送付するだけでなく、家庭訪問の際にあらためて説明するなどにより、本取組の周知徹底を図ること。

(2) 指定医療機関及び指定薬局への説明は、リーフレット等を送付するだけでなく、訪問し説明するなどにより、本取扱の趣旨等について懇切丁寧な説明を行い理解を頂くよう努めること。

(3) 平成27年度予算では、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正実施に係る取組を推進するため医療扶助相談・指導員を引き続き配置できるようにしているところであり、また、平成25年度より、地方交付税において、福祉事務所における健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるようにしていること。

(4) 本取組は、生活保護受給者の後発医薬品の使用を原則とするものではあるが、

3. 留意事項

(1) 後発医薬品の使用促進への取組は、国全体で後発医薬品の普及に取り組み一環として実施するものであること。

このため、生活保護受給者に対する周知は、現に医療扶助が適用されているか否かにかかわらず広く行うこと。

また、周知にあたっては、リーフレット等を送付するだけでなく、家庭訪問の際にあらためて説明するなどにより、本取組の周知徹底を図ること。

(2) 指定医療機関及び指定薬局への説明は、リーフレット等を送付するだけでなく、訪問し説明するなどにより、本取扱の趣旨等について懇切丁寧な説明を行い理解を頂くよう努めること。

(3) 平成25年度予算では、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正実施に係る取組を推進するため医療扶助相談・指導員を引き続き配置できるようにしているところであり、また、地方交付税において、福祉事務所における健康面に関して専門的に対応できる体制を強化できるようにしていること。

(4) 本取組は、生活保護受給者の後発医薬品の使用を原則とするものではあるが、

当該受給者が医学的知見に基づき医薬品の使用が必要と判断されていることを鑑み、この原則に反していることを理由として保護の変更、停止または廃止を行い得るものと解釈してはならないこと。

(5) 本取組は、処方医が後発医薬品への変更を不可としている場合は、対象外としているものであること。

(別添1 様式例)

(別添2 様式例)

(別添3 様式例) (略)

(別添4 様式例)

(別添5 様式例)

当該受給者が医学的知見に基づき医薬品の使用が必要と判断されていることを鑑み、この原則に反していることを理由として保護の変更、停止または廃止を行い得るものと解釈してはならないこと。

(5) 本取組は、処方医が後発医薬品への変更を不可としている場合は、対象外としているものであること。

(別添1 様式例)

(別添2 様式例)

(別添3 様式例) (略)

## 後発医薬品についての Q&A

### Q. どんなお薬なの？

A. 後発医薬品は、ジェネリック医薬品とも呼ばれ、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬のことです。

### Q. 効き目や安全性は大丈夫なの？

A. 先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものであるため、安心して使うことができます。

### Q. みんな使っているの？

A. 先発医薬品よりも低価格なので、医療の質を落とすことなく、医療費の削減につなげることができます。欧米では幅広く使われていて、日本でも行政や医療保険など、国全体で普及促進に取り組んでいます。

### Q. 生活保護では使われているの？

A. 医師が専門的な判断に基づいて、後発医薬品の使用を認めている場合は、生活保護を受けている方に後発医薬品を使用していただいています。国全体でも後発医薬品の普及促進に取り組んでいます。生活保護を受けている方は、調剤のうち6割以上が後発医薬品となっています。

## 後発医薬品について、

わからないことや

不安なことがあるときは、  
福祉事務所や医師または  
薬剤師に相談しましょう。

【福祉事務所の連絡先】

▼以下の団体でも後発医薬品に関する一般的なご質問にお答えします。

- 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構  
finda くすり相談 TEL 03-3506-9457
- 公益社団法人 日本薬剤師会 (火・金のみ)  
消費者くすり相談窓口 TEL 03-3353-2251
- 日本ジェネリック製薬協会  
TEL 03-3279-1890
- 一般社団法人 日本ジェネリック医薬品学会  
TEL 03-3438-1073

生活保護を受けている方への処方については、国の検討会で、「生活保護受給者が先発医薬品を使用する場合には、最低限度の生活の保障という観点から、後発医薬品との差額を自己負担とするべきである」などの意見が出ています。現在、生活保護受給者が後発医薬品との差額を自己負担するというような制度改正は予定されておりませんが、ご理解の上、後発医薬品の使用をお願いします。

生活保護を受給している皆さまへ

後発医薬品の使用をお願いします

厚生労働省



後発医薬品（ジェネリック医薬品）を受給している皆さまに生活保護を受給している皆さまに（ジェネリック医薬品）を使用してくださいをお願いしています。

医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、原則として、後発医薬品を使用させていただきます。

薬局は、後発医薬品の使用に同意していただけない場合に、その理由をお話し、後日、福祉事務所に連絡することがあります。

福祉事務所は、後発医薬品を使用していただくように、詳しくお話しをさせていただきますことがあります。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の品質や効き目、安全性は、これまでのお薬と同等です。

国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。

後発医薬品の普及に取り組む一環として、生活保護を受けている方に、医師が後発医薬品への変更を可能としている（一般名処方を含む）場合や、医師から後発医薬品の使用を勧められた場合は、原則として、後発医薬品を使用させていただきます。

薬局で、後発医薬品の使用について説明を受けたときは、積極的に後発医薬品を使用してください。

後発医薬品の使用に同意していただけない場合は、後発医薬品以外の医薬品が調剤されますが、薬局はその理由を確認し、後日、福祉事務所へ連絡する場合があります。

後発医薬品を使用できない特別の理由がある方は、福祉事務所や医師、または薬剤師にご相談ください。

福祉事務所は、後発医薬品を使用していない方へ、個別に理解を求めて、その使用を促していく場合があります。

後発医薬品は、品質や効き目、安全性はこれまでのお薬と同等ですので、医師が後発医薬品の使用を認めている場合は、積極的に使用してください。

後発医薬品の普及促進にご理解・ご協力をお願いします。

※ 医師が後発医薬品への変更を認めていない場合は対象外です。

生活保護における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の取扱いについて  
ご協力をお願い

- 国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいる中、生活保護においては、平成25年度より、医師が後発医薬品への変更を不可としていない(一般名処方を含む)場合には、後発医薬品を原則として使用して頂くことにしました。

## 【生活保護を受けている方へのご対応】

- 生活保護を受けている方が、調剤を受けに来ましたら、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として後発医薬品を調剤されるようお願いします。
- ※ ご説明する際には、別添のリーフレット(生活保護受給者に配布済)を活用ください。
- また、本人が先発医薬品を希望する場合は、取組内容について理解を促して頂いた上で、それでも引き続き先発医薬品を希望する際には、その希望する理由を確認してから、先発医薬品を調剤されるようお願いします。

## 【先発医薬品を調剤した事情等の記録・福祉事務所への情報提供】

- 先発医薬品を希望する理由については、これを別紙様式に記録して頂くようお願いします。
- ※ 別紙様式は電子媒体(エクセル様式)も用意しています。ご希望の薬局は、お手数ですが下記照会先へ、ご連絡ください。
- 薬剤師の専門的な知見や薬局の在庫による都合(※)により、先発医薬品を調剤することはあり得るものと考えられますが、こうした場合についても、その事情等を別紙様式等に記録して頂くようお願いします。
- ※ 可能な限り後発医薬品を調剤できる体制整備に努められますようお願いします。
- 記録した先発医薬品を調剤した事情等については、定期的に、福祉事務所へ情報提供して頂くようお願いします。
- ※ 福祉事務所は、頂いた情報を基に、本人に対して必要に応じて後発医薬品の使用を促していきます。

## 生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、原則として使用して頂くことにしています。  
※ 処方医が後発医薬品への変更を不可としている場合は対象外。
- ③ 医師が後発医薬品の使用が可能であると判断している場合は、薬局は原則として後発医薬品を調剤することになっています。  
医師が後発医薬品の使用が可能であると判断しているにもかかわらず、本人が先発医薬品を希望し調剤を受けた場合には、薬局は、後日、その先発医薬品を希望した理由等を福祉事務所へ連絡することになっています。

【照会先】 ○○市△△部局課◇◇係 (○○-○○○○)

後発医薬品使用促進計画

策定年月日 × × 年 × 月 × 日

自治体名  
(福祉事務所名)

〇〇市  
(〇〇市福祉事務所)

後発医薬品の数量シェア  
(平成26年6月審査分)

国が定める目標値 (A)	75.0%	管内実績 (B)	55.4%	目標との差 (A-B)	19.6%
-----------------	-------	-------------	-------	----------------	-------

<現在の状況>

<対応方針>

服薬指導の実施

- 服薬指導が必要な者についてリストを作成。
- 薬剤師を嘱託雇用し、生活保護受給者に対し面接・指導を実施。  
(薬剤師の派遣について、地域薬剤師会と調整)
- ケースワーカーの訪問の際に原則服用について説明

関係機関への説明

- 当市の使用促進の実績について、関係機関へ説明。
- 生活保護制度における原則服用について説明し、協力を得る。

薬局における備蓄について

特段なし  
(備蓄については、医療全体の取組として取り組まれているため)

その他

昨年度から実施している差額通知については、引き続き実施するが、薬剤師による面接・指導や、ケースワーカーの訪問の際に活用することとする。

<備考>

1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関する集計)

	先発医薬品を調剤した事情	割合
1	・薬局の在庫のため	20.0%
2	・薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため	20.0%
3	・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由は無い(理由を言わない)	60.0%

2. 関係機関への説明の状況  
関係機関への説明は行っていない。(通知を送付したのみ)

<使用促進が進んでいない原因>

- 服薬指導を要するケースについて、指導効果が上がっていない。
- 関係機関への説明が不十分。
- また、一定割合であるが、薬局における備蓄の問題がある。



## 生活保護を受けている方に対する 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 取扱いについて、ご協力のお願い

平成27年4月1日から、生活保護を受けている方に対しては、院内処方で医師から後発医薬品の使用を促された場合には、原則として後発医薬品を使用していたくことになりました。

※院外処方では、処方医が後発医薬品への変更を可能としている場合、平成25年度から、原則として後発医薬品を使用いただいています。

### 生活保護を受けている方へのご対応

生活保護を受けている方に対する処方について、後発医薬品の処方が可能な場合には、以下に示した取組の内容をご説明の上、原則として後発医薬品を処方していただくようお願いします。

※ご説明の際には、別添のリーフレット（生活保護受給者に配布済）を活用ください。

#### <生活保護を受けている方への後発医薬品の取組>

- ① 後発医薬品は品質や効き目、安全性が、先発医薬品と同等であるとして、厚生労働大臣が製造販売の承認を行っています。
- ② 医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ③ 生活保護を受けている方で、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断した場合は、原則として使用していただきます。

※ 処方医が後発医薬品の使用を不可としている場合は対象外

#### <参考1> 生活保護法

第34条第3項 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第14条の4第1項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

#### <参考2> 後発医薬品の使用割合（生活保護）

（出典：平成26年医療扶助実態調査）

	平成25年	平成26年	伸び率
院外処方	47.8%	61.0%	+13.2%
院内処方	49.2%	51.6%	+2.4%

貴院における後発医薬品の使用割合： 00.0%





**9 . 生活保護受給者に対する健康管理支援の実  
施について**

**(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)【案】**



(案)

社援保発●●●●第●号

平成27年●月●●日

都道府県  
各指定都市 民生主管部(局)長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

( 公 印 省 略 )

生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について

生活保護受給者は様々な課題を抱えて保護受給に至っているが、制度の目的である自立助長を図る基礎としては、何より健康状態を良好に保つことが重要である。

生活保護制度における健康管理の取組については、昨年12月、「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」において、地方自治体の取組を強化するための具体的な方策がとりまとめられたところである。

今般、本とりまとめを踏まえ、別添により、医療機関、市町村保健部門、市町村国保部門、市町村高齢者福祉部門、市町村障害保健福祉部門等による多機関連携体制を構築し、生活保護受給者に対する生活習慣病の重症化予防等による健康管理支援を通じて、自立支援に取り組み、健康状態の維持・改善による医療扶助の適正化を図ることとしたので、管内福祉事務所及び関係機関に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知については、健康局がん対策・健康増進課と協議済みであることを申し添える。



生活保護受給者健康管理支援実施要領

1. 健康管理支援の実施方法等

(1) 基本的な考え方

健康管理支援を必要とする者は、既に糖尿病、高血圧、アルコール依存症等の疾病がある者だけでなく、喫煙等の生活習慣の改善を要すると考えられる者など多岐にわたるが、特に糖尿病は重症化した場合、糖尿病性腎症による人工透析治療や、糖尿病性網膜症による失明、糖尿病性壊疽による足の切断などにより、日常生活への支障が大きい。一方で、生活習慣病は、生活習慣を改善し、適切に健康管理を行うことで病状等が改善することが知られている。そのため、生活保護受給者に対する健康管理支援については、糖尿病を始めとする生活習慣病（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第18条第1項に規定する政令で定める生活習慣病をいう。以下同じ。）の重症化予防に取り組むこと。

(2) 実態把握の必要がある者の選定に係る情報の入手

福祉事務所は、既に医療機関において生活習慣病の治療を行っている者（高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者をいう。以下同じ。）について、福祉事務所が保有する診療報酬明細書により把握し、対象者の選定を行うこと。

また、対象者の選定に当たっては、次の情報も参考となる。

- ① 生活保護受給者が保護開始以前に加入していた国民健康保険等の医療保険者が実施した特定健診（高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項に定める特定健康診査をいう。以下同じ。）等の結果
- ② 市町村保健部門が実施した健康診査の結果
- ③ 健康状態に関する情報を把握するために実施した場合の検診（生活保護法（昭和25年法律第144号）第28条第1項に規定する検診をいう。以下同じ。）の結果
- ④ 訪問調査等により得られた生活状況に関する情報

なお、国民健康保険等における医療保険者が実施した特定健診の結果や、健康診査の結果については、生活保護法第29条第2項に基づき、福祉事務所が入手す

## (案)

ることが可能となっているところである。

### (3) 生活実態等の把握及び支援対象者の選定等

上記(2)により選定された生活習慣病により医療機関に受診中または、受診中断が疑われる者について、訪問調査の実施や、主治医への確認等により、生活実態、病状、通院状況、服薬等について実態把握を行うこと。

生活実態等の把握を行った後、嘱託医や保健医療分野専門職に協議する等により、支援対象者の選定や、当該ケースにおいて協働すべき専門的支援を行う関係機関について検討を行うこと。なお、福祉事務所に保健医療分野専門職の配置がない場合には、市町村保健部門に配置されている保健医療分野専門職から助言を得ることが望ましいこと。

また、各市町村内関係部門等が集まる協議の場を設けること等により、疾病や障害等の程度が重い場合や、疾病や障害等の事情を複数抱えている場合など、福祉事務所だけでは対応が困難な場合について、あらかじめ各市町村内関係部門等と協議し、協働すべきケースに関するチェックリストを作成し、これに該当するものについては、嘱託医や保健医療分野専門職へ協議することにより、連携が円滑に行われるので、参考とされたい。

#### チェックリストの例

- 内服やインスリン治療を行っている者で、受診中断している者
- 糖尿病や高血圧に罹患している妊婦
- 糖尿病の治療中である知的障害者、精神障害者

### (4) 支援の実施

支援の実施に当たっては、個々の支援ニーズや、当該自治体の支援体制等により、様々な方法が考えられるが、以下の例を参考として、関係機関と連携しつつ進めること。

#### ① 援助方針の策定

支援対象者の援助方針（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）の「第12 調査及び援助方針等」の「4 援助方針」に定める援助方針をいう。以下同じ。）について、健康管理における目標の設定等、健康管理支援に関する等の事項も含めて策定を行い、支援の状況に応じて見直しを行う。

#### ② 多機関連携体制の構築

(案)

支援対象者の抱える課題に応じて、2(1)の多機関連携による支援体制を構築する。

(例)

ア 健康診査及び保健指導等を実施する場合、市町村保健部門、医療機関等と連携した支援体制を構築する。

イ 高齢者に対する支援を実施する場合、市町村高齢者福祉部門、地域包括支援センター等と連携した支援体制を構築する。

ウ 障害者に対する支援を実施する場合、市町村障害保健福祉部門等と連携した支援体制を構築する。

③ 福祉事務所による受診動向の確認等

定期的な訪問調査や電話等による生活実態、病状、受診状況、服薬状況等について確認や、必要に応じた主治医への確認を行い、患者の自己判断により受診や服薬を中断している場合に、受診継続等について指示を行う。

なお、あらかじめ調整を行い、医師の指示に従わない等、不適切に受診が中断された場合に医療機関が福祉事務所に情報提供が行われるような仕組みを作り、連絡を受けた福祉事務所が、受診の促しを行うといった連携も考えられる。

④ 保健医療分野専門職による内服薬の確認等

地方自治体が配置している保健師、薬剤師等が、複数医療機関から内服薬の処方が行われている場合の確認や整理、主治医との調整、食事の確認等を行い、必要な助言を行う。

⑤ 健康手帳の活用

市町村保健部門が当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象として配布している健康手帳(健康増進法第9条に規定する健康手帳をいう。以下同じ。)により、関係機関間で検査データの推移や生活習慣の改善状況に関する情報を共有し、また、支援対象者の主体的な健康管理を促す。

(5) 取組に関する評価

健康管理支援の取組を効果的に行うため、1年に1回を目安として、事業効果の測定を定期的に行うこと。

なお、評価においては、以下の指標を標準とするが、その他、主観的健康度や生活満足度など、創意工夫によりその他の項目を指標に加えることを妨げるものではないこと。

① 糖尿病重症化者数

支援対象者のうち、当該年度において、糖尿病性腎症により人工透析治療

を開始した者の数

② 糖尿病治療継続者割合

支援対象者のうち、当該年度における、糖尿病に係る治療の継続者割合(治療の終了した者を除く。)

2. 健康管理支援の実施体制

(1) 多機関連携

福祉事務所は、福祉事務所、医療機関、市町村保健部門、市町村国保部門、市町村高齢者福祉部門、市町村障害保健福祉部門等により構成する連絡会議の設置等により、各機関の情報や課題を共有し、関係部局ごとの役割を明確化した連携体制を構築すること。

また、健康診査(健康増進法(平成14年法律第103号)及び同法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2第4号に規定する健康診査又はこれに相当するものをいう。以下同じ。)及び保健指導(同条第5号に規定する保健指導又はこれに相当するものをいう。以下同じ。)を実施する市町村保健部門とは特に密に連携するほか、健康管理支援の対象が65歳以上の者については地域包括支援センター、精神障害者については精神保健福祉センターと連携を行うこと。

なお、生活保護受給者以外の生活困窮者(生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第1項に規定する生活困窮者をいう。)として、自立相談支援事業による支援を受けていた者に対する健康管理支援においては、必要に応じて自立相談支援事業を実施する機関と連携を行うこと。

(2) 福祉事務所への保健医療分野専門職の配置

国においては、平成25年度より、福祉事務所の健康管理支援体制の強化のための交付税措置を行っているところであり、福祉事務所においては、引き続き保健師等の保健医療分野専門職の配置等、健康管理支援体制の強化に努めること。

(3) 社会資源の活用

健康管理支援を行うに当たり、地域における居場所の提供、訪問による安否確認、相談支援等の日常生活支援を行っている社会福祉法人やNPO法人等の社会資源の活用を検討すること。なお、その際、既にある社会資源を活用するだけでなく、地域社会とともに社会資源を作り、育てるといった視点に留意すること。



(4) 健康日本 21 との関係

健康日本 21 (第二次) (「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」(平成 24 年厚生労働省告示第 430 号)をいう。)に基づく国民の健康づくりについては、生活保護受給者も対象であることから、生活保護担当部局は、地方自治体における健康日本 21 (第二次) の庁内ワーキンググループ等に参画し、こうした取組が生活保護受給者にも行き届くよう留意すること。

3. その他

(1) 医療扶助適正化等事業による予算補助について

福祉事務所において生活保護受給者の健康管理支援に取り組むための経費については、医療扶助適正化等事業の対象となる。

(2) 自立支援プログラムの活用について

「平成 17 年度における自立支援プログラムの基本方針について」(平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331003 号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき自立支援プログラムを策定している自治体については、これを活用すること。

**10. 被保護者就労支援事業実施要領**  
**(厚生労働省社会・援護局長通知)【案】**



(別添●●)

## 被保護者就労支援事業実施要領

### 1 目的

生活保護法第55条の6の規定に基づき、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（被保護者就労支援事業）を実施し、被保護者の自立の促進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他、都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が行うべき事務を除き、本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

### 3 対象者

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。）であって、就労による自立に向け個別支援を行うことが効果的と思われる者のうち、本事業への参加を希望する者（以下「対象者」という。）

### 4 事業内容

実施主体は、本事業として次に掲げる支援を実施する。

#### (1) 就労支援

##### ア 相談、助言

対象者の就労支援に必要な相談に応じ、助言を行う。

##### イ 求職活動の支援

履歴書・職務経歴書の作成、面接の受け方等について対象者に助言を行う。

##### ウ 求職活動への同行

対象者がハローワーク等で求職活動を行う際や、企業面接を受ける際などに同行し、必要な支援を行う。

##### エ 連絡調整

対象者の就労支援について、ハローワークや生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）実施事業所等の関係機関と必要な連絡調整を行う。

##### オ 個別求人開拓

対象者の希望、能力、経験等を踏まえ、適切な求人を探すとともに、就労に結びつきやすい業種等に特化した個別の求人開拓を行う。



(案)

カ 定着支援

就労した対象者への職場定着等を図るため、本人の状況に応じた相談等のフォローアップを実施する。

キ その他

その他対象者の就労支援のために必要な業務を行う。

(2) 稼働能力判定会議等の開催

稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等に当たり、複数の専門的な知見を有する者で構成する稼働能力判定会議等を開催する。

(3) 就労支援連携体制の構築

地域における被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や関係機関の連携強化、個別求人開拓等を円滑に進めるため、ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人、特定非営利活動法人、関係団体、企業等が参画し協議する場を設定するなど就労支援の連携体制を構築し、以下について協議等を行う。

なお、連携体制については、複数の自治体による共同設置等の広域的な実施、民間団体への委託や既存の枠組みの活用など、地域の実情に応じて効果的な方法により実施するものとする。

ア 地域の雇用情勢、生活保護動向、社会資源等についての情報の共有

イ 地域の被保護者に対する就労支援の方向性を共有

ウ 中間的就労等、新たな就労の場の開拓を検討

エ 就労の場の掘り起こしについて協力要請等

5 配置職員

本事業の実施に当たっては、実施主体における被保護者の数その他地域の実情に応じて、就労支援を専任で行う職員（以下「就労支援員」という。）を配置するものとする。なお、被保護者の数その他の状況により、他の職種と兼務するなど、地域の実情に応じた対応を行うことも可能とする。

6 事業実施に当たっての留意事項

(1) 基本的事項

ア 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけて実施すること。

イ 本事業を委託する場合には、委託先との連携を図ること。ただし、本事業のうち、4（2）については委託することができないこと。

ウ 4（1）の支援を実施するに当たっては、支援を効果的・効率的に実施するため対象者ごとに目標や支援内容を設定すること。また、対象者の状況や取組の実施状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて支援内容や目標の見直し、新しい課題に対する支援の再検討をすること。

エ 評価を踏まえて、「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成25年3月29日付け雇児発0329第30号・社援発0329第77号厚生労働省雇用均等・児童家

(案)

庭・社会援護局長連名通知)に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業や就労意欲の喚起のための機会の提供等、他の自立支援プログラムへの参加が、より本人に適した支援であると判断した場合は、本人の同意を得て、当該プログラムへの参加を促すこと。

(2) 就労支援の評価及び検証

就労支援を効果的に実施するため、年度ごとに就労支援プログラムの実施状況や目標の達成状況を評価、検証し、的確に見直すこと。

(3) 個別求人開拓

個別求人開拓等の実施に当たって、地方自治体が職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する職業紹介(求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること)を行う場合は、事前に法第33条の4に規定する無料職業紹介の届出を行う必要があるほか、職業紹介の業務を外部委託する場合は、当該委託先が法に規定する職業紹介の許可等を受けた者であることが必要であるので留意すること。

(4) 定着支援

就労した対象者へのフォローアップについては、例えば、就労後に本人の状況に応じて定期的に就労に関する相談に応じるほか、就労した対象者が職場の悩み等を話せる対象者同士の交流の場などを提供する等の支援を検討すること。

なお、対象者が就労により被保護者でなくなった場合については、生活困窮者自立支援制度と十分な連携を図ること。

(5) 本事業の実施に当たっては、「被保護者就労支援事業の実施について」(平成27年○月○日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を参照すること。



**11. 被保護者就労支援事業の実施について**  
**(厚生労働省社会・援護局保護課長通知)【案】**





(案)

社援保発 第 号

平成〇〇年〇月〇日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

(公 印 省 略)

### 被保護者就労支援事業の実施について

今般、生活保護法の一部を改正する法律(平成25年法律第104号。以下「改正法」という。)の一部が本年4月1日から施行されることに伴い、被保護者の就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業(以下「被保護者就労支援事業」という。)が創設されることになった。

については、事業実施に当たって留意すべき事項等を下記のとおり定めることとしたので、了知の上、取扱いについて遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

### 記

#### 1 基本的事項

(1) 被保護者の自立については、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康管理を行うなど日常生活において自立した生活を送る「日常生活自立」、社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送る「社会生活自立」、就労により経済的に自立する「経済的自立」の3つの概念が含まれる。特に就労は、単に経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立にもつながるものであり、福祉事務所において就労に向けた支援に取り組むことが必要である。

被保護者の状態は、早期に就労による自立が見込まれる者から、現時点

では直ちに就労に結びつくことが難しい者まで多様であることから、就労支援に当たっては、被保護者自らの希望を尊重し支援を行っていくことが必要である。このため、支援を行うに当たっては、あらかじめ自立に向けた取組について、本人に説明し、同意を得て支援することが重要である。

- (2) また、生活保護を受給する高齢者世帯が増加していることから、高齢者になる手前の者に対して早期に支援し自立を促進していくことが重要となってきた。

しかしながら、被保護者は、職歴や学歴等において、求人と求職におけるミスマッチにより就労につながりにくいことに加え、特に、高齢者になる手前の40～50歳代の者については、年齢が阻害要因となり、就労に結びつきにくいという課題がある。

こうした雇用のミスマッチを解消していくためには、地域において行政機関や関係団体等が協働しながら就労体験の場を含め、本人の特性に合う就労の場を開拓していくことが有効である。

- (3) なお、本事業の対象者であって、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日付け社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「基本方針」という。)に基づく支援が効果的と思われる者については、自立活動確認書を作成し、保護開始直後から保護脱却に至るまで、切れ目なく集中的な支援を行うことになるので留意されたい。

## 2 就労支援について

### (1) 就労支援の流れ

#### ① アセスメント

アセスメントとは、対象者の課題を把握し、その背景や要因を分析し、課題に応じた適切な支援の方向を見定めることである。

アセスメントでは、就労意欲の確認、就労していくに当たっての悩みや阻害要因の聴取などにより、対象者の現状を把握し、その過程において、被保護者の自己理解(自分の性格、職業志向性、働くことの意義・価値観、職歴や職業希望を踏まえ、職業選択や将来のキャリア形成を考えること)や職業理解(職業、職務内容、賃金事情等労働市場全般の情報を知ること)を促進することが必要である。そのため、労働市場の現状及び職業情報の提供を行うとともに、被保護者の自己理解と職業理解を通じた包括的な職業選択及び将来のキャリア形成に向けて、キャリアコンサルティング等必要な支援を行うこと。また、アセスメントを通じて、本人の置かれている状況や取り巻く環境につ

いて理解を深め、信頼関係を築いていくこと。なお、アセスメントは、課題だけでなく、本人の強みにも着目しながら実施していくこと。

#### ア 現状の把握

稼働能力があっても、就労が実現していない被保護者については、これまでのケース記録や面談等を通じて、傷病、障害、年齢、学歴、職歴、世帯員の育児・介護の必要性等本人が置かれている状況や取り巻く環境等、自立を阻害する要因についての的確に現状を把握し、就労の実現に向けて支援することが重要である。

#### イ 自己理解への支援

被保護者の中には、自分の職業能力を適切に把握していないために就労に結びつかないこともあるため、自らを省みる機会を設けることが重要である。

また、「履歴書」や「職務経歴書」を書くことは、被保護者が自身の現状や将来の希望を自ら明確化する効果もあることにも留意し、的確な支援を行うこと。なお、本人の希望と就労可能な仕事との間に齟齬がある場合には、その所在を本人と共有し、その解決に向けた支援を行うこと。

#### ウ 職業理解への支援

就労支援は就労させることだけでなく、職場に定着し、継続して自立した生活を送れるようにすることも視野に入れ行うことが必要である。そのためには、本人同意の下、本人の能力や労働市場等取り巻く環境を理解させるためのキャリアコンサルティングや、本人の希望を尊重した支援を行うことが必要である。

なお、本人の希望を尊重した就労活動を行っても就労の目途が立たない場合には、職種や就労場所を広げるなどの助言をすること。

#### ② 個別シートの作成及び見直し

支援を行うに当たっては、あらかじめ自立に向けた取組について、本人に説明し、同意を得て支援することが重要である。

そのため、アセスメントの結果、生活課題、本人の希望する職業や働き方への課題、目標が設定できたら、対象者ごとに、本人の状態に応じた目標や支援内容を個別シートに記載すること等により明確にしておくこと。なお、個別シートの様式については、基本方針に基づく自立活動確認書を参考にすること。

また、基本方針に基づき支援する対象者であり、自立活動確認書が組織的に共有されている場合には、それをもって個別シートを作成したのものとして取り扱って差し支えない。



なお、支援開始後は、定期的に対象者との面談の機会を設けて、取組が計画どおりに行われているか、対象者がどのような状況にあるかなどを確認する機会をもつことが重要である。このため、あらかじめ、状況を確認する時期を決めておくとともに、その結果、必要に応じ、支援内容を見直すこと。

### ③ 求職活動の支援

#### ア 履歴書・職務経歴書の作成、面接の受け方指導

履歴書、職務経歴書の作成は、対象者のこれまでの経験を振り返る、就労に当たっての希望や意欲を再確認する、どういう能力があるかを再発見できる等、様々な効果がある。このため、履歴書等の作成指導を通じて、本人の経験や意欲を対象者と一緒に振り返り、必要な助言を行うとともに、面接の受け方などの指導を行うこと。

#### イ ハローワークへの同行等

自主的な求職活動により就労が可能な場合については、支援開始当初にハローワークを有効利用できるよう同行し、利用方法や適職探しについて助言すること。

### ④ 支援の評価

対象者とともに、実施されてきた就労支援や目標の達成状況を振り返り、支援内容や目標の見直し、新しい課題に対する支援の再検討をすること。

また、評価を踏まえて、「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」(平成25年3月29日付け雇児発0329第30号・社援発0329第77号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会援護局長連名通知)に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業や就労意欲の喚起のための機会の提供等、他の自立支援プログラムへの参加がより対象者に適した支援であると判断した場合は、対象者の同意を得て、当該プログラムへの参加を促すこと。

なお、基本方針に基づく支援の対象者である場合には、活動開始から一定期間経過後に行われる評価をもって替えても差し支えない。

## (2) 個別求人開拓

職業紹介や個別求人開拓を行う場合は、求人と求職のマッチングが円滑に行われるよう対象者の希望や特性に合った事業者を紹介又は開拓すること。

その際、対象者のみならず雇用主の希望を聞きつつ、その理解が得られるよう調整していくことが重要である。関係団体等とも連携しながら、日頃から求人情報を収集し、求人見込みがありそうな企業や社会福祉法

人等の民間事業者がある場合は、当該事業者のニーズ等の把握に努めることが必要である。求人を出してもらうよう働きかける場合においては、当該事業者にどのようなメリットが考えられるかを伝えるとともに、業務の切り分けなどについての助言や、本人を雇用するに当たってどのような点に配慮すべきかを継続的に助言していくこと。

なお、地方自治体が、無料職業紹介を行う際は、職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく無料職業紹介事業の届出を行う（本事業を委託により実施する場合は委託先事業者が同法に基づく無料職業紹介事業の許可を受ける）ことが必要であるので留意すること。

### (3) 定着支援

就労支援に当たっては、職場に定着するための支援等のフォローアップも重要である。就労後、短期間のうちに離職する者も見られることから、職場の状況確認などの声かけや見守りが、対象者の就労や生活の安定につながる有効な対応であることを認識し、定着支援を行うこと。

## 3 稼働能力判定

就労支援の実施に当たって、稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等を行う際には、必要に応じて、複数の専門的な知見を有する者で構成する稼働能力判定会議等を開催し、助言を求めること。

## 4 就労支援連携体制の構築

被保護者は、職歴や学歴等において、求人と求職におけるミスマッチが生じることで就労につながりにくく、加えて、高齢者になる手前の者については、年齢が阻害要因となり就労に結びつきにくいという課題がある。こうした雇用のミスマッチを解消していくためには、地域において行政機関や関係団体等が協働しながら、就労体験の場を含め、本人の特性に合う就労の場を開拓し、求人と求職を丁寧にマッチングしていくことが有効である。

そのため、都道府県、市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。以下同じ。）において、ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人、特定非営利活動法人、関係団体、企業等が参画し協議する場を設定するなど就労支援の連携体制を構築することが必要であり、以下の取組を行うものとする。

また、小規模自治体等、十分な実施体制がとれない場合は、複数の自治体による共同設置等の広域的な実施も可能とする。

なお、地域において、趣旨や目的が同様の就労支援に関する協議会等が開催されている場合には、既存の枠組みの活用や、協議事項の追加等により一

体的に実施するなど、地域に実情に応じて効果的な方法により実施して差し支えない。

(1) 市区町村における就労支援連携体制構築

地域においては、中小規模の事業所を中心に、ハローワークに求人を出すまでではないが、一時的に人手が必要である仕事や、1日4時間など短時間の求人のために求職者が集まらないような仕事など、潜在的な求人ニーズがあると考えられ、こうした需要を掘り起こしていくことが重要である。

また、被保護者の就労ニーズに応じた求人を開拓する（例えば、1人8時間の仕事を2人で4時間ずつの業務に切り分けるなどして新たな仕事を作り出す等）ことなども重要である。

① 目的

地域において行政機関や関係団体が協働し、就労支援の連携体制を構築し、雇用情勢や生活保護動向、社会資源等の情報を共有し、一般就労のみならず、就労体験等の場も含めた就労の場の確保を行う。

② 主な連携内容

- ア 地域の雇用情勢、生活保護動向、社会資源等についての情報の共有
- イ 地域の被保護者に対する就労支援の方向性を共有
- ウ 中間的就労等、新たな就労の場の開拓を検討
- エ 就労の場の掘り起こしについて協力要請等

(2) 都道府県における就労支援連携体制構築

① 目的

被保護者の就労の場を確保するため、都道府県の設置する福祉事務所の管内における連携体制を構築するとともに、都道府県内の自治体における連携体制の構築を推進するため、都道府県内全域で活動する関係団体等の調整や自治体の後方支援を実施する。

② 主な連携内容

- ア 福祉事務所管内における連携  
都道府県が設置する福祉事務所管内については、(1)と同様
- イ 広域的な連携
  - (ア) 都道府県内自治体間における地域の求人情報の共有、好事例や課題の把握、集約と管内自治体への情報提供を通じたノウハウの蓄積、助言
  - (イ) 都道府県内を活動範囲とする関係団体への協力要請等

## 5 事業の評価及び検証

就労支援を効果的・効率的に実施し、事業の質を向上させるためには、定期的に就労支援の実施状況や目標の達成状況の評価、検証し、的確に見直していくことが重要である。また、就労支援は、本事業だけでなく、他の就労支援事業との連携を図りつつ行うことが効果的である。

このため、事業主体は、本事業を含めた就労支援事業に係る計画を策定するとともに、計画期間の終了後に計画達成状況の評価、検証するなど、政策循環の仕組みを導入し効果的に機能させること。

## 6 本事業の実施に係る職員の配置について

### (1) 配置の目安について

本事業の実施に当たっては、「就労支援員の増配置について」（平成 22 年 9 月 14 日付け社援発 0914 第 7 号厚生労働省社会・援護局長通知）を参考とし、実施主体における被保護者の数その他地域の実情に応じて、2、4 の支援等を専任で行う職員（以下「就労支援員」という。）を配置するものとする。

なお、被保護者の数その他の状況により、他の職種と兼務するなど、地域の実情に応じた対応を行うことも可能とする。

### (2) 就労支援のための職員の要件について

就労支援員は、キャリアコンサルタントや産業カウンセラー等の資格を有する者やハローワークOB等の就労支援業務に従事した経験のある者など、被保護者への就労支援を適切に行うことができる者であることが望ましい。

## 7 他の就労支援事業との関係

就労支援には、被保護者就労支援事業によるもののほかに、自治体とハローワークがチームとして支援する「生活保護受給者等就労自立促進事業」の利用、就労意欲の喚起のための機会の提供、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく認定就労訓練事業による就労・訓練の場を活用した就労支援等がある。基本方針に基づく自立活動確認書の作成や本事業の支援の評価により、これらの支援を行うことが効果的であると考えられる場合には、以下の点に留意の上、関係機関と連携し活用を図ること。

### (1) 自治体とハローワークがチームとして支援する「生活保護受給者等就労自立促進事業」との連携

就労に向けた準備が一定程度整っており、個別の支援により早期の就労が可能な者については、自治体とハローワークが一体的に行う「生活保護



受給者等就労自立促進事業」を活用することが考えられる。この場合、就労支援員は、「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」に基づき、当該事業の対象者の選定、ハローワークへの支援要請、支援期間中はハローワーク担当者とで構成される就労支援チームへの参加等、継続的な支援を行うこと。

## (2) 就労訓練事業による就労・訓練の場を活用した就労支援

一般就労に就くに当たって、本人の状況に応じた柔軟な働き方をすることが必要である者については、被保護者についても生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の利用が可能である。

被保護者が認定就労訓練事業を利用する場合には、当該被保護者が被保護者就労支援事業の対象となっていることを要件とし、認定就労訓練事業所利用についてのあっせんや、利用状況の把握等については、基本的には、就労支援員又はケースワーカーにおいて実施すること。

また、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）の認定就労訓練事業の利用についてあっせんを行う行為は、職業安定法上の職業紹介に該当するため、職業安定法に基づく届出等を行う必要があることに留意すること。

なお、地域の実情に応じて、被保護者に対する認定就労訓練事業の利用のあっせんを、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関において実施することとして差し支えない。その場合であっても、利用者の状況把握等については、就労支援員又はケースワーカーにおいて実施すること。

## 8 生活困窮者自立支援制度との連携

就労等により生活保護から脱却した者に対しては、保護の実施機関は本人の意向を確認しつつ、必要に応じて自立相談支援事業の利用につなぐなど、本人への継続的な支援の観点から生活困窮者自立支援制度と一体的・連続的な支援が行えるよう配慮すること。

## 9 個人情報

本事業における支援に当たっては、被保護者の生活保護受給履歴など生活全般にわたる様々な個人情報を取扱うこととなるので、本事業における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法の規定や、各地方自治体の「個人情報保護条例」に基づいて適切に対応するとともに、事業に関わる全ての職員に徹底すること。

(案)

10 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけて実施すること。
- (2) 本事業を委託する場合には、委託先との連携を図ること。ただし、本事業のうち、2(1)④及び3については、委託できないこと。また、就労支援員が支援を行うに当たっては、査察指導員やケースワーカー等と連携し、組織的な対応を行うこと。



**12. 被保護者就勞準備支援事業実施要領  
（厚生労働省社会・援護局長通知）【案】**





(別添●●)

## 被保護者就労準備支援事業実施要領

### 1 目的

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労体験などの実践的な就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業（以下「一般事業」という。）を実施し、就労可能性を高めることなどを目的とする。

また、無料低額宿泊所を運営する事業者及び無料低額宿泊所を運営する事業者による関連小規模施設グループ（以下「無低宿泊所（群）」という。）において、利用者に対して、積極的な自立・就労支援に取り組む事業者を支援することにより、無料低額宿泊所の運営の健全化を図るとともに、利用者の居宅移行を促進することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、3（2）の事業については、都道府県知事、指定都市市長、中核市市長、市区町村長が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等も実施主体とすることができる。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他、都道府県等が適当と認める民間団体等に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

### 3 事業の種類

実施主体は、本事業として以下の事業を実施する。

#### (1) 一般事業

##### ① 対象者

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。）であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望するもの（以下「対象者」という。）

##### ② 実施内容

都道府県等が実施する場合も委託による場合も以下により実施することとする。

#### ア 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言、指導等を行う。

(案)

イ 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

ウ 就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成訓練等を行う。

エ 上記ア～ウに関する支援は、オに基づき、利用者の状況に応じて行うこと。

オ 支援を実施するに当たっては、支援を効果的・効率的に実施するため、対象者ごとに抱える課題や目標、支援の具体的内容を設定すること。

また、対象者の状況や支援の実施状況について定期的に評価を行い、必要に応じて目標や支援内容の見直しを行うこと。

③ 実施期間

1名の対象者につき、支援の実施期間は、原則として、最長で1年とする。

④ 留意事項

ア 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけた上で、就労支援プログラムを策定すること。

イ 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

ウ 工賃や交通費など本人に対する手当は事業費から支出しないこと。

エ 本事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年●月●日付厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照すること。

(2) 居宅生活移行支援事業

① 実施主体

ア 無低宿泊所（群）の届出を受理した都道府県・指定都市・中核市本庁

イ 保護の実施機関（補助対象施設の所在自治体に限る。）

ウ 都道府県知事、指定都市市長、中核市市長又は市区町村長（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人等

エ ア及びイの場合については、実施主体と事業者において委託契約を締結し、委託費として必要な費用を事業者に支給できるものとする。ただし、委託先となる事業者は、社会福祉法人、公益法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等の非営利法人（以下「社会福祉法人等」という。）に限定する。なお、実施主体が専門職員を直接雇い上げ、当該職員を無低宿泊所

(群)に訪問させ、②の支援を行う場合も対象とする。

② 実施内容

無低宿泊所(群)を利用中の被保護者に対して、日常生活における自立支援や就労支援等を行う職員を配置するなどして、利用者ごとに支援計画を作成したうえで必要な支援を実施し、利用者の居宅生活等への移行を図るとともに、支援計画の達成状況の検証等を行う。

③ 留意事項

本事業の実施に当たっては、以下の事項について留意すること。

また、支援対象者を特定の保護の実施機関が実施責任を負う者に限定する等、同一施設内において特定の利用者のみを支援する実施方式は認められない。

ア 実施主体が事業者に委託して事業を実施する場合

実施主体が事業者に委託することにより実施する場合、実施主体において以下の項目について確認の上、適切な事業者を委託先とすること。

なお、委託先事業者が新規に事業を開始する場合は、事業開始後半年間の実績の報告を求め、直ちに事業実施状況を検証すること。

(ア) 契約内容の透明化について

- a 利用者と事業者における当該宿泊所の利用に係る契約書の作成
- b 利用料明細の提示

(イ) 金銭管理などの状況

- a 書面契約に基づく金銭管理の実行
- b 金銭管理を行う場合における個人ごとの現金出納簿の整備

(ウ) 利用者ごとの支援計画(退所後の支援計画を含む。)の作成状況

- a 利用者ごとの支援計画の作成
- b 関係者によるケースカンファレンスの実施(施設職員、CW、本人)

(エ) 支援計画の達成状況

支援計画達成検証カンファレンスの実施(施設職員、CW、第三者)

(オ) 収支状況(収支状況の公開の有無や公開されている内容、利用者から得た収益を不当に施設関係者に配分していないか等)

実施主体への収支報告書の提出

(カ) 利用者の満足度・苦情相談状況

苦情解決のための窓口の設置と施設内公示

(キ) 防火安全体制や構造設備の状況

- a 消防法等を遵守した防火安全体制の確保
- b 施設内の衛生管理の確保
- c 原則として個室面積7.43㎡以上とし、地域の事情によりこれにより難しい場合は、4.95㎡以上(開口部以外が硬質の壁で区切られている等プライバシーに配慮された個室に限る)。
- d 自立支援のためのプログラムが実施できる相談室の確保(食堂など、代用



できる設備がある場合でも可)

(ク) 組織・運営体制の状況

a 事業開始から6か月以上経過していること又は社会福祉法第70条に基づく調査において問題がないことなどこれまで事業が円滑に行われていること

b 支援する職員は、以下のいずれかに該当すること。

(a) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

(b) 社会福祉事業に2年以上従事した者

(c) (a)又は(b)と同等以上の能力を有していると実施主体が認める者

(ケ) 個人情報保護等の規定の策定

(コ) 連携体制の構築

必要な利用者に対して、適切な医療受診支援(通院・入院治療支援)と服薬管理、各種の支援制度及び地域資源(介護ヘルパー・訪問看護・療育手帳等の申請など)との連携体制を構築すること。

(カ) その他

「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」(平成15年7月31日社援発第0731008号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」に定める事項を遵守すること。

イ 実施主体が専門職員を直接雇い上げて当該職員を無低宿泊所(群)に訪問して実施する場合

実施主体が本事業を実施するために専門職員を直接雇い上げる場合、上記の項目のうち、(ウ)、(エ)及び(ク)のbについて留意すること。

ウ 社会福祉法人等が実施主体として事業を実施する場合

社会福祉法人等が実施主体となる場合も、上記の項目アについて留意すること。

**13. 被保護者就労準備支援事業（一般事業分  
の実施について  
（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】**



(案)

社援保発 第 号  
平成〇年〇月〇日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
(公 印 省 略)

### 被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について

稼働能力を有する被保護者については、その能力に応じて就労することが必要であり、これまでも自立支援プログラム等を活用して積極的に支援を実施いただいているところである。

この度、生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）の一部が本年 4 月 1 日から施行され、被保護者就労支援事業が創設されたことに併せて、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者等の支援を充実させるため、これまで実施してきた就労意欲喚起支援事業等を再編し、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業に相当する事業として被保護者就労準備支援事業を実施することとした。

については、本事業（一般事業分）の実施に当たって必要な基本的事項を下記のとおり定めることとしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

### 記

#### 1 基本的事項

(1) 被保護者は、自尊感情や自己有用感を失っている場合があるなど複合



的な課題を抱えていることを踏まえ、就労支援を行うに当たっては、課題やその背景要因をしっかりと把握した上で、その解消を図るという姿勢が不可欠である。

一方、就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であるなど、日常生活における自立や社会生活における自立にもつながる営みとして被保護者の課題を解消するということにもつながるものである。

(2) 被保護者が就労に関して抱えている課題は一様ではないため、個々の状況を踏まえたきめ細かな支援を行うとともに、本人が自らの意思で自立に向けて取組を行うよう、支援を行うに当たっては、主体性を引き出すことに意を用いることが必要である。

## 2 対象者

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のために就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。）であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者。

例えば、以下のような者が該当するものと考えられる。

- ・決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要である
- ・他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加に必要な能力の形成・改善が必要である
- ・自尊感情や自己有用感を必ずしも十分持てていない
- ・就労の意思が希薄である 等

就労意欲の低下や社会との関わりに不安を抱える等、複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難である者

## 3 事業内容

以下の(1)～(3)の支援について、計画的かつ一貫して実施すること。

### (1) 日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すことを目的とし、以下に掲げるような支援を実施する。

#### (支援例)

- ・対象者への電話、自宅訪問等による起床や定時通所の促し
- ・うがい、手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂

取などに関する助言・指導

- ・対象者が不安やストレスを感じる場面や状況の把握、対応方法に関する助言
- ・適切な身だしなみに関する助言・指導 等

(2) 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すことを目的とし、以下に掲げるような支援を実施する。

(支援例)

- ・朝礼、終礼の実施（一日の振り返り）
- ・挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成
- ・地域の事業所での職場見学
- ・地域のイベント等の準備手伝い等の地域活動への参加 等

(3) 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すことを目的とし、以下に掲げるような支援を実施する。

(支援例)

- ・実施主体が運営する飲食店や地域の協力事業所等における就労体験
- ・模擬面接の実施
- ・履歴書の作成訓練
- ・ビジネスマナー講習の実施
- ・キャリア・コンサルティングを通じた本人の適性確認
- ・基礎技能・基礎能力の習得に必要な訓練 等

4 実施規模

原則として、一事業につき、15人以上の参加を得て実施するものとする。

なお、実際の利用者が15人に満たない場合であっても、事業を行うことは可能である。

また、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業と本事業を一体的に実施する場合には、両事業の利用者数を合わせて算定することが可能であること。

5 就労準備支援のための職員の配置

(1) 配置人数

原則として、対象者の数を15で除した数以上の支援員（以下「被保護者就労準備支援担当者」という。）を置く。

(2) 要件

被保護者就労準備支援担当者は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事している者（従事していた者も含む。）など、被保護者への就労準備支援を適切に行うことができる者であること。

## 6 実施方法

- (1) 事業の実施に当たっては、業務の全て又は一部を委託により実施することが可能である。
- (2) 本事業は、日常生活自立・社会生活自立・就労自立に関する支援を本人の状態や課題に応じて、効果的で多様な支援メニューを用意し、継続的にきめ細かく実施することが必要である。そのため、被保護者就労準備支援担当者が自ら実施するほか、外部講師によるセミナーの開催や、地域の協力事業所における就労体験の実施など、地域の社会資源を積極的に活用することが望ましい。
- (3) 支援の実施方法は、通所による方式（以下「通所方式」という。）が一般的であり、例えば、セミナーやワークショップ等を実施するほか、地域の協力事業所等において就労体験を実施することが考えられる。一方で、合宿による方式（以下「合宿方式」という。）についても、そのメリットを理解した上で活用すること。

合宿方式では、被保護者就労準備支援担当者等の支援者が対象者と寝食を共にしながら支援を行うため、対象者の特性や課題、状態の変化を詳細に把握することができ、必要な対応が迅速に行えるほか、同じ悩みを抱えた対象者同士が共に生活することによって、不安が解消され、自己肯定感が高まるというメリットもある。一方、通所方式と比べて、受入人数が制限される、事業費が多くかかる面もあるため、両者の特徴を踏まえながら、事業内容を考えていくことが必要である。

合宿方式の場合は、宿泊自体が訓練の一部であることから、宿泊場所の提供に係る費用は、事業実施者が負担する（自治体からの委託を受けて民間事業者が実施する場合は、宿泊費用に相当する額は委託費に含まれるものである。）。ただし、食費については、対象者から徴収しても差し支えない。

## 7 支援の実施について

### (1) 被保護者就労準備支援シート作成

- ① 支援に当たっては、個人ごとに、被保護者就労準備支援シート（以下「個別シート」という。）を作成すること。個別シートの様式は、別紙

1の計画書及び別紙2の評価書を参考に作成すること。

- ② 計画書については、本人の状況や課題を、日常生活自立・社会生活自立・就労自立の各面で把握・分析し、それぞれについて目標設定をした上で、具体的な支援内容を検討すること。自立に向けては、本人が主体的に取り組むことが不可欠であることから、これらの内容については、本人と相談の上作成すること。
- ③ 評価書については、個別の支援内容について、支援実施後の自己評価(本人)、評価(被保護者就労準備支援担当者)を原則1か月ごとに行い、その結果を記録し、それらを踏まえ、必要に応じて、計画書の見直しを行うこと。
- ④ 本事業における就労体験は、事業所において、実習等の形態により軽易な作業に従事するものであり、雇用契約を伴わないものであることから、9に定める事項に十分留意するとともに、計画書においては、以下のことを留意事項として記載し、対象者にわかりやすく説明すること。
  - ア 所定の作業日、作業時間に作業に従事するか否かは、対象者の自由であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かについても、対象者の自由であること。
  - イ 作業時間の延長や作業日以外の日における作業指示が行われないこと。
  - ウ 所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われないこと。
  - エ 欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと(実作業時間に応じた手当を支給する場合においては、作業しなかった時間分以上の減額をすることがないこと。)
  - オ 作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。

## (2) 他の就労支援との連携

### ① 就職活動支援

支援により一般就労に向けた準備が一定程度整ったと判断される者については、「被保護者就労支援事業の実施について」(平成27年〇月〇日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知)に基づく被保護者就労支援事業等において支援することが考えられる。ただし、引き続き同じ被保護者就労準備支援担当者が就職活動の支援も行った方がよいと考えられる場合は、被保護者就労準備支援事業として引き続き、就労支援員等の関係者と連携しつつ、対象者の状況に応じた仕事探しやハローワークへの同行支援等を行って差し支えない。



② 就職後の職場定着支援

就職して本事業の利用を終了した者については、就労支援員やケースワーカーが職場定着支援を含め、継続的に支援を行うが、対象者が就労を継続できるよう、被保護者就労準備支援担当者においても、必要に応じて、関係者と連携し、適宜、必要な支援を行うことは差し支えない。

8 実施期間

対象者に対する支援は、原則として1年を超えない期間で行うものとする。支援の結果、就職をした場合には、原則として、本事業の利用は終了することとなるが、増収等に向けて継続的な支援を希望する者や就労したものの離職し新たな課題を抱えるに至った者等については、保護の実施機関が当該事業への参加が適当と判断した場合には引き続き支援を継続して差し支えない。

9 就労体験

(1) 就労体験に関する基本的事項

- ① 就労体験は、事業所において、実習等の形態により軽易な作業に従事するものであり、雇用契約を伴わないものであるが、個別の就労の状態によっては労働者性ありと判断される場合があるので、そのようなことがないように留意すること。
- ② 就労体験の開始時において、対象者と就労体験先の事業所（就労体験先が地域の協力事業所である場合には、被保護者就労準備支援担当者）との間で、本人の自発的意思に基づき、就労内容や条件等を示した文書による確認書を取り交わすこととし、書面上、非雇用である旨の理解と合意を明確化すること。
- ③ 就労体験においては、一般就労を行っている他の就業者と同じ場所で行うことも可能である。その場合は、作業内容、作業場所、作業シフト等の管理において、就労体験を行う者であることが分かるよう区別する等の対応（座席図に明記する、研修生と明記された名札を付ける等）が必要であること。

(2) 安全衛生面・災害補償面の配慮

安全衛生面、災害補償面については、就労体験についても、事業所において、一般労働者の取扱いも踏まえて次のような適切な配慮を行う必要があること。

- 例) ・就労体験を行う者について、労働基準法（昭和34年法律第49号）第62条に規定する危険有害業務等の危険な作業に就かせないこと。
- ・就労体験を行う者について、労災保険に代わる保険制度への加入そ

その他の災害補償のための措置を講ずること。

(3) 工賃等の支払い

- ① 就労体験については最低賃金法の適用はないが、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、対象者の就労へのインセンティブを高める上でも重要である。

なお、工賃等や交通費は、被保護者就労準備支援事業費から支出することはできないこと。

- ② 上記の工賃等を支払う場合には、労働者に支払う賃金と異なり、欠席・遅刻・早退に対する減額制裁をすることはできないほか、就労実績に応じた差を付けることはできないこと（就労内容や実作業時間に応じ、個別に額を設定して支給することは可能）。

- ③ なお、工賃等が支払われた場合については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8に基づき、就労に伴う収入として認定し、一定額は認定から控除されることとなるため、保護の実施機関においては、対象者の収入に関して申告を行わせるようあらかじめ説明すること。

(4) 不利益な措置の禁止等

- ① 工賃等に限らず、就労体験への参加実績が低いことや通所の状況が芳しくないこと等を理由として、事業所内で不利益な措置を講ずることは認められないこと。

- ② ただし、対象者が就労体験に関連して法令違反により罰則の適用を受ける場合、事業所に損害を与える等、社会通念上問題がある行為を行ったと認められる場合等には、保護の実施機関との協議を経て、対象者の就労体験の実施に係る契約を解除することは認められること。

(5) 被保護者就労準備支援担当者の関与

- ① 被保護者就労準備支援担当者は対象者との間の信頼関係を構築しつつ、自尊感情や自己有用感の回復を図りながら、継続して支援に当たるとともに、就労体験先での出来事によって対象者が再び傷つき、状況が悪化することのないよう、きめの細かい配慮が必要である。

また、対象者や就労体験先の担当者から実施状況について聴取することなど、就労体験中の対象者の状態の変化を見逃さず、必要に応じて支援の方針や内容を絶えず見直すなどきめ細かな配慮を行うことが重要である。

そのため、本事業の対象者が、就労体験を行う場合には、適宜、被保護者就労準備支援担当者も同行し、就労体験の実施状況を確認することが必要である。対象者の受け入れ状況などから、すべてのケースについて就労

体験を行う際に同行することが困難な場合であっても、対象者や就労体験先の担当者から実施状況について聴取することなどにより、可能な限り状況把握に努めるとともに、きめ細かな配慮を行うことが必要である。

- ② 被保護者就労準備支援担当者は、対象者が就労体験を開始する前に、プライバシーに十分に配慮した上で、対象者の状態や対応する際の留意点を就労体験先の担当者と共有しておくこと。また、被保護者就労準備支援担当者は、この担当者を通じて、就労体験先の他の職員にも、対象者に対する支援に関して理解が得られるよう協力を求めるものであること。

#### 10 就労準備支援事業との連携

対象者の安定的な確保、事業の効率的運営の観点から、本事業の実施に当たっては、地域の実情に応じて生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業との一体的実施に努めること。

#### 11 個人情報

本事業における支援に当たっては、被保護者の生活保護受給履歴など生活全般にわたる様々な個人情報を取扱うこととなるので、本事業における個人情報の取扱いについては、個人情報保護法の規定や各地方自治体の「個人情報保護条例」に基づいて、適切に対応するとともに、事業に関わる全ての職員に徹底すること。

#### 12 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけた上で、就労支援プログラムを策定すること。
- (2) 本事業を委託する場合には、委託先との連携を図ること。
- (3) 保護の実施機関は、支援の実施状況や、対象者の状態を定期的に把握し、必要に応じて支援の方針や内容を見直すこと。

なお、対象者の状況を踏まえて、被保護者就労支援事業や「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」(平成25年3月29日付け雇児発0329第30号・社援発0329第77号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会援護局長連名通知)に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業等、他の自立支援プログラムへの参加が、より本人に適した支援であると判断した場合は、本人の同意を得て、当該プログラムへの参加を促すこと。

作成日	
事業所	
担当者	

氏名（ふりがな）	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> （ ）
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日（ 歳）
職歴	
就労に対する本人の意向	

本人が希望する就労内容 ※本人記載欄

最終的な目標設定及び支援方針 ※本人と担当者で調整の上

支援開始時の本人の状況と課題
①日常生活自立：(例) 昼夜逆転した生活をしている。バランスのとれた食事ができない。身だしなみを整えられない。
②社会生活自立：(例) 協調性に欠ける。コミュニケーションを適切に図ることができない。
③就労自立：(例) 作業内容を理解するのが遅い。就労に不安を抱えている。

	長期目標	短期目標	期間	支援内容	備考
①日常生活自立	(例) 規則正しい生活、適切な食事や身だしなみができるようになる。	定時の起床・就寝	.....	起床・就寝の確認	
		買い物・調理方法の習得	.....	買い物や調理方法を教える	
		身だしなみの必要性の理解、方法の習得	.....	身だしなみの必要性や方法について教える	
②社会生活自立	(例) 協調性を身につける。円滑なコミュニケーションができるようになる。	他者と協力して作業ができるようになる。	.....	ボランティア活動	
		自分の考えを伝えることができるようになる。	.....	グループワーク（ディスカッション）等の実施	
③就労自立	(例) 作業内容を素早く理解し、効率的に作業ができるようになる。就労について自信が持てるようになる。	何度も説明を受けることなく作業を行えるようになる。	.....	軽作業の実施	
		働く場に慣れる。	.....	職場見学、就労体験	

本人同意欄	
-------	--

※計画内容については、月次の評価により、適宜見直しを行う。

#### 【留意事項】

- ①所定の作業日、作業時間に、作業に従事するか否かは、対象者の自由であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かについても、対象者の自由であること。
- ②作業時間の延長や、作業日以外の日における作業指示は行われないこと。
- ③所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われないこと。
- ④欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと（実作業時間に応じた手当を支給する場合においては、作業しなかった時間分以上の減額をすることがないこと）。
- ⑤作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。



作成日	
事業所	
担当者	

氏名（ふりがな）	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> （ ）
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日（ 歳）

被保護者就労準備支援プラン		
支援実施期間・支援の内容（当初の目安） ※計画書に沿って事前に記載	自己評価 （本人記載）	評価 （本人と担当で調整の上）
（□月□日～□月□日）（以下、1か月ごとに記載） ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容		
（□月□日～□月□日）（以下、1か月ごとに記載） ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容		
（□月□日～□月□日）（以下、1か月ごとに記載） ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容		
（□月□日～□月□日）（以下、1か月ごとに記載） ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容		
（□月□日～□月□日）（以下、1か月ごとに記載） ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容		
（□月□日～□月□日）（以下、1か月ごとに記載） ○支援内容 ・開始時間・終了時間 ・社会参加活動等の内容 ・就労体験の内容 ・就労に付随する講習等の内容		

## **【平成 27 年 7 月施行予定分】**

※（冬季加算等に関する改正箇所は平成 27 年 10 月施行を予定）

# **14. 生活保護法による保護の基準 （昭和 38 年厚生省告示第 158 号） 【改正案】**



# 平成27年度生活保護基準額(案)

## 1 一般生活費認定基準表

1級地-1  
第1類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	21,510円	26,660円
3歳～5歳	27,110	29,970
6歳～11歳	35,060	34,390
12歳～19歳	43,300	39,170
20歳～40歳	41,440	38,430
41歳～59歳	39,290	39,360
60歳～69歳	37,150	38,990
70歳以上	33,280	33,830

第2類

基準額及び加算額	世帯人員別					
	1人	2人	3人	4人	5人	
基準額①	44,690円	49,460円	54,840円	56,760円	57,210円	
基準額②	40,800	50,180	59,170	61,620	65,690	
地区別 冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

※冬季加算に係る改正については、平成27年10月1日から施行予定。以下同じ。

基準額及び加算額	世帯人員別					
	6人	7人	8人	9人	10人以上1人を増すごとに加算する額	
基準額①	57,670円	58,120円	58,570円	59,020円	450円	
基準額②	69,360	72,220	75,080	77,940	2,860	
地区別 冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170



## 1級地—2

## 第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	20,540円	25,520円
3歳～5歳	25,890	28,690
6歳～11歳	33,480	32,920
12歳～19歳	41,360	37,500
20歳～40歳	39,580	36,790
41歳～59歳	37,520	37,670
60歳～69歳	35,480	37,320
70歳以上	32,020	32,380

## 第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		42,680円	47,240円	52,370円	54,210円	54,660円
基準額②		39,050	48,030	56,630	58,970	62,880
地区別 冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人 を増すごとに 加算する額
基準額①		55,110円	55,570円	56,020円	56,470円	450円
基準額②		66,390	69,130	71,870	74,590	2,730
地区別 冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

## 2級地-1

## 第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	19,570円	24,100円
3歳～5歳	24,680	27,090
6歳～11歳	31,900	31,090
12歳～19歳	39,400	35,410
20歳～40歳	37,710	34,740
41歳～59歳	35,750	35,570
60歳～69歳	33,800	35,230
70歳以上	30,280	30,580

## 第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		40,670円	45,010円	49,900円	51,660円	52,070円
基準額②		36,880	45,360	53,480	55,690	59,370
地区別 冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人 を増すごとに 加算する額
基準額①		52,480円	52,890円	53,300円	53,710円	410円
基準額②		62,700	65,280	67,850	70,440	2,580
地区別 冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

## 2級地-2

## 第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	18,600円	23,540円
3歳～5歳	23,450	26,470
6歳～11歳	30,320	30,360
12歳～19歳	37,460	34,580
20歳～40歳	35,840	33,930
41歳～59歳	33,990	34,740
60歳～69歳	32,140	34,420
70歳以上	29,120	29,870

## 第 2 類

基準額及び加算額	世帯人員別					
	1人	2人	3人	4人	5人	
基準額①	38,660円	42,790円	47,440円	49,090円	49,510円	
基準額②	36,030	44,310	52,230	54,390	57,990	
地区別 冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額	世帯人員別					
	6人	7人	8人	9人	10人以上1人 を増すごとに 加算する額	
基準額①	49,920円	50,330円	50,740円	51,150円	410円	
基準額②	61,240	63,760	66,280	68,800	2,520	
地区別 冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

3級地-1

第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	17,640円	22,490円
3歳～5歳	22,240	25,290
6歳～11歳	28,750	29,010
12歳～19歳	35,510	33,040
20歳～40歳	33,980	32,420
41歳～59歳	32,220	33,210
60歳～69歳	30,460	32,890
70歳以上	27,290	28,540

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		36,640円	40,560円	44,970円	46,540円	46,910円
基準額②		34,420	42,340	49,920	51,970	55,420
地区別 冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				
		6人	7人	8人	9人	10人以上1人 を増すごとに 加算する額
基準額①		47,280円	47,650円	48,020円	48,390円	370円
基準額②		58,520	60,930	63,330	65,740	2,410
地区別 冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170



## 3級地-2

## 第 1 類

年齢別	基準額①	基準額②
0歳～2歳	16,670円	21,550円
3歳～5歳	21,010	24,220
6歳～11歳	27,170	27,790
12歳～19歳	33,560	31,650
20歳～40歳	32,120	31,060
41歳～59歳	30,450	31,810
60歳～69歳	28,790	31,510
70歳以上	26,250	27,340

## 第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人
基準額①		34,640円	38,330円	42,500円	43,990円	44,360円
基準額②		32,970	40,550	47,810	49,780	53,090
地区別 冬季加算額	I区(10月から4月まで)	12,540	17,800	20,230	21,850	22,460
	II区(10月から4月まで)	8,860	12,580	14,290	15,440	15,860
	III区(11月から4月まで)	7,320	10,390	11,800	12,750	13,100
	IV区(11月から4月まで)	6,660	9,450	10,740	11,600	11,920
	V区(11月から3月まで)	4,540	6,450	7,330	7,920	8,140
	VI区(11月から3月まで)	2,580	3,660	4,160	4,490	4,620

基準額及び加算額		世帯人員別				10人以上1人 を増すごとに 加算する額
		6人	7人	8人	9人	
基準額①		44,730円	45,100円	45,470円	45,840円	370円
基準額②		56,050	58,350	60,670	62,970	2,300
地区別 冬季加算額	I区(10月から4月まで)	23,870	24,880	25,690	26,500	810
	II区(10月から4月まで)	16,860	17,580	18,150	18,720	570
	III区(11月から4月まで)	13,930	14,520	14,990	15,460	470
	IV区(11月から4月まで)	12,680	13,210	13,640	14,070	430
	V区(11月から3月まで)	8,650	9,020	9,310	9,600	300
	VI区(11月から3月まで)	4,910	5,120	5,280	5,450	170

### 基準生活費の算定

基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A \times 0.9 \div 3 + B \times 3 \div 3 + C$$

算式の符号

- A 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に以下の通減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額
- B 第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に以下の通減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額とする）
- C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

### 通減率

第1類の表に定める個人別の基準額を合算した額に乘じる率	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
率①	1.0000	1.0000	1.0000	0.9500	0.9000
率②	1.0000	0.8850	0.8350	0.7675	0.7140

第1類の表に定める個人別の基準額を合算した額に乘じる率	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上
率①	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000	0.9000
率②	0.7010	0.6865	0.6745	0.6645	0.6645

### 期末一時扶助費

級地別	世帯人員別				
	1人	2人	3人	4人	5人
1級地—1	13,890円	22,650円	23,340円	26,260円	27,370円
1級地—2	13,260	21,620	22,290	25,070	26,130
2級地—1	12,640	20,600	21,230	23,880	24,890
2級地—2	12,020	19,590	20,190	22,720	23,680
3級地—1	11,390	18,560	19,140	21,530	22,440
3級地—2	10,760	17,540	18,080	20,340	21,210

級地別	世帯人員別				
	6人	7人	8人	9人	10人以上1人増すごとに加算する額
1級地—1	31,120円	33,060円	35,010円	36,670円	1,670円
1級地—2	29,710	31,570	33,420	35,020	1,590
2級地—1	28,310	30,080	31,850	33,360	1,510
2級地—2	26,920	28,610	30,280	31,730	1,450
3級地—1	25,520	27,110	28,710	30,070	1,360
3級地—2	24,110	25,610	27,120	28,410	1,290

## 2 その他の扶助基準表

### (1) 救護施設等

#### ア 基準額

級	地	別	救護施設及びこれに準ずる施設 円	更生施設及びこれに準ずる施設 円
1	級	地	62,940	66,680
2	級	地	59,800	63,340
3	級	地	56,650	60,010

#### イ 地区別冬季加算額

I区(10月から4月まで)	II区(10月から4月まで)	III区(11月から4月まで)	IV区(11月から4月まで)	V区(11月から3月まで)	VI区(11月から3月まで)
5,790円	4,390円	4,180円	3,690円	2,850円	2,010円

#### ウ 期末一時扶助費

級	地	別	基準額 円
1	級	地	4,970
2	級	地	4,520
3	級	地	4,070

### (2) 入院患者日用品費

#### ア 基準額

級	地	別	基準額
1・2・3	級地		22,680円以内

#### イ 地区別冬季加算額(11月から3月まで)

地区別	I区及びII区 円	III区及びIV区 円	V区及びVI区 円
1・2・3級地	3,530	2,070	980

### (3) 介護施設入所者基本生活費

#### ア 基準額

級	地	別	基準額
1・2・3	級地		9,690円以内

#### イ 地区別冬季加算額(11月から3月まで)

地区別	I区及びII区 円	III区及びIV区 円	V区及びVI区 円
1・2・3級地	3,530	2,070	980

## (4) 入学準備金

級 地 別	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校 等
1・2・3級地	40,600円以内	47,400円以内	63,200円以内

## (5) 教育扶助基準(1・2・3級地)

区 分	小 学 校	中 学 校
基準額(月額)	円 2,210	円 4,290
学習支援費(月額)	2,630	4,450

## (6) 住宅扶助基準

級 地 別	家賃、間代、地代等の額(月額)	補修費等住宅維持費の額(年額)
1・2級地	13,000円以内	119,000円以内
3級地	8,000円以内	

## (7) 出産扶助基準

級 地 別	施設分べん	居宅分べん	衛生材料費
1・2・3級地	247,000円以内	249,000円以内	5,600円以内

(注) 施設分べんの場合は、入院料の実費を加算

級 地 別	施設分べん	居宅分べん	衛生材料費
1・2・3級地	247,000円以内	249,000円以内	5,600円以内

級 地 別	施設分べん	居宅分べん	衛生材料費
1・2・3級地	247,000円以内	249,000円以内	5,600円以内



## (8) 生業扶助基準(1・2・3級地)

区 分		基 準 額 (1・2・3級地)	
生 業 費		46,000円以内	
技 能 修 得 費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)	77,000円以内	
	高等学校等就学費	基本額(月額)	5,450円
		教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
		授業料	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものを除く。)に通学する場合は、同法の施行前に当該高等学校等が所在する都道府県の条例に定められていた都道府県立の高等学校における額以内の額。
		入学科及び入学考査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
		学習支援費(月額)	5,150円
就 職 支 度 費		29,000円以内	

## (9) 葬祭扶助基準

## ア 基準額

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1・2級地	206,000円以内	164,800円以内
3級地	180,300円以内	144,200円以内

## イ 別表第8の3に該当

級 地 別	金 額
1・2級地	13,710円
3級地	12,000円

### 3 加 算 関 係

#### (1) 妊産婦加算

級 地 別	妊 産 婦 加 算		産 婦 加 算
	妊 娠 6 か 月 未 満	妊 娠 6 か 月 以 上	
	円	円	円
1・2級地	8,960	13,530	8,320
3級地	7,610	11,500	7,070

#### (2) 障害者加算

##### ア 別表第1第2章の2の(2)のイに該当

級 地 別	加 算 額	
	在 宅	入 院 ・ 入 所
	円	円
1 級 地	25,310	
2 級 地	24,470	21,890
3 級 地	22,630	

##### イ 別表第1第2章の2の(2)のイに該当

級 地 別	加 算 額	
	在 宅	入 院 ・ 入 所
	円	円
1 級 地	17,530	
2 級 地	16,310	14,590
3 級 地	15,090	

##### ウ 別表第1第2章の2の(3)に該当

級 地 別	加 算 額
	円
1・2・3級地	14,140

(平成27年7月1日から14,480円)

##### エ 別表第1第2章の2の(4)に該当

級 地 別	加 算 額
	円
1・2・3級地	11,860

(平成27年7月1日から12,140円)

##### オ 別表第1第2章の2の(5)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	69,710円以内

#### (3) 介護施設入所者加算

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	9,690円以内

#### (4) 在宅患者加算

級 地 別	加 算 額
	円
1・2級地	13,020
3級地	11,070

(5) 放射線障害者加算

ア 別表第1第2章の5の(1)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	42,720 円

イ 別表第1第2章の5の(2)に該当

級 地 別	加 算 額
1・2・3級地	21,360 円

(6) 児童養育加算(1・2・3級地)

児童養育加算は、児童の養育にあたる者について行い、その加算額(月額)は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。

第1子及び第2子	3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童とする。)	15,000 円
	3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。)であつて中学校修了前のもの(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	10,000
第3子以降	小学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	15,000
	小学校修了後中学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて15歳に達する以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)	10,000

(7) 母子加算

級 地 別	児 童 1 人		児童が2人の場合に 加える額		児童が3人以上1 人を増すごとに加 える額	
	在 宅	入院・入所	在 宅	入院・入所	在 宅	入院・入所
1 級 地	22,790 円		1,800 円		920 円	
2 級 地	21,200 円	18,990 円	1,690 円	1,530 円	850 円	750 円
3 級 地	19,620 円		1,580 円		780 円	





## 別表

## 基礎控除額表(月額)

収入金額別区分		1人目	2人目以降
円	円	円	円
0 ~	15,000	0~15,000	0~15,000
15,001 ~	15,199	15,001~15,199	15,000
15,200 ~	18,999	15,200	15,000
19,000 ~	22,999	15,600	15,000
23,000 ~	26,999	16,000	15,000
27,000 ~	30,999	16,400	15,000
31,000 ~	34,999	16,800	15,000
35,000 ~	38,999	17,200	15,000
39,000 ~	42,999	17,600	15,000
43,000 ~	46,999	18,000	15,300
47,000 ~	50,999	18,400	15,640
51,000 ~	54,999	18,800	15,980
55,000 ~	58,999	19,200	16,320
59,000 ~	62,999	19,600	16,660
63,000 ~	66,999	20,000	17,000
67,000 ~	70,999	20,400	17,340
71,000 ~	74,999	20,800	17,680
75,000 ~	78,999	21,200	18,020
79,000 ~	82,999	21,600	18,360
83,000 ~	86,999	22,000	18,700
87,000 ~	90,999	22,400	19,040
91,000 ~	94,999	22,800	19,380
95,000 ~	98,999	23,200	19,720
99,000 ~	102,999	23,600	20,060
103,000 ~	106,999	24,000	20,400
107,000 ~	110,999	24,400	20,740
111,000 ~	114,999	24,800	21,080
115,000 ~	118,999	25,200	21,420
119,000 ~	122,999	25,600	21,760
123,000 ~	126,999	26,000	22,100
127,000 ~	130,999	26,400	22,440
131,000 ~	134,999	26,800	22,780
135,000 ~	138,999	27,200	23,120
139,000 ~	142,999	27,600	23,460
143,000 ~	146,999	28,000	23,800
147,000 ~	150,999	28,400	24,140
151,000 ~	154,999	28,800	24,480
155,000 ~	158,999	29,200	24,820
159,000 ~	162,999	29,600	25,160
163,000 ~	166,999	30,000	25,500
167,000 ~	170,999	30,400	25,840
171,000 ~	174,999	30,800	26,180
175,000 ~	178,999	31,200	26,520
179,000 ~	182,999	31,600	26,860
183,000 ~	186,999	32,000	27,200
187,000 ~	190,999	32,400	27,540
191,000 ~	194,999	32,800	27,880
195,000 ~	198,999	33,200	28,220
199,000 ~	202,999	33,600	28,560
203,000 ~	206,999	34,000	28,900
207,000 ~	210,999	34,400	29,240
211,000 ~	214,999	34,800	29,580
215,000 ~	218,999	35,200	29,920
219,000 ~	222,999	35,600	30,260
223,000 ~	226,999	36,000	30,600
227,000 ~	230,999	36,400	30,940
231,000 ~		(※)	(※)

(備考)

収入金額が231,000円以上の場合は、収入金額が4,000円増加するごとに、1人目については400円、2人目以降については340円を控除額に加算する。

**15. 生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について  
（厚生労働省社会・援護局長通知）【案】**



(案)

社援発 第 号  
平成 27 年 月 日

〇〇県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長

生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める  
住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）

「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「保護の基準」という。）別表第 3 の 2 の規定に基づき、貴都道府県（市）における厚生労働大臣が別に定める額（以下「住宅扶助（家賃・間代等）の限度額」という。）が、下記 1 のとおり定められ、本年 7 月 1 日から適用することとされたので通知する。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 7 の 4 の（1）のオによる特別基準は、下記 2 のとおりとなるので、併せて通知する。

記

1 住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

(1) 世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）は、次に掲げる額の範囲内の額とする。

	1人	2人	3人～5人	6人	7人以上
1級地	円	円	円	円	円
2級地					
3級地					

(2) 床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額

ア (1) の規定にかかわらず、住居等の床面積（専有面積に限る。以下同じ。）が、15 m<sup>2</sup>以下の場合、住宅扶助（家賃・間代等）の額（月額）は、次に掲げる額の範囲内の額とする。



	11㎡～15㎡	7㎡～10㎡	6㎡以下
1級地	円	円	円
2級地			
3級地			

ただし、次に掲げる当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合又は当該地域の住宅事情の状況により引き続き当該住居等に居住することがやむを得ないと認められる場合に該当する限りにおいては、(1)を適用することができるものであること。

- (ア) 通院又は通所（以下「通院等」という。）をしており、引き続き当該医療機関や施設等へ通院等が必要であると認められる場合であって、転居によって通院等に支障を来すおそれがある場合
- (イ) 現に就労又は就学しており、転居によって通勤又は通学に支障を来すおそれがある場合
- (ウ) 高齢者、身体障害者等であって、日常生活において扶養義務者からの援助や地域の支援を受けて生活している場合など、転居によって自立を阻害するおそれがある場合

- イ 住居等の床面積は壁芯計算によるものとし、1㎡未満は切り上げること。
- ウ 被保護世帯の住居等に台所（グループホーム等における利用者への食事提供のための給食設備を含む。）、浴室（浴槽がある場合に限る。）及びトイレのいずれの設備（設備が専有か共有を問わない。）もある場合は、居室以外の専有面積が8.5㎡あるものとみなし、8.5㎡に居室の床面積（専有部分に限る。）を加えた面積を当該住居等の床面積として取り扱って差し支えない。

なお、居室とは、居住するために継続的に使用する室をいい、居間、食堂、寝室、書斎その他の各個室を含み、玄関、廊下、階段、トイレ、洗面室、浴室、台所、収納設備等（押入れ、床の間、ロフトその他これらに類する設備をいう。）を含まない。

## 2 「生活保護法による保護の実施要領について」第7の4の(1)のオによる額

1の(1)の規定にかかわらず、1の(1)に定める額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、次に掲げる額（月額）の範囲内において、特別基準額の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
1級地	円	円	円	円	円	円	円
2級地							
3級地							

## 3 経過措置

本年6月30日において現に住宅扶助を受けている世帯であって、本年7月1日において引き続き住宅扶助を受けるもの（本年6月30日において、保護の申請中であって、当該申請に係る保護の決定処分が本年7月1日以降になされた場合において、住宅扶助を受けることとなった世帯及び保護が停止されている世帯（当該保護の停止前に住宅扶助を受けていた世帯に限る。）を含む。）が、上記1及び2の住宅扶助の基準額の適用を受けた場合に、本年6月まで適

用されている住宅扶助の基準額（以下「旧基準額」という。）の適用を受ける場合よりも、住宅扶助の給付額が減少するときは、次のいずれかの経過措置の適用について検討すること。

(1) 世帯員が当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合として1 (2) アただし書 (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する限りにおいては、引き続き、旧基準額を適用して差し支えない。

(2) 引き続き、当該住居等に居住する場合であって、現在の生活状況等を考慮して、次のいずれかに該当する限りにおいては、それぞれ定める期間内において、引き続き旧基準額を適用して差し支えない。

ア 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている旧基準額を超えていない場合であって、当該世帯の住居等に係る建物の賃貸借契約等において、契約期間及び契約の更新に関する定めがある場合 本年7月1日以降に初めて到来する契約期間の満了日の属する月までの間

イ 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が当該世帯に適用されている旧基準額を超えていない場合であって、当該世帯の住居等に係る賃貸借契約等において、契約期間の定めはあるが契約の更新に関する定めがないとき又は契約期間の定めがないとき 平成28年6月までの間

ウ 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている旧基準額を超えている場合であって、転居先を確保するため熱心かつ誠実に努力している場合 福祉事務所が行っている転居に係る指導において設定した期限（平成28年6月までに限る。）までの間。ただし、当該世帯の住居等に係る賃貸借契約等において、契約期間及び契約の更新に関する定めがある場合であって、当該設定した期限までの間に契約期間の満了日が到来するときは、当該満了日の属する月までの間とする。

(3) (1) 又は (2) の経過措置が適用されている世帯について、本年7月1日以降に、世帯人員の減少又は増加等により、経過措置の適用がなければこれまで当該世帯に適用される限度額又は特別基準額と異なる限度額又は特別基準額が適用されることとなる場合は、該当する日の属する月をもって経過措置の適用は行わないこととすること。ただし、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯人員の減少又は増加等があった後6ヶ月間を限度として、引き続き旧基準額を適用して差し支えない。



**16. 生活保護法による保護の実施要領について**

**(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知)【改正案】**

**17. 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて**

**(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知)【改正案】**





## 生活保護法による保護の実施要領について

生活保護法による保護の実施については、法令及び告示に定めるもののほか、この要領による。

### 第1 世帯の認定

#### ㊦ 第1

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。

#### ㊧ 第1

1 居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。

- (1) 出かせぎしている場合
- (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
- (3) 夫婦間又は親の未成熟の子（中学3年以下の子をいう。以下同じ。）に対する関係（以下「生活保持義務関係」という。）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
- (4) 行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
- (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。2の(5)（エを除く。）及び(6)並びに第2の1において同じ。）している場合
- (6) 職業能力開発校等に入所している場合
- (7) その他(1)から(6)までのいずれかと同様の状態にある場合

問（第1の4） 出かせぎ又は寄宿とは、生計を一にする世帯の所在地を離れて、特定又は不特定期間、他の土地で就労、事業、就学等のため仮の独立生活を営み、目的達成後その世帯に帰ることが予定されている状態をいうものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第1の5） 生計を一にする世帯から離れて、他の土地に新たな生計の本拠を構えた場合には、これを転出として取り扱ってよいか。

答 貴見のとおり取り扱って差しつかえない。

2 同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。ただし、これらのうち(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)については、特に機械的に取り扱うことなく、世帯の状況及び地域の生活実態を十分考慮したうえ実施すること。また、(6)又は(7)に該当する者と生活保持義務関係にある者が同一世帯内にある場合には、(6)又は(7)に該当する者とともに分離の対象として差しつかえない。

- (1) 世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合
- (2) 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（直系血族の世帯に転入した場合にあつては、世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる時に限る。）
- (3) 保護を要しない者が被保護世帯に当該世帯員の日常生活の世話を目的として転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（当該転入者がその世帯の世帯員のいずれに対しても生活保持義務関係にない場合に限る。）
- (4) 次に掲げる場合であつて、当該要保護者がいわゆる寝たきり老人、重度の心身障害者等で常時の介護又は監視を要する者であるとき（世帯分離を行なわないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）
  - ア 要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に属している場合
  - イ ア以外の場合であつて、要保護者に対し生活保持義務関係にある者の収入が自己の一般生活費以下の場合
- (5) 次に掲げる場合であつて、その者を出身世帯員と同一世帯として認定することが出身世帯員の自立助長を著しく阻害すると認められるとき
  - ア 6か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係に

ない場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

イ 出身世帯に自己に対し生活保持義務関係にある者が属している長期入院患者等であって、入院又は入所期間がすでに1年をこえ、かつ、引き続き長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

ウ ア又はイに該当することにより世帯分離された者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の公費負担を受けて引き続き入院している場合又は引き続きその更生を目的とする施設に入所している場合

エ イ又はウに該当することにより世帯分離された者が、退院若しくは退所後6か月以内に再入院又は再入所し、長期間にわたり入院又は入所を要する場合（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

(6) (5)のア、イ及びエ以外の場合で、6か月以上入院又は入所を要する患者等の出身世帯員のうち入院患者等に対し生活保持義務関係にない者が収入を得ており、当該入院患者等と同一世帯として認定することがその者の自立助長を著しく阻害すると認められるとき（世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

(7) 同一世帯員のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合であって、結婚、転職等のため1年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められるとき

(8) 救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設又は児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）の入所者（障害者支援施設については、重度の障害を有するため入所期間の長期化が見込まれるものに限る。）と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合（保護を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。）

問（第1の8） 世帯分離が認められる場合については、局長通知第1の2及び5に各々その要件が示されているが、これは、世帯分離により保護継続している場合にも適用されるべきものと思う。したがって、世帯分離要件に該当しなくなった場合は、世帯分離を解除した上、改めて同一世帯として認定を行い、保護の要否判定を行うべきものとするが、どうか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則をつらぬくとかえって法の目的を実現できないと認められる場合に、例外的に認められる取扱いであることから、世帯分離要件は、世帯分離を行う時点だけでなく、保護継続中も常に満たされていなければならないものである。

したがって、一旦世帯分離を行った場合であっても、その後の事情の変更により、世帯分離の要件を満たさなくなった場合には、世帯分離を解除し、世帯を単位として保護の要否及び程度を決定することとなる。

具体的には、世帯分離により保護を要しないこととなった世帯の収入、資産の状況や、世帯構成、地域の生活実態との均衡及び世帯分離の効果等を継続的には握し、世帯分離要件を満たしているかどうかについて、少なくとも毎年1回は検討を行う必要がある。

なお、世帯分離の解除を円滑に行うためにも、世帯分離を行うに当たっては、当該世帯に対し世帯分離の趣旨等を十分に説明しておく必要がある。

問（第1の9） 世帯分離をした場合において、分離により保護を要しないとした者（世帯）については、継続的に収入等を把握し、要件を満たしているかどうかについて少なくとも毎年1回は検討を行うこととされているが、世帯分離により保護を要しないとした者の非協力により保護を要しないとした者の収入等が申告されず、また再三届出を求めたにもかかわらず届出がなされないため要件の確認が行えないような場合は、どのように取り扱えばよいか。

答 世帯分離は、世帯単位の原則のもとで一定の要件を満たしていることを条件に保護の実施機関が適当

と判断したときに例外的な取扱いとして認められているものである。したがって、世帯分離中は継続して分離の要件を満たしており、分離が適切であるとの実施機関の判断が前提となっているものであるから、設問のように福祉事務所において分離要件を見直すことが必要であると考え調査したが、世帯分離により保護を要しないとされた者の非協力により、この確認ができない場合には当然世帯単位の原則に立ち帰り同一世帯と認定すべきものである。

以上の考え方からすれば、設問のような場合においては、実施機関は、まず、世帯分離を解除し、当該者を同一世帯と認定する変更決定を行うとともに、再度必要な資料等の提出を求め、なお指示に従わない場合は所要の手続を経て保護の廃止を検討すべきである。

問（第1の10） 世帯分離により入院若しくは入所中又は局長通知第1の2の(8)に掲げる施設に入所中の者のみを相当長期間保護している場合であって、世帯分離後の出身世帯の生計中心者が代替わりしたこと等により、同一世帯として認定することが適当でないと認められる場合には、別世帯とみなして差しつかえないか。

答 次のいずれにも該当する場合であって、社会通念上同一世帯として認定することが適当でないと認められる場合には、出身世帯と分離して保護している者を別世帯とみなして差しつかえない。

- 1 世帯分離後、入院入所期間がおおむね5年以上にわたっており、今後も引き続き長期間に及ぶこと。
- 2 世帯分離されている者に対し、出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にないこと。
- 3 世帯分離後出身世帯の生計中心者が代替わりしていること。

なお、別世帯とみなした場合にも、従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこととなる。

3 高等学校（定時制及び通信制を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部専攻科、高等専門学校、専修学校又は各種学校（以下「高等学校等」

という。）に就学し卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合については、就学しながら、保護を受けることができるものとして差し支えないこと。

ただし、専修学校又は各種学校については、高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるものと認められるものであって、その者がかつて高等学校等を修了したことの無い場合であること。

問（第1の7） 局長通知第1の3にいう「高等学校又は高等専門学校での就学に準ずるもの」とは、どのようなものをいうか。

答 専修学校又は各種学校の修業年限が3年以上であり、かつ、普通教育科目を含む就業時間数がおおむね年800時間以上である教育課程に就学する場合であって、就学する者の意欲、能力、健康状態等から判断して、当該被保護世帯の自立助長のうえで高等学校等での就学と同程度の効果が期待されるものをいう。

4 次の各要件のいずれにも該当する者については、夜間大学等で就学しながら、保護を受けることができるものとして差しつかえないこと。

(1) その者の能力、経歴、健康状態、世帯の事情等を総合的に勘案の上、稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること。

(2) 就学が世帯の自立助長に効果的であること。

5 次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。

(1) 保護開始時において、現に大学で就学している者が、その課程を修了するまでの間であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

(2) 次の貸与金を受けて大学で就学する場合

ア 独立行政法人日本学生支援機構法による貸与金  
イ 国の補助を受けて行われる就学資金貸与事業による貸与金であってアに準ずるもの

ウ 地方公共団体が実施する就学資金貸与事業による貸与金（イに該当するものを除く。）であってアに準ずるもの



- (3) 生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校で就学する場合であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

問（第1の6） 局長通知第1の5の(2)のイに該当するものは、どのようなものか。

答 例えば、財団法人交通遺児育英会の奨学金、文部科学省の高等学校等進学奨励費補助を受けて行われる事業による奨学金、生活福祉資金の教育支援資金のうち特に必要と認められる場合に支給されるもの、母子福祉資金又は寡婦福祉資金の修学資金のうち特別貸付けによるもの等である。

- 6 同一世帯に属していると認められるものであっても、次の者については別世帯として取り扱うこと。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第13条に定める特定中国残留邦人等（以下「特定中国残留邦人等」という。）及び同法第14条に定めるその者の配偶者（以下「その者の配偶者」という。）

## 第2 実施責任

### ◎ 第2

保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していなくても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。

### ◎ 第2

1 居住地のない入院患者又は介護老人保健施設入所者については、原則としてその現在地である当該医療機関又は介護老人保健施設の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものであるが、次の場合には、それぞれ当該各項によること。

- (1) 保護を受けていなかった単身者で居住地のないものが入院又は入所した場合は、医療扶助若しくは介

護扶助又は入院若しくは入所に伴う生活扶助の適用について、保護の申請又は保護の申請権者からはじめて保護の実施機関に連絡のあった時点における、要保護者の現在地（ただし、当該単身者が急病により入院した場合であって、発病地を所管する保護の実施機関に対し申請又は連絡を行なうことができない事情にあったことが立証され、かつ、入院後直ちに保護の実施機関に申請又は連絡があった場合は、発病地とする。）を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うこと。

- (2) 入院又は入所前の居住地に本人の家財等が保管され又は同地と同一管内地域に確実な帰来引受先がある場合であって、本人が退院又は退所後必ずその地域に居住することが予定されているときは、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任（居住地保護の例による。）を負うこと。

- (3) (2)のほか、入院若しくは入所と同時に居住地を失ない、又は入院若しくは入所後（入院又は入所後において住宅費が認定されていた場合には、当該住宅費が認定されなくなった日以後）3箇月以内に入院又は入所を原因として居住地を失なった者（入院又は入所後3箇月を経過した後において保護を申請した者であって、申請時において居住地がなかったものを除く。）については、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任（現在地保護の例による。）を負うこと。

問（第2の1） 単身者たる入院患者又は介護老人保健施設入所者の入院又は入所前の居住地がなくなった場合は、他に親族等の縁故先で退院又は退所後の着き先となるものが期待される場所があるとしても、当該入院又は入所が法によるものであると否とを問わず、すべて居住地として認定されないと解してよいか。

答 局長通知第2の1の(2)に該当する場合を除き、お見込みのとおりである。

問（第2の2） 世帯分離された入院患者又は介護老人保健施設入所者については、出身世帯の居住地をその居住地として認定すべきであり、出身世帯が移

転した場合も同様であると解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問(第2の3) 同一世帯員として認定すべき者のうち一方が病院又は療養所にあり、他方が保護施設にある場合で、入院又は入所前の居住地が消滅しているときの実施責任は、どのように判断すべきか。

答 それぞれ世帯を別にしているものとして判断すべきである。

すなわち、保護施設にある者については法第19条第3項により、入院患者については局長通知第2の1又は2により取り扱うべきである。

問(第2の4) 次の場合の要保護者にかかる実施責任はいずれにあるか。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担(結核に係るものに限る。)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)に基づく公費負担による入院患者等医療扶助の適用を受けていない被保護者で居住地のないものが転院したとき。

(2) 医療扶助により入院していた者で局長通知第2の1の(3)又は2により保護を実施されていたものが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく公費負担を受ける等医療扶助の適用を要しなくなった場合で引き続き生活扶助(入院患者日用品費)を要するとき。

(3) 医療観察法による措置廃止により、居住地のない被保護者が転院したとき。

答 (1)については、局長通知第2の2は適用されず、当該被保護者の現在地である転院先の医療機関所在地の実施機関が、入院患者日用品費等の支給について実施責任を負うものである。

(2)については、同一の医療機関に入院している限り引き続き局長通知第2の1の(3)又は2により実施責任が定められるものである。

(3)については、措置廃止と同時に転院となった場合は、局長通知第2の1により転院先の医療機関所在地の実施機関が実施責任を負うものである。

問(第2の5) 局長通知第2の1の(3)にいう「入院後3箇月以内」及び「入院後3箇月を経過した後」

の「3箇月」はどのように算定すべきか。

答 いずれも入院した日の属する月を含めて4箇月日の月の入院日に相当する日の前日までをいうものである。

問(第2の7) 被保護者がケアハウスに入所した場合、ケアハウス所在地をその者の居住地とし、その者に対する保護の実施責任は、ケアハウス所在地を所管する保護の実施機関が負うこととなるのか。

答 お見込みのとおりである。

なお、同様の取扱いとしては、身体障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホーム、知的障害者福祉ホーム、軽費老人ホーム、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等がある。

また、平成18年4月1日以前から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する共同生活援助を行う住居に入居している者については、従前の保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこととなる。

問(第2の8) 平成18年10月以前より児童福祉法に基づく措置により児童福祉施設(障害児入所施設に限る。)に入所している児童が、引き続き契約に基づき当該施設に入所する場合、その児童の入所期間中、当該施設(複数の施設に継続して入所措置された場合には最初に入所措置された施設)に入所措置する前の居住地又は現在地を所管する保護の実施機関が、当該児童に対する保護の実施責任を負うものと考えてよろしいか。

答 お見込みのとおりである。

2 居住地のない被保護者又は要保護者について、保護の実施機関が、所管区域内に適切な指定医療機関がないか、あっても満床のため、所管区域外の指定医療機関に医療を委託した場合及び治療の必要上から所管区域外の指定医療機関に委託替えした場合(生活保護法による医療扶助を適用されている患者が自発的に転院転所をした場合であつて、客観的に保護の実施機関において委託替えすべきであつたと認められるときを含む。)には、当該医療の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任(1の(2)に該当する場合のほかは現在地保護の例による。)を負うこと。

- 3 居住地のない介護老人保健施設又は介護療養型医療施設入所者であつて、法による介護扶助を適用されている被保護者が、当該保護の実施機関の所管区域外の指定介護機関に転院、転所をした場合には、当該介護扶助の継続中従前の保護の実施機関が、なお保護の実施責任（1の(2)に該当する場合のほかは所在地保護の例による。）を負うこと。
- 4 単身の被保護者（入所と同時に保護を開始される者を含む。）が国立保養所又は結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、入所前の居住地又は所在地により定めること。ただし、病院又は療養所から直ちに結核回復者の後保護を目的とする施設に入所した場合には、当該施設入所中の保護の実施責任は、病院又は療養所に入院又は入所中における保護の実施機関にあるものとする。
- 5 保護施設に入所している者が病院、介護老人保健施設若しくは療養所に入院若しくは入所した場合又は保護施設を退所し、引き続き保護施設通所事業を利用した場合には、入院若しくは入所又は通所している期間中（保護施設通所事業については1年以内に限る。）、当該施設に入所していたときの保護の実施機関が引き続き保護の実施責任を負うこと。
- 6 被保護者が老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所した場合は、その者の入所期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。
- 7 老人福祉法の措置により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が病院、介護老人保健施設又は療養所に入院又は入所した場合で当該入所措置廃止と同時に保護を開始されるその者に対する保護の実施責任は、当該施設に入所中その者に対し保護の実施責任を負う保護の実施機関にあるものとする。
- 8 保護を受けていない介護老人福祉施設入所者から保護の申請があつた場合のその者に対する実施責任は、当該施設所在地を所管する保護の実施機関にあるものとする。ただし、第1の規定により出身世帯と同一世帯と認定されるべき場合は、この限りでない。
- 9 被保護者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的

に支援するための法律に規定する障害者支援施設に入所し、又は共同生活援助若しくは共同生活介護を行う住居に入居した場合は、その者の入所又は入居期間中、従前の保護の実施機関が従前どおり保護の実施責任を負うこと。

なお、当該者が入所又は入居前に属していた世帯が移転した場合でも、12の(1)の取扱いに抛らず、その世帯が従前居住していた地に居住地があるものと認定すること。

- 10 児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）に入所している者に対する保護の実施責任は、入所前の居住地又は所在地により定めること。
- 11 法第18条第2項第1号の規定に基づく死亡した被保護者の葬祭を行なう者に対する葬祭扶助の実施責任は、死亡した被保護者に対する保護の実施機関が負うものとする。
- 12 居住地又は所在地の認定は次によること。

(1) 第1の1によって同一世帯員と認定された者については、出身世帯の居住する地に居住地があるものと認定し、また、出身世帯が移転した場合には、その移転先を居住地と認定すること。

(2) (1)の場合において、出身世帯が分散している等のためその出身世帯の居住地が明らかでないときは、そのうち、生活の本拠として最も安定性のある地を居住地と認定すること。ただし、これによりがたいときは、出身世帯の生計中心者のいる地を居住地と認定すること。

なお、出身世帯員に安定した居住地がないときは、居住地がない者と認定すること。

(3) 刑務所又は少年院より釈放され、又は仮釈放された者について帰住地がある場合であつて、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときは、その帰住地を所在地とみなすこと。

(4) 次に掲げる施設に収容されている者又は入所している者については、居住地がない者とみなし、原則として当該施設所在地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負い、所在地保護を行うこと。

ただし、左記の施設入所者の多くが配偶者からの暴力の被害者である現状にかんがみ、当該被害者の



立場に立って広域的な連携を円滑に進める観点から、都道府県内又は近隣都道府県間における自治体相互の取り決めを定めた場合には、それによることとして差しつかえない。

ア 売春防止法による婦人保護施設又は婦人相談所の行う一時保護の施設

イ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」による婦人相談所が自ら行う又は委託して行う一時保護の施設

### 第3 資産の活用

#### ◎ 第3

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難しいときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

- 1 その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの
- 2 現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの
- 3 処分することができないか、又は著しく困難なもの
- 4 売却代金よりも売却に要する経費が高いもの
- 5 社会通念上処分させることを適当としないもの

#### ◎ 第3

資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いは、次に掲げるところによること。ただし、保有の限度を超える資産であっても、次官通知第3の3から5までのいずれかに該当するものは、保有を認めて差し支えない。

また、要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求めること。

なお、不動産の保有状況については、定期的に申告を行わせるとともに、必要がある場合は更に訪問調査等を行

行うこと。

#### 1 土地

##### (1) 宅地

次に掲げるものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（生活福祉資金貸付制度要綱に基づく「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」をいう。以下同じ。）の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

ア 当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地で、建築基準法第52条及び第53条に規定する必要な面積のもの

イ 農業その他の事業の用に供される土地で、事業遂行上必要最小限度の面積のもの

##### (2) 田畑

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 当該地域の農家の平均耕作面積、当該世帯の稼働人員等から判断して適当と認められるものであること。

イ 当該世帯の世帯員が現に耕作しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に耕作することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなものであること。

##### (3) 山林及び原野

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

ア 事業用（植林事業を除く。）又は薪炭の自給用若しくは採草地用として必要なものであって、当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる面積のもの。

イ 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯員若しくは当該世帯の世帯員となる者がおおむね3年以内に利用することにより世帯の収入増加に著しく



貢献するようなものであること。

## 2. 家屋

### (1) 当該世帯の居住の用に供される家屋

保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

なお、保有を認められるものであっても、当該世帯の人員、構成等から判断して部屋数に余裕があると認められる場合は、間貸しにより活用させること。

また、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させること。

### (2) その他の家屋

ア 事業の用に供される家屋で、営業種別、地理的条件等から判断して、その家屋の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる規模のものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

イ 貸家は、保有を認めないこと。ただし、当該世帯の要保護推定期間（おおむね3年以内とする。）における家賃の合計が売却代金よりも多いと認められる場合は、保有を認め、貸家として活用させること。

## 3. 事業用品

次のいずれにも該当するものは、保有を認めること。ただし、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるものは、この限りでない。

(1) 事業用設備、事業用機械器具、商品、家畜であつて、営業種目、地理的条件等から判断して、これらの物の保有が当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる程度のものであること。

(2) 当該世帯の世帯員が現に最低生活維持のために利用しているものであるか、又は当該世帯の世帯員若しくは当該世帯の世帯員となるものが、おおむね1年以内（事業用設備については3年以内）に利用することにより世帯の収入増加に著しく貢献するようなもの。

## 4. 生活用品

### (1) 家具什器及び衣類寝具

当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があると認められる品目及び数量は、保有を認めること。

### (2) 趣味装飾品

処分価値の小さいものは、保有を認めること。

### (3) 貴金属及び債券

保有を認めないこと。

### (4) その他の物品

ア 処分価値の小さいものは、保有を認めること。

イ ア以外の物品については、当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失することにならないと認められるものは、保有を認めること。

## 5. 判断基準

1の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地、及び2の(1)の当該世帯の居住の用に供される家屋であつて、当該ただし書きにいう処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められるか否かの判断が困難な場合は、原則として各実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行うこと。

問（第3の18） 生活保護の受給中、既に支給された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等がある場合ほどどのように取り扱ったらよいか。

答 被保護者に、預貯金等がある場合については、まず、当該預貯金等が保護開始時に保有していたものではないこと、不正な手段（収入の未申告等）により蓄えられたものではないことを確認すること。当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。なお、この場合、当該預貯金等が当てられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

また、被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。

さらに、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明したうえで、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。

問（第3の18-2） 高等学校等に就学中の者がいる被保護世帯において、当該者が高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費に充てるため、保護費のやり繰りにより預貯金等を行うことは認められるか。

答 保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認して差しつかえない取り扱いとしている。

生業扶助の対象とならない専修学校又は各種学校への就学については、本来、高等学校等就学費を支給された者は卒業資格を活かして就労を目指すことが必要であるが、一方で、自立助長に効果的であると認められる等局第1-5の要件を満たす場合には世帯分離をしたうえで認めている。

また、大学への就学については、貸与金を受けて就学する場合に世帯分離をしたうえで認めているが、大学への就学によって、就労に資する資格取得が見込まれることも考えられる。

そのため、次のいずれにも該当する場合、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等は、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められるものとして、保有を容認して差しつかえない。

なお、保護の実施機関は、当該預貯金等の使用前に預貯金等の額を確認するとともに、使用後は下記3の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。

- 1 具体的な就労自立に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から卒業時の資格取得が見込めるなど特に自立助長に効果

的であると認められること。

- 2 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学すること。

- 3 当該預貯金等の使用目的が、高等学校等卒業後、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学金等に限る。）に充てるものであること。

- 4 やり繰りで生じる預貯金等に対応する経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっているものであって、原則として、やり繰りを行う前に保護の実施機関の承認を得ていること。

問（第3の13） 局第3において、要保護者に資産の申告を行わせることとなっているが、保護受給中の申告の時期等について具体的に示されたい。

答 被保護者の現金、預金、動産、不動産等の資産に関する申告の時期及び回数については、少なくとも12箇月ごとに行わせることとし、申告の内容に不審がある場合には必要に応じて関係先について調査を行うこと。

この場合、不動産の保有状況については、固定資産税納税通知書がある場合は写しを提出させるとともに、必要がある場合は、更に訪問調査等により的確に把握すること。

なお、保護の実施機関において関係機関の協力等により被保護者の保有不動産の状況を的確に把握できる場合には、必ずしも被保護者から申告を行わせる必要はないこと。

おって、不動産を取得又は処分したときの申告については、予め被保護者に申告の義務があることを十分に理解させ、速やかに申告を行わせること。

問（第3の15） 局長通知第3の5にいうケース診断会議等の検討に付する目安を示されたい。

答 ケース診断会議等における検討対象ケースの選定に当たっては、当該実施機関における最上位級地の標準3人世帯の生活扶助基準額に同住宅扶助特別基準額を加えた値におおよそ10年を乗じ、土地・家屋保有に係る一般低所得世帯、周辺地域住民の意識、持ち家状況等を勘案した所要の補正を行う方法、またはその他地域の事情に応じた適切な方法により算出した額をもってケース診断会議等選定の目安額と

する。

なお、当該目安額は、あくまでも当該検討会等の検討に付するか否かの判断のための基準であり、保護の要否の決定基準ではないものである。

問（第3の16） 局長通知第3の5にいうケース診断会議等ではどのような点について検討を行うのか示されたい。

答 当該土地・家屋に居住することによって営まれる生活の内容が、最低生活の観点から、他の被保護世帯や地域住民の生活内容との比較においてバランスを失しない程度のものであるか、また、生活保護の補足性の観点からみて、居住用の不動産としてその価値が著しい不公平を生じるものではないか等について、住民意識及び世帯の事情等を十分勘案して長期的な視点で行うものとする。

具体的には、

- ① 当該土地・家屋の見込処分価値の精査
- ② 当該土地・家屋の処分の可能性
- ③ 当該世帯の移転の可能性
- ④ 当該世帯員の健康状態・生活歴
- ⑤ 当該世帯と近隣の関係
- ⑥ 当該世帯の自立の可能性
- ⑦ 当該地域の低所得者の持ち家状況、土地・家屋の平均面積、地域感情
- ⑧ その他必要な事項

について検討し、当該世帯の実情に応じた土地・家屋の保有の容認あるいは活用の方策等の総合的な援助方針について意見をまとめること。

なお、土地・家屋の活用について援助方針を樹立する際には、当該世帯に将来の生活の不安を抱かせることのないよう配慮する必要があることから、単に資産活用に係る関係諸機関との連携、活用までの間の急迫保護のあり方、指導指示の内容について検討するのみでなく、個別の世帯の事情に即した他法他施策の活用、不動産を担保とした貸付の活用、不動産の賃貸等による活用、公営住宅等への入居による活用、親族との関係など当該世帯の自立助長の観点から、全般にわたり十分な配慮を行った援助方針の樹立に努める必要があること。

また、土地・家屋の保有を容認することが適当と

判断された場合においても、検討の結果を活かして改善を図られる援助方針の樹立について留意されたいこと。

問（第3の6） 局長通知第3の4の(4)のイにいう「当該地域の一般世帯との均衡を失することにならない」ことの判断基準を示されたい。

答(1) 「当該地域」とは、通常の場合、保護の実施機関の所管区域又は市町村の行政区域を単位とすることが適当であるが、実情に応じて、市の町内会、町村の集落等の区域を単位として取り扱って差しつかえない。

(2) 「一般世帯との均衡を失することにならない」場合とは、当該物品の普及率をもって判断するものとし、具体的には、当該地域の全世帯の70%程度（利用の必要性において同様の状態にある世帯に限って見た場合には90%程度）の普及率を基準として認定すること。

問（第3の17） 寝たきり老人、身体障害者等のいる世帯が、当該寝たきり老人等の身体状況又は病状からルームエアコンを利用している場合であって、その保有が社会的に適当であると認められる場合は、当該地域の普及率が低い場合であっても次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてルームエアコンの保有を認めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第3の8） 生活用品としての楽器、テレビ、カメラ及びステレオは、趣味装飾品、家具什器又はその他の物品のいずれに分類すべきか。

答 「その他の物品」として取り扱うこと。

問（第3の9） 次のいずれかに該当する場合であって、自動車による以外に通勤する方法が全くないが、又は通勤することがきわめて困難であり、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」として通勤用自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者が自動車により通勤する場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合

3 公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある  
勤務先に自動車により通勤する場合

4 深夜勤務等の業務に従事している者が自動車に  
より通勤する場合

答 お見込みのとおりである。

なお、2、3及び4については、次のいずれにも  
該当する場合に限るものとする。

(1) 世帯状況からみて、自動車による通勤がやむを  
得ないものであり、かつ、当該勤務が当該世帯の  
自立の助長に役立っていると認められること。

(2) 当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車  
を保有しない低所得世帯との均衡を失しないもの  
であること。

(3) 自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲  
の自動車と認められるものであること。

(4) 当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく  
上回ること。

問(第3の9の2) 通勤用自動車については、現に  
就労中の者にしか認められていないが、保護の開始  
申請時においては失業や傷病により就労を中断して  
いるが、就労を再開する際には通勤に自動車を利用  
することが見込まれる場合であっても、保有してい  
る自動車は処分させなくてはならないのか。

答 概ね6か月以内に就労により保護から脱却する  
ことが確実に見込まれる者であって、保有する自動車  
の処分価値が小さいと判断されるものについては、  
次官通知第3の2「現在活用されてはいないが、近  
い将来において活用されることがほぼ確実であっ  
て、かつ、処分するよりも保有している方が生活維  
持に実効があがると認められるもの」に該当するも  
のとして、処分指導を行わないものとして差し支え  
ない。ただし、維持費の捻出が困難な場合について  
はこの限りではない。

また、概ね6か月経過後、保護から脱却してい  
ない場合においても、保護の実施機関の判断により、  
その者に就労阻害要因がなく、自立支援プログラム  
又は自立活動確認書により具体的に就労による自立  
に向けた活動が行われている者については、保護開  
始から概ね1年の範囲内において、処分指導を行わ  
ないものとして差し支えない。

なお、処分指導はあくまで保留されているもので  
あり、当該求職活動期間中に車の使用を認める趣旨  
ではないので、予め文書により「自動車の使用は認  
められない」旨を通知するなど、対象者には十分な  
説明・指導を行うこと。ただし、公共交通機関の利  
用が著しく困難な地域に居住している者について  
は、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使  
用を認めて差し支えない。

また、期限到来後自立に至らなかった場合につい  
ては、通勤用の自動車の保有要件を満たす者が通勤  
用に使用している場合を除き、速やかに処分指導を  
行うこと。

問(第3の11) 保護申請時において保険に加入して  
おり、解約すれば返戻金のある場合は、すべて解約  
させるべきか。

答 保険の解約返戻金は、資産として活用させるのが  
原則である。ただし、返戻金が少額であり、かつ、  
保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない  
場合に限り、保護適用後保険金又は解約返戻金を受  
領した時点で法第63条を適用することを条件に解約  
させないで保護を適用して差しつかえない。

問(第3の19) 保護申請時において学資保険に加入  
している場合においても、本通知第3の間1と同様  
の条件を満たす場合については、解約させないで保  
護を適用してよいか。

答 当該学資保険が、次の条件を満たす場合には、  
保護適用後、満期保険金(一時金等を含む)又は解  
約返戻金を受領した時点で、開始時の解約返戻金相  
当額について法第63条を適用することを前提とし  
て、解約させないで保護を適用して差しつかえない。

1 同一世帯の構成員である子が15歳又は18歳時  
に、同一世帯員が満期保険金(一時金等を含む)  
を受け取るものであること。

2 満期保険金(一時金等を含む)又は満期前に解  
約した場合の返戻金の使途が世帯内の子の就学に  
要する費用にあてることを目的としたものである  
こと。

3 開始時点の1世帯あたりの解約返戻金の額が50  
万円以下であること。

問(第3の20) 保護受給中に学資保険の満期保険金



(一時金等を含む)又は解約返戻金を受領した場合について高等学校等就学費との関係も踏まえて取扱いを示されたい。

答 満期保険金等を受領した場合、開始時の解約返戻金相当額については、法第63条を適用し返還を求めることとなるが、本通知第8の問40の(2)のオに定める就学等の費用にあてられる額の範囲内で、返還を要しないものとして差しつかえない。なお、この場合、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上しても差しつかえない。

開始時の解約返戻金相当額以外については、「保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱い」と同様に、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合については、収入認定の除外対象として取り扱い、当該収入があてられる経費については、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。なお、この取扱いは、保有を認められた他の保険についても同様である。

問(第3の12) 次のいずれかに該当する場合は自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者(児)が通院、通所及び通学(以下「通院等」という。)のために自動車を必要とする場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合

答 次のいずれかに該当し、かつ、その保有が社会的に相当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを相当としないもの」としてその保有を認めて差しつかえない。

- 1 障害(児)者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合
  - (1) 障害(児)者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であること。
  - (2) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策によ

る送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実情に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。

- (3) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの(排気量がおおむね2,000cc以下)であること。
- (4) 自動車の維持に要する費用(ガソリン代を除く。)が他からの援助(維持費に充てることを特定したものに限る。)他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。
- (5) 障害者自身が運転する場合又は専ら障害(児)者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。

2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

- (1) 当該者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であること。
- (2) 他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院等が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車による以外に通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最小限のもの(排気量がおおむね2,000cc以下)であること。
- (4) 自動車の維持に要する費用(ガソリン代を除く。)が他からの援助(維持費に充てることを

特定したものに限り。)等により、確実にまかなわれる見通しがあること。

- (5) 当該者自身が運転する場合又は専ら当該者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

問(第3の14) ローン付住宅を保有している者から保護の申請があったが、どのように取り扱うべきか。

答 ローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している者を保護した場合には、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきではない。

問(第3の21) 局長通知第3の1の(1)及び第3の2の(1)において、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能なものについては、当該貸付資金の利用によってこれを活用させることとし、その活用後に保有を認めることとされているが、当該貸付資金の利用が可能にも関わらず、その利用を拒む世帯に対しては、どのように対応するのか。

答 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用が可能の場合には、当該貸付資金の利用が優先されるべきである。

したがって、当該貸付資金の利用を拒む世帯に対しては、資産の活用は保護の受給要件となることを説明し、その利用を勧奨するとともに、貸付期間中も相談に応じること、貸付の利用が終了した後、他の要件を満たす場合には生活保護が適用になる旨を説明することとされたい。

それでも、当該貸付資金の利用を拒む場合については、資産活用を恣意的に忌避し、法第4条に定める保護の受給要件を満たさないものと解し、

- 1 生活保護受給中の者については、所要の手続を経て、保護を廃止する
- 2 新規の保護申請者については、保護申請を却下することとされたい。

問(第3の22) 保護受給中の者が要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合、貸付日以前に支給された保護費はどのように取扱うのか。

答 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の利用の可

否については、社会福祉協議会による審査によって決定されることから、保護の実施機関による当該居住用不動産の保有認否の判断は、この審査結果を待って行うことになる。

したがって、この場合、貸付契約の成立をもって、当該居住用不動産が具体的に活用可能な資産になったものと判断されるべきであり、初回の貸付分が受けられる月の初日を資力発生日ととらえ、貸付日以前に支給された保護費については、法第63条による返還請求を行わないこと。

なお、この取扱いは、保護の実施機関が貸付日以前に当該居住用不動産の保有を否認していた場合も同様である。

問(第3の23) 保有が容認されていた自動車を使用に耐えない状態となった場合、自動車の更新を認めてよいか。

答 次のいずれにも該当する場合であって、自動車を購入することが真にやむを得ないと認められる場合は、自動車の更新を認めて差し支えない。

ただし、保護の実施機関による事前の承認を得ることを原則とする。その際、保護費のやり繰りによって生じた預貯金等により賄う場合においては、本通知第3の18に従い、不正の手段により蓄えられたものではないこと等を確認すること。

- 1 保有が容認されていた自動車を使用に耐えない状態となったこと。
- 2 保有が容認されていた事情に変更がなく、自動車の更新後も引き続き本通知第3の9又は同第3の12に掲げる保有の容認要件に該当すること。
- 3 自動車の処分価値が小さく、通勤、通院等に必要範囲の自動車と認められるものであること。
- 4 自動車の更新にかかる費用が扶養義務者等他からの援助又は保護費のやり繰りによって生じた預貯金等により確実に賄われること。

## 第4 稼働能力の活用

### ◎ 第4

要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。

#### ④ 第4

1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。

問（第4の1） 現に就労している者の稼働能力の活用状況が十分であるか否かについては、どのように判断したら良いのか。

答 局長通知第4で示した稼働能力の活用についての判断基準は、現に就労している者についても当てはまるものである。

具体的には、その者の現在の就労状況が2により評価した本人の稼働能力から見て妥当な水準にあると認められる場合には、その者は稼働能力を活用していると判断することができるものである。

一方、本人の稼働能力から見て妥当な水準にないと認められる場合には、3及び4で示した事項を含めて1により客観的かつ総合的に判断されたい。

## 第5 扶養義務の取扱い

#### ⑤ 第5

要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めるよう、要保護者を指導すること。また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させること。この民法上の扶養義務は、法律上の義務ではあるが、これを直ちに法律に訴えて法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決し、円満裡に履行させることを本旨として取り扱うこと。

#### ⑤ 第5

##### 1 扶養義務者の存否の確認について

(1) 保護の申請があったときは、要保護者の扶養義務者のうち次に掲げるものの存否をすみやかに確認すること。この場合には、要保護者よりの申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認すること。

ア 絶対的扶養義務者。

イ 相対的扶養義務者のうち次に掲げるもの。

(i) 現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者。

(ii) 過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者。

問（第5の1） 局長通知第5の1の(1)のイの(i)にいう「特別の事情」に該当するのは、どのような場合であるか。

答 民法第877条第2項にいう特別の事情と同様趣旨のものと考えてよく、この場合、特別の事情とは、法律上絶対的扶養義務者には一般的に扶養義務が課せられるが、その他の3親等内の親族についても、親族間に生活共同体的関係が存在する実態にあるときは、その実態に対応した扶養関係を認めるという観点から判断することが適当であるとされている。したがって、本法の運用にあたっては、この趣旨に沿って、保護の実施機関において、当事者間の関係

並びに関係親族及び当該地域における扶養に関する慣行等を勘案して特別の事情の有無を判断すべきものである。

わが国の社会実態からみて、少なくとも次の場合には、それぞれ各号に掲げる者について特別の事情があると認めることが適当である。ただし、当該判断にあたっては機械的に取り扱うことなく、原則当事者間における話し合い等によって解決するよう努めること。

- 1 その者が、過去に当該申請者又はその世帯に属する者から扶養を受けたことがある場合。
- 2 その者が、遺産相続等に関し、当該申請者又はその世帯に属する者から利益を受けたことがある場合。
- 3 当該親族間の慣行又は当該地域の慣行により、その者が当該申請者又はその世帯に属する者を扶養することが期待される立場にある場合。

(2) 扶養義務者の範囲は、次表のとおりであること。

[表略]

(3) 扶養義務者としての「兄弟姉妹」とは、父母の一方のみを同じくするものを含むものであること。

## 2 扶養能力の調査について

(1) 1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき要保護者その他により聴取する方法により、扶養の可能性を調査すること。なお、調査にあたっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等（以下「精神的な支援」という。）の可能性についても確認するものとする。

問（第5の2） 局長通知第5の2の(1)による扶養の可能性の調査により、例えば、当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者及び実施機関がこれらと同様と認める者、要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない者並びに夫の暴力から逃れてきた母子等当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者であって、明らか

に扶養義務の履行が期待できない場合は、その間の局長通知第5の2の(2)及び(3)の扶養能力調査の方法はいかにすべきか。

答1 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者であるときは、局長通知第5の2の(2)のアのただし書きにいう扶養義務者に対して直接照会することが真に適当でない場合として取り扱って差しつかえない。

2 当該扶養義務者が生活保持義務関係にある扶養義務者以外であるときは、個別の慎重な検討を行い扶養の可能性が期待できないものとして取り扱って差しつかえない。

3 なお、いずれの場合も、当該検討経過及び判定については、保護台帳、ケース記録等に明確に記載する必要があるものである。

問（第5の3） 生活扶助義務関係にある者の扶養能力を判断するにあたり、所得税が課されない程度の収入を得ている者は、扶養能力がないものとして取り扱ってよいか。

答 給与所得者については、資産が特に大きい等、他に特別の事由がない限り、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。給与所得者であってもこの取扱いによることが適当でないと認められる者及び給与所得者以外の者については、各種収入額、資産保有状況、事業規模等を勘案して、個別に判断すること。

(2) 次に掲げる者（以下「重点的扶養能力調査対象者」という。）については、更にアからエにより扶養能力を調査すること。

① 生活保持義務関係にある者

② ①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者

③ ①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

ア 重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関の管内に居住する場合には、実地につき調査すること。

重点的扶養能力調査対象者が保護の実施機関



の管外に居住する場合には、まずその者に書面により回答期限を付して照会することとし、期限までに回答がないときは、再度期限を付して照会を行うこととし、なお回答がないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。ただし、重点的扶養能力調査対象者に対して直接照会することが真に適當でない認められる場合には、まず関係機関等に対して照会を行い、なお扶養能力が明らかにならないときは、その者の居住地を所管する保護の実施機関に書面をもって調査依頼を行うか、又はその居住地の市町村長に照会すること。

なお、相当の扶養能力があると認められる場合には、管外であっても、できれば実地につき調査すること。

イ 調査は、重点的扶養能力調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等について行うこと。

ウ アの調査依頼を受けた保護の実施機関は、原則として3週間以内に調査の上回答すること。

エ 調査に際しては、重点的扶養能力調査対象者に要保護者の生活困窮の実情をよく伝え、形式的にわたらないよう留意すること。

(3) 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者については、次により扶養能力を調査すること。なお、実施機関の判断により、重点的扶養能力調査対象者に対する調査方法を援用しても差しつかえない。

ア 重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者への照会は、原則として書面により回答期限を付して行うこと。

なお、実施機関の判断により電話連絡により行うこととしても差しつかえないが、不在等により連絡が取れない場合については、再度の照会又は書面による照会を行うこと。また、電話連絡により照会した場合については、その結果及び聴取した

内容をケース記録に記載するとともに、金銭的な援助が得られる場合については、その援助の内容について書面での提出を求めること。

イ 実施機関において重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者に対して直接照会することが真に適當でない認められる場合には、扶養の可能性が期待できないものとして取り扱うこと。

ウ 照会の際には要保護者の生活困窮の実情をよく伝えるとともに、重点的扶養能力調査対象者以外の扶養義務者のうち扶養の可能性が期待される者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等の把握に努めること。

(4) 扶養の程度及び方法の認定は、実情に即し、実効のあるように行うものとし、扶養義務者の了解を得られるよう努めること。この場合、扶養においては要保護者と扶養義務者との関係が一義的であるので、要保護者をして直接扶養義務者への依頼に努めさせるよう指導すること。

(5) 扶養の程度は、次の標準によること。

ア 生活保持義務関係（第1の2の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係を除く。）においては、扶養義務者の最低生活費を超過する部分

イ 第1の2の(4)のイ、同(5)のイ、ウ若しくはオ又は同(8)に該当することによって世帯分離された者に対する生活保持義務関係並びに直系血族（生活保持義務関係にある者を除く。）兄弟姉妹及び相対的扶養義務者の関係（以下「生活扶助義務関係」という。）においては、社会通念上それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損わない限度

問（第5の4） 局長通知第5の2の(5)のアは、生活保持義務関係にある者の同居の事実の有無又は親権の有無にかかわらず適用されるものと思うが、どうか。

答 お見込みのとおりである。

(6) 扶養の程度の認定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 扶養義務者が生計中心者であるかどうか等その世帯内における地位等を考慮すること。

イ 重点的扶養能力調査対象者以外の者が要保護者を引き取ってすでになんらかの援助を行っていた場合は、その事情を考慮すること。

### 3 扶養義務者への通知について

保護の開始の申請をした要保護者について、保護の開始の決定をしようとする場合で、要保護者の扶養義務者に対する扶養能力の調査によって、法第77条第1項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、要保護者の氏名及び保護の開始の申請があった日を記載した書面を作成し、要保護者に保護の開始の決定を通知するまでの間に通知すること。

### 4 扶養の履行について

(1) 扶養能力の調査によって、要保護者の扶養義務者のうち、法第77条第1項の規定による費用徴収を行う蓋然性が高いなど、明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、民法に定める扶養を履行していない場合は、書面により履行しない理由について報告を求めること。

(2) 重点的扶養能力調査対象者が十分な扶養能力があるにもかかわらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他に円満な解決の途がない場合には、家庭裁判所に対する調停又は審判の申立てをも考慮すること。この場合において、要保護者にその申立てを行わせることが適当でないと判断されるときは、社会福祉士が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行ってもよいこと。なお、重点的扶養能力調査対象者以外の者について家庭裁判所に対して調停等を申立てることを妨げるものではない。

(3) (2)の場合において、必要があるときは、(2)の手続の進行と平行してとりあえず必要な保護を行ない、家庭裁判所の決定があった後、法第77条の規定により、扶養義務者から、扶養可能額の範囲内にお

いて、保護に要した費用を徴収する等の方法も考慮すること。

なお、法第77条の規定による費用徴収を行なうに当たっては、扶養権利者が保護を受けた当時において、当該扶養義務者が法律上の扶養義務者であり、かつ、扶養能力があったこと及び現在当該扶養義務者に費用償還能力があることを確認すること。

(4) 扶養義務者の扶養能力又は扶養の履行状況に変動があったと予想される場合は、すみやかに、扶養能力の調査を行い、必要に応じて(1)の報告を求めたうえ、再認定等適宜の処理を行うこと。

なお、重点的扶養能力調査対象者に係る扶養能力及び扶養の履行状況の調査は、年1回程度は行うこと。

問(第5の5) 局長通知第5の3及び4の(1)における「明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とはどのような者をいうか。

答 当該判断に当たっては、局長通知第5の2による扶養能力の調査の結果、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど、資力があることが明らかであること等を総合的に勘案し、扶養義務の履行を家庭裁判所へ調停又は審判の申立てを行う蓋然性が高いと認められる者をいう。

## 第6 他法他施策の活用

### ◎ 第6

他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

### ◎ 第6

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

- 1 身体障害者福祉法
- 2 児童福祉法

- 3 知的障害者福祉法
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 5 老人福祉法
- 6 売春防止法
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 8 災害救助法
- 9 農業災害補償法
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 11 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 12 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
- 13 公害健康被害の補償等に関する法律
- 14 特別支援学校への就学奨励に関する法律
- 15 健康保険法
- 16 厚生年金保険法
- 17 恩給法
- 18 各共済組合法
- 19 雇用保険法
- 20 労働者災害補償保険法
- 21 石綿による健康被害の救済に関する法律
- 22 国民健康保険法
- 23 国民年金法
- 24 高齢者の医療の確保に関する法律
- 25 介護保険法
- 26 児童扶養手当法
- 27 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- 28 児童手当法
- 29 戦傷病者戦没者遺族等援護法
- 30 未帰還者留守家族等援護法
- 31 引揚者給付金等支給法
- 32 自動車損害賠償保障法
- 33 墓地、埋葬等に関する法律
- 34 母子及び寡婦福祉法
- 35 母子保健法
- 36 学校保健安全法
- 37 生活福祉資金
- 38 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

- 39 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律

## 第7 最低生活費の認定

### ◎ 第7

最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相異並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定すること。

#### 1 経常的最低生活費

経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。

実施機関は、保護の実施にあたり、被保護者がこの趣旨を理解し、自己の生活の維持向上に努めるよう指導すること。

#### 2 臨時的最低生活費（一時扶助費）

臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

- (1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要
- (2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要
- (3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

### ◎ 第7

最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行なわなければならないこと。

定した額に0.9を乗じて得た額とする)

## 1 級地基準の適用

### ㊦ 第7

#### 1 級地基準の適用

級地基準の適用は、原則として世帯の居住地又は現在地によるものであるが、2（一般生活費）に特別の定めがある場合のほか、次に掲げる場合は、例外的に、それぞれ当該各項によるものとする。

(1) 葬祭扶助については、葬祭地の級地基準によること。

(2) 旅先等で急迫保護を必要とする場合は、当該要保護者の現在地の級地基準によること。

## 2 経常的一般生活費

### (1) 基準生活費

#### ㊦ 別表第1 生活扶助基準 第1章

##### 1 居 宅

(1) 基準生活費の額（月額）……（略）

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A \times 0 / 3 + B \times 3 / 3 + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める個人別の基準額①を合算した額に以下の逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率①を乗じた額と第2類の表に定める基準額①の合計額

B 第1類の表に定める個人別の基準額②を合算した額に以下の逓減率の表に定める世帯構成員の数に応じた率②を乗じた額と第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額が、Aで算定した額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、Aで算

定した額に0.9を乗じて得た額とする)

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

逓減率の表……（略）

期末一時扶助費の表……（略）

イ 第2類の表におけるI区からVI区までの区分は次の表に定めるところによる。

(冬期加算地域区分)

地区別	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
都道府県名	北海道	岩手県	宮城県	石川県	栃木県	その他
	青森県	山形県	福島県	福井県	群馬県	の都府
	秋田県	新潟県	富山県		山梨県	県
			長野県		岐阜県	
					鳥取県	
					島根県	

ウ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。

### ㊦ 第7

#### 2 一般生活費

(1) 基準生活費

ア 傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児(満1歳に満たない児童をいう。アにおいて同じ。)が世帯員にいる場合であって、保護の基準別表第1第1章の1の(1)に規定する地区別冬季加算額によりがたいときは、地区別冬季加算額に1.3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

なお、保護受給中の者について、冬季加算認定期間(各地区区分ごとに設定されている冬季加算を認定する期間をいう。)における月の途中で新たに冬季加算に係る特別基準を認定し、又は認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から当該特別基準の認定変更を行うこと。

ただし、月の途中で保護開始となった場合又は



保護廃止となった場合など、冬季加算について日割計算により認定する場合は、冬季加算に係る特別基準についても日割計算により認定を行うこと。

イ 同一の月において入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するとき（保護受給中の者で入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費を算定されていたものが、月の途中で退院又は退所する場合をいう。）における居宅基準生活費は、入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間を除いた日数に応じて計上すること。

なお、保護の基準別表第1第1章の3に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費と居宅基準生活費をあわせて計上するときも同様とすること。

ロ 同一の月において救護施設等基準生活費（保護の基準別表第1の第1章の2に掲げる施設に入所している者にかかる基準生活費をいう。以下同じ。）と居宅基準生活費をあわせて計上するときにおける居宅基準生活費は、救護施設等基準生活費が計上される期間の初日又は末日を含めた日数に応じて計上すること。

ハ 救護施設等基準生活費は、当該施設に入所した日から退所の日まで計上すること。

ただし、居宅基準生活費を算定されている者が、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知）に基づき救護施設等に一時入所する場合、当該一時入所期間中については、居宅基準生活費の変更は要しないものとする。

ニ イ、ウ及びエによるほか、出かせぎ等により1箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする世帯員については、所在を異にするに至った日の翌日から再び所在を一にするに至った日の前日まで他の世帯員とは別に一般生活費を計上すること。

ホ 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受

けなければならない事情があると認められるときは、その実費について基準生活費の算定上特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえない。

なお、病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る第1類の経費については、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額の25パーセントに相当する額を計上すること。ただし、基準額②の額が基準額①に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

ヒ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が計上される期間における期末一時扶助費又は各種加算については、その期間当該被保護者が所在する地の級地基準による額を適用すること。

ヘ オにより別に計上する一般生活費については、その者の所在する地の級地基準による額を適用すること。

ヘ 救護施設等基準生活費（期末一時扶助費及び各種加算を含む。）は、当該施設所在地の級地基準により計上すること。ただし、2級地又は3級地に所在する保護施設に入所している者について、1級上の級地の基準を、特別基準の設定があったものとして適用して差しつかえないこと。

コ オにより他の世帯員と別に一般生活費を計上する場合、保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める額については、出身世帯員の人員の世帯に適用される額と世帯員1人の世帯に適用される額とを計上すること。

なお、第7の2の(4)のイにより居宅基準生活費を計上する場合も同様とすること。

セ 特定中国残留邦人等及びその者の配偶者と同居している世帯に係る基準生活費は、当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者を同一世帯員とみなした場合に算出される当該基準生活費の額から当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者に係る基準生活費の額を減じた額とする。

問（第7の29） 局長通知第7の2の(1)のアの「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」とは、どのような者が該当するのか。

答 重度障害者加算を算定している者又は要介護度が3、4若しくは5である者であって、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者（介護人の支援を受けて、通院等のために外出することがある者を含む。）が該当する。その他、医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者が該当する。

問（第7の29の2） 傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児がいる世帯であって局長通知第7の2の(1)のアによる特別基準の適用の必要があると実施機関が認めた場合は、地区別冬季加算額の1.3倍の額を認定してよいか。

答 傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者又は乳児が世帯員にいたることが確認できれば、冬季に増加する光熱費が地区別冬季加算額で賄える特段の事情がない限り、地区別冬季加算額の1.3倍の額を認定して差し支えない。

問（第7の1） 入院患者に、付添いのため、出身世帯の世帯員がその級地を異にする地の病院又は療養所において生活する場合は、入院患者に準じ最低生活費の認定をしてよいか。

答 当該入院患者が未成年の子、身体障害者等であって付添いが必要であると認められ、かつ、その出身世帯員が付添いを行なうときは、入院患者及び付添いを行なう世帯員の基準生活費については、局長通知第7の2の(1)により、病院等の所在地の級地基準を適用して差しつかえない。

また、住宅費についても、出身世帯員が入院患者に付添う期間中、局長通知第7の4の(1)のエ（入院患者がある場合の住宅費）を適用して差しつかえない。

問（第7の19） 最低生活費の認定にあたり、日割計算を行わなければならないときは、各月の実日数によるべきか。

答 30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行なうことが適当である場合には、実日数によること。

問（第7の28） 冬季加算を一括前渡支給してよいか。

答 生活扶助のうち冬季加算に相応する分についても、1月分以内を限度として前渡することが原則であるが、薪炭等冬期必需物資について、当該地域の実態からみて適宜の時期に一括購入するのでなければ以後の購入が著しく困難となるような状態であれば、個々の被保護世帯において、これを他の生活需要に充当するおそれの有無等を確認し、必要やむを得ないと認められる場合は必要な額を一括前渡して差しつかえない。

問（第7の37） 12月の月の途中で保護の開始又は停止若しくは廃止があった者についての期末一時扶助費の額は日割計算しなくてよいか。

答 期末一時扶助費は12月から翌年1月にかけて引き続き保護を受ける者に対して越年資金として支給されるものである。

従って、12月中に保護を開始される者については日割計算を行なうことなく支給するものである。また、12月中に保護を停止又は廃止される者については支給しないものである。（この場合すでに支給済であれば、法第80条を適用すべき場合を除き、全額返還させることとなる。）

問（第7の66） 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用する場合の基準生活費の算定はどうすべきか。

答 居宅から1か月を超えて短期入所生活介護又は短期入所療養介護（以下この間において「短期入所」という。）を利用する場合には、利用開始日の属する月の翌月（利用開始日が月の初日であるときは当該月）から、介護施設入所者に適用される介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

なお、利用期間が1か月以内の場合については、介護施設入所者基本生活費の算定は要しないことが

ら、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む。）を要しないものとする。

この場合、1か月を超えるか否かは、居宅介護支援計画により予め確認するものとし、月の途中で計画に変更があった場合は、直ちに基準生活費を計上すること。

また、医療機関に入院しており、入院患者日用品費が算定されている者が退院し、そのまま短期入所を利用する場合には、入所日から入院患者日用品費及び加算を計上せず、介護施設入所者基本生活費及び加算に当該施設に食費として支払うべき額を加えた額を算定すること。

問（第7の71） ケアハウスは、生活保護法による指定介護機関の指定の対象とされているが、新規に被保護者が入所することは可能か。また、入所に際し支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る。）を住宅扶助から支給することとして差しつかえないか。

答 ケアハウスについては、管理費（家賃相当の利用料をいう。）が住宅扶助基準額以下であって事務費及び生活費が生活扶助費により対応可能であれば、新規に被保護者が入所することは可能であり、入所に際し支払う必要がある保証金（敷金等に相当するものに限る。）については、局長通知第7の4の(1)の方にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」であれば、敷金等に係る住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえない。

また、ケアハウス入所中の基準生活費については、居宅の生活扶助基準を適用し、生活費と事務費については生活扶助により対応し、管理費については、住宅扶助の基準額の範囲内で必要な実費を住宅扶助として認定することとなる。

問（第7の89） 夫婦の一方又は双方がそれぞれ別々に、認知症対応型共同生活介護等に入居した場合の最低生活費の認定方法如何。

答 生計の同一性、あるいは、夫婦としての一定の交流が継続されている場合は、引き続き同一世帯として認定することになるが、その場合であっても、局長通知第7の2の(1)のエにより、それぞれに一般生活費を計上して差し支えない。

この場合の保護の基準別表第1第1章の1の第2類の表に定める額については、局長通知第7の2の(1)のケにより、他の世帯員とは別に一人世帯に適用される額を計上するものである。

また、住宅費については、それぞれ住宅扶助の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない。

問（第7の79） 保護の基準別表第1第1章の1の(2)のアの規定により、居宅における個人別の第1類の額を合算した額に一定の率（以下「逓減率」という。）を乗じて世帯の第1類の額を算定することとされているが、次に掲げる者の第1類の額を含めた合計額について逓減率を適用するの否か。

- (1) 病院又は診療所において給食を受けないため、第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に75パーセントを乗じた額が算定されている入院患者
- (2) 出かせぎ等により1箇月をこえる期間他の世帯員と所在を異にする者で、他の世帯員とは別に一般生活費を計上している者

答 逓減率の適用にあたっては、(1)及び(2)に該当する者は居宅における世帯構成員の数には含めないものとする。

したがって、(1)及び(2)に該当する者の第1類の額を除いた合計額に逓減率を適用することとなる。

## ◎ 別表第1第1章

### 2 救護施設等

#### (1) 基準生活費の額（月額）

##### ア 基準額

級 地 別	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設
1 級 地	62,940円	66,680円
2 級 地	59,800	63,340
3 級 地	56,650	60,010

##### イ 地区別冬季加算額

I 区 (10月 月から4 月まで)	II 区 (10月 月から4 月まで)	III 区 (11月 月から4 月まで)	IV 区 (11月 月から4 月まで)	V 区 (11月 月から3 月まで)	VI 区 (11月 月から3 月まで)
5,790円	4,390円	4,180円	3,690円	2,850円	2,010円



(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費の額は、(1)に定める額とする。ただし、12月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費
1級地	4,970円
2級地	4,520
3級地	4,070

イ 表におけるⅠ区からⅥ区までの区分は、1の(2)のイの表に定めるところによる。

3 職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例

次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者(特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。)に係る基準生活費の額は、1の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

施設	基準生活費の額	
	基準月額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設 特別支援学校に附属する寄宿舎	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	地区別冬季加算額は、2の(1)のイの表に定めるところにより、期末一時扶助費の額は、2の(2)のアの表に定めるところによる。
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。)第5条第12項に規定する障害者支援施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の額の合計額	
児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児	入院患者日用品費の額	

入所施設 児童福祉法第6条の2第3項に規定する指定医療機関	
----------------------------------	--

(2) 入院患者の基準生活費の算定

㊦ 別表第1第3章-1 入院患者日用品費

(1) 基準額及び加算額(月額)

基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	Ⅰ区及びⅡ区	Ⅲ区及びⅣ区	Ⅴ区及びⅥ区
22,680円以内	3,530円	2,070円	980円

(2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

- ア 病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)に1箇月以上入院する者
- イ 救護施設、更生施設又は老人福祉法にいう養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームから病院又は診療所に入院する者
- ウ 介護施設から病院又は診療所に入院する者

(3) (1)の表におけるⅠ区からⅥ区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

㊧ 第7-2

(3) 入院患者の基準生活費の算定について

- ア 病院又は診療所(介護療養型医療施設を除く。以下同じ。)において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助費は算定するものとする。
- イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、保護の基準別表第1第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に75パーセントを乗じて得た額及び告示別表第1第1章の1の第2類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に20パーセントを乗じて得た額の合計額(12月においては、当該合計額に



期末一時扶助費を加えた額)とすること。ただし、第1類の表に定める基準額②に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額②に20パーセントを乗じて得た額の合算額が、第1類の表に定める基準額①に75パーセントを乗じて得た額と第2類の表に定める基準額①に20パーセントを乗じて得た額の合算額に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

ウ 保護受給中の者について、入院期間が1か月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を要しないものとする。

エ 保護受給中の者が月の中途で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)は要しないものとする。

オ 保護の開始された日又は保護を停止されていて再び開始された日に入院している場合は、その日から入院患者日用品費を計上すること。

カ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は介護施設に入所している者が入院した場合は、入院の日から入院患者日用品費を計上すること。

キ 入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割計算により行なうこと。ただし、退院と同時に介護施設に入所する場合はこの限りでない。

ク 入院患者日用品費は、原則として保護の基準別表第1第3章の1の(イ)の基準額の全額(精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについては、基準額の85パーセントを標準として必要な額)を計上すること。

問(第7の27) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、都道府県が障害児入所施設(児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児施設に限る。)への入所措置を行った者について、入院患者日用品費を計上してよろしいか。

答 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、都道府県が入所措置を行った者については、児童福祉法の措置として日用品の給付が行われるので、当該児童にかかる日用品費支弁額の月額を収入認定することになるが、事務処理上は入院患者日用品費の基準額とその支弁額の月額との差額を計上することとして差しつかえない。

### (3) 介護施設入所者の基準生活費の算定

#### ㊦ 別表第1第3章-2 介護施設入所者基本生活費

##### (1) 基準額及び加算額(月額)

基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I区及び II区	III区及び IV区	V区及び VI区
9,690円以内	3,530円	2,070円	980円

(2) 介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。

(3) (1)の表におけるI区からVI区までの区分は、第1章の1の(2)のイの表に定めるところによる。

#### ㊦ 第7-2

(4) 介護施設入所者基本生活費の算定について

ア 介護施設入所者基本生活費が算定される者については、基準生活費は算定しないこと。ただし、12月における期末一時扶助は算定するものとする。

イ 保護受給中の者が月の中途で介護施設に入所したときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月(入所の日が月の初日のときは当該月)から計上すること。この場合、入所月の一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)

む。)は要しないものとする。なお、入院患者日用品費が算定されている入院患者等が医療機関等から介護施設に入所した場合も同様であること。

ウ 保護の開始された日又は保護を停止されて再び開始された日に介護施設に入所している場合は、その日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

エ 救護施設、更生施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が介護施設に入所した場合には、入所の日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

オ 介護施設入所者が退所又は死亡した場合は、介護施設入所者基本生活費は退所等の日まで計上することとし、

一般生活費の認定の変更(各種加算の額の変更を含む。)を日割り計算により行うこと。ただし、介護施設を退所し、その日から病院又は診療所に入院する場合には、退所の日における介護施設入所者基本生活費については、計上を要しないこと。

カ 介護施設入所者基本生活費は、原則として保護の基準別表第1第3章の2の(1)の基準額の全額を計上すること。

#### (4) 加算

##### ア 妊産婦加算

###### ㊦ 別表第1第2章-1 妊産婦加算

###### (1) 加算額(月額)

級地別	妊婦		産婦
	妊娠6か月未満	妊娠6か月以上	
1級地及び2級地	8,960円	13,530円	8,320円
3級地	7,610	11,500	7,070

(2) 妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。

(3) 産婦についての加算は、出産の日の属する月から行い、期間は6箇月を限度として別に定める。

(4) (3)の規定にかかわらず、保護受給中の者については、その出産の日の属する月は妊婦についての加

算を行い、翌月から5箇月を限度として別に定めるところにより産婦についての加算を行う。

(5) 妊産婦加算は、病院又は診療所において給食を受けている入院患者については、行わない。

###### ㊧ 第7-2

###### (2) 加算

各加算の取扱いは、次によること。

###### ア 妊産婦加算

(7) 妊産婦加算の計上は、届出によって行なうものとし、妊婦であることの認定及び妊娠月数の認定は、母子健康手帳又は保護の実施機関の指定する医師若しくは助産師の診断により行なうこと。

(4) 保護受給中の者につき、妊娠月数が月の途中で変わる場合にはその翌月から妊婦加算の額の変更を行なうこと。

(9) 産婦加算を行なう期間は、専ら母乳によって乳児をほ育する産婦については6箇月間とし、その他の者については3箇月間とすること。

(5) (7)の規定にかかわらず、保護受給中の者が出産したときは、当該月は妊婦加算を行ない、翌月から5箇月間(専ら母乳によって乳児をほ育する産婦以外の者については2箇月間)を限度として産婦加算を行なうこと。

(4) 妊娠4箇月以後において人工妊娠中絶を行なった場合及び死産(妊娠4箇月以後の死児の出産)の場合には、3箇月間(保護受給中の者については翌月から2箇月間)産婦加算を行なうこと。

(3) 妊婦又は産婦から保護の開始の申請があった場合には、申請月においても加算を行なうこと。

問(第7の54) 局長通知第7の2の(2)のアの(7)及び(5)にいう「専ら母乳によって」とは、どの程度の場合をいうのか。

答 「専ら母乳によって」いる場合とは、当該保育されている乳児について、人工栄養に依存する率が20%未満の場合である。

なお、人工栄養に依存する率は、乳児を養育する者の申立てを基礎として、保護の実施機関の指定す

る医師、助産師又は保健師の意見をきき、保護の実施機関が決定すること。また、人工栄養に依存する率の変動が予想されるときは、随時、確認を行うこと。

## エ 障害者加算

### ㊦ 別表第1第2章-2 障害者加算

#### (1) 加算額(月額)

		(2)のAに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	1級地	26,310円	17,530円
	2級地	24,470	16,310
	3級地	22,630	15,090
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		21,890	14,590

(注) 社会福祉施設とは保護施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法(平成9年法律第123号)にいう介護保険施設をいうものであること(以下同じ)。

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害

の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者(児童福祉法に規定する障害児入所施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する施設に入所している者を除く。)については、別に14,480円を算定するものとする。

【本部分に係る改正は平成27年7月1日から適用】

(4) (2)のAに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,140円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

【本部分に係る改正は平成27年7月1日から適用】

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合には、別に、69,710円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

### ㊦ 第7-2-(2)

#### エ 障害者加算

(7) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。

(i) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。

(ii) 保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行なうこと。ただし、保護の基準別表第1第2章の2の(5)にいう障害者加算を行なうべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行なつて差しつかえないこと。

(iii) 障害者加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせ

て加算額の認定変更も行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合には、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であつて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、104,570円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

問(第7の58) 保護の基準別表第1第2章の2の(1)の(注)にいう社会福祉施設には、軽費老人ホーム(B型)は含まれないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問(第7の41) 障害等級表の1級、2級又は3級に該当し、身体障害者手帳の交付を受けている者は、障害者加算の認定に当たり「症状が固定している者」に該当するものとして取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおりである。

問(第7の65) 局長通知第7の2の(2)の(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないか。

答 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。この場合において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。

なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局にお

いて保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書(写しを含む。以下同じ。)を確認することにより行うものとする。

おつて、市町村において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えない。

問(第7の87) 告示別表第1第2章-2-(4)に定める家族介護料は、同居の特定中国残留邦人等又はその者の配偶者が被保護者を介護をしている場合にも算定できるものと考えてよいか。

答 お見込みのとおりである。

### オ 介護施設入所者加算

#### ㊦ 別表第1第2章-3 介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、加算額(月額)は、9,690円の範囲内の額とする。

#### ㊧ 第7-2-(2)

##### オ 介護施設入所者加算

月の中で新たに介護施設入所者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときの加算の認定又は認定変更は、(4)に定める介護施設入所者基本生活費の算定の例によること。

### カ 在宅患者加算

#### ㊨ 別表第1第2章-4 在宅患者加算

##### (1) 加算額(月額)

級地別	加算額
1級地及び2級地	13,020円
3級地	11,070

(2) 在宅患者加算は、次に掲げる在宅患者であつて現に療養に専念しているものについて行う。

ア 結核患者であつて現に治療を受けているもの及び結核患者であつて現に治療を受けてはいないが、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

イ 結核患者以外の患者であつて3箇月以上の治療を必要とし、かつ、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認めら



答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

コ 母子加算

㊦ 別表第1第2章-8母子加算

(1) 加算額(月額)

		児童1人	児童が2人の 場合に加える 額	児童が3人以 上1人を増す ごとに加える 額
在 宅 者	1級地	22,790円	1,800円	920円
	2級地	21,200	1,690	850
	3級地	19,620	1,580	780
施設若しくは 介護施設の入 所者		18,990	1,530	750

(2) 母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。)を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りではない。

㊦ 第7-2-(2)

コ 母子加算

(7) 保護の基準別表第1第2章の8の(2)にいう「これに準ずる状態にある」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたるができない場合をいうものであること。

- a 父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合
- b 父母の一方又は両方が引き続き1年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合
- c 父母の一方又は両方がおおむね1年以上(船舶の沈没等死亡の原因となるべき危難に遭遇

したときは、その危難が去った後おおむね3箇月以上)にわたって行方不明の場合又は父母の一方又は両方が子を引き続き1年以上遺棄していると認められる場合

d 父母の一方が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた場合

(イ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに母子加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それら事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。

(ロ) 母子加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。

なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合においては、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。

(ハ) 児童のみで構成されている世帯については原則として母子加算の適用は認められないが、扶養義務者又は知人等による養育が全くなされないため、その世帯における兄又は姉等が弟等の養育に当たらなければならない場合は、その兄又は姉等につき母子加算を受ける者に準ずるものとして母子加算の額(ただし、加算をける者については、児童として取り扱わないこと)を加算して差しつかえないこと。

(ニ) 母子加算を受ける者が長期(おおむね1年以上)にわたって入院中の場合であっても、その者が精神疾患で入院している等のため全く児童の養育に当たることができないとき、又は他に養育に当たるものがあるときのほかは、その者につき加算を適用して差しつかえないこと。

問(第7の3) 父が障害の状態にあるため母等が児童扶養手当を受けている場合は、すべて母子加算の適用があると考えてよいか。

答 児童扶養手当法第4条第2項にいう別表に定める

程度の障害の状態にある者は、局長通知第7の2の(2)のコの(7)にいう「父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者、精神障害者である場合」に該当し、又は準ずるものとして取り扱って差しつかえない。

問(第7の4) 母子加算をうけている母等が入院し、入院期間が長期になる見込みの場合であって、残存世帯に養育にあたる者があるとき、母等に対する母子加算をやめ、現に養育している者に加算してよいか。

答 母子加算をうけていた者が長期(1年以上)入院することが明らかな場合であって、出身世帯員の中に児童の養育にあたる者があるときは、その者に母子加算を加算して差しつかえない。

問(第7の59) 転出した児童及び児童福祉施設に入所している児童については、母子加算の対象とはならないと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

ただし、障害児入所施設(児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。)に入所中の児童については、母子加算の対象として差し支えない(養育の実態がない場合を除く)。

## サ 重複調整等

### ㊦ 別表第1第2章-9重複調整等

障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額(同額の場合にはいずれか一方の加算額)を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし、障害者加算のうち2の(4)又は(5)に該当することにより行われる障害者加算額及び母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額は、重複調整を行わないで算定するものとする。

## 3 臨時的一般生活費

### (1) 被服費

③ 第7-2

(5) 被服費

ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であつて、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして被服費を計上して差しつかえないこと。

なお、(ア)から(カ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

(ア) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合

区 別	金 額
再生によることができる場合	1組につき12,500円以内
新規に購入を必要とする場合	1組につき18,200円以内

(イ) 保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服(平常着)が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

1人当たり 13,400円以内

問(第7の61) 局長通知第7の2の(5)のアの(イ)にいう「学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者」とはどのような場合をいうのか。

答 学齢期の児童については、活動が活発な一方、成長が著しいため、学童服等が自然消耗前に使用不能となることから、小学校第4学年に進級する児童に限り認められるものであること。

(ウ) 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

世帯人員別	金 額	
	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から3月まで)
2人まで	18,800円以内	33,700円以内
4人まで	35,600円以内	57,000円以内
5人	45,900円以内	72,400円以内
6人以上1人を増すごとに加算する額	6,800円以内	10,000円以内

(エ) 出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合

49,100円以内

(オ) 入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合

4,100円以内

(カ) 常時失禁状態にある患者(介護施設入所者を除く。)等が紙おむつ等を必要とする場合

月額 20,100円以内

問(第7の42) 常時失禁状態にある患者等が布おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合は、その費用を月額20,100円の範囲内で支給してよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問(第7の69) 短期入所者生活介護又は短期入所療養介護を利用している要介護(支援)者のおむつ代は、利用日数に応じて減額した額を認定すべきか。

答 短期入所生活介護又は短期入所療養介護の利用が月の2分の1を超える場合には、当該月のおむつ代は基準額に利用日数の割合に応じた額を減じて算定することとし、それ以外は基準額の範囲内で実費を計上して差し支えない。

イ 布団類支給にあたっては、その世帯の世帯人員、世帯構成、世帯員の健康状態、住居の広さ、布団類保有状況及び当該地域の低所得世帯との均衡を失わない限度において最低生活の維持に必要な支給量を決定すること。なお、その者が使用していたものを再生して使用させることを第1に考慮し、みだりに新製の布団類を支給することのない

ように留意すること。

## (2) 家具什器費

### ㉞ 第7-2

#### (6) 家具什器費

被保護者が次のアからエまでのいずれかの場合に該当し、次官通知第7に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、27,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具を除く。）を支給して差し支えないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、43,200円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器（暖房器具を除く。）を支給して差し支えないこと。

また、被保護者が次のアからエまでのいずれかに該当した場合であって、それらに該当したとき以降、初めて到来する冬季加算が認定される月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合わせがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、20,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

これらの場合においては、収入充当順位にかかわらずなく、現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でない認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えないこと。

ア 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

イ 長期入院・入所後退院・退所した単身者であって、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持合せがないとき。

ウ 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき。

エ 転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。

## (3) 移送費

### ㉞ 別表第1第3章-3移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。

### ㉞ 第7-2

#### (7) 移送費

ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(カ)又は(キ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、(イ)若しくは(ロ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(イ)、(ロ)、(ウ)若しくは(エ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(オ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

(イ) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合

(ロ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合

(ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手續、施設入所手續、就職手續及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

(エ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合

(オ) 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であつて、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合



(カ) (ウ)に掲げる施設等に在所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に在所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(キ) 被保護者が実施機関の指示又は指導を受けて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合

(ク) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合

(ケ) 被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族であって他に引取らない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。

(コ) 被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

(ク) 被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。

この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。

(ク) 被保護者が出産のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所する場合

(ス) 刑務所、少年院等に在所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

(セ) アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病

状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合又は当該事業や団体の実施する2泊3日以内の宿泊研修（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。

(ソ) 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合

イ 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者等に対し移送費を支給する場合には、面接、調査、照会等により知った事情を、できるだけ詳細に、保護台帳、ケース記録等に記入し、警察官の証明書等を参考書類として添付する等、保護の経緯を明らかにしておくように留意し、その保護台帳の写を目的地の保護の実施機関にすみやかに送付すること。

#### (4) 入学準備金

##### ◎ 第7-2

##### (8) 入学準備金

小学校又は中学校に入学する児童、生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、それぞれ次の額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差し支えないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差し支えないこと。

小学校入学時	40,600円以内
中学校入学時	47,400円以内

問（第7の43） 児童が、児童発達支援センターに入所するときは、当該児童を小学校に入学する児童とみなして入学準備金を認定して差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の90） 児童が転校する場合、新たに転入する学校において、校則等により制服や靴等が定められているため、当該学校の児童の全員が制服や靴等

を着用しており、従前の被服では規格等が異なるため、新たに制服や靴等を購入する必要があると認められる児童に限り、入学準備金を支給して差し支えないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

ただし、小中学校入学時と異なり、転校による特別な事情に対応するものであるため、一律に給付するのではなく、購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

### (5) 就労活動促進費

#### ◎ 第7-2

ア 次の(7)及び(イ)のいずれにも該当する場合については、イに定める額を認定して差し支えない。

(7) 早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者

問(第7の92) 局長通知第7の2の(5)のアの(7)にいう「早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者」とはどのような者をいうか。

答 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)の2に定める対象者のうち、現に就労している被保護者及び保護からの早期脱却が可能となる程度の就労が直ちに困難と見込まれる者を除いた者をいう。

(イ) 次に掲げる活動要件をいずれも満たすこと。

a 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「自立活動確認書」(以下「確認書」という。)に基づき、以下のbからdに定める求職活動を行っていること。

なお、bからdに定める活動要件を超える活動内容を確認書で計画している場合には、実際の求職活動がbからdの要件を満たしていれば支給要件を満たしているものとして取

り扱って差し支えない。

b 原則、月1回以上求職先の面接を受けている又は月3回以上求職先に応募していること(地域の求人状況等のやむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。)

c 原則、月1回以上保護の実施機関の面接を受けること(保護の実施機関との面接予定日に求職先の面接を受けることとなった場合など、求職活動上やむを得ない理由で保護の実施機関の面接を受けることができない場合はこの限りでない。)

d 確認書に基づく求職活動として、(a)から(c)までを組み合わせて原則週1回以上の活動を月6回以上行っていること(求職活動の要件を満たすセミナーの開催頻度が少ない等やむを得ない事情により回数を満たせない場合はこの限りでない。)

(a) 公共職業安定所における求職活動

公共職業安定所への求職申し込みを行ったうえで、以下の活動を行うこと。なお、1日に複数回行った場合でも1回として算定すること。

- ・ 公共職業安定所での職業相談及び職業紹介(紹介状が発行されているにもかかわらず、正当な理由なく書類提出や面接を行わなかった場合は、求職活動は行わなかったものとして取り扱う。)

- ・ 求職活動で必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加。なお、公共職業安定所以外の機関が実施するセミナーは保護の実施機関が事前に認めたものに限ることとする。(同内容のセミナーは1回に限り対象とする。)

(b) 「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針について」(平成17年3月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加(本支援の中で(a)の活動を行っ

た場合には当該活動は重複算定しない。)

- (c) 「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」(平成25年3月29日雇発032930号、社援発0329第77号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」)に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

イ 就労活動促進費は、月額5,000円とする。

ウ 支給対象期間は、原則6か月以内とする。ただし、保護の実施機関が必要と認めた場合には、3か月以内の支給対象期間を2回まで(最長1年まで)延長できるものとする。

問(第7の93) 局長通知第7の2の(5)のウにいう支給期間はどのように定めるのか。

答 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「自立活動確認書」(以下「確認書」という。)において定めた原則6か月以内の活動期間とする。なお、活動期間終了時点で当該被保護者の求職活動の内容について検討し、保護の実施機関が当該被保護者の求職活動の促進のために集中的な支援を継続することが効果的であるとして確認書の活動期間の延長を認めた場合には、その確認書の活動延長期間(最長3か月間)まで支給期間として差し支えない。

さらに、その延長期間経過時点で、3か月以内で就労に至る蓋然性が特に高いと認められ、確認書に定める活動期間を延長(最長3か月間)された場合には当該期間も、支給対象期間として差し支えない。(最長1年間)

エ 支給は、本人の申請に基づき、局第7の2の(5)のアに定める要件を確認の上、行うこと。

オ 支給を開始した者については、「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める「求職活動状況・収入申告書」

により毎月、求職活動の実績について報告させること。また、アの(イ)のcにおける原則月1回以上の面接においても活動状況を確認すること。

カ 支給にあたっては、支給前1か月間の活動実績を確認することとし、原則としてその活動実績が支給要件を満たす場合に限り、支給すること。

キ 就労が決定した場合には、就労が決定した月まで支給対象とする。

問(第7の94) 局長通知第7の2の(5)のオにいう求職活動実績の報告が、正当な理由なく行われないう場合は、支給しないこととして取り扱ってよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問(第7の95) 月の途中から求職活動を開始した場合、その月の活動が支給要件を満たす内容かどうかの確認はどのようにするのか。

答 求職活動を月の途中から開始した場合には、活動開始から局長通知第7の2の(5)のオでいう求職活動の報告までの間の活動実績を確認し、この活動を1か月間継続するとすれば、支給要件を満たすことが見込まれる場合には、支給要件を満たしているものとみなして差し支えない。

問(第7の96) 支給要件を超える日数(回数)があらかじめ計画されているセミナー等のプログラムに参加する場合に、局長通知第7の2の(5)のアの(イ)のdの支給要件を満たす回数を出席した後、特段の理由なくプログラムの残りの回数を欠席するなど参加状況が適切でないと考えられる場合には、支給しないこととして差し支えないか。

答 日数(回数)があらかじめ計画されているセミナー等は、その全体的日数(回数)に参加することで効果が期待できるものとして設定されていることから、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問(第7の97) 傷病等のやむを得ない理由により、求職活動の継続が困難となった場合には、就労活動促進費の支給についてどのように取り扱うのか。

答 傷病等のやむを得ない理由により求職活動を継続することが困難であると保護の実施機関が判断

した場合には、その翌月から支給対象外とする。  
なお、支給要件を満たす活動を再開できるようになった場合には、再開後の求職活動の実績を確認した上で、確認書において定めた活動期間のうち、既に支給された期間を除く残りの期間について支給することとして差し支えない。

ク 過去に支給した者は対象としない。ただし、保護廃止後、再度、保護開始となった場合であって、支給から5年が経過している場合にはこの限りでない。

## (6) その他

### ◎ 第7-2

#### (9) その他

##### ア 配電設備費

(7) 被保護者が現に居住する家屋に配電設備が全くない場合には、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、配電設備の新設に必要な額を認定して差しつかえないこと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(i) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けよう指導すること。

##### イ 水道、井戸又は下水道設備費

(7) 被保護者が最低限度の生活の維持のために水道若しくは井戸を設備することが真に必要であると認められ、かつ、その地域の殆んどの世帯が水道若しくは井戸を設けているとき又は被保護者が市街地の中心部等に居住している場合であって、現在の下水（屎尿を除く。）処理の方法では当該世帯又は近隣の衛生を著しく損うことが認められ、かつ、下水道設備によるほか適当な処理方法がないときに限り、保護の基準別

表第3の1補修費等住宅維持費の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして水道、井戸又は下水道設備の新設に必要な額を認定して差しつかえない。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

また、水道又は井戸の設備に係る特別基準の設定に当っては水道又は井戸の設備費のそれぞれを比較して廉価なものを設備すること。

(i) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(ii) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者ないしは地域社会の援助等を期待できるものについては極力これを受けよう指導すること。

問（第7の20） 官有地等における無許可建築物に居住する被保護者に対し、配電設備費又は水道設備費の支給が認められるか。

答 配電設備費等の支給は、要保護者の居住する家屋が適法な所有又は占有関係にあることを前提として決定されるべきものであり、不法に占拠された土地に建築された家屋について配電設備費等を支給することは適当でない。

ただし、当該土地の所有者又は権限ある管理者が当該配電設備等を行なうことを了承している場合は、例外として支給して差しつかえない。

##### ウ 液化石油ガス設備費

(7) 被保護者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合に限り、保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費の額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして液化石油ガス設備の新設に必要な額を認定して差しつかえない。



こと。

なお、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、保護の基準別表第3の1の基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえない。

(f) 設備の規模は、近隣との均衡等を十分検討したうえで、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

(g) 設備に要する経費の減免又は扶養義務者なしは地域社会の援助等を期待できるものについては、極力これを受けようとして指導すること。

#### エ 家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額13,000円の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要とする者についてはこの限りではない。

なお、入院又は入所後において保護の実施要領第7の4の(1)のエの(7)により住宅費が認定されている場合には、12か月から当該住宅費を認定した月数を差し引いた月数の範囲内において認定すること。

#### オ 家財処分料

借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院若しくは入所し、又は有料老人ホーム若しくはサービス付き高齢者向け住宅に入居し、入院若しくは入所又は入居見込期間（入院又は入所後に被保護者となったときは、被保護者になった時から）が6か月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他か

らの援助等によりそのための経費を賄うことができないものについては、家財の処分に必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえない。

#### カ 妊婦定期検診料

妊娠した被保護者が、妊娠期間中（妊娠後に被保護者となったときは、被保護者になった以降）市町村において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関において定期検診を受ける場合は、公費負担により受診する場合を除き、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

#### キ 不動産鑑定費用等

保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用（社会福祉協議会による貸付審査により、貸付の利用に至らなかった場合も含む。）することに伴って必要となる不動産鑑定費用（社会福祉協議会が単位期間ごとに行う再評価に要する費用を除く。）、抵当権等の設定登記費用及びその他必要となる費用については、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

#### ク 除雪費

豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯をいう。4の(2)のエにおいて同じ。）において、本人又は親族や地域の支援では日常生活に必要な通路・避難路の確保のために必要な除排雪が困難な場合は、当該除排雪に要する費用（4の(2)のエにいう「雪囲い、雪下ろし等に要する費用」を除く。）について、冬季加算認定期間ごとに30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

## 4 教育費

◎ 別表第2 教育扶助基準

学校別	小学校	中学校
区分		
基準額(月額)	2,210円	4,290円

教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費(月額)	2,630円	4,450円

⑨ 第7

3 教育費

(1) 基準額の算定

教育扶助基準額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(2) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費、児童会又は生徒会費及びPTA会費等(以下「学級費等」という。)として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第2に規定する基準額によりがたいときは、学級費等について次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

小学校	月額	700円以内
中学校	月額	790円以内

(3) 教材代

正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものについて、教育費のうちの教科書代を計上する場合には、学校長又は教育委員会の指定証明を徴すること。

なお、正規の教材の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することとなっている副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(4) 通学のための交通費

児童又は生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(5) 校外活動参加費

小学校、中学校又は教育委員会が行う校外活動(修

学旅行を除く。)に、当該学年の児童又は生徒の全員が参加する場合は、その参加のために必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。

(6) 災害時等の学用品等の再支給

災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

小学校	11,400円以内
中学校	22,300円以内

(7) 学習支援費

学習参考書等((3)に含まれるものを除く。)の購入費及び課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費であり、その計上に当たっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても月額全額を計上すること。

問(第7の23) 教育扶助の基準額及び学習支援費の額は月額で表示されているが、被保護者が学用品、通学用品、課外のクラブ活動において用いられる用具類等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数か月分の教育扶助費を一括交付することとしてよいか。

答 教育費の需要の実態にかんがみ、教育扶助費の支給額のある児童生徒の場合に限り、月額で表示された教育扶助の基準額又は学習支援費の額に当該学期の月数(学期の途中で保護を開始された児童の場合は、開始月以後当該学期内の月数)を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品費等を購入する時期に支給して差しつかえない。

問(第7の24) 特別支援学校への就学奨励に関する法律により学用品費及び通学用品費が給付されている児童生徒について教育扶助の基準額及び学習支援費を認定する場合はどうするか。

また、障害児入所施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合、教育扶助はどう認定するのか。

答 教育扶助の基準額及び交通費については、当該法律により給付される学用品費及び通学用品費の額と

教育扶助の基準額との差額を計上し、学習支援費については、同法による給付がある場合においても、その全額を認定することとされたい。

また、障害児入所施設に入所している児童が特別支援学校へ通学している場合の教育扶助の認定についても同様に扱うこととされたい。

なお、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の適用により支給される学用品費及び通学用品費がある場合も同様に扱うられたい。

問（第7の12） 学童が通学に際し、交通機関がなく、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。また、自転車による通学に伴って、ヘルメットを必要とする場合は、ヘルメット購入費を認めてよいか。

答 その地域の殆んどすべての学童が自転車を利用している場合には、自転車の購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。また、学校の指導により、自転車を利用して通学している学童の全員がヘルメットをかぶっている実態にあると認められる場合には、ヘルメットの購入費を教育扶助の交通費の実費として認めて差しつかえない。

なお、通学のため交通費を要する場合には、年間を通じて最も経済的な通学方法をとらせることが適当であるので、他に交通機関がある場合には、それとの比較において考慮すること。

問（第7の13） 給食費を学校長に直接交付する場合であって前渡の必要があるとき、当該給食費の認定の取り扱いはいかにしたらよいか。

答 前渡の必要があると認定される給食費の概算額を毎月計上し、毎学年おおむね2回程度、適宜な時期に、精算を行なうようにされたい。

なお、保護を停止し、又は廃止するときは、そのときに精算を行なわれたい。

問（第7の45） 特別支援学校の小学部若しくは中学部に通学する児童若しくは生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は小学校若しくは中学校に通学する児童若しくは生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくは

きわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第5の3の(4)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、特別支援学校に通学する児童又は生徒のうち、その一部については、特別支援学校への就学奨励に関する法律により付添に要する交通費が支給されるので留意すること。

## 5 住宅費

### (1) 家賃・間代・地代等

#### ㊦ 別表第3 住宅扶助基準

##### 1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地 代等の額(月額)	補修費等住宅維 持費の額(年額)
1級地及び2級地	13,000円以内	119,000円以内
3級地	8,000円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

#### ㊦ 第7

##### 4 住宅費

###### (1) 家賃、間代、地代等

ア 保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。

イ 月の中途で保護開始、変更、停止又は廃止となった場合であって、日割計算による家賃、間代、地代等の額を超えて家賃、間代、地代等を必要とするときは、1か月分の家賃、間代、地代等の基準額の範囲内で必要な額を認定して差し支えないこと。

ウ 被保護者が真に必要なやむを得ない事情により月

の途中で転居した場合であって日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、転居前及び転居後の住居にかかる家賃、間代につき、それぞれ1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を認定して差しつかえないこと。

エ 入院患者がある場合等の住宅費の取扱い

(7) 単身の者が、医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院入所期間中も従来通り住宅費を支出しなければならない生活実態にある場合は、入院入所（入院入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下この項において同じ。）後6か月以内に退院退所できる見込みのある場合に限り、入院入所後6か月間を限度として、当該住宅費を認定して差し支えないこと。

なお、入院入所後における病状の変化等により6か月を超えて入院入所することが明らかとなった場合であっても、その時から3か月以内に確実に退院退所できる見込みがあると認められる場合には、更に3か月を限度として引き続き当該住宅費を認定して差し支えないこと。

(4) (7)以外の場合であって、保護受給中の単身者が月の途中で病院等に入院若しくは入所し、又は病院等から退院若しくは退所した場合において、日割計算による家賃、間代の額をこえて家賃、間代を必要とするときは、1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を計上して差しつかえないこと。

なお、地域の住宅事情等により、退院又は退所する月において住居を確保することが困難であるため、当該月の前月分の家賃、間代を必要とするときは、退院又は退所した日以前1箇月を限度として1箇月分の家賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を日割計算により計上して差しつかえないこと。

オ 保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（オにおいて「世帯人員別の限度額」という。）により

がたい家賃、間代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額（カ、キ及びクにおいて「特別基準額」という。）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
13	14	15	16	17	17	18

カ 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りでない。

キ 保護開始時において、安定した住居のない要保護者（保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。）が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと。（住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認めた場合を除く。）

ク 被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

問（第7の64） 局長通知第7の4の(1)のエの(7)により住宅費が認定される場合の施設にはどのようなものがあるか。

答 次のような施設に入所した場合が考えられる。



(1) 職業能力開発促進法にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設

(2) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉施設等であつて指導又は訓練を目的としているもの

問(第7の56) 局長通知第7の4の(1)のオにいう「世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。

答 世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう。

問(第7の55) 住宅扶助の家賃、間代、地代等の額は月額で表示されているが、被保護者が数か月分の地代を一括して支払う必要があるときは数か月分の住宅扶助費を一括交付することとしてよいか。

答 地代については、その支払いの実態にかんがみ住宅扶助費の家賃、間代、地代等の額を12か月の範囲内において必要な月分を地代支払いの時期に支給して差しつかえない。

ただし、新たに、保護を開始した者については、保護を開始した日以降、次期地代支払い時期までの額を認定すること。

問(第7の34) 家賃又は間代の中に電灯料又は水道料が含まれている場合の住宅費はどのように認定すればよいか。

答 電灯料又は水道料に相当する額を控除した額を住宅費として認定すること。

問(第7の52) 保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(世帯人員別の限度額)の適用について、世帯人員については、同一世帯員として認定され現に同居している被保護者の数によることとし、世帯員の減少があった場合にはその翌月から減少後の世帯人員に応じた限度額が適用されるものと解してよいか。

また、世帯員が入院又は介護老人保健施設へ入所した場合で1年以内に退院が見込まれるときは、1

年間に限り、その者も含めた人員によることを認めてよいか。

答 いずれもお見込みのとおりである。

なお、引き続き当該住居に居住する場合で、転居の準備等のためやむを得ないと認められるものについては、世帯員の減少後6か月間を限度として、引き続き減少前の世帯人員に応じた限度額を適用して差しつかえない。

問(第7の30) 局長通知第7の4の(1)のカにいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。

- 1 入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合
- 2 実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合
- 3 土地収用法、都市計画法等の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合
- 4 退職等により社宅等から転居する場合
- 5 法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住居がない場合(当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限る。)
- 6 宿所提供施設、無料低額宿泊所(社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。以下同じ。)等を一時的な起居の場として利用している場合であつて、居宅生活ができると認められる場合
- 7 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であつて、当該就労の場所の附近に転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合
- 8 火災等の災害により現住居が消滅し、又は居住にたえない状態になったと認められる場合
- 9 老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合
- 10 居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であつて、

明らかに居住にたえないと認められる場合

- 11 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合
- 12 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合
- 13 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合
- 14 離婚（事実婚の解消を含む。）により新たに住居を必要とする場合
- 15 高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近隣に転居する場合  
または、双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合
- 16 被保護者の状態等を考慮の上、適切な法定施設（グループホームや有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定されている施設をいう。）に入居する場合であって、やむを得ない場合
- 17 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合

問（第7の31） 転居等により、保護継続中の者に対し、敷金が返還される場合、この返還金をどう取り扱うべきか。

答 当該返還金は当該月以降の収入として認定すべきものである。ただし、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に当てさせて差しつかえない。

なお、当該返還金を敷金等に当てさせた場合には、敷金等の経費について住宅扶助を行う必要はないものである。

問（第7の35） 敷金等として、権利金、礼金、不動産手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。

答 必要やむを得ない場合は、転居に際して必要なものとして認定して差しつかえない。

問（第7の77） 局長通知第7の4の(1)のキにいう「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、どのような場合をいうか。

答 「住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれにも該当する場合で、ケース診断会議等において総合的に判断した結果、真に敷金等が必要であると認められるときに限る。

- 1 居宅生活ができると認められること。
- 2 公営住宅等の敷金等を必要としない住居の確保ができないこと。
- 3 他法他施策による貸付制度や他からの援助等により敷金等がまかなわれないこと。
- 4 保護の開始の決定後、同一の住居に概ね6か月を超えて居住することが見込まれること。

問（第7の78） 局長通知第7の4の(1)のキの「居宅生活ができると認められる者」の判断方法を示されたい。

答 居宅生活ができるか否かの判断は、居宅生活を営むうえで必要となる基本的な項目（生活費の金銭管理、服薬等の健康管理、炊事・洗濯、人とのコミュニケーション等）を自己の能力でできるか否か、自己の能力のみではできない場合にあっては、利用しうる社会資源の活用を含めできるか否かについて十分な検討を行い、必要に応じて関係部局及び保健所等関係機関から意見を聴取した上で、ケース診断会議等において総合的に判断すること。

なお、当該判断に当たっては、要保護者、その扶養義務者等から要保護者の生活歴、過去の居住歴、現在の生活状況を聴取する等の方法により、極力判断材料の情報収集に努め、慎重に判断すること。

問（第7の88） 契約更新料等として、更新手数料、火災保険料保証料を認定してよいか。

答 必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差しつかえない。

## (2) 住宅維持費

◎ 第7-4

## (2) 住宅維持費

ア 保護の基準別表第3の1の補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定すること。

なお、この場合の補修の規模は、社会通念上最低限度の生活にふさわしい程度とすること。

イ 家屋の修理又は補修その他維持に要する費用（エにより認定された額を除く。）が保護の基準別表第3の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、基準額に1.5を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

ウ 災害に伴い家屋の補修等を必要とする場合には、すでに認定した補修費等住宅維持費にかかわりなく被災の時点から新たに補修費等住宅維持費を認定することとして差しつかえないこと。

エ 豪雪地帯において、雪囲い、雪下ろし等をしなれば家屋が損壊するおそれがある場合には、当該雪囲い雪下ろし等に要する費用について、一冬期間につき保護の基準別表第3の1に定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差しつかえないこと。

問（第7の14） 風呂桶が破損した場合、この修理を家屋補修費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差しつかえない。

なお、重度の心身障害者、歩行困難な老人等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、又はこれ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の敷設に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差しつかえない。

問（第7の38） 現に居住する家屋に便所がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の8） 下水道法第11条の3により水洗便所への改造義務を負う被保護者が、市町村又は扶養義務者等の助成又は援助により便所を改造する場合であって、当該改造にあたり家屋の一部を補修しなければならない真にやむを得ない事情があるときは、当該家屋の補修に要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 市町村又は扶養義務者等から家屋の補修に要する費用の助成又は援助が期待できない場合は、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の48） 白ありの食害により家屋の損傷が進んでいる場合であって、放置すれば、明らかに当該家屋が損壊すると認められるときは、白ありの駆除のために要する必要最小限度の費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の62） 現に居住する家屋に網戸がない場合には、これに要する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱ってよいか。

答 設置の必要が認められるときは、最低限度の生活にふさわしい程度において、住宅維持費の範囲内で網戸の設置に要する費用を支給して差し支えない。

## 6 医療費

### ㊦ 別表第4 医療扶助基準

1 指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2 薬剤又は治療材料に係る費用(1の費用に含まれる場合を除く。)	25,000円以内の額
3 施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額

4 移送費	移送に必要な最小限度の額
-------	--------------

㉞ 第7

5 医療費

指定医療機関等において診療を受ける場合の医療費は、医療関係法令通達等に示すところにより診療に必要な最小限度の実費の額を計上すること。

## 7 介護費

㉞ 別表第5 介護扶助基準

1 居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2 移送費	移送に必要な最小限度の額

㉞ 第7

6 介護費

指定介護機関において介護サービスを受ける場合の介護費は、介護関係法令通知等に示すところにより、介護サービスを受けるために必要な最少限度の実費の額を計上すること。

## 8 出産費

㉞ 別表第6 出産扶助基準

1 基準額

区 分	基 準 額
施設分べんの場合の額	247,000円以内
居宅分べんの場合の額	249,000円以内

2 病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最少限度の額を基準額に加算する。

3 衛生材料費を必要とする場合は、5,600円の範囲内の額を基準額に加算する。

㉞ 第7

7 出産費

(1) 出産予定日の急変によりあらかじめ予定していた施設において分べんすることができなくなった場合等真にやむを得ない事情により、出産に要する費用

が保護の基準別表第6により難いこととなったときは、保護の基準別表第6の1について、293,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(2) 双生児出産の場合は、保護の基準別表第6の1について、基準額((1)の要件を満たす場合は、293,000円)の2倍の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこと。

(3) 病院、診療所、助産所その他の者であつて、健康保険法施行令第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると保護の実施機関が認めるときは、保護の基準別表第6の1又は本通知第7の7の(1)に定める額に加え、30,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして、同条第1号に規定する保険契約に関し被保護者が追加的に必要となる費用の額を認定して差し支えないこと。

問(第7の46) 保護の基準別表第6の2にいう入院に要する必要最小限度の額の範囲及び程度を示されたい。

答 医療扶助において認められる入院に係る費用(入院基本料等)について8日以内の実入院日数に基づき算定した額の範囲内の必要最小限度の額とすること。

問(第7の47) 局長通知第7の7の(1)にいう「真にやむを得ない事情」とは、どのような場合をいうか。

答 次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

- 1 出産予定日の急変等により、予定していた施設において出産するいとまがない場合又は予定していた施設が満床等で利用できない場合
- 2 予約していた医師又は助産師の都合により、その介助が受けられない場合
- 3 傷病により入院している間に出生した場合

問(第7の51) 出産扶助の入院料については、医療扶助において認められる費目、単価により算定した額を限度とすることになっているが、局長通知第7



の7の(1)の特別基準を適用すべき場合、当該施設における出産に係る看護等の実態、当該地域における出産に係る入院費用の実態からみて真にやむを得ないと認められるときは、同程度の看護体制にある医療機関に入院した場合に医療扶助において認められる入院料の範囲内において必要な額を認定することは認められないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

## 9 生業費、技能修得費及び就職支度費

### ㊦ 別表第7 生業扶助基準

#### 1 基準額

区 分		基 準 額
生業費		46,000円以内
技能修得費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)	77,000円以内
	高等学校等就学費	
	基本額(月額)	5,450円
	教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
	授業料	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものを除く。)に通学する場合は、同法の施行前に当該高等学校等が所在する都道府県の条例に定められていた都道府県立の高等学校における額以内の額。
	入学科及び入学料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する

		市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費(月額)	5,150円
就職支度費		29,000円以内

#### 2 技能修得費(高等学校等就学費を除く。以下同じ。)

は、技能修得(高等学校等への就学を除く。以下同じ。)の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき77,000円以内の額を2年を限度として算定する。

#### 3 技能修得のため交通費を必要とする場合は、1又は2に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。

### ㊦ 第7

#### 8 生業費、技能修得費及び就職支度費

##### (1) 生業費

ア 専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行なうために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

なお、生業費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、77,000円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

イ 同一世帯に属する2人以上の者から同時に別個の生業計画により2件以上の申請があった場合には、世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

ウ 世帯を異にする2人以上の者から共同の出資事

業につき申請がそれぞれ別個になされた場合には、生業計画について企業責任の所在、経営利潤の配分、資材及び労力の提供、製品の販路等を詳細に検討したうえ、個々の世帯の収入の増加及び自立助長に効果的に役立つと認められるものについては、それぞれ生業扶助を適用して差しつかえないこと。

エ 支給品目の品質及び価格は、最低限度の生活にふさわしい程度で決定すること。

## (2) 技能修得費

### ア 技能修得費（高等学校等就学費を除く）

技能修得費は次に掲げる範囲において、必要な額を認定すること。

なお、支給にあたっては、被保護者に対して、技能修得費の趣旨目的について十分な説明を行うとともに、技能修得状況の経過を把握し、適切な助言指導を行うこと。

(7) 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとする。

(4) 身体障害者手帳を所持する視覚障害者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項の養成施設において、はり師、きゅう師になるために必要な技能を修得する場合で、当該技能修得が世帯の自立助長に特に効果があると認められるときは、技能修得の期間が2年をこえる場合であっても、その期間1年につき77,000円の範囲内で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定すること。

(9) 技能修得費として認められるものは、技能修得のために直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費並びに資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする。）等の経費であること。

なお、技能修得費として認められる経費が保護の基準別表第7の1によりがたい場合であっ

てやむを得ない事情があると認められるときは、127,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(5) 前記(7)に定めるところにかかわらず、（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費を必要とする被保護者についても、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上して差しつかえないこと。

なお、自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額204,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(4) 当分の間、次のいずれかに該当する技能習得手当等を受けている被保護者については、その実額に相当する額を技能修得費として計上すること。この場合、その者の収入のうち当該計上額は収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。

なお、bに該当するものとして取り扱う場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

a 雇用対策法等に基づき支給される技能習得手当又は求職者支援制度に基づき支給される通所手当

b 職業能力開発促進法にいう公共職業能力開発施設に準ずる施設において職業訓練をうける者が地方公共団体又はその長から支給されるaに準ずる技能習得手当

(4) 被保護者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の規定に基づき、市町村が実施する地域生活支援

事業の更生訓練費給付事業により、更生訓練費又は物品の支給が行われた場合は、当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額を技能修得費として計上するとともに、その者の収入のうち当該計上額は、収入充当順位にかかわらず技能修得費に充当することとし、また、その額が技能修得費の一般基準額をこえるときは、特別基準の設定があったものとして取り扱うこと。ただし、技能修得費を当該訓練費の実額又は物品の支給に要する費用の実額をこえて認定する必要があるとき、又は技能修得費として計上した額を各月に分割して支給することが適当でないと認められるときは、前記の取扱いによらず、一般基準額又は(イ)若しくは(ロ)による特別基準額として認められる額の範囲内において必要と認められる額を技能修得費として計上し、更生訓練費等は収入として認定すること。

(キ) (ロ)による限度額を超えて費用を必要とする場合であって、次のいずれかに該当するときは、380,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして取り扱って差しつかえないこと。

この場合、給付にあたっては、必要と認められる最小限度の額を確認の上、その都度分割して給付するものとする。

- a 生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合
- b 自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。）
- c 雇用保険法第60条の2に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座（原則として当該講座修了によって当該世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られるものに限る。）を受講する場合であって、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合

問（第7の70） 局長通知第7の8の(2)のアの(キ)の

でいう公的資格とは具体的にどのようなものか。また、受講修了によって公的資格が得られる講座以外では、どのようなものが対象となり得るか。

答 公的資格とは、国家資格又は地方公共団体によって認定されている資格をいうものである。

また、受講修了によって公的資格の受験資格を得られるもの、又はいわゆる民間資格であって、当該講座が目標とする職種の雇用環境及び当該講座修了により得られる技能の優位性並びに申請者の職歴、当該職種への適合性及び就職意欲等について、総合的に判断し、目標とする職業への就職の可能性が高いと見込まれるものについては適用して差しつかえない。

問（第7の40） 告示別表第7の2若しくは局長通知第7の8の(2)のアの(イ)により技能修得の期間の延長が認められている期間、必要があればその年額について局長通知第7の8の(2)のアの(ロ)に規定する技能修得費の特別基準額127,000円が適用され1年につき127,000円ずつ認定して差しつかえないものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第7の80） 局長通知第7の8の(2)のアの(エ)において、「実施機関が特に必要と認めた場合」の技能修得費については、どのようなものが対象となりうるか。また認定にあたって留意する点は何が。

答 技能修得費は、生業に必要な技能の修得を目的とするものであるから、対象としては、稼働能力を有する者が、段階的であっても就労を目指して行う取組である必要がある。そのような取組であれば、就職に有利な一般的技能や就労に必要な基礎的能力の修得以外であっても、職場の適応訓練や就労意欲の喚起を目的としたセミナーの受講等に必要な経費についても支給の対象として差しつかえない。

費用の支給にあたっては、本人の状況及び取組の内容や程度を勘案するとともに、実施機関と被保護者の間で、当該取組によって達成すべき目標や達成の期限を設定した自立計画書を策定するなど、効果的な取組が行われるよう努められたい。

なお、自立支援に資するものであっても、健康管

理や家事などの生活指導など、日常生活の質の向上を主な目的とした取組については、技能修得費の対象としては認められないので留意されたい。

#### イ 高等学校等就学費

(7) 高等学校等就学費は、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則として当該学校における正規の就学年限に限り認定すること。

なお、保護開始時に既に高等学校等に就学している場合には、原則として、正規の就学年限から既に就学した期間を減じた期間に限り認められるものであること。

(イ) 高等学校等就学費基本額の計上にあたっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても、月額全額を計上すること。

(ロ) 学校教育活動のために全ての生徒について学級費、生徒会費及びPTA会費等（以下「学級費等」という。）として保護者が学校に納付する場合であって、保護の基準別表第7に規定する基本額によりがたいときは、学級費等について月額1,960円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

(ハ) 教材代の認定を行う場合には、必要に応じて教材の購入リスト等の提出を求めるなど、必要とする実費の額の確認を行うこと。

正規の授業で使用する教科書等の範囲は、当該授業を受講する全生徒が必ず購入することとなっている教科書、副読本的図書、ワークブック及び和洋辞典であること。

(ニ) 高等専門学校に就学している場合であって、第4学年及び第5学年に該当する場合は、年額297,000円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(ホ) 高等学校等に入学する生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合は、63,200円の範囲内において特別基準の設定があった

ものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。この場合、原則として金銭給付によることとするが、現物給付によることが適当であると認められるときは現物給付によることとして差しつかえないこと。

(ヘ) 生徒が身体的条件、地理的条件又は交通事情により交通費を伴う方法による以外には通学する方法が全くないか、又はそれによらなければ通学がきわめて困難である場合においては、その通学のため必要な最小限度の交通費の額を計上すること。

(ヘ) 災害その他不可抗力により学用品を消失し、学用品を再度購入することが必要な場合には、27,250円の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

また、同様に正規の授業で使用する教科書等を消失し、再度購入することが必要な場合には、前記の額に加えて、高等学校等就学費の教材代として支給対象となる範囲内において、必要な実費を認定して差しつかえない。

(ヘ) 学習支援費は、学習参考書等（(イ)に含まれるものを除く。）の購入費及び課外のクラブ活動に要する費用に充てる経費であり、その計上に当たっては、保護開始月、変更月、停止月又は廃止月においても月額全額を計上すること。

問（第7の81） 高等学校等就学費の基本額及び学習支援費の額は月額で表示されているが、被保護者が学用品、通学用品、課外のクラブ活動において用いられる用具類等を購入するために一時に経費を必要とするときは、数箇月分の高等学校等就学費を一括交付することとしてよいか。

答 就学費用の需要の実態にかんがみ、高等学校等就学費の支給額のある生徒の場合に限り、月額で表示された高等学校等就学費の基本額又は学習支援費の額に当該学期の月数（学期の途中で保護を開始された生徒の場合は、開始月以後当該学期内の月数）を乗じて得た額の範囲内で必要な額を学用品等を購入する時期に支給して差しつかえない。



問（第7の82） 通学のため通学定期券を購入する必要がある場合、通学定期券は原則として6か月単位で購入させることとしてよいか。また、生徒が通学に際し、遠距離のため自転車を利用する必要がある場合は、自転車の購入費を認めてよいか。

答 通学のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通学定期券を購入するよう指導されたい。

なお、給付の際については、通学定期券の写しを提出させるなど購入実績を確認されたい。

また、自転車の購入費についても、必要最小限度の額を、高等学校等就学費の交通費の実費として認めて差しつかえない。

問（第7の83） 特別支援学校の高等部に通学する生徒のうち、付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者、又は高等学校等に通学する生徒のうち、身体的事情等により一定期間付添がなければ通学することができないか若しくはきわめて困難な者については、これに要する交通費の額を局長通知第7の8の(2)のイの(カ)により認定することとしてよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第7の84） 高等学校等就学費のうち授業料を受給している場合であって、地方自治体や私立学校等により高等学校等の授業料の減免措置が講じられている場合、高等学校等就学費による授業料の計上はどのように行ったらよいか。

答 自治体等による授業料の減免については、金銭として直接被保護者が受け取るものではないが、本来課される授業料について、他から間接的にその費用が賄われるものであることから、恵与金の一形態として見なすことができる。

恵与金等が高等学校等の就学費にあてられる場合については、被保護世帯の自立更生にあてられるものとして収入として認定しないこととするとともに、高等学校等就学費で賄いきれない費用に優先的に充当することを認める取扱いとしており、自治体等による授業料の減免についても、同様に取り扱うことが適当である。

したがって、減免措置が講じられている場合の高

等学校等就学費の計上については、授業料の支払いが免除される場合には、当該免除措置により授業料の需要が満たされることから、保護費により授業料を給付する必要はなくなり、授業料の一部が減額される場合には、当該減額は保護の基準額では賄いきれない授業料に優先的に充当するものとし、減額後、実際に被保護世帯が支払う授業料について、保護の基準額を上限として給付して差しつかえない。

### (3) 就職支度費

就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上すること。

また、就職の確定した者が初任給が支給されるまでの通勤費については、必要やむを得ない場合に限り当該費用については、特別基準の設定があったものとして交通費実費分を計上すること。

問（第7の18） 新規中卒者等で就職の確定した者が就職地に赴くために要する交通費又は荷物の荷造費及び運賃について、生活扶助の移送費を適用してよいか。

答 就職することにより、生計の本拠を構える場合にかぎり、局長通知第7の2の(7)のアの(イ)として生活扶助の移送費を計上して差しつかえない。

問（第7の18の2） 就職の確定した者が初任給が支給されるまでに通勤費を必要とした場合、就職支度費として交通費実費分を支給して差し支えないか。

答 当座の資金がない場合に限り、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。

なお、通勤のための交通費は必要最小限度の実費を給付するものであり、最も経済的な経路及び方法により通勤定期券等を購入するよう指導し、支給後は通勤定期券等の写しを提出するなど購入実績及び通勤実態を確認されたい。

また、初任給支給後は、すでに支給した交通費分は必要経費として控除はせず、収入認定すること。

問（第7の22） 同一人に生業費と就職支度費を計上してよいか。

答 同一人の就職について生業費と就職支度費とを重

複して計上することは認められない。

なお、大工、植木職等通常その職業に必要な道具類を自弁することとなっている職業につき者については、当該道具類の購入に要する経費と就職支度に要する経費とを生業費の基準額の範囲内で計上して差しつかえない。この場合、就職の支度に要する経費は就職支度費の基準額の範囲内で計上すること。

## 10 葬 祭 費

### ◎ 別表第8 葬祭扶助基準

#### 1 基準額

級 地 別	基 準 額	
	大 人	小 人
1級地及び2級地	206,000円以内	164,800円以内
3 級 地	180,300円以内	144,200円以内

2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

級 地 別	大 人	小 人
1級地及び2級地	600円	500円
3 級 地	480円	400円

3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、20,300円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級 地 別	金 額
1級地及び2級地	13,710円
3 級 地	12,000円

#### ◎ 第7

#### 9 葬祭費

(1) 小人の葬祭に要する費用が保護の基準別表第8の1の小人の基準額をこえる場合であつて、当該地域の葬祭の実態が大人と同様であると認められるときは、保護の基準別表第8の1の基準額について大人の基準を特別基準の設定があつたものとして適用して差しつかえない。

(2) 法第18条第2項第1号に該当する死者に対し葬祭を行なう場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算及び(1)により特別基準の設定があつた場合を含む。）に1,000円を加算した額を特別基準の設定があつたものとして、計上して、差しつかえないこと。

(3) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文書作成の手数料を含む。）が5,250円をこえる場合は、葬祭扶助基準額表の額（火葬料等についての加算並びに(1)及び(2)により特別基準の設定があつた場合を含む。）に当該こえる額を加算した額を、特別基準の設定があつたものとして、計上して差しつかえないこと。

(4) 火葬又は埋葬を行なうまでの間、死体を保存するために特別な費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を特別基準の設定があつたものとして計上して差しつかえないこと。

(5) 妊娠4箇月以上で死産した場合には、葬祭費を認定して差しつかえないこと。

(6) 身元が判明しない自殺者等に対して市町村長が葬祭を行なつた場合には、葬祭扶助の適用は、認められないこと。

問（第7の15） 葬祭費の大人、小人の別は、何を基準とするか。

答 火葬料等について市町村条例に区別の定めのある場合は当該条例により、条例のない場合はその地域の慣行による。

問（第7の16） 民生委員が葬祭を行なつた場合には、葬祭扶助を適用してよいか。

答 死亡者の近隣の民生委員が個人的に行なつた場合には、適用して差しつかえない。ただし、自殺者等があつた場合において、その地の民生委員が市町村長等の依頼により行なつたときは、市町村等が葬祭を行なつたものとして、葬祭扶助の適用は認められない。

問（第7の17） 自殺者等について市町村長が埋葬を行なつた場合において、埋葬の時より後に葬祭扶助の申請があつたときは、これを適用してよいか。

答 当該埋葬後に必要とされる範囲内で、葬祭扶助の

適用を行なうことは差しつかえない。

問（第7の21） 葬祭地において、火葬に要する費用の額を定めた条例のない場合の取扱いはどうするか。

答 葬祭地に隣接する市町村の条例に定めるところによらねたい。

問（第7の49） 健康保険法等医療保険制度により葬祭扶助基準を若干上回る埋葬料、葬祭費又は葬祭料が支給される場合であって、当該被保険者の職場における交際等から判断して真にやむを得ないと認められるときは、当該埋葬料等のうち実際に葬祭に当てられた額を収入認定の対象としないこととし、かつ、葬祭に係る需要はこれによって消滅したものであるとして取り扱って差しつかえないか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第13の1） 施行規則第22条第2項の規定による相続財産管理人の選任の請求は、保護の実施機関が民法第952条第1項にいう利害関係人として行なうものと解してよいか。

答 お見込みのとおりである。

問（第13の2） 葬祭を行なう扶養義務者がいないため葬祭扶助を行なった場合において、死者名義の郵便貯金通帳があるときは、どのように処分したらよいか。

答 郵便貯金通帳は、法第76条第1項にいう死者の遺留物品と解すべきであるが、とくに債権の証拠物件であることにかんがみ、別紙1郵政省貯金局長通知の手續に準じて郵便局から払いもどしを受けるのが適当である。（別紙1…略）

## 11 特別基準の設定による費用

### ㊦ 第2

要保護者に特別の事由があつて、前項の基準〔各扶助の基準〕によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。

#### 10 特別基準の設定による費用

(1) 特別基準の設定があつたときは、その額のとおり計上すること。

(2) 特別基準の設定があつたものとして取り扱う費用の認定については、各費目に関する告示及び本職通知の規定に従い、かつ、次のアからオまでによって、必要な額を認定すること。なお、実施手続等については、(3)によること。

#### ア 特別基準設定による費用の認定と援助方針

実施機関は、当該被保護世帯の援助方針に基づいて判断した結果、当該被保護世帯について、必要不可欠な特別の需要があると認められる場合に限り、特別基準の設定による費用を認定できるものであること。

#### イ 特別需要額の認定

需要額の認定については、必要最小限度の額を認定すること。

#### ウ 他法他施策の活用

生活福祉資金その他の他法他施策による給付等であつて当該特別需要をみたすべきものについては、事前にその有無を検討し、その活用をはかるべきものであること。

#### エ 扶養義務者その他からの援助

特別基準は、臨時又は特殊な需要に対応して設定されるものであるから、通常の扶養義務履行の有無とは別に、当該特殊需要に対する、扶養義務者その他からの臨時的援助の有無について、あらためて調査すること。

#### オ 迅速な事務処理

特別基準による費用の設定が事務処理にならないよう厳に留意すること。

(3) 特別基準が設定されたものとして取り扱う費用等の認定にあつては、次に掲げる資料を審査して認定すること。

#### ア 保護台帳

#### イ 保護決定調査

ウ その他生活の現況、今後の自立更生等援助方針、特別基準設定の必要性、計画及び費用等の妥当性、他法他施策の活用の可能性、扶養義務者等他からの援助の可能性等を判断するために必要な資料

#### エ 計画書、見積書等

(7) 障害者加算障害名、障害等級、障害の状況が確認できる書面、介護計画書（標準的な週にお

ける介護内容が確認できる書面)、領収書(更新時)

(イ) 配電、水道、井戸または下水道設備費設備計画書、関係図面、経費見積書、水質検査書、代替措置の検討

(ロ) 敷金等転居指導等のケース記録の写、敷金等の契約内容が確認できる書面

(ハ) 住宅維持費補修計画書、図面、写真、経費見積書

(ニ) 生業費、技能修得費生業(技能修得)計画書、経費見積書

(ホ) 扶助費の重複支給理由申立書、関係官署の証明書

(ヘ) 治療材料医師の診断書、医師の意見書、経費見積書

(4) 各費目に関する告示及び本職通知の規定による基準によりがたい特別の事情がある場合には、厚生労働大臣に情報提供すること。

## 第8 収入の認定

### 1 収入に関する申告及び調査

#### ◎ 第8

収入の認定は、次により行うこと。

#### 1 収入に関する申告及び調査

(1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行なわせること。

ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行なおうとするとき。

イ 当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想される時。

(2) 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。

(3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行なわせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行なわせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出さ

せること。

(4) 収入の認定にあたっては、(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行ない、必要に応じて関係先につき調査を行なう等収入源について直接に把握すること。

問(第8の55) 収入認定の取り扱いに当たっては、次官通知第8の1において、要保護者に申告を行わせることとなっているが、申告の時期等について具体的に示されたい。

答 収入に関する申告は、法第61条により被保護者の届出義務とされていることから、次官通知第8の1の(2)により、つとめて自主的な申告を励行させる必要がある。

また、収入に関する申告の時期及び回数については、実施機関において就労可能と判断される者には、就労に伴う収入の有無にかかわらず原則として毎月、実施機関において就労困難と判断される者には、少なくとも12箇月ごとに行わせること。

なお、被保護者が常用雇用されている等各月毎の収入の増減が少ない場合の収入申告書の提出は、3箇月ごとで差しつかえないこと。

さらに、前記のほか、保護の決定実施に必要な場合は、その都度申告を行わせること。

### 2 収入額の認定の原則

#### ◎ 第8

#### 2 収入額の認定の原則

収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それ



それぞれ適正に認定すること。

### 3 認定指針

#### (1) 就労に伴う収入

##### ア 勤労（被用）収入

#### ⑧ 第8

### 3 認定指針

#### (1) 就労に伴う収入

##### ア 勤労（被用）収入

(7) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。

(4) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。

#### ⑧ 第8

### 1 収入の取扱い

#### (1) 勤労（被用）収入

##### ア 常用収入

(7) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務している者の収入については、本人から申告させるほか、前3か月分及び当該月分の見込みの基本給、勤務地手当、家族手当、超過勤務手当、各種源泉控除等の内訳を明記した給与証明を徴すること。ただし、給与証明書を徴することを適当としない場合には、給与明細書等をもってこれに代えても差しつかえないこと。

(4) 給与証明書の内容に不審のある場合又は証明額が同種の被用者の通常収入額と考えられる額より相当程度低いと判断される場合には、直接事業主について具体的内容を調査確認すること。

(7) 社会保険の被保険者については、10月又は11月に社会保険官署、健康保険組合等につき標準報酬との照会を行なうこと。

(4) 昇給及び賞与の時期については、給与先につきあらかじめ調査を行ない記録しておくこと。

(4) 就職月、昇給月及び賞与の支給月には、本人

から申告させるとともに、給与証明書を徴すること。

(4) 賞与は、全額を支給月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、支給月から引続く6か月以内の期間にわたって分割して認定するものとする。

##### イ 日雇収入

(7) 日雇で就労する者の収入については、本人から申告させるほか、前3箇月分の就労日数に関して公共職業安定所の証明書を徴すること。この場合において、公共職業安定所から証明を徴することが困難な場合には、直接同所におもむいて開取調査を行うこと。

(4) 本人から申告された就労日数が当該地域の平均就労日数以上である場合は、申告された日数により収入総額を認定すること。

(7) 申告された就労日数が当該地域の平均就労日数未満である場合は、就労できない理由を確かめ、正当な理由がないときは、就労日数を平均就労日数まで増加するように文書で指示したうえ、その実際の就労日数による収入総額を認定すること。

(4) 本人の申告する賃金に不審のある場合は、直接事業主から証明書を徴するか又は事業主に付き開取調査を行ない、確認すること。

(4) 夏季手当及び年末手当については(1)のアの(4)及び(4)によること。

##### ウ 臨時又は不特定就労収入

(7) 臨時又は不特定な就労による収入については、その地域における同様の就労状況にある者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等を調査したうえ、収入総額を認定すること。

(4) 申告された就労日数又は賃金に不審のある場合は、雇主の全部又は一部について具体的内容を開取調査し、確認すること。

##### エ 必要経費として控除すべき労働組合費の範囲

次官通知第8の3の(1)のアにいう「労働組合費」は、当該労働組合の組合員の全員が、各月において徴収される組合費の実費をいうものであり、臨時に徴収されるものを含まないものである

こと。

問（第8の1） 勤労収入の経費として職場の親睦会費は認められないか。

答 勤労控除の基礎控除額には、職場の慶弔等交際費が含まれているから、重ねて親睦会費を控除することは認められない。

問（第8の25） 被保護者から申告があった収入額に不審がある場合の取扱いをどうするか。

答 申告のあった収入が、被保護者の稼働能力、就労状況、当該地域の同種の業務についての賃金水準等の客観的事実にてらし不審があり、当該申告による収入額を基礎として認定を行なうことは適当でないと判断される場合であって、当該被保護者及び関係先についてさらに調査を行なった結果、なお、不審を解くに足る正当な理由及び立証に欠けると認められるときは、当該地域の同種の業務及び技能に対して支払われている賃金その他について綿密な調査を行ない、これを基礎に推定した収入額をもって認定して差しつかえない。

問（第8の46） 給食付（給食費を徴されていない場合に限る。）で稼働収入を得ている場合の給食の取扱いいかん。

答 告示別表第1章の1の第1類の表に定める基準額①の3分の0及び同基準額②の3分の3の合算額に7.5パーセントを乗じて得た額にその者の総食数に占める就労先で受ける給食数の割合（以下「給食の割合」という。）を乗じて得た額を収入に加算すること。ただし、基準額②の額が基準額①に0.9を乗じて得た額より少ない場合は、上記の「同基準額②」を「同基準額①に0.9を乗じて得た額」に読み替えるものとする。

ただし、給食の割合が3分の1（1日1食）程度以下である場合は、この限りでない。

## イ 農業収入

### ㊟ 第8-3-(1)

#### イ 農業収入

(7) 農業により収入を得ている者については、すべての農作物につき調査し、その収穫量に基づ

いて認定すること。

(4) 農業収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、生産必要経費として小作料、農業災害補償法による掛金、雇人費、農機具の修理費、少額農具の購入費、納屋の修理費、水利組合費、肥料代、種苗代、薬剤費等についてその実際必要額を認定すること。

### ㊟ 第8-1

#### (2) 農業収入

ア 農作物の収穫量は、本人の申立て、市町村の調査又は意見及び品目別作付面積に町村別等級地別平均反収を乗じたものを勘案して決定するものとし、3者の数字に著しく相違がある場合は、さらに農業協同組合、集荷組合、実行組合、農業改良普及員、民生委員等について調査のうえ、決定すること。

イ 保護開始月における保有農作物は、収穫量と同様の取扱いを行なうこと。

ウ 農業収入を得るための生産必要経費のうち、肥料代、種苗代及び薬剤費については、次に掲げる比率（農林水産省農産物生産費調査による。）に準拠して各福祉事務所ごとに比率を認定したうえ、これをエによる収穫高に乗じて認定すること。

玄米（水稲）	9%	小麦	23%
玄米（陸稲）	26%	その他の農作物	20%

エ 農業収入は、次の算式により認定すること。

(7) 主食（米、小麦、裸麦、大麦、そば等当該地域の食生活の実態によること。）

収穫高＝販売価格×収穫量

収穫高－生産必要経費＝収入

(イ) 野菜

販売価格×売却量＋自給量を金銭換算した額（別表「金銭換算表」の野菜の額に自給割合を乗じて得た額をいう。）－必要経費＝収入

オ 各福祉事務所ごとに管内の町村別、品目別、等級地別平均反収及び町村別、品目別農作物販売価格を調査し、調整又は補正しておくこと。

カ 余剰野菜について、その地域に需要がなくこれを売却することができないときは、今後の耕作において穀類等換金の途の広い農作物を作付するよ

う指導するとともに、その作の収穫に限り自家消費を認めても差しつかえないこと。

キ 農業収入は、収入があった時から将来に向い、原則として、12分の1ずつの額を認定すること。

問（第8の3） 農業災害補償法による共済金については、一般の農業収入と同様に必要経費を控除できないか。

答 同法による共済金のうち、農作物、蚕繭及び農作物にかかるものは、当該共済目的から得られた農業収入とみなし、認定額の月割及び必要経費の認定を行なって差しつかえない。

問（第8の4） 農作物の必要経費中肥料費、種苗代及び薬剤費は、必ず率により認定しなければならないか。また、逆に右以外の必要経費については、率を用いてはいけないか。

答 前段については、保護の実施機関ごとに客観的資料に基づき定められた必要経費率によることを原則とするが、この率によるよりも正確かつ便宜な方法があれば、必ずしも率によらなくてもよい。後段については、実費によることを原則とするが、地域ごとに正確かつ妥当な率を設定しうる場合には、率によっても差しつかえない。

問（第8の5） 農業用噴霧器（比較的高額のもの）を近隣で共同購入する場合においてその世帯負担額が少額であるときは、農業収入を得るための必要経費として認めてよいか。

答 世帯の負担額が、少額農具の購入費程度の少額のものである場合には必要として認めて差しつかえない。

問（第8の6） 農業収入を得るための必要経費としての納屋の修理費又は農業以外の自営収入を得るための必要経費としての店舗の修理費については、どの程度まで認めてよいか。

答 納屋の修理費又は店舗の修理費は、生業扶助の額の範囲内において必要最小限度の額を認定すること。

## 別表

## 金銭換算表

	1級地-1		1級地-2		2級地-1		2級地-2		3級地-1		3級地-2	
	魚介	野菜	魚介	野菜	魚介	野菜	魚介	野菜	魚介	野菜	魚介	野菜
0歳~2歳	4,470	3,890	4,260	3,710	4,070	3,540	3,860	3,360	3,660	3,190	3,460	3,020
3歳~5歳	7,430	6,330	7,090	6,050	6,760	5,760	6,430	5,480	6,090	5,190	5,750	4,910
6歳~11歳	9,690	8,240	9,250	7,870	8,820	7,500	8,380	7,120	7,950	6,760	7,510	6,390
12歳~19歳	12,150	10,350	11,600	9,880	11,050	9,420	10,510	8,950	9,960	8,490	9,420	8,010
20歳~40歳	10,230	8,700	9,770	8,310	9,310	7,920	8,850	7,520	8,390	7,130	7,930	6,740
41歳~59歳	9,590	8,180	9,160	7,810	8,730	7,450	8,300	7,070	7,870	6,710	7,440	6,340
60歳~69歳	9,280	7,910	8,860	7,550	8,450	7,190	8,020	6,840	7,610	6,490	7,190	6,120
70歳~	8,250	7,010	7,880	6,690	7,510	6,380	7,130	6,060	6,760	5,740	6,400	5,430



ウ 農業以外の事業（自営）収入

㊦ 第8-3-(1)

ウ 農業以外の事業（自営）収入

(7) 農業以外の事業（いわゆる固定的な内職を含む。）により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定し、又はその地域の同業者の収入の状況、その世帯の日常生活の状況等から客観的根拠に基づいた妥当性のある認定を行なうこと。

(イ) 農業以外の事業収入を得るための必要経費は、(4)によるほか、その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定すること。ただし、前記家賃、地代等の額に住宅費を含めて処理する場合においては、住宅費にこれらの費用を重ねて計上してはならないこと。また、下宿賃貸業であって家屋が自己の所有でなく、家賃を必要とする場合には、下宿賃貸代の範囲内において実際家賃を認定して差し支えないこと。

㊦ 第8-1

(3) 農業以外の事業（自営）収入

ア 農業以外の事業収入については、前3箇月分及び当該月の見込みにつき、本人から申告させるほか、物品販売業（店売り、行商又は露店）、製造業及び加工業については、会計簿、商品又は原材料の仕入先、製品の販売先等について、運搬業（小運送）、修理（自転車修理、いかけ業、桶屋）及びサービス業（理髪業、靴磨等）については、正確なものがある場合は会計簿について、建築造園業（大工、左官、植木職等）については、一定した仕事先がある場合はその仕事先について、それぞれの実際の収入の状況を書面又は聞き取りにより調査し、さらに市町村等税務関係機関の調査又は意見をも参考とすること。

イ 魚介による収入は、次の算式により認定すること。

売却量×販売価格＋自給量を金銭に換算した額（別表1「金銭換算表」の魚介の額に自給割合を乗じて得た額をいう。）－必要経費＝収入

ウ 養殖漁業等で年間の一時期のみの収穫で収入を

得ている場合は、収入があった時から将来に向かい、原則として12分の1ずつの額を認定すること。

問（第8の2） 125cc以下のオートバイ、原動機付自転車又は通勤用・事業用自動車の保有の認められた者については、通勤又は事業の利用に伴う燃料費、修理費、車検に要する費用、自動車損害賠償保障法に基づく保険料及び任意保険料、自動車重量税・自動車税・軽自動車税、自動車運転免許の更新費用等を必要経費として勤労・事業収入から控除してよいか。

答 必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえない。

なお、任意保険料については対人・対物賠償に係る保険料に限るものである。

また、自動車税及び軽自動車税については、身体障害者等の場合、減免されることがあるので留意されたい。

エ その他不安定な就労による収入

㊦ 第8-3-(1)

エ その他不安定な就労による収入

知己、近隣等よりの臨時的な報酬の性質を有する少額の金銭その他少額かつ不安定な稼働収入がある場合で、その額（受領するために交通費等を必要とする場合はその必要経費の額を控除した額とする。）が月額15,000円をこえるときは、そのこえる額を収入として認定すること。

問（第8の19） 少額かつ不安定の稼働収入は合算額15,000円まで控除されるが、この合算額は世帯単位か、又は個人単位であるか。

答 15,000円の限度額は、個人ごとに算定される額である。

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

㊦ 第8-3

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(7) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

(イ) (7)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

◎ 第8-1

(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。

問（第8の51） 恩給、年金等の額が改定され、当該改定時期が支払期月と一致せず、1期月における支給額に、改定前の額と改定後の額が含まれる場合は、順を追って充当していくこととして差しつかえないか。

答 恩給、年金等の額の改定時期と支払期月が一致しない場合は、局長通知第8の1の(4)により収入認定することにより保護の停止又は廃止となる場合を除き、お見込みのとおり取り扱って差しつかえないこと。

イ 仕送り、贈与等による収入

◎ 第8-3-(2)

イ 仕送り、贈与等による収入

(7) 他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。

(イ) 他からの仕送り、贈与等による主食、野菜又

は魚介は、その仕送り、贈与等を受けた量について、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を認定すること。

(ウ) (7)又は(イ)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際必要額を認定すること。

ウ 財産収入

◎ 第8-3-(2)

ウ 財産収入

(7) 田畑、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、その実際の収入額を認定すること。

(イ) 家屋の補修費、地代、機械器具等の修理費、その他(7)の収入をあげるために必要とする経費については、最小限度の額を認定すること。

エ その他の収入

◎ 第8-3-(2)

エ その他の収入

(7) 地方公共団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭（ア又は(3)のエ、ケ、コ若しくはサに該当するものを除く。）については、その額が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

(イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（(3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

◎ 第8-1

(5) その他の収入

(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。

ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続き6箇月以内の期間にわたって分割認定するものとする。

(3) 収入として認定しないものの取扱い

◎ 第8-3

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの

ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額

カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当するものを除く。）

(7) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

問（第8の58） 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不

足分、修学旅行費、又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る）にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第8の58の2）次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いを具体的に示されたい。

答 高等学校等で就学しながら保護を受けることができる者ものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが、次のいずれにも該当する場合には、次官通知第8の3の(3)のクの(イ)に該当するものとして、当該者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入から控除して認定して差しつかえない。

また、経費の内容や金額によって、一定期間同様の認定を行う必要がある場合には、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理するなどにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、当該経費が他の目的に使用されていないことを確認すること。

なお、当該金銭を使用した場合には、下記2の目的のために使用されたことを証する書類等により、用途を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外の用途に消費していた場合には、収入から控除した額に相当する額について法第63条を適用し返還を求めること。ただし、当初承認した目的以外であっても、その用途が本取扱いの範囲内であることが認められる場合にあつては、この限りではない。

1 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認



められること。

2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。

- (1) 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費（技能修得費の給付対象となるものを除く）
  - (2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な入学金等に限る。）
  - (3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用
  - (4) 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金
- 3 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認していること。

ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者一人につき8,000円以内の額（月額）

コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金

サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又は子供の日の行事の一環として支給される金銭

シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの

ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金

セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につきスを受けることができる者がある場合を除く。）

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち36,300円並び

に同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金

チ 公害健康被害の補償等に関する法律により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額

(7) 障害補償費（介護加算額を除く。）

障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は一級に該当する者に支給される場合

34,020円

障害の程度が公害障害等級表の二級に該当する者に支給される場合

17,010円

障害の程度が公害障害等級表の三級に該当する者に支給される場合

10,220円

【本部分に係る改正は平成27年6月1日から適用】

(4) 遺族補償費 34,020円

【本部分に係る改正は平成27年6月1日から適用】

㊦ 第8

2 収入として認定しないものの取扱い

(1) 社会事業団体その他が被保護者に対して支給する金銭であって、当該給付の資金が、地方公共団体の予算措置によりまかなわれているものは、次官通知第8の3の(3)のアとして取り扱うことは認められないこと。

(2) 被保護者に対して現物が給与された場合は、被贈与資産として取扱い、処分すべきものがあれば売却させてその収入を認定すること。ただし、就労の対価として現物が給与されたときは、その物品の処分価値により金銭換算のうえ、500円を控除した額を就労収入として認定すること。

問（第8の39） 局長通知第8の2の(2)のただし書きに関し、就労先から主食、野菜又は魚介を支給された場合はどのように取り扱うべきか。

答 局長通知第8の2の(2)のただし書きにより取り扱うことは認められず、主食、野菜又は魚介については、農業収入又は農業以外の事業収入の認定の例により金銭に換算した額を就労収入として認定する



ことをとされたい。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ 就学資金（高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

ウ 医療費又は介護等費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの

(7) 住宅資金又は転宅資金

(i) 老人又は身体障害者等が、機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金

(ii) 配電設備又は給排水設備

(iii) 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金

(iv) 日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金

問（第13の3） 国若しくは地方公共団体により貸付けられる住宅資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として貸付けられる住宅資金と本法による住宅扶助との関係をどう取扱うべきか。

答 設問にかかる住宅資金の貸付けを受けるについての承認は、本法による扶助の対象とはなりがたい需要について行なうものであり、貸付金をもって本法の給付に代替させる趣旨のものではない。

問（第8の61） 局長通知第8の2の(3)のオの(4)にいう「日常生活において利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入する」として貸付資金を収入認定除外することができる場合を具体的に示されたい。

答 保護受給中の日常生活に必要な物品については、経常的最低生活費の範囲内で計画的に購入することが原則であるが、次のいずれにも該当し、かつ、経常的最低生活費のやり繰りにより当該貸付資金の償還が可能と認められる者については、当該貸付資金を収入として認定しないものとする。

なお、保護の実施機関は、当該貸付資金の償還が適切に行われるよう、貸付制度を所管する関係機関と十分に調整を図り、適切な償還金の納付指導及び代理納付の活用を行うこと。

(1) 健康の保持や日常生活に著しい支障を来す恐れがあり、必要性が高いと認められる生活用品がないか若しくは全く使用に耐えない状態であること。

(2) 保護開始から概ね6か月経過していない場合や家計管理上特段の問題なく他に急な出費を要した場合など、計画的に購入資金を蓄えることができなかったことに真にやむを得ない事情が認められること。

(3) 購入予定品目、購入予定金額が社会通念上妥当と判断されるものであり、また必要最小限度の貸付であるとともに、償還計画がその後の最低生活の維持に支障を来さないものであると認められること。

(4) 貸付を受けることについて、当該被保護者は自立更生計画を提出するとともに、購入予定品目及び償還方法について保護の実施機関の事前の承認があること。

問（第8の11） 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく福祉資金のうち、災害を受けたことにより臨時に必要な経費及び災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金は、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものとして取り扱って差しつかえないか。

答 局長通知第8（収入の認定）の2及び同通知第8の4の(3)に該当する場合には、それぞれ収入として認定せず、又は償還金を収入から控除する取扱いを行なって差しつかえない。

問（第8の59） 保護開始時点で既に就学資金の貸付を受けていた場合、高等学校の就学に関する需要は満たされているものとして、高等学校等就学費は支給しないこととしてよいか。

答 高等学校等就学費については、被保護世帯の自立を支援する観点から、貸付を受けなくとも高等学校への就学が可能となるよう、生活保護において積極的に給付を行うものである。

したがって、既に就学資金の貸付を受けている場合であっても、保護開始時点において貸付内容の変更が可能であれば、高等学校等就学費の基準額の範囲内で就学に必要な経費が賄える場合については貸付の停止を、高等学校等就学費で賄いきれない経費が必要な場合については当該経費にあてられる必要最小限度の額に貸付額を変更し、その上で高等学校等就学費を給付することとされたい。

また、保護開始時点において貸付内容の変更が困難な場合であって、保護開始後に貸付金を受領する場合は、当該貸付金のうち高等学校等就学費により賄われる部分について、貸付金の受領後直ちに償還し、その上で高等学校等就学費を給付するとともに、実際に償還が行われているか確認を行うこと。

なお、貸付契約の内容等により、貸付内容の変更や貸付期間中の償還が困難な場合については、当該貸付金は高等学校等の就学にあてられるものとして収入として認定しないとともに、高等学校等就学費の支給を行わないこととして取り扱って差しつかえない。

問（第8の21） 義務教育以外の教育を行う学校で就学する者がいる世帯で世帯員以外の絶対的扶養義務者から当該就学者の教育費にあてるべきものとして仕送りを受けている場合は、その仕送りを、当該就学者の収入として取り扱ってよいか。局長通知第1の3の関連でお尋ねする。

答 設例の場合、就学する者に優先して扶養を受けべき事情があると明らかに認められる者（たとえば当該扶養義務者と生活保持義務関係にある者）が同一世帯内にいるときを除き、当該仕送りのうち教育費にあてられる部分を就学者の収入として取り扱って差しつかえない。

問（第8の10） 引揚者給付金等支給法、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律又は引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による国債の政府買上げにより償還金収入を得たものが、その収入を自立更生のための資金として活用すると申し立てた場合これを収入として認定しないでよい

か。

答 保護の実施機関が具体的な自立更生計画を根拠として現実に自立更生資金として活用されることを確認した場合に限り差しつかえない。

(4) 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。

また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。

(5) (3)の承認又は(4)の収入として認定しない取扱いを行なうに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴すること。

問（第8の40） 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を

考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

ア 当該経費が事業の開始又は継続、技能習得等生業にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

イ 当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額

ウ 当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

エ 当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額

オ 当該経費が、就学等にあてられる場合は、次に掲げる額

(ア) 当該経費が幼稚園等での就園にあてられる場合は、入園料及び保育料その他就園のために必要と認められる最小限度の額

(イ) 当該経費が義務教育就学にあてられる場合は、入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、珠算課外学習、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途にあてられる最小限度の実費額

(ロ) 当該経費が高等学校等、夜間大学又は技能修得費（高等学校等就学費を除く）の対象となる専修学校若しくは各種学校での就学にあてられる場合は、入学の支度及び就学のために必要と認められる最小限度の額。（貸付金については、原則として、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合に限る。）

カ 当該経費が、結婚にあてられる場合は寡婦福祉資金の結婚資金の貸付限度額に相当する額

キ 当該経費が弔慰に当てられる場合は、公害健康被害の補償等に関する法律による葬祭料の額

ク 当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあ

てられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額

ケ 当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額

コ 当該経費が国民年金受給権を得るために充てられる場合は、国民年金の任意加入保険料の額

問（第8の60） 恵与金等の収入が、高等学校等就学費の支給対象とならない経費及び高等学校等就学費の基準額又は学習支援費でまかないきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額にあてられる場合については、高等学校等就学費は基準額どおり計上することとしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

ただし、恵与金等の収入を当該経費にあてた上で、なお余剰金が生じた場合については、当該余剰金は収入充当順位に関係なく高等学校等就学費に充当することとし、高等学校等就学費の基準額と当該余剰金の差額を、保護費の高等学校等就学費として計上されたい。

問（第8の41） 扶養義務者からの援助金はすべて「他から恵与される金銭」として取り扱うことは認められないか。

答 扶養義務者からの援助金はその援助が当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてるべきことを明示してなされた場合に限り、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差しつかえない。

問（第8の42） 雇用保険法第57条により支給される常用就職支度金は「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」として取り扱ってよいか。

答 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)により収入として認定すること。

問（第8の43） 地方公共団体が条例又は予算措置によって被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、どのようなものが次官通知第8の3の(3)のエ



にいう「自立更生を目的として恵与される金銭」に該当するか。

答 地方公共団体が条例又は予算措置によって、被保護者に対し臨時的に支給する金銭のうち、局長通知第8の2の(4)にいう自立更生のための用途に供すべきものであることが支出の目的として明示されているものが、自立更生を目的として恵与される金銭に該当するものであり、かかる金銭のうち、実際に自立更生のための用途にあてられる額を、収入として認定しないものとする。

この場合、支出目的として明示されている用途及びその用途に供される額の認定にあたっては、問40の答に示す基準によるものである。

したがって、地方公共団体又はその長が年末、益、期末等の時期に支給する金銭は、次官通知第8の3の(3)のエによる取扱いは行わず同(2)のエの(7)によって取り扱うこととなる。

問(第8の34) 局長通知第8の2の(4)のただし書きにいう「適当な者」とは、どのような者をいうか。

答 社会福祉法人、新聞社、当該被保護世帯の自立更生を援助するために特に設立された団体等金融機関以外の者であって、当該金銭を安全に管理しようと認められるものをいう。

問(第8の26) 市町村又は扶養義務者等が水洗便所設備費等の全部又は一部を助成又は援助する場合は、その助成費又は援助費をどのように取り扱うべきか。

答 当該助成費又は援助費については、これを局長通知第8の2の(4)に準じて収入として認定しないこととして差しつかえない。

なお、これらの費用は法による扶助の対象とはならないものである。

問(第8の53) 保護開始前に臨時的に受けた災害等による補償金、保険金、見舞金又は死亡による保険金の全部又は一部を当該災害等による損失の原状回復等当該世帯の自主更生の用途にあてるべく保有している場合についても、次官通知第8の3の(3)のオ又はキに準じ収入として認定しない取扱いとすることは認められないか。

答 その目的とする自立更生の用途が世帯員の将来の就学等保護開始後でなければ実現し得ないものと認められる場合には、被保護世帯が補償金等を受けた

場合と同様に取り扱って差しつかえない。

(6) 次官通知第8の3の(3)のケに掲げる金銭の取扱いについては、次によること。

ア 社会生活を営むうえで特に社会的な障害のある者の福祉を図るため地方公共団体又はその長が支給する金銭に該当するものは、次に掲げる金銭であること。

(7) 心身障害児(者)の福祉を図るために支給される金銭

(イ) 老人の福祉を図るために支給される金銭

(ロ) 母子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(ハ) 多子世帯に属する者の福祉を図るために支給される金銭

(ニ) 災害等によって保護者を失った児童の福祉を図るために支給される金銭

(ホ) (7)から(ニ)までに掲げる金銭に準ずるもの

イ アの(ホ)に該当するものとして取り扱う場合又は同一人に対しアの(7)から(ホ)までに掲げる金銭が重複して支給される等特別な事由があり、特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に情報提供すること。

#### (4) 勤労に伴う必要経費

##### ア 基礎控除

#### ◎ 第8-3-4) 勤労に伴う必要経費

(1)のアからウ(勤労収入・農業収入・農業以外の事業収入)までに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。

#### ◎ 第8-3 勤労控除の取扱い

##### (i) 基礎控除

ア 基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額(賞与その他の臨時的な収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれの認定月の収入金額に加算して算定するものとする。)に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

イ 基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第8の3の(1)のアによる勤労(被用)収入については、



通勤費等の実費を控除する前の収入額により、同一による農業収入又は同ウによる農業以外の事業（自営）収入については、生産必要経費又は事業必要経費を控除した後の収入額によること。

ウ 世帯員が2人以上就労している場合には、イによる収入額の最も多い者については、次官通知別表の基礎控除額表の1人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ同表の2人目以降の欄を適用すること。

問（第8の49） 在宅患者加算を認定されている者が、勤労収入を得ている場合には、勤労控除を適用してよいか。

答 真に栄養補給を必要とする者が社会生活適応のため実施機関の指定する医師の指導に基づき就労して勤労収入を得ている場合は、6か月間に限り、療養に専念しているものとみなしてお見込みのとおり取り扱って差し支えない。

問（第8の50） 雇用対策法等に基づく技能修得手当を受給しながら技能修得している者については、あわせて支給される基本手当又は寄宿手当に対し、勤労収入に準じて基礎控除を適用してよろしいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問（第8の20） 勤労控除の基礎控除と少額かつ不安定の収入控除とは重複して差し支えないか。

答 次官通知第8の3の(1)のエにいう「その他不安定な就労による収入」は、同(1)のアからウまでの収入を得ていない者が得る収入をいうものである。

したがって、勤労者が内職等により少額の収入を得ている場合は、少額不安定収入としての控除を行わず、勤労収入と当該内職等による収入を合算して基礎控除を適用すべきである。

問（第8の32） 局長通知第8の1の(2)のキにより認定された収入が同一月において重なった場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。また、同通知によって認定された農業収入が1以上あり、かつ、当該月において次官通知第8の3の(1)のア又はウに該当する収入（勤労（被用）収入又は農業以外の事業収入）がある場合、基礎控除の適用はいかに行うべきか。

答 御照会の場合には、いずれも局長通知第8の3の(1)のイによる収入額を合算し、当該合算額につき

各月ごとに基礎控除を適用すること。

問（第8の18） 各種勤労控除の適用に当たり、農業又は農業以外の事業（自営業）を営んでいる場合であって、その事業に専ら従事する者が世帯内に2人以上いること等により、控除対象者の収入を明確に把握できないときは、これらの控除の適用は認められないと解してよいか。

答 同一の事業に従事する者が、世帯内に2人以上いてそれぞれの収入を明確に把握できない場合であっても、当該者の申立てにより事業に従事する各稼働者の事業に対する寄与の割合が推定できるときは、世帯の収入額に推定した寄与率を乗じて得た額を、また、事業に対する寄与の割合が推定できないときは、世帯の収入額を事業に従事する稼働人員で除して得た額を、それぞれの稼働者の収入として取り扱うこととし、各種勤労控除を適用するようにされたい。

基礎控除額表……（略）

#### イ 新規就労控除

#### ㊦ 第8-3-(4) 勤労に伴う必要経費

新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、別に定めるところにより、月額10,700円をその者の収入から控除すること。

#### ㊧ 第8-3

#### (2) 新規就労控除

ア 新規就労控除を適用する場合は、次の場合であること。

(イ) 中学校等を卒業した者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

(ロ) 入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者が継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする場合

イ 控除は、当該職業によって得られる収入につき、はじめて継続性のある職業についた月（当該新規就労に伴う収入を翌月から認定することとするときは当該初回認定月）から6箇月間に限り行なうものとする。

ウ 未成年者控除

㊦ 第8-3-(4) 勤労に伴う必要経費

未成年者については、別に定めるところにより、月額11,400円をその者の収入から控除すること。

㊦ 第8-3

(3) 未成年者控除

ア 未成年者（20歳未満の者をいう。）については、その者の収入から月額11,400円を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。

(7) 単身者

(イ) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）又は自己の未成熟の子とのみで独立した世帯を営んでいる場合

(ロ) 配偶者と自己の未成熟の子とのみで独立した世帯を営んでいる場合

イ 未成年者控除の適用を受けていた者が月の途中で成年に達したときは、その翌月から認定の変更を行なうこと。

(5) その他の必要経費

㊦ 第8-3

(5) その他の必要経費

次の経費については、真に必要やむを得ないものに限り、必要な最小限度の額を認定して差し支えないこと。

ア 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する一般生活費又は住宅費の実費

イ 就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費

ウ 他法、他施策等による貸付金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還金

エ 住宅金融公庫の貸付金の償還金

オ 地方税等の公租公課

カ 健康保険の任意継続保険料

キ 国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料

㊦ 第8

4. その他の控除

(1) 出かせぎ、行商、船舶乗組、寄宿等に要する費用

につき控除を行なう場合は、一般生活費又は住宅費の実際必要額から、当該者の最低生活費として認定された一般生活費の額を差し引いて得た額を必要経費として認定すること。

(2) 就労に伴う子の託児費については、その実費の額を収入から控除して認定すること。この場合において、委託された児童に対して受託者が提供する飲食物は、収入認定の対象としないこと。

問（第8の48） 次官通知第8の3の(5)のイにいう就労又は求職者支援制度による求職者支援訓練の受講に伴う子の託児費には、保育所入所支度に要する費用及び市町村が実施する児童クラブに要する費用を含むものと解して差しつかえないか。

また、これが認められる場合、当該費用を入所月の収入から一括控除することができない場合には、月割にして控除して差しつかえないか。

答 いずれもお見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、児童クラブについては、「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月20日18文科生第587号文部科学省生涯学習政策局長、雇児発第0330039号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）の別紙「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」に基づき実施されるものに限られるものである。

問（第8の57） 国民年金に任意加入する場合の保険料の控除が認められる場合はどのような場合か。

答 年金の受給権を得るためのものに限って認められるものであり、将来の年金額を増やすためのものは認められない。

なお、任意加入しても過去の未納分を納付しないと年金受給権を得られない場合には、年金受給権を得るために必要な限度で未納分の保険料についても控除して差し支えない。

(3) 貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額の償還については、償還が現実に行なわれることを確認したうえで、次に掲げるものについて、当該貸付資金によって得られた収入（修学資金又は奨学資金については、当該貸付を受けた者の収入、結婚資金については、当該貸付けを受けた者

又は当該貸付資金により結婚した者の収入、医療費又は介護費貸付資金、住宅資金、転宅資金、老人又は身体障害者等が機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための器具を購入するための貸付資金、配電設備又は給排水設備のための貸付資金並びに国民年金の受給権を得るために必要な任意加入保険料のための貸付資金については、当該世帯の全収入から控除して認定すること。

ア 国若しくは、地方公共団体により行なわれるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、医療費又は介護費貸付資金については、保護の実施機関の承認のあったものに限ること。

イ ア以外の法人又は私人（絶対的扶養義務者を除く。）により貸し付けられたもののうち、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。ただし、事前の承認を受けなかったことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該貸付資金が現にその者の自立助長に役立っていると認められ、事後において承認することが適当なものについても、同様とする。

ウ アに該当する技能修得資金とともに、当該技能修得期間中、貸付けを受けた生活資金については、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認のあったものであって、償還の免除又は猶予が得られなかったもの。

(4) 住宅金融公庫法による貸付資金の償還については、当該貸付資金によって建築した住宅の一部を活用して収入を得ている場合に限り、当該収入の範囲内において、当該償還金を控除して認定すること。

(5) 次に掲げる貸付資金は、国若しくは地方公共団体により行なわれるもの又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれるものに該当するものとして取り扱うこと。ただし、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられるものに限る。

- (7) 母子及び寡婦福祉法による貸付資金
- (4) 生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金
- (9) 婦人更生資金制度要綱に基づく貸付資金
- (2) 引揚者給付金等支給法に基づく国債を担保と

して、国民金融公庫から貸し付けられる生業資金

(4) 自作農維持資金融通法に基づく農林漁業金融公庫の各種貸付資金

(3) 開拓者資金融通法に基づく政府（地方農地事務局）の貸付資金

(5) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく農業協同組合、森林組合又は金融機関の貸付資金

(7) 農業近代化資金助成法に基づく農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫の貸付資金

(7) 国民金融公庫からの低所得者に対する更生貸付資金

(2) 住宅資金又は転宅資金であって国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金

(6) 生業資金の貸付けを受けた後、事業の失敗等により他の事業を営んでいる場合であって、その事業の資金の全部、または一部が、当該貸付金によりまかなわれているときは、変更した事業によって得られる収入から償還金を控除して認定して差しつかえないこと。

問（第8の23） 被保護者が就労に必要な自転車又は原動機付自転車を購入する場合、その購入額を月割にして、その収入から必要経費として控除してさしつかえないか。

答 当該職業に必要不可欠な場合であって、社会通念上ふさわしい程度の購入費であり、かつ、その購入によって収入が増加すると認められるときは、通常、交通費、運搬費等として計上されるべき額の範囲内で必要経費として認定してさしつかえない。また、通勤用に使用する場合においても、通常、交通費等として計上される程度の額の範囲内で認定してさしつかえない。

## 第9 保護の開始申請等

### ◎ 第9



生活保護は申請に基づき開始することを原則としており、保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると疑われるような行為も現に慎むこと。

### ◎ 第9

#### 1 保護の相談における開始申請の取扱い

生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、他法他施策の活用等についての助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認すること。また、保護申請の意思が確認された者に対しては、速やかに保護申請書を交付し、申請手続についての助言を行うとともに、保護の要否判定に必要となる資料は、極力速やかに提出するよう求めること。

なお、申請者が申請書及び同意書の書面での提出が困難である場合には、申請者の口頭によって必要事項に関する陳述を聴取し、書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し署名捺印を求めるなど、申請があったことを明らかにするための対応を行うこと。

#### 2 要保護者の発見・把握

要保護者を発見し適切な保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が保護の実施機関の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、保健福祉関係部局や社会保険・水道・住宅担当部局等の関係機関及び民生委員・児童委員との連絡・連携を図ること。

問（第9の1） 生活保護の面接相談においては、保護の申請意思はいかなる場合にも確認しなくてはならないのか。

答 相談者の保護の申請意思は、例えば、多額の預貯金を保有していることが確認されるなど生活保護に該当しないことが明らかな場合や、相談者が要保護者の知人であるなど保護の申請権を有していない場合等を除き確認すべきものである。なお、保護に該当しないことが明らかな場合であっても、申請権を有する者から申請の意思が表明された場合には申請書を交付すること。

問（第9の2） 相談段階で扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取することは申請権の侵害に当たるか。

答 扶養義務者の状況や援助の可能性について聴取す

ること自体は申請権の侵害に当たらないものではないが、「扶養義務者と相談してからではないと申請を受け付けない」などの対応は申請権の侵害に当たっておそれがある。

また、相談者に対して扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、その結果、保護の申請を諦めさせるようなことがあれば、これも申請権の侵害にあたるおそれがあるので留意されたい。

問（第9の3） 相談段階で相談者の困窮の状態等を確認するために必要な資料の提出を求めることは申請権の侵害にあたるか。

答 相談段階で、資産及び収入の状況等が確認できる資料の提出を求めること自体は申請権の侵害に当たらない。ただし、「資料が提出されてからでないと申請を受け付けない」などの対応は適切ではない。

なお、申請段階では、速やかかつ正確な保護の決定を行うために、申請日以降できる限り早期に必要な資料を提出するよう求めることは認められるが、書面等の提出は申請から保護決定までの間でも差し支えない。これに関し、当該申請者の事情や状況から必要となる資料の提出が困難と認められる場合には、保護の実施機関において調査等を実施し、要件の確認の審査を徹底することが必要となる。

## 第10 保護の決定

### 1 年齢改定

#### ◎ 第10

##### 1 年齢改定

- (1) 保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができること。
- (2) 4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なうこと。

問（第10の13） 局長通知第10の1の(2)により年齢改定を行う場合、4月1日生れの者についてはどう取り扱うのか。

答 4月1日生れの者については、年齢計算に関する



法律（明治35年法律第50号）及び民法（明治29年法律第89号）第143条の規定により、前日である3月31日をもって満年齢に達した者として取り扱うこととなる。

## 2 保護の要否及び程度の決定

### ㊦ 第10

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。

### ㊧ 第10

#### 2 保護の要否及び程度の決定

(1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。

ただし、常用勤労者について労働協約等の実態から賞与等を含む年間収入が確実に推定できる場合であって、次官通知第8の2の「長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするとき」に該当するときは保護の申請月以降1年間において確実に得られると推定される総収入（収入を得るための必要経費の実費及び勤労に伴う必要経費として別表2に定める額を控除した額）の平均月割額をその月の収入充当額と定め保護の要否を判定すること。この取扱いにより保護を要すると判定された者に係る保護の程度の決定は常用収入について第8の1の(1)のアに定める取扱いにより行なうこと。

問（第10の4） 保護開始時の要否判定を行なう際、次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目を指すのか。

答 次に掲げる費目を指すものであること。

ア 告示別表第1生活扶助基準（ただし、同第一

章の1の(2)の期末一時扶助及び同第3章の4の移送費であって局長通知第7の2の(7)のアの(ウ)以下の場合のものを除く。）並びに局長通知第7の2の(6)のアの(カ)（ただし、紙おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合に限る。）

イ 告示別表第2教育扶助基準及び局長通知第7の3の(2)

ウ 告示別表第3住宅扶助基準並びに局長通知第7の4の(1)のオ（ただし、敷金、契約更新料及び住宅維持費を除く。）

エ 告示別表第4医療扶助基準

オ 告示別表第5介護扶助基準（住宅改修を除く。）

カ 告示別表第6出産扶助基準並びに局長通知第7の7の(1)及び(2)

キ 告示別表第8葬祭扶助基準並びに局長通知第7の9の(1)、(2)、(3)及び(4)

問（第10の5） 保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第10にいう「第8によって認定した収入」を算定するときには、いかなる経費を必要経費として認定すべきか。

答 次官通知第8の3により、勤労（被用）収入、農業収入、恩給年金等の収入等収入の種類ごとに定められた当該収入を得るための必要経費の実費及び同第8の3の(5)その他の必要経費のうち、ア、イ、オに掲げる費用の実費並びに勤労に伴う必要経費として局長通知第10の2の(1)に定める別表2に定める額を認定するものであること。

問（第10の6） 保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行なうものであるか。

答 保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費としては、局長通知第10の2の(1)に定める別表2の額を認定する）との対比によって判定するものであること。

問（第10の7） 局長通知第10の2の(1)のただし書きにいう「常用勤労者」とは如何なる勤労形態に

あるものをいうか。

答 「常用勤労者」とは期間を定めず、又は1か月をこえる期間をきめて雇われ、かつ、月月一定の給与が支給されている者をいう。したがって、勤労日に対応して賃金が支払われている者は常用勤労者には該当しないものである。常用勤労者であるかないかの判断にあたっては、日雇健康保険を除く各種被用者保険加入の有無を一応の目安とすることも考えられる。

問(第10の8) 局長通知第10の2の(1)のただし書きにいう「労働協約等の実態」には給与、賃金、期末手当、賞与等の額及び支払方法が、法律、条例、労使間の覚書等によって定められている場合、又は明文のとりきめはないが、雇用慣習上確定していると認められる場合も含まれるものと解してよいか。

また、賞与等を含む年間収入には定期昇給分、勤奨手当等、確実に予測できるものは、含めてよいか。

答 お見込みのとおりである。

問(第10の9) 他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行なって差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

ただし、この取扱いは、当該転入した要保護者の保護の継続の要否について審査を要しないことを意味すると解してはならないので、念のため。

問(第10の10) 恩給、年金等の受給者が保護を申請した場合において、保護の要否判定は申請直前に受給した恩給、年金等の額を、次官通知第8収入の認定、局長通知第8収入の認定及び本職通知第8収入の認定により、各月に分割して認定した額をもって行なうこととし、また保護の程度の決定に際して収入充当額として認定すべき恩給、年金等の額は保護の開始時に現に所有する当該恩給、年金等の残額によることとして差しつかえないか。

答 お見込みのとおりである。

問(第10の10-2) 保護開始時に保有する手持金は全て収入認定しなければならないか。

答 一般世帯はもちろん被保護世帯においても繰越

金を保有しているという実態及び生活費は日々均等に消費されるものではないということ等から、保護開始時に保有する金銭のうちいわゆる家計上の繰越金程度のものについては、程度の決定に当たり配慮する面がある。

したがって、健全な家計運営については自立助長を考慮し、保護の程度の決定に当たり認定すべき手持金は次によることとされたい。

なお、この取扱いは要否判定の結果保護要とされた世帯についての開始月における程度の決定上の配慮であり、要否判定、資産・収入の調査についての取扱いを変える趣旨のものではない。

#### 1 手持金の認定

保護開始時の程度の決定に当たって認定すべき手持金は、当該世帯の最低生活費(医療扶助及び介護扶助を除く。)の5割を超える額とする。

#### 2 月の途中で開始する場合における当該月の程度の決定方式

##### (1) 勤労収入

最低生活費と収入の対比により、1か月分の扶助額又は本人支払額を算定した後、月末までの保護受給日数により扶助別に日割りする。

ただし、一時扶助、教育扶助等については日割りしない。

$$\text{程度の決定に当たり認定すべき額} = \frac{(\text{最低生活費} - \text{平均収入}) \times \text{月末までの日数} (\times \text{日})}{30 \text{日}} = \text{開始月扶助額}$$

$$\text{程度の決定に当たり認定すべき額} = \text{手持金総額} - \left[ \text{給与の残額} + \text{家計上の繰越金として保有を容認する額} \alpha \text{円} \right]$$

給与の残額については、平均収入として既に評価済みであるから、開始月において給与の残額たる現金を保有していても再度資産として評価しない。

どれが給与の残額であるか判然としないときは、次の算式により推計する。

$$\text{給与総額} \times \left[ 1 - \frac{\text{給与日からの経過日数}}{30 \text{日}} \right] = \text{給与残額推計額}$$

(2) 年金収入

年金の残額については、手持金から繰越金として容認する額を控除した残りの額を次回受給月の前月までに分割して（少額の場合は当月分の）収入充当額に計上する。

$$\text{最低生活費} \times \frac{X \text{日}}{30 \text{日}} - \frac{\text{手持金 (年金残額を含む)} - \alpha \text{円}}{\text{次回受給月の前月までの月数}} = \text{開始月扶助額}$$

(3) 農業収入

年金収入の例による。

ただし、経常収入については勤労収入の例による。

(4) 無収入

$$\text{最低生活費} \times \frac{X \text{日}}{30 \text{日}} - (\text{手持金} - \alpha \text{円}) = \text{開始月扶助額}$$

別表2

勤労に伴う必要経費として定める額

収入金額別区分		1級地		2級地		3級地	
		1人目	2人目以降	1人目	2人目以降	1人目	2人目以降
円	円	円	円	円	円	円	円
0 ~	8,000	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600	0 ~ 5,600
8,001 ~	8,339	5,601 ~ 5,837	5,600	5,601 ~ 5,837	5,600	5,601 ~ 5,837	5,600
8,340 ~	11,999	5,840	5,600	5,840	5,600	5,840	5,600
12,000 ~	15,999	6,320	5,600	6,320	5,600	6,320	5,600
16,000 ~	19,999	6,800	5,780	6,800	5,780	6,800	5,780
20,000 ~	23,999	7,290	6,200	7,290	6,200	7,290	6,200
24,000 ~	27,999	7,770	6,610	7,770	6,610	7,770	6,610
28,000 ~	31,999	8,250	7,010	8,250	7,010	8,250	7,010
32,000 ~	35,999	8,730	7,420	8,730	7,420	8,730	7,420
36,000 ~	39,999	9,210	7,830	9,210	7,830	9,210	7,830
40,000 ~	43,999	9,700	8,240	9,700	8,240	9,700	8,240
44,000 ~	47,999	10,180	8,650	10,180	8,650	10,180	8,650
48,000 ~	51,999	10,650	9,060	10,650	9,060	10,650	9,060
52,000 ~	55,999	11,140	9,460	11,140	9,460	11,140	9,460
56,000 ~	59,999	11,620	9,880	11,620	9,880	11,620	9,880
60,000 ~	63,999	12,100	10,290	12,100	10,290	12,100	10,290
64,000 ~	67,999	12,590	10,700	12,590	10,700	12,590	10,700
68,000 ~	71,999	13,060	11,100	13,060	11,100	13,060	11,100
72,000 ~	75,999	13,550	11,520	13,550	11,520	13,550	11,520
76,000 ~	79,999	14,030	11,920	14,030	11,920	14,030	11,920
80,000 ~	83,999	14,510	12,330	14,510	12,330	14,510	12,330
84,000 ~	87,999	14,990	12,750	14,990	12,750	14,990	12,750
88,000 ~	91,999	15,470	13,150	15,470	13,150	15,470	13,150
92,000 ~	95,999	15,800	13,430	15,800	13,430	15,800	13,430
96,000 ~	99,999	16,060	13,650	16,060	13,650	16,060	13,650
100,000 ~	103,999	16,250	13,820	16,250	13,820	16,250	13,820
104,000 ~	107,999	16,460	13,990	16,460	13,990	16,460	13,990
108,000 ~	111,999	16,660	14,160	16,660	14,160	16,660	14,160
112,000 ~	115,999	16,860	14,330	16,860	14,330	16,860	14,330
116,000 ~	119,999	17,060	14,500	17,060	14,500	17,060	14,500
120,000 ~	123,999	17,260	14,670	17,260	14,670	17,260	14,670
124,000 ~	127,999	17,460	14,840	17,460	14,840	17,460	14,840
128,000 ~	131,999	17,660	15,020	17,660	15,020	17,660	15,020
132,000 ~	135,999	17,860	15,180	17,860	15,180	17,860	15,180
136,000 ~	139,999	18,060	15,350	18,060	15,350	18,060	15,350
140,000 ~	143,999	18,260	15,530	18,260	15,530	18,260	15,530
144,000 ~	147,999	18,460	15,690	18,460	15,690	18,460	15,690
148,000 ~	151,999	18,660	15,860	18,660	15,860	18,660	15,860
152,000 ~	155,999	18,870	16,040	18,870	16,040	18,670	15,870
156,000 ~	159,999	19,100	16,230	19,100	16,230	18,670	15,870
160,000 ~	163,999	19,290	16,390	19,290	16,390	18,670	15,870
164,000 ~	167,999	19,520	16,600	19,520	16,600	18,670	15,870
168,000 ~	171,999	19,660	16,720	19,660	16,720	18,670	15,870
172,000 ~	175,999	19,870	16,880	19,870	16,880	18,670	15,870
176,000 ~	179,999	20,130	17,110	20,130	17,110	18,670	15,870
180,000 ~	183,999	20,270	17,230	20,270	17,230	18,670	15,870
184,000 ~	187,999	20,470	17,400	20,470	17,400	18,670	15,870
188,000 ~	191,999	20,670	17,570	20,670	17,570	18,670	15,870
192,000 ~	195,999	20,870	17,740	20,710	17,610	18,670	15,870
196,000 ~	199,999	21,170	17,990	20,710	17,610	18,670	15,870
200,000 ~	203,999	21,270	18,070	20,710	17,610	18,670	15,870
204,000 ~	207,999	21,470	18,250	20,710	17,610	18,670	15,870
208,000 ~	211,999	21,700	18,450	20,710	17,610	18,670	15,870
212,000 ~	215,999	21,870	18,590	20,710	17,610	18,670	15,870
216,000 ~	219,999	22,070	18,760	20,710	17,610	18,670	15,870
220,000 ~	223,999	22,270	18,940	20,710	17,610	18,670	15,870
224,000 ~	227,999	22,470	19,100	20,710	17,610	18,670	15,870
228,000 ~	231,999	22,670	19,270	20,710	17,610	18,670	15,870
232,000 ~		22,760	19,350	20,710	17,610	18,670	15,870

(備考)級地区区分は、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第9「級地区区分」による。  
 ・収入金額が0~8,000円の1人目及び2人目以降、8,001~8,339円の1人目の場合の必要経費として定める額は、収入金額に0.7を乗じた額(1円未満の端数は四捨五入)とする。



(2) 農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入のある世帯については、保護の申請月以後1箇年間における収穫予想高(前年における収穫高を基とし、平年作の程度、災害の有無、豊凶予想等収穫高の予想増減を勘案したもの)の平均月割額をその月の収入充当額として認定して保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、現在の収入について第8(収入の認定)により認定した額に基づいて、保護の程度を決定すること。ただし、これによりがたい場合は、次の収穫を認定する時期まで、一般の要否判定の要領により、その要否及び程度を決定して差しつかえないこと。

(3) 医療予定期間が4箇月未満の短期傷病を理由として医療扶助のための保護の申請があった場合には、医療予定期間に2箇月を加えた月数の間における最低生活費と収入充当額(農業収入又は年間の一時期のみの収穫による収入については、(2)による平均月割額、(1)のただし書により収入を推定するべき常用勤労者の収入については、同ただし書により推定された総収入の平均月割額を基礎として算定した額(4)において同じ。)との対比によって、保護の要否を判定し、保護を要すると判定されたものについては、第8により認定した収入によって保護の程度を決定すること。

なお、傷病の医療予定期間が4箇月以上6箇月未満である場合において6箇月間における最低生活費と収入充当額との対比により、同様に取り扱うこと。

問(第10の1) ある世帯につき、世帯員の疾病(医療期間2か月)による医療扶助の要否を局長通知の特例により判定した結果、否と決定され、その後1か月経過したときに別に世帯員が疾病(医療期間2か月)にかかった場合においては、要否判定のための取支認定は、どのようにしたらよいか。

答 設例の場合においては、最初の疾病に関する要否判定において医療費を4か月に分割して支出の認定をしてあるから、最初の疾病につき2人目の申請時までに支払われるべきであった医療費の額をこえる額は、2人目の疾病の医療費の額に加算してこの疾病の医療扶助の要否を判定する。

たとえば、世帯の収入月13,000円、同最低生活費(医療費を除く。)月8,000円、最初の疾病の医療費

計18,000円、2人目の疾病の医療費計15,000円の場合には、最初の疾病については、収入13,000円× $\frac{\text{医療期間}}{(2+2)}$ >支出8,000円× $\frac{\text{医療期間}}{(2+2)}$ +医療費総計18,000円となり、医療扶助は否と決定するものであり、2人目の疾病については、収入は13,000円× $\frac{\text{医療期間}}{(2+2)}$ と計算し、支出は、8,000円× $\frac{\text{医療期間}}{(2+2)}$ +医療費総計15,000円+18,000円-(13,000円-8,000円)× $\frac{\text{支払済期間}}{1}$ と計算する。したがって、2人目の疾病については、医療扶助は要と決定される。

なお、前記の例において、保護の程度を決定するに際しては、最初の疾病の医療費については、18,000円-(13,000円-8,000円)× $\frac{\text{支払済期間}}{1}$ を支出として認定するものとする。

(4) 保護の要否判定を行う際に算定する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス及び自立支援医療に要する費用は、概算障害福祉サービス所要額及び概算自立支援医療所要額によるものとし、次により算定すること。

#### ア 障害福祉サービス

障害福祉サービスの利用に係る負担上限月額(個別減免等を受けている者については、個別減免等が適用された後における負担上限月額)と食費等実費負担月額(入所施設利用の場合に限る。補足給付等を受けている者については、補足給付等を適用した後における食費等実費負担月額。)の合計額を上限として算定した1か月あたりの平均負担額

#### イ 自立支援医療

自立支援医療の利用に係る負担上限月額と食費の実費負担額(入院の場合に限る。)を上限とした1か月あたりの平均負担額

(5) 保護の要否判定を行う際に算定する介護費は、概算介護所要額によるものとし、概算介護所要額は次により算定すること。

なお、介護保険の被保険者については、アからカまでにつき、それぞれのサービスに係る介護保険給付の利用者負担分を限度とする。

#### ア 居宅介護(イを除く。)

居宅介護支援計画に基づき、当該者の要介護状態区分に応じた介護保険の居宅介護サービス費等

区分支給限度基準額を上限として算定した1か月あたりの平均介護費用

イ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護に係る居宅介護

当該者の要介護状態区分に応じた1か月あたりの介護費用

ウ 施設介護

当該者の要介護状

態区分に応じた1か月あたりの施設介護費用（食事の提供に要する費用を含む。）

エ 介護予防（オを除く。）

介護予防支援計画に基づき、当該者の要支援状態区分に応じた介護保険の介護予防サービス費等区分支給限度基準額を上限として算定した1か月あたりの平均介護費用

オ 介護予防特定施設入居者生活

介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る介護予防当該者の要支援状態区分に応じた1か月あたりの介護費用

カ 福祉用具購入及び介護予防福祉用具購入

介護扶助の対象となる福祉用具であって、当該者の心身の状況から必要となると判断されるものの購入費について、介護保険の居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給限度基準額を12で除して得た額を上限として算定した1か月あたりの費用

問（第10の15） 居宅療養管理指導に係る居宅介護については、概算介護所要額をどのように算定すべきか。

答 原則として、申請日以降の利用に係る本人からの申し立てを基に、利用する予定の指定介護機関及び主治医の意見を確認し、必要と認められる場合には、必要な額を算定すべきである。

ただし、過去の利用実績等から利用の必要性を判断できる場合には、介護保険の1か月あたり上限回数を基に介護費用を算定し、主治医の意見を省略して差し支えない。

(6) 保護施設等の取扱い

ア 救護施設・更生施設及び宿所提供施設

救護施設、更生施設又は宿所提供施設に入所す

ることを必要とする者の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合又はその者の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、その者を被保護者と決定し又は被保護者とみなして、最低生活費認定額と保護施設事務費との合算額から収入充当額を差し引いた額を保護費及び保護施設事務費支出額として決定すること。

イ 救護施設及び更生施設の行う通所事業

救護施設及び更生施設が行う通所事業を利用する者に係る保護施設事務費支出額の決定は次により行うこと。

(7) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額以下の場合、その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(イ) (7)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額を超過する場合であって、その超過額が保護施設事務費に満たない場合は、当分の間、その者を被保護者とみなして、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

また、前記に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事務費の2倍に相当する額を加えた額以下であるときは、当分の間、その者を被保護者とみなして、最低生活費認定額に保護施設事務費の2倍に相当する額を加えた額と収入充当額との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差し支えないこと。

ウ 授産施設

授産施設を利用する者の生業扶助の決定は次により行なうこと。

(7) その世帯の収入充当額が最低生活費認定額と保護施設事務費（家庭授産を利用する場合は、家庭授産の事務費の額）の合算額以下の場合、その者を被保護者と決定し、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

(イ) (7)に該当しない場合であっても、その世帯の収入充当額が最低生活費認定額に保護施設事

務費（家庭授産を利用する場合であっても施設授産の事務費の額とする。）の2倍に相当する額を加えた額（以下「限度額」という。）以下であるときは、当該世帯の自立助長を考慮してその者を被保護者とみなし、当該月の保護施設事務費の額をもって保護施設事務費支出額と決定すること。

また、現に授産施設を効果的に利用している者については、収入充当額が限度額をこえる場合であっても、当分の間、その者を被保護者とみなし、そのこえる額と当該月の保護施設事務費との差額をもって保護施設事務費支出額として決定して差しつかえないこと。

エ アからウの場合の保護施設事務費は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで月を単位として算定し、支出決定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後3箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の途中で入退所する者の保護施設事務費は、入退所の日を含めた入所日数に応じ日割計算により算定すること。

オ アからウの場合において最低生活費認定額をこえる収入充当額があるため保護施設事務費の範囲内で生ずる本人支払額は、施設入所の属する月の翌月（初日に入所する場合は当該月）から退所の日の属する月まで、月を単位として算定すること。

ただし、新たに事業を開始した施設であって事業開始後3箇月を経過する日の属する月の末日が経過していない施設に月の途中で入退所する者の本人支払額は、当該月の収入充当額に基づき算定すること。

(7) 扶助費支給額又は本人支払額の算定（以下「支給額の算定」という。）は、次により行なうこと。

ア 収入額が月により変動しない定期的収入については、その月額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

イ 収入額が月によりある程度の変動が予想されるが、一定期間について観察すれば安定した継続的収入が得られると認められる場合は、3箇月をこえない期間ごとに認定した収入の平均月割額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

ウ 農業収入又は年度の一時期のみの収穫による収入については、原則として12分の1相当額をもって支給額の算定を行なうこととするが、これによることが適当でないと認められる場合は、イにより支給額の算定を行なうこと。

エ 賞与、期末手当等については、その収入月及び収入額が確実に把握できるときは、その収入額を認定のうえ、これを基礎として支給額の算定を行なうこと。この場合、当該算定にかかる収入の額と、扶助費支給後に認定された収入額とに差を生じたときは、収入月以降の収入額に加減して支給額の算定を行なうこと。

オ アからエまでによることが適当でないと認められるときは、客観的根拠により推定できる収入額を基礎として支給額の算定を行なうこと。

なお、保護継続中の者が新たに就職した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不適当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行なうこと。また、この取扱いの適用をうけた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取り扱うものであること。

(8) 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月及びその前月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差しつかえないこと。（この場合、最低生活費の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）

問（第10の11） 局長通知第10の2の(8)では、最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合の被保護者からの返納額の取扱いを示しているが、実施機関からの追加支給を行うべき場合においても同様に考えて、次回支給月以後の収入充当額を減額することによって



調整して差しつかえないか。

答 次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行なって追加支給すること。

この場合、扶助費支給額の変更決定を行なうべき時点は、保護の基準、次官通知、局長通知に定めるところのほか、次に掲げるところを基準とされたい。

- 1 予測し得ない事情の変化により、当該月の収入認定額よりも実際の収入額が著しく過少となり、かつ、当該月内において以後必要な追加収入額が得られないと認められる等、扶助費追加支給の必要があると認められる場合は、その事実を確認した日に直ちに所要の変更手続をとること。
- 2 収入額の変動があった場合であって1以外のときは、法第61条により被保護者から当該月の収入に変動があった旨の届出があった場合であって、当該月の実収入総額を確認したうえ次官通知第8の2に示す収入額の認定の原則並びに局長通知第8及び第10等に示すところによって認定した収入額と比較し、かつ、その他の事情をも勘案した結果、当該世帯の最低生活の維持に著しい支障をきたす事実を確認したときに所要の変更手続をとること。

(9) 特定中国残留邦人等及びその者の配偶者と同居している場合であって、特定中国残留邦人等及びその者の配偶者が支援給付を受給しない場合における保護の要否の判定は、まず、当該要保護世帯と当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者とを同一世帯とみなした場合に算出される当該最低生活費の額と、収入充当額との対比により行うこと。

この場合、当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者の収入充当額の算定については、支援給付の実施要領の定めるところにより行い、当該要保護世帯の収入充当額の算定については、本通知の定めるところにより行うこと。なお、要否の判定に当たり、特定中国残留邦人等とその者の配偶者の資産については考慮する必要がないものであること。

この判定の結果要となった場合には、さらに局長通知第7-2-(1)-シによる当該要保護世帯の最低生活費と、当該要保護世帯の収入充当額との対比

により保護の要否判定及び程度の決定を行うこと。この場合、当該特定中国残留邦人等及びその者の配偶者の収入のうち支援給付の最低生活費を超える額については、収入として認定しないこと。

なお、要否の判定は保護の開始申請時のほか、年1回6月に行うこと。

### 3 保護の開始時期

◎ 第10

#### 3 保護の開始時期

保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。

なお、町村長経由の申請の場合には、町村長が申請書を受領した日、また管轄違いの申請があった場合には、最初の保護の実施機関が申請を受領した日、それぞれ申請のあった日として取り扱うこと。

問(第10の2) 土曜日の夕方急病で入院した要保護者から月曜日に保護の申請があったが、土曜日にさかのぼって保護を適用して差しつかえないか。

答 医療扶助の適用については、設例の場合のように、急病等のため申請遅延につき真にやむを得ない事情のあったことが立証される場合には、必要最小限度で申請時期からさかのぼり保護を開始して差しつかえない。

### 4 扶助費の再支給

◎ 第10

#### 4 扶助費の再支給

前渡された保護金品又は収入として認定された金品(以下「前渡保護金品等」という。)を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。

- (1) 災害のために前渡保護金品等を流失し、又は紛失した場合
- (2) 盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合



問(第10の16) 扶助費の再支給を行うにあたり、留意すべき事項を示されたい。

答 次の点に留意すること。

1 盗難、強奪その他不可抗力の認定

(1) 盗難、強奪

金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。

(2) その他不可抗力

その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが拳証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。

2 調査及び指導等

(1) 事実の調査

被保護者から扶助費の再支給の申請があった場合には本人及び関係者等から事情を詳細に聴取するとともに、必要に応じて実地調査等を行い、失った理由、金額、当時の手持金等について十分に確認すること。

(2) 扶養義務者に対する扶養依頼等の指導

盗難等により保護金品を失ったという特別な事情があるので、通常の扶養は期待できない者も含め援助を受けることを指導し、扶養依頼を行うこと。

3 金品管理等生活指導

一般に、保護費を紛失し再支給を申請するケースは、保護費の大部分を携帯し金銭管理に注意を欠く例が多いので、生活上の指導を十分に行い、必要以上の金品を携帯することのないよう配慮すること。

4 預貯金の活用

被保護者が預貯金を有しており、これを充てれば最低生活が可能と認められる場合は、自己の急迫・緊急状態を回避するため、最優先として預貯金を生活維持に充てさせること。

問(第10の3) 保護台帳、収支認定表等について、一般住民より閲覧の申出があったが、これを認めて差しつかえないか。

答 認めるべきではない。

保護の決定実施に際しては、その事務の性質上

保護者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査することがあるが、これらの事項につきその秘密を厳守することは、国民の福祉事務所に対する信頼を確保するうえから欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある(地方公務員法第34条参照。なお、国家公務員法第100条、民生委員法第15条及び刑事訴訟法第144条に同趣旨の規定がある。)。したがって、これらの事項を記録した保護台帳等の閲覧は許されない。

ただし、保護の実施機関が、当該地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、自己を本人とする保護台帳、収支認定表等の個人情報の開示を請求された場合は、同条例の定めるところにより適切に対応されたい。

なお、保護について不服があれば不服申立てによるべきであり、また一般住民が保護の実施機関の法律執行につき疑義をもつときは、監査請求(地方自治法第75条)によるべきである。

## 5 保護の廃止

問(第10の12) 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

1 保護を停止すべき場合

(1) 当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。

なお、この場合には、以後において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間(原則として日を単位とする。)をあらかじめ定めること。

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、

最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

## 2 保護を廃止すべき場合

(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。

ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の前々月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から前々月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴取することとし、前月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。

問(第10の12の2) 保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合には、必ず保護の廃止によらなければならないか。生活実態の把握が必要な場合等世帯の状況によっては停止することも可能か。

答 生活福祉資金の要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用した場合には、当該貸付資金が貸付を利用しなければ要保護状態となる世帯を対象としていることから、貸付の利用が終了した後は生活保護の適用となる可能性が高い世帯であることを踏まえ、当該貸付資金の利用者については、保護の廃止ではなく、保護の停止を行うこととしても差しつかえない。

問(第10の12-3) 保護受給中の者から「保護を辞退する」旨の意思を示した書面(以下「辞退届」という。)が提出された場合には、これに基づき保護を廃止しても差し支えないか。

答 被保護者から提出された「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない。

ただし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要であり、保護の実施機関が「辞退届」の提出を強要してはならないことは言うまでもなく、本人が「保護を辞退する義務がある」と誤信して提出した「辞退届」や、本人の真意によらない「辞退届」は効力を有せず、これに基づき保護を廃止することはできないものである。

また、「辞退届」が本人の任意かつ真摯な意思に基づいて提出された場合であっても、保護の廃止決定を行うに当たっては、例えば本人から自立の用途を聴取するなど、保護の廃止によって直ちに急迫した状況に陥ることのないよう留意すること。

さらに、保護の廃止に際しては、国民健康保険への加入など、保護の廃止に伴い必要となる諸手続についても助言指導すること。

問(第10の19) 被保護者が海外に渡航した場合には、生活保護の取扱いはどうなるか。

答 被保護者が、一時的かつ短期に海外へ渡航した場合であって引き続き国内に居住の場所を有している場合は、海外へ渡航したことのみをもって生活保護を停廃止することはできないものである。

しかしながら、当該被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、当該渡航費用のための金銭は収入認定の対象となるものである。したがって、それが単なる遊興を目的とした海外旅行等に充てられた場合には、その交通費及び宿泊費に充てられる額について収入認定を行うこととされたい。ただし、この場合、個々の世帯の状況等を勘案し、当該渡航期間中の基準生活費及び加算に相当する額を超える額については、収入認定しないものとして差し支えない。

また、次のような目的で概ね2週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その用途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないことから、保護費のやりくりによる預貯金等で賄う場合には、本通知第3の108により、他からの援助等

で賄う場合には次官通知第8の3の(3)のエに該当するものとして、当該渡航に要する費用の全額を収入認定しないものとして差し支えない。

- 1 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- 2 修学旅行
- 3 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加（選抜又は招待された場合に限る。）

## 第11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

### 1 保護申請時における助言指導

#### ◎ 第11

##### 1 保護申請時における助言指導

(1) 要保護者が、保護の開始の申請をしたときは、保護の受給要件並びに保護を受ける権利と保護を受けることに伴って生ずる生活上の義務及び届出の義務等について十分説明のうえ適切な指導を行なうこと。

(2) 要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。

なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。

問（第10の17） 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことのある者が再度借入をし、保護申請を行った場合、資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下してよろしいか。

答 過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給し、その後に保護廃止となった者が、再度年金担保貸付制度を利用し、その借入金を例えばギャンブルや借金返済等に費消した後、本来受給できるはずの年金が受給できなくなった場合は、実質的に保護費を借金返済等に充てることを目的として年金

担保貸付を利用していることになる。

生活保護制度は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（生活保護法第4条）ものであることから、老後の基礎的な生活費等として活用すべき年金を担保に貸付を受けて、これを先に述べたような用途に充てるために費消するような場合には、資産活用（月々の年金受給）を恣意的に忌避しているため、法第4条に定める保護の受給要件を満たしていないと解されることになる。

したがって、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が再度借入をし、保護申請を行う場合には、

- ・ 当該申請者が急迫状況にあるかどうか
- ・ 保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうか

といった事情を勘案した上で、原則として、保護の実施機関は資産活用の要件を満たしていないことを理由とし、申請を却下して差し支えない。

なお、被保護者に対しては、生活保護受給中には年金担保貸付を受けることができないこと、年金担保貸付を受けている場合には生活保護を受けることができないことを周知しておきたい。

問（第10の17-2） 稼働能力に応じた求職活動を行っていないことを理由に保護を廃止された者が、その後同様の状況下で求職活動に取り組むことを確認した上で再度保護を受給するに至った際、やはり能力に応じた求職活動を行わないため保護を再び廃止され、その後再度保護の申請を行った場合には、どのように保護の要否の判断を行えばよいか。

答 設問のような場合には、保護の廃止等を通じて、稼働能力の活用が保護の要件であって、その能力に応じた求職活動を行うことの必要性を十分に理解していることは、より明らかであり、保護再廃止時までの再三の就労指導に従わなかったのであるから、再廃止後問もなくされた申請においては、仮に、求職活動を十分に行うと申請者が申立てたとしても、稼働能力を活用することは期待できず、恣意的に稼働能力の活用を忌避し、資産要件を満たさないと考えられる。



したがって、保護の実施機関は、稼働能力がありながらその能力に応じた求職活動を行っていないことを理由に保護廃止となった者が、その後、同じ理由で保護廃止となり、再々度の申請を行う場合には、

- ① 当該申請者が、急迫の状況にないこと
- ② 申請の段階で身体的に稼働する能力があること
- ③ 保護廃止から間もない申請であること
- ④ 保護廃止から申請までの間に真摯に求職活動を行ったことが立証されていないこと
- ⑤ 社会通念上、真にやむを得ない事情がないこと

を確認した上で、より厳密に稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を行い、保護の適否を判断することになる。

なお、被保護者に対しては、稼働能力がありながらその能力に応じた求職活動を行っていないことを理由に保護廃止となった者が、その後、同じ理由で保護廃止になり再々度の申請をした場合には、より厳密に稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を行い、保護の適否を判断する取扱いとなることを事前に周知しておかれない。

また、本取扱いの実施にあたっては、稼働能力を活用しないことを理由とした過去二回の廃止の事実だけをもって判断するというだけでなく、上記の①から⑤に該当するか否かについて、保護の実施機関において組織的に検討すること。

## 2 保護受給中における指導指示

### ◎ 第11

#### 2 保護受給中における指導指示

(1) 保護受給中の者については、随時、1と同様の助言、指導を行なうほか、特に次のような場合には必要に応じて法第27条による指導指示を行なうこと。

ア 傷病その他の理由により離職し、又は就職していなかった者が傷病の回復等により就労（そのために必要な訓練等につくことを含む。）を可能とするに至ったとき。

イ 義務教育の終了又は傷病者の介護もしくは乳児

等の養育にあたることを要しなくなったため就労が可能となったとき。

ウ 現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき。

エ 内職等により少額かつ不安定な収入を得ている者について、健康状態の回復、世帯の事情の改善等により転職等が可能なとき。

オ 就労中であつた者が労働争議参加等のため現に就労収入を得ていないとき。

カ アからオまでに掲げる場合のほか、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき。

キ 次官通知第7の1による収入に関する申告を行なわないとき。

ク 世帯の変動等に関する法第61条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。

ケ 主治医の意見に基づき、入院、転院又は退院が必要であると認められるとき。

コ 施設に入所させ、又は退所させる必要があると認められるとき。

サ 施設入所者が施設の管理規程に従わないため、施設運営上困難を生じている旨当該施設長から届出があつたとき。

シ キからサまでに掲げる場合のほか最低生活の維持向上又は健康の保持等に努めていない等被保護者としての義務を怠っていると認められるとき。

ス その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。

(2) (1)のアからオまでによる指導指示を行うにあたっては、本人又は親族、知己による求職活動をうながし、これに適切な助言、指導又はあっせんを行うこととするが、これによることが適当でない場合は、公共職業安定所への連絡、紹介等について必要な指導指示を行うものとする。

なお、被保護者の就労又は収入の増加を図るために必要があると認められるときは、生業扶助の適用等の措置について配慮すること。

(3) 指導指示を行なうにあたっては、必要に応じて、事前に調査、検診命令等を行ない状況の把握に努め



るとともに本人の能力、健康状態、世帯の事情、地域の慣行等について配慮し、指導指示が形式化することのないよう十分留意すること。

- (4) 法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行なうことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行なうこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経たうえで当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行なうこと。

### 3 保護停止中における助言指導等

#### ㉓ 第11

#### 3 保護停止中における助言指導等

保護停止中の被保護者についても、その生活状況の経過を把握し、必要と認められる場合は、生活の維持向上に関し適切な助言指導を行なう等、所要の措置を講ずること。

### 4 検診命令

#### ㉓ 第11

#### 4 検診命令

##### (1) 検診を命ずべき場合

次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するため検診を受けるべき旨を命ずること。なお、この場合事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には都道府県本庁（指定都市及び中核市にあつては市本庁とする。）の技術的な助言を求めること。

ア 保護の要否又は程度の決定にあたって稼働能力の有無につき疑いがあるとき。

イ 障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるとき。

ウ 医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき。

エ 現に医療扶助による給付を受けている者につき当該給付の継続の必要性について疑いがあるとき。

オ 介護扶助の実施にあたり、医学的判断を要するとき。

カ 現に医療扶助の適用を受けている者の転退院の必要性の判定を行なうにつき、検診が必要と認められるとき。

キ 自立助長の観点から健康状態を確認する必要があるとき。

ク その他保護の決定実施上必要と認められるとき。

##### (2) 医師又は歯科医師の選定及び連絡

検診を行なう医師又は歯科医師は、要保護者の当該疾病につき、正確かつ適切な診断を行ない得ると判断されるものの中から指定すること。この場合、指定しようとする医師または歯科医師に対して、検診すべき要保護者の氏名、期日、場所、方法、報酬等をあらかじめ連絡し、その了解を得ること。了解を得た場合は検診書及び検診料請求書を発行して交付すること。

##### (3) 検診命令書の発行

(1)により検診を受けるべき旨を命じようとするときは、検診を受けるべき者に検診命令書を発行して行なうものとする。

この場合、原則として検診命令書は検診を受ける者に直接交付するものとし、交付にあたっては、検診命令について詳細に説明するとともに、これに従わないときは、保護の申請が却下され、又は保護の変更、停止若しくは廃止をされることがある旨伝えること。

##### (4) 検診書の検討および受理

検診を行なった医師等から検診書の送付を受けたときは、その記載内容について検討し、不明な点があればその検診を行なった医師または歯科医師に照会して(1)の各号の疑いを明らかにしたうえで、これを受理すること。

##### (5) 検診料の支払

検診を行った医師等から検診料請求書を受け取ったときは、その内容を審査してこれを確認し、検診料を当該医師又は歯科医師に支払うこと。

なお、検診料は原則として法による診療方針及び診療報酬の例によるものとする。ただし、検診結果を施行細則準則に定める様式以外の書面により作成する必要があると認められる場合は、検診料の

ほかに4,630円の範囲内（ただし、障害認定に係るものについては5,970円の範囲内）で特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない。

(6) 検診命令に従わない場合の取扱い

検診命令に従わない場合において必要があると認められるときは、法第28条第5項に定めるところにより当該保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行なうこと。

問（第11の1） 被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が書面による指導指示に従わない場合には、必要と認められるときは、法第62条の規定により、所定の手続を経たうえ、保護の変更、停止又は廃止を行なうこととなるが、当該要保護者の状況によりなお効果が期待されるときは、これらの処分を行なうに先立ち、再度、法第27条により書面による指導指示を行なうこと。なお、この場合において、保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、次の基準によること。

1 当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行なうこと。

2 1によることが適当でない場合は保護を停止することとし、当該被保護者が指導指示に従ったとき、又は事情の変更により指導指示を必要とした事由がなくなったときは、停止を解除すること。

なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行なうこととし、これによってもなお従わない場合は、法第62条の規定により所定の手続を経たうえ、保護を廃止すること。

3 2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は保護を廃止すること。

(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(3) 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

なお、1から3に掲げる保護の変更、停止又は廃止は、当該処分を行なうことを実際に決定した日から適用することを原則とするが、あらかじめ履行の期限を定めて指導指示を行なった場合にはその指定期限の翌日まで遡及して適用して差しつかえない。

問（第11の2） 要保護者が法第28条による検診命令に従わなかった場合の取扱いの基準を示されたい。

答 設問のような場合にはその必要があると認められるときは法第28条第5項により保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は、保護の変更、停止若しくは廃止を決定すること。

なお、法第28条第5項により処分を行なう場合は、次によること。

1 保護の開始申請に伴い、保護の要否を判定するため必要な検診である場合には、当該開始申請を却下すること。

2 保護の変更申請に伴い必要な検診である場合には当該変更申請を却下すること。

3 要保護者が検診を受けなかったため、特定の費用について必要性の有無が判断できないときは、最低生活費の算定に際し、当該費用を計上しないこと。

4 2又は3によりがたい場合は保護を停止することとし、当該被保護者が検診を受け、かつ、その結果保護を要することが明らかになったとき、又は検診を受けさせる必要がなくなったときには停止を解除すること。

なお、保護を停止した後、再度検診命令を行ない、なおこの命令にも従わないときは、法第28条第5項により保護を廃止すること。

5 4にかかわらず、最近1年以内において当該検診命令違反のほかに文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき、又は停止によっては、当該要保護者をして検診命令に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止すること。

なお、4及び5に掲げる保護の変更、停止又は廃止は処分を行なうことを決定した日から適用す

ることを原則とするが、あらかじめ期日を定めて  
検診命令を行なった場合にはその指定期日の翌日  
まで遡及して適用して差しつかえない。

## 第12 調査及び援助方針等

### 1 訪問調査

#### ③ 第12

##### 1 訪問調査

要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。

##### (1) 申請時等の訪問

保護の開始又は変更の申請等のあった場合は、申請書等を受理した日から1週間以内に訪問し、実地に調査すること。

##### (2) 訪問計画に基づく訪問

訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。

##### ア 家庭訪問

少なくとも1年に2回以上訪問すること。

ただし、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に1年に1回以上訪問することとして差しつかえない。

また、被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。

##### イ 入院入所者訪問

(7) 入院している患者については、少なくとも1年に1回以上、本人及び担当主治医等に面接して、その病状等を確認すること。

(8) 生活扶助を目的とする施設若しくは介護施設に入所している者又は保護施設通所事業を利用している者については、1年に1回以上訪問すること。

##### (3) 臨時訪問

次に掲げる場合については、臨時訪問を行うこと。

ア 申請により保護の変更を行う場合

イ 生業扶助により就労助成を行った場合

ウ 水道設備、電灯設備又は家屋補修に要する経費を認定した場合（事後確認）

エ 保護が停止されている場合

オ その他指導若しくは、助成又は調査の必要のある場合

問（第12の1） 実施機関において、被保護世帯の世帯類型や助言指導の必要性等に応じた統一的な訪問基準を作成し、それに基づいて訪問計画を策定することとして差しつかえないか。

答 訪問調査については、①生活状況の把握、②保護の要否及び程度の確認、③自立助長のための助言指導などを目的として実施することが考えられるところであるが、これらの訪問目的を達成するために考慮された訪問基準であれば、お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

なお、前記の訪問基準の設定を行った場合であっても、被保護者の個々の状況に応じて、適宜、必要な訪問調査の実施に留意されたい。

問（第12の2） 無料低額宿泊所に入所中の者に対し、訪問調査を行う場合、居宅の場合と同様、局長通知第12の1(2)に基づき、少なくとも1年に2回以上訪問するべきか。

答 お見込みのとおり。

なお、個々の援助方針に沿った支援等を行うことを目的として、「住宅手当緊急特別措置事業実施要領の一部改正について」（平成25年3月1日社援発0301第1号厚生労働省社会・援護局長通知）に規定する「住宅確保・就労支援員」等を活用して必要

な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の訪問とみなすこととして差し支えない。

また、訪問調査を行うにあたっては、居宅生活への移行が可能か検証する等、自立に向けた支援の検討を行うこと。

## 2 関係機関調査

㉔ 第12

### 2 関係機関調査

保護の決定実施上必要があるときは、年金事務所、公共職業安定所、事業主、保健所、指定医療機関、指定介護機関等の関係機関について、必要事項を調査すること。

## 3 課税調査

㉔ 第12

### 3 課税調査

被保護者の収入の状況を客観的に把握するため、毎年6月以降、課税資料の閲覧が可能となる時期に速やかに、税務担当官署の協力を得て被保護者に対する課税の状況を調査し、収入申告額との突合作業を実施すること。

## 4 援助方針

㉔ 第12

### 4 援助方針

#### (1) 援助方針の策定

訪問調査や関係機関調査によって把握した要保護者の生活状況を踏まえ、個々の要保護者の自立に向けた課題を分析するとともに、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定すること。また、策定した援助方針については、原則として要保護者本人に説明し、理解を得るよう努めること。

#### (2) 援助方針の評価と見直し

被保護世帯に対する指導援助の結果を適宜適切な時期に評価し、援助方針の見直しを行うこと。

援助方針の見直しは、世帯の状況等の変動にあわせて行うほか、世帯の状況等に変動がない場合であっても少なくとも年に1回以上行うこと。

## 5 関係機関との連携

㉔ 第12

### 5 関係機関との連携

被保護世帯への指導援助にあたっては、関係部局、民生委員・児童委員、保健所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関、介護機関、地域包括支援センター、障害福祉サービス事業者、学校、警察等の関係機関と必要な連携を図ること。

## 第13 その他

### 1 国民年金保険料の取扱い

㉔ 第13

#### 1 国民年金保険料の取扱い（別紙参照）

国民年金保険料の取扱いは、次のとおりであるので、これを踏まえ、被保護者の自立助長を図られたい。

(1) 生活扶助を受ける者については、国民年金法第89

条の規定により、生活扶助を受けるに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものであること。

(2) 生活扶助以外の扶助を受けるものについては、国民年金法第90条の規定により、社会保険庁長官は、その指定する期間に係る保険料は、すでに納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しないものとするができること。この場合において、被保護者から申請があったときは、直ちに免除の認定が行われるべきであるとされていること。なお、社会保険庁長官の指定する期間とは、申請のあった日の属する月の直前の7月からその翌年の6月までの期間において必要と認める期間である。

### 2 放送受信料

㉔ 第13

#### 2 放送受信料

被保護者が受信機を設置して締結する受信契約については、日本放送協会受信料免除基準により、放送受信料は免除されるものであること。

なお、受信料免除申請書については、日本放送協会において用紙を印刷し、各放送局に配付することとさ



れているので、もよりの放送局と連絡のうえこれを受領し、あらかじめ福祉事務所に備えておくこと。また受信料を免除されている者に係る保護の継続如何に関する連絡等について、日本放送協会の受信料免除に関する事務に協力すること。

### 3 国民年金（福祉年金）及び児童扶養手当の取扱い

#### ③ 第13

#### 3 国民年金（福祉年金）及び児童扶養手当の取扱い

(1) 福祉年金受給権の裁定請求に必要な費用及び児童扶養手当受給資格の認定請求に必要な費用については、次官通知第8の3の(2)のAの(イ)によって、年金又は手当収入を得るために必要な経費として、その実際必要額を当該収入から控除するものであること。

(2) 福祉年金（児童扶養手当）裁定（認定）請求に必要な添付書類で費用を伴うものは次に掲げる表の上欄のとおりであるが、これらは同表の下欄に記載するとおり処理することによってその費用を無料又は低額にすることができるのであるから、十分理解したうえ細部は関係機関に連絡し、手続に要する経費は最小限度に止めるとともに、手続が煩雑である等の理由により受給を期待しうる要保護者が裁定（認定）の申請を行なわないことのないよう指導すること。

子等の相互の身分関係を明らかにする書類等	
児童扶養手当において身分関係又は生計関係を明らかにすることができる書類	戸籍の謄抄本又は住民票の写しを必要とするときは前記による。また、民生委員、社会福祉主事等の証明書によるときは費用を要しない。
福祉年金診断書	次の施設を利用するときは、無料又は低額料金によることができる。 1 無料交付施設 (1) 身体障害者福祉法による身体障害者更生相談所及びその巡回相談 (2) 児童福祉法による障害児福祉施設 2 無料又は低額料金による交付施設 (1) 国立病院、国立療養所、社会保険関係病院、日本赤十字病院、社会福祉法人経営の無料又は低額診療施設 (2) 保健所のうち肢体不自由児療育指定保健所
児童扶養手当障害認定診断書	福祉年金診断書と同様であるが、次の2点に留意すること。 1 国民年金法による障害等級の1級に該当し、障害（福祉）年金を受けている者については省略できる。 2 知的障害者福祉法による知的障害者更生相談所及びその巡回相談においても無料で交付を受けることができる。

## 第14 施行期日等

(省 略)

戸籍の謄抄本又は住民票の写し	戸籍又は住民票の記載事項に関する証明書をもって代えた場合は費用を要しない。
受給権者（受給資格者）配偶者又は扶養義務者の所得証明書	裁定（認定）請求書を提出しようとする市町村長から福祉年金所得状況届（児童扶養手当所得状況届）に審査した旨の記載を受けることによって省略することができるが、この場合は費用を要しない。また、他の市町村長から同様の記載を受ける場合においても費用を免除されることがある。
母子福祉年金又は準母子福祉年金において夫等の死亡日を明らかにすることができる書類、夫等の死亡の当時に於ける夫、受給権者及び	戸籍若しくは除籍の抄本又は住民票の写しを必要とするときは上記による。また死亡した夫との関係が内縁関係であったため戸籍抄本等を添えることができないときは、医師、民生委員、社会福祉主事等の証明書で差しつかえなく、したがって費用を要しない。

## **18. 生活保護問答集について**

**(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援  
護局保護課長事務連絡)【改正案】**



新 旧 対 照 表 (案)

改正後	現 行
<p>第1編 保護の実施要領関係</p> <p>問7-14 [冬季加算に係る特別基準の取扱い] 課第7の29の2の「冬季に増加する光熱費が地区別冬季加算額で賄える特段の事情」とは、どのようなものが該当するのか。</p> <p>(答) 乳児が保育所を利用しているなど日中在宅していない時間が長い場合、社員寮などで光熱費が無料又は低額に設定されている住宅に居住している場合などが該当する。</p> <p>問7-44 [暖房器具の購入に要する費用の範囲] 局第7の2の(6)の「暖房器具の購入に要する費用」には、冷暖房器具の購入に要する費用を含むのか。</p> <p>(答) 「暖房器具の購入に要する費用」には、暖房用の器具として、暖房機能に加えて冷房機能を有する機器を購入する場合の購入費用を含む。ただし、その場合でも購入費用の上限額は20,000円となる。</p> <p>問7-96 [世帯人員別の住宅費(限度額)の認定] 保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額(限度額)のうち、世帯人員別の限度額の適用に当たって、世帯分離されている者も、現に同居していれば、世帯人員に含めてよいか。</p> <p>(答) 世帯人員別の限度額の適用に当たっては、同一世帯員として現に同居し、保護を受けている者を世帯人員に含めるものであり、設問のように、世帯分離により保護を受けていない者は、同居している場合であっても世帯人員には含めないものである。</p>	<p>第1編 保護の実施要領関係</p> <p>問7-14 (削除)</p> <p>問7-44 [長期入院患者が退院した場合等の暖房器具] 長期入院患者が冬期間に退院した場合等で、暖房器具がなく、かつ、必要不可欠と認められるときは、家具什器費の基準額の範囲内で、暖房器具を支給してよいか。</p> <p>(答) お見込みのとおり取り扱って差し支えない。</p> <p>問7-96 [7人以上世帯の住宅費の認定] 家賃、間代等限度額について、局第7の4の(1)のオにより、7人以上世帯の特別基準限度額が示されているが、この場合、世帯分離されている者も、現に同居していれば、世帯人員に含めてよいか。</p> <p>(答) この特例は、同一世帯員として現に同居し、保護を受けている場合の措置であり、設問のように、世帯分離により保護を受けていない者は、同居している場合であっても世帯人員には含めないものである。</p>



問7-96-2〔床面積の確認方法〕

保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の適用に当たって、床面積はどのように確認すればよいか。

（答）床面積は、原則として賃貸借契約書その他の書面により確認することとし、賃貸借契約書等に床面積の記載がない場合は、必要に応じて被保護者に対して、賃貸人に床面積の記載を求めるよう依頼すること。

賃貸借契約書等の書面により床面積の確認ができない場合又は賃貸借契約書等に記載されている床面積に疑義がある場合は、実地調査により床面積を計測し、確認すること。

なお、床面積が15㎡を超えていることが明らかである場合は、住宅扶助（家賃・間代等）の認定に当たって床面積を改めて確認する必要はない。

問7-96-3〔賃貸借契約書等における床面積が内法計算による床面積である場合の取扱い〕

賃貸借契約書等において、床面積が、内法計算による面積（壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。以下「内法面積」という。）となっている場合は、その面積により床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額を適用してよいか。

（答）床面積について、賃貸借契約書等の書面において内法面積が記載され、壁芯計算による床面積（壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。以下「壁芯面積」という。）が確認できない場合は、原則として実地調査により壁芯面積を計測し、確認の上、壁芯面積を適用すること。ただし、壁芯面積の測定が困難な場合は、内法面積の1.15倍を壁芯面積として差し支えない。

問7-96-2（新設）

問7-96-3（新設）

**19. 生活保護法による住宅扶助の認定について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）【案】**



○「生活保護法による住宅扶助の認定について」  
通知(案)

現行	社援保発 平成27年 月 日 第 号
<p>都道府県 民生主管部(局)長 殿 指定都市 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p>生活保護法による住宅扶助の認定について</p>	<p>都道府県 民生主管部(局)長 殿 指定都市 中核市</p> <p>厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p>生活保護法による住宅扶助の認定について</p>
<p>本日、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号。以下「法」いう。)第8条の規定に基づき、別添のとおり、厚生労働省・国土交通省告示第1号をもって「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)が定められた。</p> <p>基本方針では、ホームレスに対する生活保護法による保護の実施に関する事項についても定められ、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)等について、ホームレス等の被保護者(以下「ホームレス等」という。)に対し居宅生活へ移行するための支援等を行う場所として位置付けたところである。</p> <p>しかしながら、一部の無料低額宿泊所等では、居室がプライバシーに配慮されていない等利用者の適切な処遇が確保されていない実態にあることから、別途「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を定め、無料低額宿泊所の設備及び運営の適正化を図るとともに、無料低額宿泊所等に起居している場合の住宅扶助の適用について、下記のとおり定め、平成15年11月1日から適用することとしたので、了知の上、生活保護の適正な実施に遺漏なきを期されたい。</p> <p>なお、本通知の1については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。</p>	<p>本日、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第3の2に基づき、厚生労働大臣が別に定める額(以下、「限度額」という。)について通知(以下「通知」という。)が発出されたところであるが、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設その他賃貸借契約以外の契約で宿所を提供する施設(以下「無料低額宿泊所等」という。)に起居している場合の住宅扶助の適用について、下記のとおり定め、本年7月1日から適用することとしたので、了知の上、生活保護の適正な実施に遺漏なきを期されたい。</p> <p>また、本通知の1については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準である。</p> <p>なお、「生活保護法による住宅扶助の認定について」(平成15年7月31日社援保発第0731002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)は廃止する。</p>
<p>記</p> <p>1 住宅扶助の取扱いについて</p> <p>(1) 無料低額宿泊所等の居室が、開口部以外が硬質の壁で区切られていること等 プライバシーに配慮されたものであって、1世帯で使用している場合には、生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)別表第3の2に規定</p>	<p>記</p> <p>1 住宅扶助の取扱いについて</p> <p>(1) 無料低額宿泊所等の居室が、開口部以外が硬質の壁で区切られていること等 プライバシーに配慮されたものであって、1世帯で使用している場合には、限度額の範囲内で、住宅扶助額を認定して差し支えないこと。</p>



また、通知の1の(2)による床面積別の住宅扶助の限度額を適用する場合において、次のいずれかに該当する場合には、通知の1の(2)のただし書に規定する「当該世帯の自立助長の観点から引き続き当該住居等に居住することが必要と認められる場合」又は「当該地域の住宅事情の状況により引き続き当該住居等に居住することがやむを得ないと認められる場合」に該当するものとして差し支えないこと。

ア 生活の支援が必要な要保護者であって、かつ居室の提供以外の支援を実施している無料低額宿泊所等を利用することが、本人の自立助長の観点から真に必要と認められる場合

イ 安定した住居のない要保護者であって、居住期間が6箇月未満の利用であると見込まれる場合

なお、居室を1世帯で使用している場合であっても、居室がカーテン等で仕切られたものである場合には、カーテン等がない状態での居室の共用状況に応じて(2)により取り扱うこと。

また、家賃額については、居住者と賃貸人の間で交わされた契約書等により確認すること。

(2) 無料低額宿泊所等の居室を共用している場合は、次のとおり取り扱うこと

ア 居室を共用する者の間で生計の同一が認められる場合

同一世帯として認定し、1世帯分の住宅扶助額の認定は(1)に準じて取り扱うこと。

なお、家賃額については、同一世帯と認定した世帯員のうちの1人と賃貸人の間で交わされた契約書等により確認すること。

イ 居室を共用する者の間で生計の同一が認められない場合

別世帯として認定し、世帯ごとの住宅扶助額を合計した額については、1居室につき1世帯分の基準額の範囲内とする。この場合の世帯ごとの住宅扶助額の認定に当たっては、(1)に準じて取り扱うとともに、居住の実態、賃貸契約の内容等を踏まえ、例えば、基準額について居室を共用する人数で除した額等により認定すること。

なお、住宅扶助額の算定の根拠となる契約書等の写しを徴収すること。

(3) 住宅扶助額の認定に当たっては、居住者の建物内における床面積を契約書及び実地調査により確認した上、居住実態が上記1の(1)又は(2)のどの項目に該当するかを判断すること。

なお、契約書には、居住者の床面積が明確になるよう部屋番号等の記載が必要であり、記載がない場合は居住者から賃貸人に対し、部屋番号等の記載を求めるよう指導すること。

## 2 留意事項

(1) 無料低額宿泊所等に居住している被保護者に対する保護費の支払いについて

する厚生労働大臣が別に定める額(以下「基準額」という。)の範囲内で、住宅扶助額を認定して差し支えないこと。

なお、居室を1世帯で使用している場合であっても、居室がカーテン等で仕切られたものである場合には、カーテン等がない状態での居室の共用状況に応じて(2)により取り扱うこと。

また、家賃額については、居住者と賃貸人の間で交わされた賃貸借契約書等により確認すること。

(2) 無料低額宿泊所等の居室を共用している場合は、次のとおり取り扱うこと

ア 居室を共用する者の間で生計の同一が認められる場合

同一世帯として認定し、1世帯分の住宅扶助額の認定は(1)に準じて取り扱うこと。

なお、家賃額については、同一世帯と認定した世帯員のうちの1人と賃貸人の間で交わされた賃貸借契約書等により確認すること。

イ 居室を共用する者の間で生計の同一が認められない場合

別世帯として認定し、世帯ごとの住宅扶助額を合計した額については、1居室につき1世帯分の基準額の範囲内とする。この場合の世帯ごとの住宅扶助額の認定に当たっては、居住の実態、賃貸借契約の内容等を踏まえ、例えば、基準額について居室を共用する人数で除した額等により認定すること。

なお、住宅扶助額の算定の根拠となる賃貸借契約書等の写しを徴収すること。

(3) 住宅扶助額の認定に当たっては、居住者の建物内における床面積を賃貸借契約書及び実地調査により確認した上、居住実態が上記1の(1)又は(2)のどの項目に該当するかを判断すること。

なお、賃貸借契約書には、居住者の床面積が明確になるよう部屋番号等の記載が必要であり、記載がない場合は居住者から賃貸人に対し、部屋番号等の記載を求めるよう指導すること。

## 2 留意事項

(1) 無料低額宿泊所等に居住しているホームレス等に対する保護費の支払いについて

<p>ては、直接無料低額宿泊所等の事業者に支払うことなく、本人へ確実に保護費が支払われるようにすること。</p> <p>(2) 福祉事務所は、被保護者が居住している無料低額宿泊所等を訪問し、適切な処遇が行われているか等生活実態の把握に努めるとともに、居住している被保護者に対して、居住上問題が生じた場合には連絡するよう徹底させ、劣悪な状況であると認められるときには、転居指導を行うとともに必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 福祉事務所は、被保護者が無料低額宿泊所に居住している場合には、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」(平成15年7月31日社援発第0731008号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」に定める事項が遵守されているか確認すること。</p> <p>また、都道府県本庁(指定都市及び中核市)にあっては市本庁とする。)においては、無料低額宿泊所に対する調査等によって把握された情報を福祉事務所に適宜提供し、福祉事務所における生活実態の把握に協力すること。</p>	<p>については、直接無料低額宿泊所等の事業者に支払うことなく、本人へ確実に保護費が支払われるようにすること。</p> <p>(2) 福祉事務所等保護の実施機関は、ホームレス等が居住している無料低額宿泊所等を訪問し、適切な処遇が行われているか等生活実態の把握に努めるとともに、居住しているホームレス等に対して、居住上問題が生じた場合には、連絡するよう徹底させ、劣悪な状況であると認められるときには、転居指導を行うとともに必要な支援を行うこと。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別添 [略]



**20. 社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について  
(平成15年7月31日社援発第0731008号厚生労働省社会・援護局長通知)【改正案】**





○社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の利用について  
 (平成15年7月31日社援発第0731008号厚生労働省社会・援護局長通知)

改正後	現行
<p>社援発第0731008号 平成15年7月31日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核都市市長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために 無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う 施設の設備及び運営について</p>	<p>社援発第0731008号 平成15年7月31日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核都市市長 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために 無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う 施設の設備及び運営について</p>
<p>(略)</p> <p>1 本指針は、すべての無料低額宿泊所を対象とするものではないこと。              また、生計困難者(生活保護法第6条第2項にいう要保護者を含む。以下同じ。)に簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設(1)において「宿泊所」という。)を利用させることを目的とし、かつ、近隣の同種の住宅に比べて低額であるか、又は1か月当たりの料金を住宅扶助で賄うことができる宿泊所については、他の法令で定める施設であるものを除き、3の届出の有無にかかわらず、無料低額宿泊所に</p>	<p>標記の事業を行う施設(以下「無料低額宿泊所」という。)については、近年、その設置数が急増しているものの、一部には居室がプライバシーに配慮されていない等利用者の適切な処遇が確保されていないもの等がみられる。              こうした状況にかんがみ、無料低額宿泊所の適切な設備及び運営を確保する観点から、別紙「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」(以下「指針」という。)を定めたので、下記の事項に留意し、本指針の趣旨を踏まえ、利用者の適切な処遇が確保されるよう努められたい。              なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的助言である。</p> <p>記</p> <p>1 本指針は、すべての無料低額宿泊所を対象とするものではないこと。              起居している無料低額宿泊所だけを対象とするものではないこと。</p>

該当するものであること。  
なお、生計困難者を募集し、又は勧誘を行っている場合には、当該目的があるものと判断して差し支えないこと。

2 (略)

3 既存の無料低額宿泊所に対しては、適切な運営を確保する観点から、定期的に、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第70条に規定する調査等を実施し、本指針に沿った運営が行われるよう働きかけるとともに、利用者の処遇に関する不当な行為等が認められたときは、利用者保護の観点から、6の経営の制限等の命令を行うことも含め、適切な運営方法等について指導すること。また、新規に法第69条第1項に規定する届出（以下「届出」という。）をしようとしている事業者に対しては、指針の趣旨、目的、内容等を説明し、遵守させるよう努めること。

なお、法第70条に規定する調査等の対象には、無料低額宿泊所の定義に該当しているにもかかわらず届出をしていない無料低額宿泊所も含まれるものであるため、福祉事務所等の関係機関と連携して適切に調査等を実施し、事業者に対し届出を励行させるとともに、本指針に沿った運営が行われているか確認すること。

4 3の調査等に当たっては、居室の状況やサービスの実施状況等について、利用者から利用状況等を聴取するなど実態把握に努め、必要に応じて建築部局や消防機関とも連携を図ること。

また、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表の検査を行うこと等により、経営状況の把握を行うとともに、利用契約書や管理規定等について提出を求め、実態を把握していないか確認すること。

5 無料低額宿泊所に起居する被保護者について、福祉事務所等保護の実施機関は、適切な処遇が行われているか等の生活実態の把握や一般賃貸住宅への転居等自立の支援に努めること。

6 法第70条の規定による報告の求めに必ずしも必ずしも、若しくは虚偽の報告をしたとき、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき又は不当に営利を図り、又は利用者の処遇につき不当な行為をしたときは、法第72条第1項の規定により、社会福祉事業を営営することの制限又は停止を命ずること。また、届出が行われていない無料低額宿泊所についても、不当に営利を図り、又は利用者の処遇につき不当な行為をしたときは、法第72条第3項の規定により、社会福祉事業を営営することの制限又は停止を命ずること。

また、次に掲げる場合には、不当な営利を図り、又は不当な行為をし、適正な運営ができなくなったものとして、社会福祉事業を営営することの制限又は停止を命ずること。

① 居室の利用及びそれ以外のサービスの利用を強要し、又はあまのりな名目による不適切な金銭の支払いを求めているとき

2 各地方公共団体において、独自に無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針を策定することを妨げるものではないが、規定する内容については本指針の趣旨に沿ったものであること。

3 既存の無料低額宿泊所に対しては、必要な調査等を実施し、環境改善を働きかけるとともに、新規に届出をしようとしている事業者については、指針の趣旨、目的、内容等を説明し、遵守させるよう努めること。

4 無料低額宿泊所に起居する被保護者について、福祉事務所等保護の実施機関は、適切な処遇が行われているか等の生活実態の把握や一般賃貸住宅への転居等自立の支援に努めること。

5 無料低額宿泊所の適切な運営を確保する観点から、必要に応じ、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条に規定する調査を実施し、事業者が不当に営利を図り、又は利用者の処遇につき不当な行為をしたときは、同法第72条第1項の規定により、社会福祉事業を営営することの制限又は停止を命ずること。

- ② 居室の利用以外のサービスに係る費用の契約を締結しないことにより退去を求めているとき
- ③ その他利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- なお、当該命令に違反して引き続き社会福祉事業を営み続けた場合には、法第131条の規定により、刑事罰として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるものであること。
- 7 事業者に対して経営の制限又は停止を命じる際には、当該施設を利用している者に対してその内容を情報提供するとともに、被保護者の転居等について福祉事務所等保護の実施機関と連携すること。

(別紙)

無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針

1 設備基準

- (1) 建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とし、かつ、建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設けること。
- (2) 居室は、原則として個室とし、一居室の面積は7.43平方メートル以上とする。なお、地域の事情によりこれにより難しい場合は、居室の床面積が1人当たり4.95平方メートル以上確保すること。
- (3) (略)
- (4) 居室はプライバシーが守られるよう、環境整備に配慮すること。  
また、居室の採光や建築物の間仕切壁等については、建築基準法の防火関係規定を満たす必要があること。

- (5)～(8) (略)

2 運営基準

- (1) 入居募集に当たっては、提供する福祉サービス（宿泊所を利用させること）

なお、当該命令に違反して引き続き社会福祉事業を営み続けた場合には、同法第131条の規定により、刑事罰として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるものであること。

(別紙)

無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針

1 設備基準

- (1) 建物は耐火建築物又は準耐火建築物であるなど建築基準法を遵守すること。
- (2) 1の居室は、原則として、2以上の世帯に利用させないこと。  
なお、地域の事情によりこれにより難しい場合は、居室の床面積が1人当たり3.3㎡以上確保されていること。
- (3) 居室を地階に設けないこと。
- (4) 居室はプライバシーが守られるよう、環境整備に配慮すること。

- (5) 談話室及び相談室を整備すること。相談室を談話室と兼用とする場合は、プライバシーが守られるよう配慮すること。
- (6) 食事を提供する場合は、食堂を設置すること。
- (7) 浴室は、定員に見合った広さを確保すること。洗面所及びトイレは、居室のある各階に定員に見合った数を設置すること。
- (8) 避難誘導灯・避難口及び避難通路を整備し、利用者の安全確保を図ること。  
また、消火器及び避難器具等を設置するなど消防法を遵守すること。

2 運営基準



の内容について、十分に情報提供すること。(法第75条関係)

- (2) 福祉サービスの利用希望者からの申込みがあった場合には、利用契約に関する内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めること。(法第76条関係)
- (3) 福祉サービスの利用契約に際して、利用者に対し、事業者の名称、提供される福祉サービスの内容、料金、福祉サービスの提供開始年月日、福祉サービスに関する苦情を受け付けるための窓口等を記載した書面を交付しなければならないこと。(法第77条第1項関係)
- (4) 福祉サービスの提供を受ける場合には、当該サービスの内容及び費用等を明らかにした上で、福祉サービスの利用契約とは別の書面で契約を締結すること。また、福祉サービス以外のサービスに係る契約を締結しないことを福祉サービスの利用契約解除の条件としないこと。
- (5) 入居に当たって保証人を求めないこと。
- (6) 施設長を配置すること。
- (7) 常時、生活の相談に応じるなど利用者の自立支援に努めること。
- (8) 利用者のプライバシーを尊重した施設運営に努めること。
- (9) 利用者等からの苦情に対しては、適正な解決に努めること。
- (10) 入浴は、週に3回以上行うこと。
- (11) 食事を提供する場合は、各種法令を遵守するとともに、調理者、調理器具、食品、食器類、食器等の衛生管理に努めること。
- (12) 利用者の金銭、預金等の管理は利用者自身が行うことを原則とすること。ただし、利用者本人が希望して施設に依頼した場合には、施設において利用者の金銭等を管理することもやむを得ないこと。
- (13) この場合にあつては、利用者からの依頼の事実を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人への定期的報告等を管理規定等で定めること。
- (14) 利用者の健康管理に留意するとともに、施設内の衛生管理に努めること。
- (15) 施設内における感染症の発生及びまん延防止に努めること。
- (16) 消防計画を作成し、定期的に避難訓練を実施すること。
- (17) 常に、地域住民との相互理解に努めること。
- (18) 事業者は、下記により事業経営の透明性を確保すること。
  - ア 領収書、契約書等を保管するとともに、施設の収支等に関する帳簿類を整備すること。
  - イ 貸借対照表及び損益計算書など収支の状況を毎会計年度終了後3月以内に公開すること。
- (19) 職員処遇については、労働基準法等を遵守し、その向上に努めること。
- (20) 利用者の氏名及び連絡先を明らかにした名簿並びに設備、職員、会計及び利用者との状況に関する帳簿を整備すること。入居者の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守すること。

(1) 入居に当たっては、利用者に対し、事業者の名称、利用料に関する事項、福祉サービスの提供開始年月日等を記載した書面を交付しなければならないこと。(社会福祉法第77条第1項)

- (2) 入居に当たって保証人を求めないこと。
- (3) 施設長を配置すること。
- (4) 常時、生活の相談に応じるなど利用者の自立支援に努めること。
- (5) 利用者のプライバシーを尊重した施設運営に努めること。
- (6) 利用者等からの苦情に対しては、適正な解決に努めること。
- (7) 入浴は、週に3回以上行うこと。
- (8) 食事を提供する場合は、各種法令を遵守するとともに、調理者、調理器具、食品、食器類、食器等の衛生管理に努めること。
- (9) 利用者の健康管理に留意するとともに、施設内の衛生管理に努めること。
- (10) 施設内における感染症の発生及びまん延防止に努めること。
- (11) 消防計画を作成し、定期的に避難訓練を実施すること。
- (12) 常に、地域住民との相互理解に努めること。
- (13) 事業者は、下記により事業経営の透明性を確保すること。
  - ア 領収書、契約書等を保管するとともに、施設の収支等に関する帳簿類を整備すること。
  - イ 貸借対照表及び損益計算書など収支の状況を毎会計年度終了後3月以内に公開すること。
- (14) 職員処遇については、労働基準法等を遵守し、その向上に努めること。
- (15) 利用者名簿を整備すること。

<p>(16) 提供する福祉サービスについて広告するときは、内容等について著しく事実に相違する表示等をしてはならないこと。(社会福祉法第79条)</p>	<p>(20) 提供する福祉サービスについて広告するときは、誇大広告等により、利用者に不当に期待をいだかせたり、それによって誤認させるようなことがないよう、内容等について実態と乖離のない正確な表示をすること。(法第79条関係)</p>
<p>3 施設長等の要件</p> <p>(1) 施設長の要件</p> <p>ア 社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者</p> <p>イ 社会福祉事業に2年以上従事した者</p> <p>ウ ア又はイと同等以上の能力を有していると認められる者</p> <p>(2) 職員等の要件</p> <p>職員は、可能な限り社会福祉主事の資格を有すること。</p>	<p>3 施設長等の要件</p> <p>(1) 施設長の要件</p> <p>施設長は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者</p> <p>イ 社会福祉事業に2年以上従事した者</p> <p>ウ ア又はイと同等以上の能力を有していると認められる者</p> <p>(2) (略)</p>
<p>4 費用</p> <p>(1) 居室使用料</p> <p>ア 居室使用料は、無料又は低額であることとし、使用料を徴収する場合には、当該宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定したものとし、当該使用料に見合った居住環境を確保すること。</p> <p>イ アの「低額」とは、近隣の同種の住宅に比べて、低額な金額であること。</p> <p>ウ 敷金・礼金による負担を求めないこと。</p> <p>(2) 食費、日用品費等</p> <p>ア 食事、日用品等を提供する場合は、食費、日用品費等に見合った内容のものとする。</p> <p>イ 光熱水費を徴収する場合は、実費相当とすること。</p> <p>(3) (1) 及び (2) の金額は、文書により本人に明示すること。また、(2) の内訳を文書に示すこと。</p>	<p>4 費用</p> <p>(1) 居室使用料</p> <p>ア 居室使用料は、無料又は低額であることとし、使用料を徴収する場合には、当該宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定したものとし、当該使用料に見合った居住環境を確保すること。</p> <p>イ アの「低額」とは、近隣の同種の住宅に比べて低額であるか、又は1か月当たりの料金が当該無料低額宿泊所所在地における厚生労働大臣が自治体ごとに定める生活保護の住宅扶助の特別基準額以内の額であること。</p> <p>ウ 敷金・礼金による負担を求めないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>
<p>5 その他</p> <p>(1) 施設を開設しようとするときは、開設地を所管する都道府県、指定都市又は中核市に対し事前相談を行うこと。</p> <p>(2) 施設開設前に、施設の所在地の福祉事務所と利用の方法等について協議すること。また、施設設置について近隣住民の理解を得るよう努めること。</p> <p>(3) 利用者の生活上への支援、地域住民との相互協力、関連する福祉サービスとの連携など、社会福祉の基本理念を遵守すること。(社会福祉法第3条、第4条及び第5条)</p> <p>(4) 不当に営利を図り、又は利用者の処遇において不当な行為をした場合は、宿泊所の経営の制限又は停止を命じられる場合があること。(社会福祉法第72条)</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 不当に営利を図り、又は利用者の処遇において不当な行為をした場合は、宿泊所の経営の制限又は停止を命じられる場合があること。(法第72条第1項)</p>

係)

なお、当該命令に違反して宿泊所を営営し続けた場合には、刑事罰として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるものであること。(法第131条関係)

- (5) 2の(3)及び(20)に該当したときも、宿泊所の経営の制限又は停止を命じられる場合があること。(法第72条第2項関係)
- (6) (略)

第1項)

なお、当該命令に違反して宿泊所を営営し続けた場合には、刑事罰として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるものであること。(社会福祉法第131条)

- (5) 2の(1)及び(15)に該当したときも、宿泊所の経営の制限又は停止を命じられる場合があること。(社会福祉法第72条第2項)
- (6) 利用者が組織される自治会等が利用者から費用を徴収し、施設内で利用者に食事等の提供を行っている場合は、その自治会等に収支計算書等の提出を求め、収支状況を把握するよう努めること。





